

ctc モバイル(LTE)通信サービス契約約款

2025年7月1日
中部テレコミュニケーション株式会社

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、この ctc モバイル(LTE)通信サービス契約約款(以下「この約款」といいます。)を定め、これにより ctc モバイル(LTE)通信サービスを提供します。

(注)本条のほか、当社は、別記 2 に定めるところにより ctc モバイル(LTE)通信サービスに付随するサービス(以下「付随サービス」といいます。)を提供します。

(約款の変更等)

第2条 当社は、民法の定めに従い、契約者の承諾を得ることなく、この約款を変更することがあります。この場合、当社は、変更後のこの約款及びその効力発生時期を、本サービスに係る Web サイト又は当社の運営するホームページに掲載して周知するものとします。また改定されたこの約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他提供条件は変更後の約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。)第 22 条の2の3 第2項第1号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示する方法又は当社が適切であると判断する方法により説明します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
通話	音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
データ通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信
電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
データ通信網	データ通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
ctc モバイル(LTE)通信サービス	電話網又はデータ通信網を使用して特定MNOが提供する電気通信サービス(車載用又は携帯用のアンテナ設備及び無線送受信装置との間に設定した電気通信回線の利用に伴うものに限ります。)であって、特定MNOにより提供される au(LTE)通信サービスを使用して当社が提供する電気通信サービス
サービス取扱所	(1)ctc モバイル(LTE)通信サービスに関する業務を行う当社(特定MNOを含みます。)の事業所等 (2)当社の委託により ctc モバイル(LTE)通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所等
LTE契約	当社から ctc モバイル(LTE)通信サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社とLTE契約を締結している者
一般LTE契約	LTE契約であって、定期LTE契約以外のもの
一般契約者	当社と一般LTE契約を締結している者
定期LTE契約	LTE契約であって、当社がその契約に係る契約期間をあらかじめ定めたもの
定期契約者	当社と定期LTE契約を締結している者
第2種定期LTE契約	契約期間が、その契約に基づいて当社がLTEサービスの提供を開始した日(タイプ I については、契約を更新した場合は、更新した日とします。)から、その日を含む料金月の翌料金月(タイプ I については、契約を更新した場合は、更新した日を含む料金月とします。)から起算して 24 料金月が経過することとなる料金月の末日までのものである定期LTE契約であって、その契約の更新後、その契約に係る契約期間の定めの有無に係るタイプ種別のあるもの
第2種定期契約者	当社と第2種定期LTE契約を締結している者
第3種定期LTE契約	契約期間が、その契約(第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルに係るものに限ります。)に基づいて当社がLTEサービスの提供を開始した日(契約を更新した場合は、更新した日とします。)から、その日を含む料金月の翌料金月(契約を更新した場合は、更新した日を含む料金月とします。)から起算して 24 料金月が経過することとなる料金月の末日までのものである定期LTE契約であって、その契約に係る契約者回線を料金表第1(基本使用料等)1(適用)(27)に定める減額適用に係

	る判定用回線として指定することができるもの
第3種定期契約者	当社と第3種定期LTE契約を締結している者
第5種定期LTE契約	契約期間が、その契約(第1種LTEシングル又は第3種LTEシングルに係るものに限り、)に基づいて当社がLTEサービスの提供を開始した日(契約を更新した場合は、更新した日とします。)から、その日を含む料金月の翌料金月(契約を更新した場合は、更新した日を含む料金月とします。)から起算して 24 料金月が経過することとなる料金月の末日までのものである定期LTE契約であって、特定の基本使用料の料金種別に係る契約者回線について締結することができるもの
第5種定期契約者	当社と第5種定期LTE契約を締結している者
第6種定期LTE契約	契約期間が、その契約(第1種LTEシングル又は第3種LTEシングルに係るものに限り、)に基づいて当社がLTEサービスの提供を開始した日(契約を更新した場合は、更新した日とします。)から、その日を含む料金月の翌料金月から起算して 36 料金月(契約を更新した場合は、更新した日を含む料金月から起算して 24 料金月とします。)が経過することとなる料金月の末日までのものである定期LTE契約であって、特定の基本使用料の料金種別に係る契約者回線について締結することができるもの
第6種定期契約者	当社と第6種定期LTE契約を締結している者
第7種定期LTE契約	契約期間が、その契約に基づいて当社がLTEサービスの提供を開始した日(契約を更新した場合は、更新した日とします。から、その契約の申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月(契約を更新した場合は、更新した日を含む料金月とします。から起算して 24 料金月が経過することとなる料金月の末日までのものである定期LTE契約であって、第2種定期LTE契約、第3種定期LTE契約又は第5種定期LTE契約以外のもの
第7種定期LTE契約者	当社と第7種定期 LTE契約を締結している者
電気通信事業者	電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。)第 9 条の登録を受けた者又は事業法第 16 条第 1 項の届出をした者
協定事業者	特定MNOと相互接続協定(KDDI株式会社がKDDI株式会社以外の電気通信事業者又は沖縄セルラー電話株式会社が沖縄セルラー電話株式会社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)を締結している電気通信事業者(当社が別に定める電気通信サービスについて、協定事業者に当社を含みます。)
外国事業者	特定MNO(KDDI株式会社に限り、)と国際ローミング協定(事業法第 40 条に定める外国政府等との協定等の認可を得て、特定MNOが外国の事業者との間で相互の電気通信サービスの提供に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)を締結している外国の事業者
特定MNO	KDDI株式会社又は沖縄セルラー電話株式会社
第2種特定MNO	KDDI株式会社のLTE約款に定める特定MNO
5G約款	当社の ctc モバイル(5G)通信サービス契約約款又は特定MNOのau(5G)通信サービス契約約款
LTE約款	特定MNOのau(LTE)通信サービス契約約款
au約款	この約款、5G約款及びLTE約款
povo1.0 約款	特定MNOのpovo1.0 通信サービス契約約款
povo2.0 約款	特定MNOのpovo2.0 通信サービス契約約款
povo約款	povo1.0 約款及びpovo2.0 約款
UQm I 約款	特定MNOのUQ mobile通信サービス契約約款
UQm II 約款	特定MNOのUQ mobile通信サービス II 契約約款
UQm約款	UQm I 約款及びUQm II 約款
ctc モバイル(5G)サービス	当社の5G約款に定める ctc モバイル(5G)通信サービス
ctc モバイル(5G)契約	当社から ctc モバイル(5G)サービスの提供を受けるための契約
UQ mobile通信サービス	特定MNOのUQm約款に定めるUQ mobile通信サービス
加入電話サービス	電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)別表第1号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス(IP電話サービスを除きます。)
IP 電話サービス	電気通信番号規則別表第1号又は別表第6号に定める電気通信番号を用いて、端末系伝送路設

	備(事業法施行規則に定める端末系伝送路設備をいいます。)においてインターネットプロトコルにより提供される電気通信サービス(別記 29 に定めるものを除きます。)
中継サービス	電気通信番号規則別表第2号又は別表第 10 号に定める電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス
携帯電話サービス	無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)第 3 条第 1 号に規定する携帯無線通信により提供される電気通信サービス
加入電話事業者	特定MNO(KDDI株式会社に限ります。)又は加入電話サービスを提供する協定事業者
IP 電話事業者	特定MNO(KDDI株式会社に限ります。)又は IP 電話サービスを提供する協定事業者
中継事業者	特定MNO(KDDI株式会社に限ります。)又は中継サービスを提供する協定事業者
携帯電話事業者	携帯電話サービスを提供する協定事業者
移動無線装置	ctc モバイル(LTE)通信サービスに係る契約に基づいて陸上(河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。)において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
他社移動無線装置	携帯電話事業者の携帯電話サービスに係る契約に基づいて陸上において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
無線基地局設備	(1)移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための特定MNOの電気通信設備(電波法施行規則第 3 条第 8 号に定める業務を行うためのものに限ります。) (2)無線設備規則第 49 条の 28 に定める条件に適合する無線基地局設備(第2種特定MNOが設置するものに限ります。以下「WiMAX基地局設備」といいます。) (3)無線設備規則第 49 条の 29 に定める条件に適合する無線基地局設備(第2種特定MNOが設置するものに限ります。以下「WiMAX2+基地局設備」といいます。)
端末設備	契約者回線的一端に接続される契約者の電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
デュアル端末	通話及びデータ通信を行うための端末設備
データシングル端末	専らデータ通信を行うための端末設備
auICカード	電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、ctc モバイル(LTE)通信サービスの提供のために、当社が契約者に貸与するもの
eSIM	ctc モバイル(LTE)通信サービスの提供のために、当社所定の手続きにより端末設備の領域に登録する電話番号その他の情報
特定SIMカード	電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、ctc モバイル(LTE)通信サービスの提供を受けるために、当社又は特定事業者以外の者が提供するもの
SIM等	auICカード、eSIM及び特定SIMカード
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
契約者回線	ctc モバイル(LTE)通信サービスに係る契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
5G契約者回線	5G約款に定める契約者回線
povo契約者回線	特定MNOのpovo約款に定める契約者回線
UQm契約者回線	特定MNOのUQm約款に定める契約者回線
他網契約者回線	ctc モバイル(LTE)通信サービス以外の電気通信サービスに係る契約者回線(当社又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。)であって、ctc モバイル(LTE)通信サービスに係る契約者回線以外のもの
特定他網契約者回線	特定MNOの5G約款に定める5G契約者回線、又はUQm約款に定めるUQ契約者回線
他網公衆電話	特定MNO(KDDI株式会社に限ります。)又は協定事業者が街頭その他の場所に電話機を設置して公衆の利用に供する電気通信サービス
KDDI株式会社相互接続点	KDDI株式会社が au(LTE)通信サービス契約約款以外の契約約款等(契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定める契約をいいます。以下同じとします。)により提供する電気通信サービス(携帯電話サービスを除きます。)に係る電気通信設備と au(LTE)通信サービスに係る電気通信設備との間の接続点
他社相互接続点	KDDI株式会社とKDDI株式会社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点(接続専用回線(専ら au(LTE)通信サービスに係る電気通信回線設備相互間を接続するために設置される協定事業者の電気通信回線設備をいいます。以下同じとします。))に係るものを除きます。)

相互接続点	KDDI株式会社相互接続点又は他社相互接続点
契約者回線等	(1)契約者回線、ctc モバイル(5G)契約者回線、LTE契約者回線、特定他網契約者回線及び契約者回線に電話網又はデータ通信網を介して接続される電気通信設備であって、当社又は特定MNOが必要により設置する電気通信設備 (2)相互接続点
電話番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号又は契約者回線を識別するための英字若しくは数字の組み合わせ
課金対象データ	契約者回線と契約者回線等との間においてパケット交換方式により伝送されるデータ(制御信号等のうちデータとしてみなされるものを含みます。以下同じとします。)
料金月	1 の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間
ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成 14 年 6 月 19 日総務省令第 64 号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年法律第 53 号)に定める電話リレーサービスの提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則(令和2年総務省令第 110 号)により算出された額に基づいて、当社が定める料金
消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
5G契約	5G約款に定める5G契約
povo1.0 契約	特定MNOのpovo1.0 約款に定めるpovo1.0 契約
povo2.0 契約	特定MNOのpovo2.0 約款に定めるpovo2.0 契約
povo契約	povo1.0 契約及びpovo2.0 契約
UQm I 契約	特定MNOのUQm I 約款に定めるUQmobile契約
UQm II 契約	特定MNOのUQm II 約款に定めるUQmobile II 契約
UQm契約	UQm I 契約及びUQm II 契約
契約移行	当社が別に定める態様により、5G契約を解除すると同時に新たにLTE契約を締結すること又はLTE契約を解除すると同時に新たに5G契約を締結すること

(通話以外の通信の取扱い)

第4条 ctc モバイル(LTE)通信サービスを利用して行う通話以外の通信(データ通信を除きます。)は、これを通話とみなして取り扱います。

(注)通話以外の通信(データ通信を除きます。)については、当社が別に定める場合には取り扱いを行いません。

第2章 ctc モバイル(LTE)通信サービスの種類

(ctc モバイル(LTE)通信サービスの種類)

第5条 ctc モバイル(LTE)通信サービスには次の種類があります。

種類	内容
LTEサービス	当社又は特定MNOが無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(その無線局の免許人が特定MNO又は第2種特定MNOであるものに限ります。)との間に電気通信回線を設定して提供する ctc モバイル(LTE)通信サービス(LTEモジュールを除きます。)
LTEモジュール	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置(機器の制御又は監視等のために内部に組み込まれる通信モジュールであると当社が認めるものであって、その無線局の免許人が特定MNOであるものに限ります。)との間に電気通信回線を設定して提供する ctc モバイル(LTE)通信サービス

第3章 LTE契約

第1節 LTEサービスに係る契約の種別

(LTEサービスに係る契約の種別)

第6条 LTEサービスに係る契約には、次の種別があります。

- (1)一般LTE契約
- (2)第2種定期LTE契約
- (3)第3種定期LTE契約
- (4)削除
- (5)第5種定期LTE契約
- (6)第6種定期LTE契約
- (7)第7種定期LTE契約

(定期LTE契約に係るタイプ種別)

第6条の2 第2種定期LTE契約には、次のタイプ種別があります。

区分	内容
タイプⅠ	タイプⅡ以外のもの
タイプⅡ	その契約の更新後、その契約に係る契約期間の定めがないもの

第2節 一般LTE契約

(契約の単位)

第7条 当社は、電話番号1番号ごとに1の一般LTE契約を締結します。この場合、一般契約者は、1の一般LTE契約につき1人に限ります。

(契約申込みの方法)

第8条 一般LTE契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書及び当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものをそのLTEサービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

2 定期契約者から契約変更(当社が別に定める態様により、次表の左欄に定めるLTE契約を解除すると同時に新たに同表の右欄に定めるLTE契約を締結することとします。以下同じとします。)を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その一般LTE契約の申込みについて前項の契約申込書の提出があったものとみなします。この場合の申込事項については、その定期契約者から別段の申出がない限り、現に提供しているLTEサービスに準じて取り扱います。

一般LTE契約	定期LTE契約
定期LTE契約	一般LTE契約又は他の種別若しくは他のタイプ種別の定期LTE契約

3 一般LTE契約への契約変更は、料金表第1表第2(通話料)1(適用)(18)に定める障がい者等に係る通話料の月極割引の適用の申出を同時に行う場合に限り、申込むことができます。

4 削除

5 前項までの規定によるほか、第7種定期LTE契約者から基本使用料の料金種別の変更(シンプルN、カケホN、スーパーカケホNの間の変更を除きます。)又は特定データ通信定額の取扱い若しくは特定データ通信2段階定額の取扱いの適用の開始、廃止若しくは種類の変更(特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用の開始又は廃止を除きます。)の申込みがあった場合、その契約者回線について一般LTE契約への契約変更の申出があったものとして取り扱います。

(契約者暗証番号)

第9条 一般LTE契約の申込みをするときは、その一般LTE契約に係る一般契約者を識別するための暗証番号(以下「契約者暗証番号」といいます。)を指定していただきます。

2 一般契約者は、前項の規定により指定した契約者暗証番号については、善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

3 当社は、一般契約者以外の者が第1項の規定により指定された契約者暗証番号を使用した場合、その一般契約者が使用したものとみなして取り扱います。

(契約申込みの承諾)

第 10 条 当社は、一般LTE契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、特定MNOが通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

(1) 一般LTE契約の申込みをした者が当社の電気通信サービスの料金その他の債務(当社の携帯電話サービスの契約約款等の規定により支払いを要することとなる料金及び工事費又は割増金等の料金以外の債務(この条、第 15 条 (LTEサービス利用権の譲渡)、第 20 条 (契約申込みの承諾)、第 25 条の 4 (契約申込みの承諾)、第 25 条の 8 (LTEモジュール利用権の譲渡)、第 25 条の 13 (契約申込みの承諾)、第 64 条 (預託金) 及び第 81 条 (利用者登録) においては、当社の契約約款等の規定により支払いを要することとなる電気通信サービス等に係る債務を含みます。))をいいます。以下同じとします。))の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第 8 条に基づき提出された契約申込書又はその確認のための書類に虚偽の内容又は不備があると当社が認めたとき。

(3) 一般LTE契約の申込みをした者が、第 42 条(利用停止)第 1 項各号の規定のいずれかに該当し、ctc モバイル (LTE) 通信サービスの利用を停止されたことがある又は ctc モバイル (LTE) 通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(4) 一般LTE契約の申込みをした者が、当社の 5 G約款の定めるところにより、その携帯電話サービスの利用を停止されたことがある又はその契約の解除を受けたことがあるとき。

(5) 第 80 条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

(6) 一般LTE契約の申込みをした者が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。以下同じとします。))でないとき。

(7) 一般LTE契約の申込みをした者(一般LTE契約の申込みをした者により通話可能端末設備等(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成 17 年法律第 31 号。以下「携帯電話不正利用防止法」といいます。))に定めるものをいいます。以下同じとします。))を貸与される者を含みます。))が、携帯電話不正利用防止法第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与するおそれがあるとき又は貸与したものと当社が認めたとき。

(8) その契約者名義が法人でないとき。

(9) その他当社又は特定MNOの業務の遂行上支障があるとき。

4 削除

5 前4項の規定によるほか、当社は、第1種LTEシングル又は第3種LTEシングルの契約者回線(基本使用料の料金種別がタブレットプランds又はタブレットプランds(L)のものに限ります。))については、一般LTE契約の申込みを承諾しません。

6 前5項の規定によるほか、当社は、第3種LTEデュアルに係る一般LTE契約については、その契約者回線をナンバーシェア副回線(別表1に定めるナンバーシェア副回線をいいます。以下同じとします。))として指定するナンバーシェア機能の申込みと同時に行為される場合に限り、その申込みを承諾します。

(一般契約者の契約者確認の取扱い)

第 11 条 当社は、携帯電話不正利用防止法の規定に基づき、一般契約者に対して、契約者確認(同法第 9 条に定める契約者確認をいいます。以下同じとします。))を行うことがあります。

この場合においては、一般契約者は、当社の定める期日までに、当社が別に定める方法により契約者確認に応じていただきます。

(電話番号)

第 12 条 LTEサービスの電話番号は、1 の契約者回線ごとに当社が定めることとし、その電話番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 当社又は特定MNOは、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、LTEサービスの電話番号を変更することがあります。

(注1) 電話番号の登録等(登録、変更又は消去をいいます。以下同じとします。))は、当社又は特定MNOが行います。

(注2) 自営電気通信設備の電話番号の登録等については、別記 3 に定めるところによります。

(注3) SIM等の電話番号の登録等については、第 37 条(電話番号その他の情報の登録等)に定めるところによります。

(注4) 当社は、本条第 2 項に規定する場合のほか、その契約又はそれ以前の契約に係るLTEサービス利用権(第 15 条(LTEサービス利用権の譲渡)に定めるものをいいます。))の移転に係る手続きに虚偽の申告、書面の記載不備その他の瑕疵があったことが判明したときは、その電話番号を変更することがあります。

(注5) 電話番号を変更した場合であって、電話番号の登録等が完了するまでの間については、第 14 条(LTEサービスの利用の一時休止)に規定するLTEサービスの利用の一時休止(タイプ I に限ります。))があったものとみなして取り扱い

ます。

(注6)当社は、電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを一般契約者に通知します。

(LTEサービスの利用の一時中断)

第 13 条 当社は一般契約者から当社が別に定める方法により請求があったとき(その請求の理由が、端末設備の紛失又は盗難等緊急を要すると当社が認めるものであるときに限ります。)は、請求のあった契約者回線について、LTEサービスの利用の一時中断(その電話番号を他に転用することなくLTEサービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

2 一般LTE契約者は、第3種LTEデュアルの契約者回線について、利用の一時中断を請求することはできません。

3 前項の規定にかかわらず、当社は、ナンバーシェア機能の提供を受けている契約者回線又は5G契約者回線について、第1項の請求又は当社の5G約款に定める相当する請求があったときは、その契約者回線及びその契約者回線に係るナンバーシェア副回線について、LTEサービスの利用の一時中断を行います。

4 当社は、LTEサービスの利用の一時中断を行った日を含む料金月の翌料金月から起算して3料金月が経過することとなる料金月の末日までに、当社所定の方法により利用の再開の請求がなかった場合、その翌日に次条に定めるLTEサービスの利用の一時休止(タイプⅡに限りします。)の請求があったものとして取り扱います。

(LTEサービスの利用の一時休止)

第 14 条 当社は、一般契約者から当社所定の書面により請求があったときは、請求のあった契約者回線について、LTEサービスの利用の一時休止(その電話番号を他に転用することを条件として、LTEサービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

2 LTEサービスの利用の一時休止には、次の種類があります。

(1) タイプⅠ

そのLTEサービスに係る電話番号を他に転用することを条件として、請求があった日から一定期間、そのLTEサービスを一時的に利用できないようにするもの。

(2) タイプⅡ

そのLTEサービスに係る電話番号を他に転用することなく、請求があった日から一定期間、そのLTEサービスを一時的に利用できないようにするもの。

3 当社は、第1項の規定によりLTEサービスの利用の一時休止を行った後、契約者から当社所定の書面により再利用の請求があったときは、新たに一般LTE契約の申込みがあったものとして、第 10 条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、LTEサービスを利用できないようにした日を含む料金月から起算して 61 料金月が経過することとなる料金月の末日(以下「休止期間経過日」といいます。)までに、前項に定める再利用の請求がなかった場合、一時休止の種類に応じて、その契約について次表に定める取扱いを行います。

区分	内容
タイプⅠ	休止期間経過日を含む料金月から起算して、60 料金月が経過することとなる料金月の末日までにLTEサービスの再利用の請求がなかった場合、その日をもってそのLTE契約を解除されたものとする取扱い。
タイプⅡ	休止期間経過日をもってそのLTE契約を解除されたものとする取扱い。

5 一般契約者は、LTEサービスの利用の一時休止(タイプⅠに限りします。)について、新たに請求することはできません。

6 前項に定めるほか、一般契約者は、第3種LTEデュアルの契約者回線について、LTEサービスの利用の一時休止を請求することはできません。

(LTEサービス利用権の譲渡)

第 15 条 LTEサービス利用権(LTE契約に基づき、当社からLTEサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 LTEサービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面に、当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを添えて、そのLTEサービスの契約事務を行うサービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定によりLTEサービス利用権の譲渡の承認を求められた場合であって、次に該当するときは、これを承認しないことがあります。

(1) LTEサービス利用権を譲り受けようとする者が当社の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 前項に基づき提出された当社所定の書面又はその確認のための書類に虚偽の内容又は不備があると当社が認めた

とき。

- (3) LTEサービス利用権を譲り受けようとする者が、第 42 条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、ctc モバイル(LTE)通信サービスの利用を停止されたことがある又は ctc モバイル(LTE)通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) LTEサービス利用権を譲り受けようとする者が、当社の5G約款に定めるところにより、その携帯電話サービスの利用を停止されたことがある又はその契約の解除を受けたことがあるとき。
- (5) 第 80 条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (6) LTEサービス利用権を譲り受けようとする者が法人でないとき。
- (7) LTEサービス利用権を譲り受けようとする者(LTEサービス利用権を譲り受けようとする者により通話可能端末を貸与される者を含みます。)が、携帯電話不正利用防止法第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与するおそれがあるとき又は貸与したものと当社が認めたとき
- (8) その他当社又は特定MNOの業務の遂行上支障があるとき。

4 削除

5 第3項に定めるほか、当社は、第3種LTEデュアルの契約者回線について、LTEサービス利用権の譲渡を承認しません。

6 削除

7 LTEサービス利用権の譲渡があったときは、譲受人(LTEサービス利用権を譲り受ける者をいいます。以下同じとします。)は、一般契約者の有していた一切の権利(預託金の返還を請求する権利を除きます。)及び義務を承継します。

ただし、譲渡人は、LTEサービス利用権の譲渡があった日を含む料金月の前料金月以前の ctc モバイル(LTE)通信サービスの料金その他の債務について、譲受人と連帯して支払いの責任を負うものとします。

8 譲渡人が締結していたLTE契約に係る契約種別、基本使用料の料金種別等当社所定のもの(以下この項において「契約種別等」といいます。)が第2項に定める請求があった時点で新たに申し込むことができないものである場合、譲受人は、LTEサービス利用権の譲渡に際し、その時点で申込むことができる契約種別等への変更の請求をしていただきます。

(一般契約者が行うLTE契約の解除)

第 16 条 一般契約者は、一般LTE契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめそのLTEサービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2 一般契約者から契約変更を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その一般LTE契約の解除について前項の通知があったものとみなして取り扱います。

3 ナンバーシェア機能の提供を受けている契約者回線又は5G契約者回線について、その機能を廃止する事由が生じたとき(その契約者回線又は5G契約者回線に係る契約移行があった場合であって、契約移行と同時にこの約款又は当社の5G約款に定めるナンバーシェア機能の提供の請求があったときを除きます。)は、当社は、その契約者回線又は5G契約者回線に係るナンバーシェア副回線について、その一般LTE契約の解除の通知があったものとみなして取り扱います。

(当社が行う一般LTE契約の解除)

第 17 条 当社は、第 42 条(利用停止)の規定によりLTEサービスの利用を停止された一般契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その一般LTE契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、一般契約者が第 42 条第1項各号(第 13 号を除きます。)のいずれかに該当する場合であって、その事実が当社又は特定MNOの業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき、又は 42 条第1項第 13 号に該当する場合は、LTEサービスの利用停止をしないでその一般LTE契約を解除することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、契約者について、破産法(平成 16 年法律第 75 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)又は会社更生法(平成 14 年法律第 154)の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその一般LTE契約を解除します。

4 当社は、前3項の規定にかかわらず、第 80 条(利用に係る契約者の義務)5項により書類の提出を求めた場合であって、提出がないとき又は提出された内容若しくは氏名、住所等の契約者(第 81 条(利用者登録)に規定する利用者登録を行っている場合は、登録利用者を含みます。)の情報及び契約内容に虚偽があったと当社が認めたときは、その一般LTE契約を解除することがあります。

5 当社は、前項の規定による解除に先立ち、ctc モバイル(LTE)通信サービスの利用停止をすることがあります。

(注)当社は、本条第 1 項又は第 2 項の規定により、その一般LTE契約を解除しようとするときは、あらかじめ一般契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第 18 条 一般LTE契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第3節 定期LTE契約

(契約申込みの方法)

- 第 19 条 定期LTE契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書及び当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものをそのLTEサービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。
- 2 一般契約者又は定期契約者から契約変更を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その新たに締結する定期契約者の申込みについて前項の契約申込書の提出があったものとみなします。この場合の申込事項については、その一般契約者又は定期契約者から別段の申出がない限り、現に提供しているLTEサービスに準じて取り扱います。
- 3 定期LTE契約を新たに申込むことはできません。

(契約申込みの承諾)

- 第 20 条 当社は、定期LTE契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、特定MNOが通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
- (1) 定期LTE契約の申込みをした者が当社の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 第 19 条 (契約申込みの方法) に基づき提出された契約申込書又はその確認のための書類に虚偽の内容又は不備があると当社が認めたとき。
 - (3) 定期LTE契約の申込みをした者が、第 42 条 (利用停止) 第 1 項各号の規定のいずれかに該当し、ctc モバイル (LTE) 通信サービスの利用を停止されている又は ctc モバイル (LTE) 通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (4) 定期LTE契約の申込みをした者が、当社の 5 G 約款に定めるところにより、その携帯電話サービスの利用を停止されたことがある又はその契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (5) 第 80 条 (利用に係る契約者の義務) の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (6) 定期LTE契約の申込みをした者が法人 (法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。以下同じとします。) でないとき。
 - (7) 定期LTE契約の申込みをした者 (定期LTE契約の申込みをした者により通話可能端末設備等を貸与される者を含みます。) が、携帯電話不正利用防止法第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与するおそれがあるとき又は貸与したものと当社が認めたとき。
 - (8) その契約者名義が法人でないとき。
 - (9) その他当社又は特定MNOの業務の遂行上支障があるとき。
- 4 削除

(定期LTE契約に係るLTEサービスの利用の一時休止)

- 第 20 条の2 当社は、定期契約者からLTEサービスの利用の一時休止の請求があったときは、次項に定めるものを除き、一般LTE契約の場合に準じて取り扱います。
- 2 当社は、前項の規定によりLTEサービスの利用の一時休止を行った後、定期LTE契約者から当社所定の書面により再利用の請求があったときは、新たに定期LTE契約の申込みがあったものとして、第 20 条 (契約申込みの承諾) の規定に準じて取り扱います。

(定期LTE契約の満了)

- 第 21 条 定期LTE契約は、その契約に基づいて当社がLTEサービスの提供を開始した日 (第7種定期LTE契約の場合は、その契約の申込みを当社が承諾した日とします。) を含む料金月の翌料金月 (その契約が次条の規定により更新されたものである場合は、その更新があった日を含む料金月 (以下「更新月」といいます。) とします。) から起算して、次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日をもって満了となります。

区分		内容	
削除		削除	
第2種定期LTE契約	タイプ I	24 料金月	
	タイプ II	24 料金月	
第3種定期LTE契約		24 料金月	
削除		削除	
第5種定期LTE契約		24 料金月	
第6種定期LTE契約	1 2 以外の場合	36 料金月	
	2 その契約が更新されたものである場	24 料金月	

	合		
第7種定期LTE契約		24 料金月	
2 前項の規定にかかわらず、次表の左欄に定める定期LTE契約が、同表右欄に定める定期 ctc モバイル(5G)契約(当社の5G約款に定めるものをいいます。以下同じとします。)からの契約移行(により締結されたものであるときは、その定期 ctc モバイル(5G)契約の申込みを当社が承諾した日の提供を開始した日を含む料金月の翌料金月(その契約が更新されたものであるときは、その更新があった日を含む料金月とします。)から起算して、24 料金月が経過することとなる料金月の末日をもって満了となります。			
第7種定期LTE契約		2年定期 ctc モバイル(5G)契約	

(定期LTE契約の更新)

第 22 条 当社は、前条の規定により定期LTE契約が満了した場合は、満了した日(以下「満了日」といいます。)の翌日(以下「更新日」といいます。)に定期LTE契約を更新します。

(定期契約者が行う定期LTE契約の解除)

第 23 条 定期契約者は、定期LTE契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめそのLTEサービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2 定期契約者から契約変更を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その定期LTE契約の解除について前項の通知があったものとみなして取り扱います。

(当社が行う定期LTE契約の解除)

第 24 条 当社は、第 42 条(利用停止)第1項の規定によりLTEサービスの利用を停止された定期契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その定期LTE契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、定期契約者が第 42 条第1項各号(第 13 号を除きます。)のいずれかに該当する場合であって、その事実が当社又は特定MNOの業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるとき、又は第 42 条第1項第 13 号に該当する場合は、LTEサービスの利用停止をしないでその定期LTE契約を解除することがあります。

3 前 2 項の規定にかかわらず、当社は、定期契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその定期LTE契約を解除します。

4 当社は、前3項の規定にかかわらず、第 80 条(利用に係る契約者の義務)第5項により書類の提出を求めた場合であって、提出がないとき又は提出された内容若しくは氏名、住所等の契約者(第 81 条(利用者登録)に規定する利用者登録を行っている場合は、登録利用者を含みます。)の情報及び契約内容に虚偽があったと当社が認めたときは、その定期LTE契約を解除することがあります。

5 当社は、前項の規定による解除に先立ち、ctc モバイル(LTE)通信サービスの利用停止をすることがあります。

(注)当社は、本条第 1 項又は第 2 項の規定により、その定期LTE契約を解除しようとするときは、あらかじめ定期契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第 25 条 定期LTE契約における契約の単位、契約者暗証番号、電話番号、契約者確認、LTEサービスの利用の一時中断及びLTEサービス利用権の譲渡の取扱いについては、一般LTE契約の場合に準ずるものとします。

2 定期LTE契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第3章の2 削除

第3章の3 削除

第4章 削除

第 26 条 削除

第 27 条 削除

第 28 条 削除

第 29 条 削除

第 30 条 削除

第5章 オプション機能

(オプション機能の提供)

第 31 条 当社は、契約者から請求があったときは、別表 1 に規定するオプション機能を提供します。

ただし、第3種LTEデュアルの契約者回線については、LTE NET機能又はLTE NET for DATA機能に限り、提供します。

2 別表1に基づき提供するオプション機能のうち、別記 40(1)に定める機能については、前項の規定にかかわらず、それぞれ契約者から請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、別記 40(1)に定める機能のうち、当社が別に定めるものについて、契約者から利用拒否の意思表示があった場合は、この限りではありません。

3 当社は、当社が別に定めるオプション機能の利用に必要な諸手続き等については、その全て又は一部を特定MNOのウェブページ上で提供する場合があります。

(LTEサービスの利用の一時中断があった場合の取扱い)

第 32 条 当社は、LTEサービスの利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

(LTEサービスの利用の一時休止があった場合の取扱い)

第 33 条 当社は、LTEサービスの利用の一時休止があったときは、そのオプション機能を廃止します。

(権利の譲渡があった場合の取扱い)

第 34 条 当社は、オプション機能を提供している契約者回線について、LTEサービス利用権の譲渡があった場合であって、別表1に別段の定めがあるときは、第 15 条(LTEサービス利用権の譲渡)、第 25 条(その他の提供条件)の規定にかかわらず、そのオプション機能を廃止します。

(地位の承継があった場合の取扱い)

第 35 条 当社は、オプション機能を提供している契約者回線について、契約者の地位の承継があった場合であって、別表1に別段の定めがあるときは、そのオプション機能を廃止します。

第6章 SIM等の貸与等

(auICカードの貸与)

- 第 36 条 当社は、契約者に対し、auICカードを貸与します。この場合において、貸与するauICカードの数は、1 のLTE契約につき1とします。
- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与するauICカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- 3 第1項の規定に関わらず、次条の規定に基づき eSIM又は特定SIMカードに電話番号その他の情報の登録等を行っているときは、SIM等の種類の変更の請求があった場合を除き、auICカードを貸与しません。

(電話番号その他の情報の登録等)

- 第 37 条 当社は、次の場合に、当社の貸与するSIM等に電話番号その他の情報の登録等を行います。
- (1) auICカードを貸与するとき。
- (2) その他、当社からauICカードの貸与を受けている又はeSIM若しくは特定SIMカードを保有する契約者から、そのSIM等への電話番号その他の情報の登録等を要する請求があったとき。
- 2 当社は、前項の規定によるほか、第12条(電話番号)第2項又は第73条(修理又は復旧の場合の暫定措置)の規定により電話番号を変更する場合は、電話番号の登録等を行います。

(auICカードの情報消去及び破棄)

- 第 38 条 当社は、次の場合には、当社の貸与するauICカードに登録された電話番号その他の情報を消去します。ただし、当社が別に定めるものについては、この限りではありません。
- (1) そのauICカードの貸与に係るLTE契約の解除があったとき。(契約変更によるLTE契約の解除であって、当社が別に定めるものを除きます。)
- (2) そのLTEサービスの利用の一時休止を請求し、その承諾を受けたとき。
- (3) その他、auICカードを利用しなくなったとき。
- 2 当社からauICカードの貸与を受けている契約者は、前項の各号に該当する場合、当社の指示に従ってそのauICカードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。
- 3 前項の規定によるほか、第36条(auICカードの貸与)第2項の規定により、当社がauICカードの変更を行った場合、契約者は、当社の指示に従って変更前のauICカードに切り込みを入れ、これを破棄していただきます。

(SIM等の管理責任)

- 第 39 条 当社からauICカードの貸与を受けている契約者は、そのauICカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
- 2 当社からauICカードの貸与を受けている契約者は、auICカードについて盗難にあった場合、紛失した場合又は毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
- 3 当社は、第三者がSIM等を利用した場合であっても、そのauICカードの貸与を受けている又はeSIM若しくは特定SIMカードを保有する契約者が利用したものとみなして取り扱います。
- 4 当社は、SIM等の盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

(PINコード)

- 第 40 条 契約者は、当社が別に定める方法により、SIM等に、PINコード(そのauICカードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。)を登録することができます。この場合において、当社からそのauICカードの貸与を受けている又はeSIM若しくは特定SIMカードを保有する契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その契約者が登録を行ったものとみなします。
- 2 契約者は、PINコードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

(利用中止)

第 41 条 当社は、次の場合には、ctc モバイル(LTE)通信サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。

- (1) 当社又は特定MNOの電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 特定の契約者回線から、多数の不完了呼(相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
- (3) 第 51 条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。

2 前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、その料金月における ctc モバイル(LTE)通信サービスの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が認めた場合、又は、ctc モバイル(LTE)通信サービスに係る料金その他の債務の支払方法について不正利用若しくは不正登録等、不当な行為の恐れがあると当社が判断した場合は、一時的に ctc モバイル(LTE)通信サービス又はオプション機能の一部若しくは全部の利用を中止することがあります。

この場合において、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。

(注)当社は、本条の規定により ctc モバイル(LTE)通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをその契約者に通知(個別の通知又は当社所定のWEBサイトに掲示する等の方法により行います。)します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 42 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間(第1号又は第2号に該当するときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、第4号、第6号、第8号又は第9号の規定に該当するときは、当社が契約者等本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、当社が別に定めるサービス取扱所に提出していただくまでの間)、その ctc モバイル(LTE)通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、サービス取扱所(料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。)以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。)
- (2) 契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の ctc モバイル(LTE)通信サービスに係る料金その他の債務又は契約者が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービス等に係る料金等の債務(その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。)について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 第 64 条(預託金)に規定する預託金を預け入れないとき。
- (4) ctc モバイル(LTE)通信サービスに係る契約の申込み又はLTEサービス利用権の譲渡の承認に係る請求にあたって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (5) そのLTE契約が携帯電話不正利用防止法第7条第1項の規定に違反して通話可能端末設備等を譲渡されたものと当社が認めたとき。
- (6) 第 11 条(一般契約者の契約者確認の取扱い)(第 25 条(その他の提供条件)において準用する場合を含みます。)の規定に違反したとき。
- (7) LTE契約者(LTE契約者により通話可能端末設備等を貸与された者を含みます。)が携帯電話不正利用防止法第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したものと当社が認めたとき。
- (8) 第 4 号から第 7 号のほか、携帯電話不正利用防止法第 11 条各号の規定に該当すると当社が認めたとき。
- (9) 別記 4 若しくは別記 5 の規定に違反したとき、又は別記 4 若しくは別記 5 の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (10) 契約者がその ctc モバイル(LTE)通信サービス又は当社と契約を締結している他の携帯電話サービス又は特定MNOの携帯電話サービスの利用において第 80 条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したと当社と特定MNOが認めたとき。
- (11) 特定MNOの+メッセージ利用規約に定めるところにより、+メッセージ(別表 1 に定めるものをいいます。以下同じとします。)の利用の停止があったとき。

なお、特定MNOのLTE約款及び+メッセージ利用規約に定める事項において、「KDDI 株式会社、沖縄セルラー株式会社」及び「契約者」等とあるのは、それぞれ「KDDI 株式会社、沖縄セルラー株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社」、「中部テレコミュニケーション株式会社の ctc モバイル(LTE)通信サービス契約に係る契約者」等に読み替え、特定MNOのLTE約款等に定める契約者に準じた取扱いが行われることについて承諾していただきます。

- (12) 警察機関が、特殊詐欺等の犯罪行為を防止するために通信サービスの利用を停止する必要があると判断した場合であって、所定の方法により当社にその ctc モバイル（LTE）通信サービスの利用を停止する要請を行ったとき。
 - (13) 契約者が、その ctc モバイル（LTE）通信サービスに係る料金その他の債務の支払いに関し、クレジットカード又は金融機関等の口座の不正利用若しくは不正登録等、不当な行為をしたと当社が判断したとき。
 - (14) 契約者回線に端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (15) 別記 7 若しくは別記 8 の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等（別記 9 に規定する技術基準及び技術的条件をいいます。以下同じとします。）に適合していると認められない端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
 - (16) 別記 10 から別記 13 の規定に違反したとき。
 - (17) オフィスケータイプラン、オフィスケータイプラン VK（ケータイ）、オフィスケータイプラン（V）又はオフィスケータイプラン（VK）に係る LTE 契約について、第 10 条（契約申込みの承諾）第 4 項各号のいずれか、又は第 20 条（契約申込みの承諾）第 4 項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- 2 当社は、ナンバーシェア主回線（別表 1（オプション機能）又は当社の 5G 約款別表 1（オプション機能）に定めるナンバーシェア主回線をいいます。以下同じとします。）又はナンバーシェア副回線について、前項の各号の規定又は当社の 5G 約款の相当する規定のいずれかに該当し、その ctc モバイル（LTE）通信サービス又は ctc モバイル（5G）サービスの利用を停止するときは、あわせて、それぞれに係るナンバーシェア副回線及びナンバーシェア主回線の ctc モバイル（LTE）通信サービスの利用も停止します。

（注）当社は、本条の規定により ctc モバイル（LTE）通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をその契約者に通知します。

ただし、次に定める場合は、この限りではありません。

（ア）本条第 1 項第 10 号の規定（次に定めるものに限ります。）により利用を停止する場合であって、緊急やむを得ないとき

① 第 80 条（利用に係る契約者の義務）第 1 項第 3 号の規定に違反する場合

② 第 80 条（利用に係る契約者の義務）第 1 項第 5 号の規定に違反する場合（専ら別記 20 の規定に基づく場合を除きます。）

（イ）本条第 1 項第 12 号の規定により利用を停止するとき

（ウ）本条第 1 項第 13 号の規定により利用を停止する場合であって、緊急やむを得ないとき

（利用限度額の設定）

第 43 条 当社は、ctc モバイル国際通話に関する料金の月間累計額及び特定携帯国際自動通話（KDDI 株式会社の電話サービス等契約約款に定めるものをいいます。以下同じとします。）に関する料金の月間累積通話等料金の額を合算した額（以下この条において「国際通話月間累計額」といいます。）について、限度額（以下「ctc モバイル国際通話利用限度額」といいます。）を設定します。

2 その契約者回線に係る LTE 契約が、契約移行されたものである場合、契約移行を行った日を含む料金月の国際通話月間累計額は、契約移行を行う前の電気通信回線から行った、それぞれの約款に定める ctc モバイル国際通話に関する料金の月間累計額を合算して算出するものとします。

3 第 1 項に定める ctc モバイル国際通話利用限度額は、3 万円とします。

4 契約者は、第 1 項に規定する 1 の料金月における国際通話月間累計額が ctc モバイル国際通話利用限度額を超えたことを当社が確認したときは、その確認をした日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線から ctc モバイル国際通話を行うことはできません。

5 契約者は、第 1 項の規定により設定された ctc モバイル国際通話利用限度額を超えた部分に関する通話料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。

6 当社は、契約者からの申出があった場合であって、当社が別に定める基準に適合するときは、その申出のあった料金月において、ctc モバイル国際通話利用限度額の解除又は変更を行うことがあります。

第8章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類)

第44条 通信には、次の種類があります。

種類	内容
1 一般通信	2以外の通信
2 相互接続通信	相互接続点との間の通信

2 契約者回線からの通話は、次のとおり区別します。

種類	内容
1 通常通話	2以外の通話
2 ctc モバイル国際通話	LTEサービス又はローミングの契約者回線を使用して本邦と外国との間で行う通話

備考 3欄に定める外国には、当社が別に定める電気通信事業者の衛星電話システムに係る衛星携帯電話(以下「特定衛星携帯電話」といいます。)及びインマルサットシステム移動地球局(海事衛星通信、携帯移動衛星通信又はインマルサットFleetXpress通信を取扱うために設置した地球局及び可搬型地球局をいいます。以下同じとします。)を含みます。以下同じとします。

3 ctc モバイル国際通話は、LTEサービス(LTEデュアルに限ります。)の契約者回線からの通話に限り行うことができます。

(電波伝播条件による通信場所の制約)

第45条 通信は、その移動無線装置が別記1で定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。

ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(相互接続に伴う通信)

第46条 当社相互接続点との間の通信は、当社又は特定MNOが定めた通信に限り行うことができます。

2 他社相互接続点との間の通信は、相互接続協定等に基づき当社又は特定MNOが定めた通信に限り行うことができます。

3 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信(この約款で提供する ctc モバイル(LTE)通信サービス以外の電気通信サービスに係る電気通信設備以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下同じとします。)を行うことはできません。

第47条 削除

第48条 削除

(ctc モバイル国際通話の取扱い)

第49条 ctc モバイル国際通話は、本邦発信の自動通話(通話の相手先までの接続が、交換取扱者を介さずに発信者のダイヤル操作により自動的に行われる通話をいいます。)に限り行うことができます。

2 当社は、契約者から請求があったときは、ctc モバイル国際通話利用規制(その契約者回線から ctc モバイル国際通話を行うことができないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

3 当社は、その契約者回線に係るLTE契約が、契約移行により締結されたものである場合であって、契約移行を行う前の電気通信回線について、それぞれの契約約款に規定する ctc モバイル国際通話利用規制を行っていたときは、契約者から別段の申出がない限り、その契約者回線について前項に規定する請求があったものとして取り扱います。

4 前2項に規定する場合のほか、KDDI株式会社の電話サービス等契約約款に規定する特定通話等発信規制サービスⅠの適用を受ける契約者回線について、ctc モバイル国際通話利用規制を行います。

(外国における取扱い制限)

第50条 ctc モバイル国際通話の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者(外国の法令に基づいて、その外国において電気通信サービスを提供している者をいいます。以下同じとします。)が定める契約約款等により制限されることがあります。

第2節 通信利用の制限等

(通信利用の制限等)

第 51 条 当社又は特定MNOは、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置を執ることがあります。

- (1) 次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社（特定MNOを含みます。）がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）

機関名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給に直接関係がある機関 水道の供給に直接関係がある機関 ガスの供給に直接関係がある機関 選挙管理機関 新聞社等の機関 金融機関 その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関
備考 上欄に定めるそれぞれの対象機関は、事業法施行規則第 56 条第1号の規定に基づき、総務大臣が指定する機関をいいます。以下同じとします。

- (2) 特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置

第 52 条 前条の規定による場合のほか、当社又は特定MNOは、次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。
- (2) 電子メール（別表 1 に規定する L T E N E T 電子メールをいいます。以下この条において同じとします。）に係る通信が著しくふくそうする場合に、電子メールの配信を制限すること。
- (3) 電子メールに係る通信において、多数のメールアドレスを指定して送信された電子メールであって、その電子メールのあて先に実在しないメールアドレスが著しく多いと当社又は特定MNOが認めた場合に、その電子メールの配信を拒否すること。
- (4) 契約者が電子メールを利用して送信した電子メールについて、その電子メールの転送を継続して行うことが ctc モバイル（L T E）通信サービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社又は特定MNOが認めた場合に、その電子メールの転送を停止すること。
- (5) 契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し当社又は特定MNOの電気通信設備を占有する等、その通信が ctc モバイル（L T E）通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
- (6) 当社又は特定MNOの電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社（特定MNOを含みます。）の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社の ctc モバイル（L T E）通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社又は特定MNOが認めた場合に、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。
- 2 当社又は特定MNOは、前項の規定による場合のほか、当社又は特定MNOが別に定める形式のデータについて、圧縮その他 ctc モバイル(LTE)通信サービスの円滑な提供に必要な措置を行うことがあります。

第 53 条 当社又は特定MNOは、前 2 条の規定によるほか、当社が、窃盗、詐欺等の犯罪行為若しくはその他法令に違反する行為により取得されたと判断し又は代金債務(立替払等に係る債務を含みます。)の履行が為されていないと判断して、当社(特定MNOを含みます。)の電気通信設備に所定の登録を行った端末設備が契約者回線に接続された場合、その契約者回線からの通信の利用を制限する措置をとることがあります。

第 54 条 当社又は特定MNOは、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト(同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき特定MNOが提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。)において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

第3節 通信内容の識別等

(通信内容の識別等)

第 54 条の2 当社は、LTE契約者の承諾があった場合、そのLTEサービスの契約者回線との間のデータ通信について、通信先又はその通信により利用するサービス等の通信内容を識別する機能(以下「通信識別機能」といいます。)を適用します。

第9章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第 55 条 ctc モバイル(LTE)通信サービスの料金は、料金表第1表(ctc モバイル(LTE)通信サービスに関する料金)に規定する基本使用料、オプション機能使用料、通話料、データ通信料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料とします。

2 ctc モバイル(LTE)通信サービスの工事に関する費用は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費とします。

第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第 56 条 契約者(LTEデータプリペイド契約者及びローミング契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、その契約に基づいて当社が契約者回線又はオプション機能の提供を開始した日から起算して契約の解除又はオプション機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日)について、料金表第1表第1(基本使用料等)に規定する料金(以下この条において「基本使用料等」といいます。)の支払いを要します。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

(1)(2)又は(3)以外の場合

起算開始日	その契約に基づいて当社が契約者回線又はオプション機能の提供を開始した日
起算終了日	契約の解除又はオプション機能の廃止があった日の前日(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日)

(2)(3)以外の場合であって、第2種定期LTE契約の解除(契約変更又は契約移行に係るものを除きます。)があったとき(ウに定めるオプション機能については、その契約解除日に廃止があったときに限ります。)

ア イ又はウ以外の基本使用料等

起算開始日	その契約に基づいて当社が契約者回線又はオプション機能の提供を開始した日
起算終了日	契約の解除又はオプション機能の廃止があった日の前日(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日)

イ 次表に定める料金種別の基本使用料

基本使用料の 料金種別	第1種LTEデュアル に係るもの	カテゴリー I	LTEプラン、カケホ、スーパーカケホ、カケホ(ケータイ/V)、 スーパーカケホ(ケータイ/V)、VKプラン
	第2種LTEデュアル に係るもの	カテゴリー I	LTEプラン(V)、カケホ(V)、スーパーカケホ(V)、スーパーカ ケホ(V・a)、VKプラン、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ (ケータイ/V)、VKプラン
	第1種LTEシングル に係るもの	カテゴリー I	LTEフラット for DATA、LTEフラット for Tab、LTEフラット fo r DATA(m)、LTEフラット for DATA(m)ds
	第2種LTEシングル に係るもの	カテゴリー I	WiMAX2+フラット for DATA、WiMAX2+フラット for DAT AEX、WiMAX2+フラット for HOME
	第3種LTEシングル に係るもの	カテゴリー I	LTEフラット for Tab(L)、LTEフラット for Tab(m/L)
	第4種LTEシングル に係るもの	カテゴリー I	WiMAX2+フラットforDATA(L)、WiMAX2+フラットforDATA EX(L)、WiMAX2+フラットforHOME(L)
起算開始日	その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日		
起算終了日	契約の解除があった日を含む料金月の末日		

ウ 次表に定めるオプション機能に係るオプション機能使用料

オプション機能	LTE NET機能又はLTE NET for DATA機能
起算開始日	その契約に基づいて当社がオプション機能の提供を開始した日
起算終了日	オプション機能の廃止があった日を含む料金月の末日

(3) LTE契約(基本使用料の料金種別がアに定めるものに限ります。)の解除(契約変更又は契約移行又はに係るものを除きます。)があった場合(ウに定めるオプション機能については、その契約解除日に廃止があった場合に限ります。)

ア 次表に定める料金種別の基本使用料

基本使用料の料金種別	基本使用料の料金種別に係るカテゴリー種別がカテゴリーⅡのもの
起算開始日	その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日
起算終了日	契約の解除があった日を含む料金月の末日

イ ウ以外のオプション機能に係るオプション機能使用料

起算開始日	その契約に基づいて当社がオプション機能の提供を開始した日
起算終了日	オプション機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、その日)

ウ 次表に定めるオプション機能に係るオプション機能使用料

オプション機能	LTENET機能又はLTENETforDATA機能
起算開始日	その契約に基づいて当社がオプション機能の提供を開始した日
起算終了日	オプション機能の廃止があった日を含む料金月の末日

2 前項の期間において、利用の一時中断等により ctc モバイル(LTE)通信サービスを利用することができない状態が生じたときの基本使用料等の支払いは、次によります。

- (1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。
- (2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本使用料等の支払いを要します。
- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、ctc モバイル(LTE)通信サービスを利用できなかった期間中の基本使用料等の支払いを要します。

区別		支払いを要しない料金
1	契約者の責めによらない理由によりその ctc モバイル(LTE)通信サービスを全く利用することができない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその ctc モバイル(LTE)通信サービスに係る基本使用料等
2 ctc モバイル(LTE)通信サービスの利用の一時休止をしたとき。	(1)(2)又は(3)以外の場合	ctc モバイル(LTE)通信サービスの利用の一時休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその ctc モバイル(LTE)通信サービスに係る基本使用料等
	(2)LTEサービスの利用の一時休止をした場合(前項第2号のイ又は第3号に定める基本使用料の料金種別を受けている場合に限り。前項第2号のウ又は第3号のウに定めるオプション機能については、その一時休止日に廃止があった場合に限り。以下この第2項において同じとします。)であって、(3)以外の場合。	ctc モバイル(LTE)通信サービスの利用の一時休止をした日を含む料金月の翌料金月の初日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその ctc モバイル(LTE)通信サービスに係る基本使用料等
	(3)LTEサービスの利用の一時休止をした場合であって、その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったとき。	-

3 前2項の規定にかかわらず、契約者は、別表1に規定する海外ローミング機能については、その利用形態に応じて、料金表第1表第1(基本使用料等)に規定する料金の支払いを要します。

4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

(注1)オプション機能の廃止があった日とは、その廃止の申込みの態様に応じて当社が定める日をいいます。

(注2)基本使用料の日割りについては、料金表通則に定めるところによります。

(通話料及びデータ通信料の支払義務)

第 57 条 契約者は、その契約者回線からの通話(その契約者回線の契約者以外の者が行った通話を含みます。)について、別記 15 の規定により測定した通話時間又は送信回数と料金表第1表第2(通話料)の規定とに基づいて算定した料金の

支払いを要します。

- 2 契約者は、その契約者回線と契約者回線等との間のデータ通信(その契約者回線の契約者以外の者が行ったデータ通信を含みます。)について、別記 16 の規定により測定した情報量と料金表第 1 表第 3(データ通信料)の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。
- 3 相互接続通信の料金の支払義務については、前2項の規定にかかわらず、第 67 条(相互接続通信の料金の取扱い)に規定するところによります。
- 4 契約者は、通話料又はデータ通信料について、当社の機器(特定MNO等及び協定事業者の機器を含みます。)の故障等により正しく算定することができなかった場合は、過去の利用実績等を勘案して当社が別記 17 に規定する方法により算定した料金額の支払いを要します。

第 58 条 削除

(手続きに関する料金の支払義務)

第 59 条 契約者は、ctc モバイル(LTE)通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 1 表第 6(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払義務)

第 60 条 契約者は、料金表第 1 表第 7(ユニバーサルサービス料)及び料金表第 1 表第 8(電話リレーサービス料)に規定する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第 61 条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第 2 表(工事費)に定める工事費の支払いを要します。

ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

第3節 料金の計算及び支払い

(料金の計算及び支払い)

第 62 条 料金の計算方法並びに料金及び工事費の支払方法は、料金表通則に規定するところによります。

第 63 条 削除

第4節 預託金

(預託金)

第 64 条 契約者又はLTEサービス利用権を譲り受けようとする者は、次の場合には、LTEサービスの利用に先立って(譲渡の場合はその承認に先立って)預託金を預け入れていただくことがあります。

- (1) LTE契約の申込みの承諾を受けたとき。
- (2) LTEサービス利用権の譲渡の承認を請求したとき。
- (3) 第 42 条(利用停止)第 1 号若しくは第 2 号又は第 42 条の 2 第 1 項第 1 号若しくは第 4 号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。
- (4) 当社の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

2 預託金の額は、10 万円以内で当社が別に定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、そのLTE契約の解除又はLTEサービス利用権の譲渡等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。

5 当社は、預託金を返還する場合に、契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

6 当社は、LTE契約の解除が契約移行に係るものである場合、そのLTE契約に係る預託金について、前 2 項の規定に基づく

返還に代え、新たに締結した ctc モバイル(5G)契約に係る預託金として、当社の5G約款に基づき預け入れていただいたものとして取り扱います。

第5節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第 65 条 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第 66 条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年 14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

第6節 削除

第7節 相互接続通信の料金の取扱い

(相互接続通信の料金の取扱い)

第 67 条 契約者又は相互接続通信の利用者は、当社、特定MNO等又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社、特定MNO等又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、別記 26 又は別記 27 に定めるところによります。

第 8 節 削除

第 68 条 削除

第 69 条 削除

第9節 特定電気通信事業者に係る債権の取扱い

(特定電気通信事業者の電気通信サービスの利用に係る債権の譲受等)

第 69 条の2 契約者は、別記 38 に定める電気通信事業者(以下この条において「特定電気通信事業者」といいます。)が提供する公衆無線 LAN サービスの利用により生じた債権を、特定電気通信事業者が定めるところにより当社が特定電気通信事業者から譲り受け、その債権額を ctc モバイル(LTE)通信サービスの料金に合算して請求することを承認していただきます。

2 前項の場合において、当社は譲り受けた債権を、ctc モバイル(LTE)通信サービスの料金とみなして取り扱います。

3 第1項の場合において、当社及び特定電気通信事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

4 第1項の規定により特定電気通信事業者から譲り受けた債権については、第 65 条(割増金)、第 66 条(延滞利息)及び料金表通則の規定に準じて取り扱います。

第 10 章 保守

(契約者の維持責任)

第 70 条 契約者は、端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

2 前項の規定のほか、契約者は、端末設備(移動無線装置に限ります。)又は自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)を、無線設備規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号)に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 71 条 契約者は、端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社又は特定MNOの電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社(特定MNOを含みます。)は、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社又は特定MNOが提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社(特定MNOを含みます。)の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧)

第 72 条 当社(特定MNOを含みます。)は、当社(特定MNOを含みます。)の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24 時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

2 前項の場合において、当社(特定MNOを含みます。)は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第 51 条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第 1 順位及び第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定により当社(特定MNOを含みます。)がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に提供されるもの 水防機関に提供されるもの 消防機関に提供されるもの 災害救助機関に提供されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの 防衛に直接関係がある機関に提供されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に提供されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に提供されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に提供されるもの 選挙管理機関に提供されるもの 新聞社等の機関 金融機関に提供されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に提供されるもの(第1順位となるものを除きます。)
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(修理又は復旧の場合の暫定措置)

第 73 条 当社(特定MNOを含みます。)は、当社(特定MNOを含みます。)の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその電話番号を変更することがあります。

(責任の制限)

第 74 条 当社は、ctc モバイル(LTE)通信サービスを提供すべき場合において、当社(特定MNOを含みます。)の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき(その原因が協定事業者の責めに帰すべき理由による接続専用回線の障害であるときを含みます。)は、その ctc モバイル(LTE)通信サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社(特定MNOを含みます。)が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が継続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、ctc モバイル(LTE)通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社(特定MNOを含みます。)が認知した時刻以後のその状態が継続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその ctc モバイル(LTE)通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1)料金表第1表第1(基本使用料等)に規定する料金(海外ローミング機能に係るものを除きます。)

(2)料金表第1表第2(通話料)に規定する料金(ctc モバイル(LTE)通信サービスを全く利用できない状態が継続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の 1 日当たりの平均通話料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)

(3)料金表第1表第3(データ通信料)に規定する料金(ctc モバイル(LTE)通信サービスを全く利用できない状態が継続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の 1 日当たりの平均データ通信料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)

(4)料金表第1表第1(基本使用料等)に規定する海外ローミング機能に係る料金(ctc モバイル(LTE)通信サービスを全く利用できない状態が継続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の 1 日あたりの平均オプション機能使用料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 前3項の規定にかかわらず、当社は、ctc モバイル(LTE)通信サービスの提供をしなかったことの原因が本邦のケーブル陸揚局より外国側又は固定衛星地球局より衛星側の電気通信回線設備の障害であるときは、その ctc モバイル(LTE)通信サービスの提供をしなかったことにより生じた損害を賠償しません。

5 当社(特定MNOを含みます。)は、ctc モバイル(LTE)通信サービスを提供すべき場合において、当社(特定MNOを含みます。)の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前4項の規定は適用しません。

6 削除

7 前6項の規定のほか、当社は、当社の責めに帰すべき理由により、別表1(オプション機能)に規定するオプション機能の利用に際し送受信又は蓄積された情報等の破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害が生じたときは、1料金月のオプション機能使用料(オプション機能使用料の定めがないものについては、その契約者回線に係る基本使用料とします。)を上限として賠償します。ただし、この約款で別段の定めがある場合はこの限りではありません。

(免責)

第 75 条 当社(特定MNOを含みます。以下この条において同じとします。)は、ctc モバイル(LTE)通信サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあって、契約者に関する自動車等(自動車、列車、船舶その他の交通機関をいいます。以下同じとします。)、土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがアンテナ撤去時の塗装剥離等工事に伴い通常生じるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等にあたって、その電気通信設備に記憶されているメッセージ等の内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

3 当社は、この約款等の変更により端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線に接続されている端末設備又は自営電気通信設備の改造等をしなければならなくなったときは、当社は、その変更に係る端末設備又は自営電気通信設備の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

(発信者番号通知)

第 76 条 契約者回線からの通話(当社が別に定めるものに限りです。)又はSMS送信(SMS(SMS機能を利用した文字メッセージ(文字、数字及び記号等からなるメッセージをいいます。以下同じとします。))の送信をいいます。以下同じとします。))については、その電話番号をその通話の着信のあった又はSMSを受信した契約者回線等へ通知します。

ただし、次の各号に定める通話については、この限りではありません。

- (1) その発信に先立ち、184 をダイヤルして行う通話。
- (2) この取扱いを拒む旨を契約者が当社に対しあらかじめ登録している契約者回線からの通話(その発信に先立ち、186 をダイヤルして行うものを除きます。)

(緊急通報に係る情報通知)

第 77 条 当社(特定MNOを含みます。以下この条において同じとします。)は、契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限りです。)から電気通信番号規則別表第 12 号に規定する電気通信番号を用いて行う通話(以下「緊急通報通話」といいます。)が行われる場合、その端末設備がその機能によりGPS衛星から受信した信号等の情報を取得します。

2 当社は、契約者回線からの緊急通報通話(その発信に先立ち、184 をダイヤルして行うものを除きます。)については、前条の規定によらず、下表の規定により、その契約者回線に係る情報を、下表に規定する相手先に通知します。

ただし、下表の2欄に定める情報については、その緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関又は消防機関において、当社が通知する情報を受信するための電気通信設備を具備している場合に限り、通知するものとします。

当社が通知する情報	通知する相手先
1 発信を行った契約者回線に係る電話番号	その緊急通報通話の着信のあった契約者回線等
2 その契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報(その移動無線装置が接続されている基地局設備に係る情報又は前項により当社がその契約者回線から取得した情報に基づき、当社が計算した緯度及び経度の情報をいいます。)及びその契約者回線に係る電話番号	その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関又は消防機関

3 当社は、電話番号又は移動無線装置の所在する位置に関する情報をその通話の相手先に通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、第 74 条(責任の制限)の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

(承諾の限界)

第 78 条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社又は特定MNOの業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

2 前項の規定によるほか、当社は、契約者が、当社が別に定める回数を超え 1 の料金月内に同一の請求を繰り返す場合、その請求を承諾しないことがあります。

(端末設備の接続)

第 79 条 当社は、契約者回線について、その契約者が締結したLTE契約に係るLTEサービス又は基本使用料の料金種別に対応する端末設備と異なる端末設備その他の電気通信設備が接続された場合、その電気通信設備からの通信の利用を制限します。この場合、契約者は、制限の有無にかかわらず、その契約者回線について適用を受けている基本使用料の料金種別等に応じた ctc モバイル(LTE)通信サービスの料金の支払いを要します。

(利用に係る契約者の義務)

第 80 条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 端末設備(移動無線装置に限りです。)又は自営電気通信設備(移動無線装置に限りです。)を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

- (3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (4) 端末設備若しくは自営電気通信設備又はSIM等に登録されている電話番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。
- (5) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で、別表1に規定するLTE NET機能又はLTE NET for DATA機能を利用しないこと。

なお、別記19に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

- (6) 位置情報（端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報（端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)に規定する位置登録制御に係るものを除きます。）をいいます。以下同じとします。）を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。

(7) 削除

- 2 前項第5号の規定は、契約者がSMS送信を行う場合又は別表1(オプション機能)に規定する番号変換文字メッセージ送受信機能又は番号変換文字メッセージ送受信機能(WEB)を利用して行われたSMS送信を行う場合について準用します。
- 3 当社は、契約者以外の者による ctc モバイル(LTE)通信サービスの利用において前項までの規定に反する事由が生じた場合、そのLTE契約の契約者がその事由を生じさせたものとみなして取り扱います。
- 4 契約者は、第1項第6号の規定に違反して他人又は登録利用者に与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。
- 5 前4項のほか、契約者は、当社が氏名、住所等の契約者(次条に規定する利用者登録を行っている場合は、登録利用者を含みます。)の情報及び契約内容の確認のために当社所定の書類の提出を求めた場合は、その求めに応じていただきます。
- 6 削除

第81条 削除

(技術資料の閲覧等)

第82条 当社は、当社が指定するサービス取扱所において、契約者回線に係るインターフェースに関する事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第83条 削除

(KDDI株式会社の電話サービス等契約約款における電話利用契約の締結)

第84条 契約者(料金表第1表第1(基本使用料等)に規定するLTEデュアルを利用している者に限ります。)は、KDDI株式会社の電話サービス等契約約款の規定に基づき、KDDI株式会社と電話利用契約(以下この条において「電話利用契約」といいます。

なお、電話利用契約は当社が別に定めるものをいいます。)を締結していることとなります。ただし、契約者からその電話利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、その契約者回線に係るLTE契約が、契約移行である場合であって、契約移行を行う前の電気通信回線について、それぞれの契約約款に基づき電話利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、契約者から別段の申出がない限り、契約者回線についても同様に取り扱います。

(注)当社が別に定める電話利用契約は、特定第2種一般電話契約とします。

第85条 削除

第86条 LTEサービスの電話番号を指定することにより、その電気通信サービスに係る料金等の取扱いを定める協定事業者(別記37に定めるものに限ります。以下この条において同じとします。)から請求があったときは、当社は、契約者の氏名、住所及び電話番号等の情報(協定事業者がその取扱いの適用の可否を判断するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を通知します。

第87条 LTEサービス(LTEデュアルに限ります。)の基本使用料の料金種別等により、その電気通信サービスに係る料金等の取扱いを定める電気通信事業者(別記38に定めるものに限ります。以下この条において同じとします。)から請求があったときは、当社は、そのLTEサービスの契約者回線に係る情報(電気通信事業者がその取扱いの適用の可否を判断するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を通知します。

第 87 条の 2 削除

第 88 条 削除

第 89 条 削除

第 90 条 削除

第 91 条 契約者は、その契約者回線からのSMS送信を行った場合であって、そのSMSの接続先の電気通信回線を設定した電気通信事業者が、その電気通信回線に係る契約を締結している者からの申告に基づき、そのSMS送信を、その電気通信事業者が定める禁止行為(この約款の別記 19(1)に定める禁止行為に相当するものをいいます。)に抵触すると判断した場合は、その電気通信事業者がプライバシーポリシーに定める電気通信事業者に、プライバシーポリシーに定める情報を通知することに、あらかじめ同意するものとします。

第 91 条の2 契約者等は、その契約者回線からの電子メール(別表1に規定するLTE NET電子メールをいいます。以下この条において同じとします。)の送信について、その電子メールを受信した他網契約者回線に係る契約を締結している者からの申告に基づき、その他網契約者回線に係る電気通信事業者が定める禁止行為(この約款の別記 19 に定める禁止行為に相当するものをいいます。)に抵触すると判断した場合は、その電気通信事業者がプライバシーポリシーに定める電気通信事業者に、プライバシーポリシーに定める情報を通知することに、あらかじめ同意するものとします。

第 91 条の3 契約者等は、第 17 条(当社が行う一般LTE契約の解除)第2項又は第 24 条(当社が行う定期LTE契約の解除)第2項LTE、LTE-LTEの規定に基づき契約の解除を受けたことがある場合又は第 42 条(利用停止)の規定に基づき ctc モバイル(LTE)通信サービスの利用を停止されたことがある場合(いずれの場合においても、第 42 条第1項第 11 号の規定によるものに限ります。)は、プライバシーポリシーに定める電気通信事業者からの請求に基づき、プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

(契約者に係る情報の利用)

第 92 条 当社は、契約者に係る氏名、名称、生年月日、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等又は登録利用者の氏名若しくは生年月日等の情報を、当社(特定MNOを含みます。)及び協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社及び協定事業者の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲(契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。)で利用します。

なお、ctc モバイル(LTE)通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社のプライバシーポリシーにおいて定めます。

(位置情報等の匿名化利用)

第 92 条の2 当社は、通信の秘密に該当する位置情報(通信の場所、日時及び端末識別符号に限ります。以下この条において同じとします。)、契約者等(契約者及び登録利用者をいいます。以下この条において同じとします。)の情報(市区町村名までの住所、年齢、性別その他当社が「十分な匿名化」により加工した位置情報の活用)として掲示するWEBサイト(以下「匿名位置情報に関するWEBサイト」といいます。)に定める情報に限ります。以下この条において「契約者等情報」といいます。)について、特定MNOの匿名位置情報に関するWEBサイトに定める利用目的のために、その時点での技術水準では契約者等を再特定又は再識別することが極めて困難といえる程度に匿名化を行った上で利用します。

2 当社は、前項に定める位置情報及び契約者等情報について、特定MNOの匿名位置情報に関するWEBサイトに定める利用目的の範囲で、官公庁、公共団体、一般企業等の第三者に提供することがあります。

3 契約者等は、特定MNOの匿名位置情報に関するWEBサイトに定める方法により、前2項に定める取扱い(以下「匿名化利用」といいます。)を停止する申出を行うことができます。

4 位置情報及び契約者等情報の匿名化の方法等、匿名化利用に係るその他の事項については、特定MNOの匿名位置情報に関するWEBサイトにおいて定めます。

(外国に所在する事業者における特定利用者情報の取扱い)

第 92 条の3 外国に所在する事業者における特定利用者情報(事業法第 27 条の5の第 1 項に定めるものをいいます。)の取扱いについては、特定MNOのWEBサイトにおいてその内容を掲示します。

(電話番号案内)

第 93 条 当社は、別に定めるところにより、電話番号案内事業者(別記 31 に定める協定事業者をいいます。以下同じとします。)が提供する電話番号案内への接続(以下「電話番号案内接続」といいます。)により電話番号を案内します。

ただし、電話帳への掲載を省略されているものについては、この限りではありません。

(電話番号案内接続に係る通話料の支払い義務等)

第 94 条 電話番号案内接続に係る通話を行った契約者回線の契約者は、料金表第1表第2(通話料)に規定する電話番号案内料及び電話番号案内接続に係る通話料の支払いを要します。

2 当社は、電話番号案内料を通話料とみなして取り扱います。

第 95 条 削除

(法令に規定する事項)

第 96 条 ctc モバイル(LTE)通信サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

2 前項の規定によるほか、法令に定めがある事項又は当該事項に関連する内容については、別記 21 から別記 23 に定めるところによります。

(閲覧)

第 97 条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

(ctc モバイル(LTE)通信サービスの廃止)

第 98 条 当社は、電波を効率的に使用するためやむを得ない場合その他技術上及び業務の遂行上やむを得ない場合は、ctc モバイル(LTE)通信サービスの一部又は全部を廃止することがあります。この場合において、当社は所定のWEBサイトに掲示する等の方法により、その旨を契約者に周知します。

2 当社は、前項の規定により ctc モバイル(LTE)通信サービスの全部を廃止するときは、事業法施行規則第 22 条の2の10の規定に基づき、廃止の期日等をLTE契約者に通知します。

3 当社は、第1項の規定により ctc モバイル(LTE)通信サービスの一部又は全部を廃止したことにより契約者に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

1 当社は、料金その他の計算について、次表に規定するとおりとします。

区分	計算方法
(1)(2)以外のもの	この約款に規定する税抜額(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)により行います。
(2)海外ローミング機能に係るオプション機能使用料若しくは ctc モバイル国際通話に関する料金又は国際SMS送信(別表 1(オプション機能)3欄に規定する国際SMS送信をいいます。以下同じとします。)に関する料金(通話料に限ります。)	この約款に規定する額により行います。

2 当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等、通話料、データ通信料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は料金月(その通話を開始した日と終了した日とが異なる料金月となる場合の通話料については、その通話を終了した日を含む料金月とします。)に従って計算します。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合のほか、当社が必要と認めるときは、料金月によらず当社が別に定める期間に従って随時に計算します。

3 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

4 当社は、その通話を開始した日と終了した日とが異なる場合のその通話に関する料金については、その終了した日においてその通話をを行った契約者回線が適用を受けている基本使用料の料金種別等の規定に従って計算します。

ただし、この約款の特段の規定に従って計算する場合は、この限りではありません。

5 当社は、通話料及びデータ通信料については、通信の種類にかかわらず、そのすべての料金を合計した額により、請求を行います。

(基本使用料の料金種別の取扱い)

6 この約款に特段の定めがある場合を除き、次表の左欄に定める基本使用料の料金種別は、それぞれ同表右欄に定める基本使用料の料金種別を示します。

カケホ	第1種LTEデュアルのカテゴリー I 及びカテゴリー II に係る基本使用料の料金種別のうち、カケホのもの
スーパーカケホ	第1種LTEデュアルのカテゴリー I 及びカテゴリー II に係る基本使用料の料金種別のうち、スーパーカケホのもの
カケホ(V)	第2種LTEデュアルのカテゴリー I 及びカテゴリー II に係る基本使用料の料金種別のうち、カケホ(V)のもの
スーパーカケホ(V)	第2種LTEデュアルのカテゴリー I 及びカテゴリー II に係る基本使用料の料金種別のうち、スーパーカケホ(V)のもの
カケホ(ケータイ/V)	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、カケホ(ケータイ/V)のもの
スーパーカケホ(ケータイ/V)	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、スーパーカケホ(ケータイ/V)のもの
VKプランM	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、VKプランMのもの
VKプランS	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、VKプランSのもの
VKプラン	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係る基本使用料の料金種別のうち、VKプランのもの

(特定データ通信定額等の取扱い)

7 次表の左欄に定める用語は、それぞれ同表右欄に定めるデータ通信料の取扱いを示します。

用語	データ通信料の取扱い
特定データ通信定額制	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制(V)	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の2に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅱ	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の3に定めるデータ通信料の取扱い

特定データ通信定額制Ⅱ(V)	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の4に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の5に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の6に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の7に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-i)	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の8に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の9に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-i)	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の10に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の11に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信段階定額制	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の12に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信段階定額制(V)	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の13に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅲ	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の14に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅲ(V)	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の15に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信段階定額制Ⅱ	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の18に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅳ	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の19に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅴ	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の20に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額制Ⅵ	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の21に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の22に定めるデータ通信料の取扱い
特定データ通信定額の取扱い	特定データ通信定額制、特定データ通信定額制(V)、特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ(V)、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)、特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額制Ⅲ(V)、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ又は特定データ通信定額制Ⅵ
特定データ通信2段階定額の取扱い	特定データ通信2段階定額制、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-i)、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-i)、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)又は特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)
データ使い放題定額	特定データ通信定額制Ⅴのうち、データMAXプランPro、データMAXプラン Netflixパック又はデータMAXプラン以外のもの

7の2 次表の左欄に定める用語は、それぞれ同表右欄に定めるデータ通信料の取扱いの総称を示します。

用語	データ通信料の取扱い
データMAX	データ使い放題定額のうち、その名称に「データMAX 4G LTE」を含むもの
使い放題MAX	データ使い放題定額のうち、その名称に「使い放題MAX 4G」を含むもの
使い放題MAX+	データ使い放題定額のうち、その名称に「使い放題MAX+ 4G」を含むもの

(基本使用料等の日割り)

8 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等のうち月額で定める料金(以下この項において「月額料金」といいます。)をその利用日数(第8号については、第56条(基本使用料等の支払義務)第2項第3号の表に規定する基本使用料等の支払いを要しないとする日数とします。)に応じて日割りします。

ただし、第56条第1項第2号に該当する場合の同号のイ及びウに定める基本使用料等については、この限りではありません。

- (1) 料金月の起算日以外の日、に、契約者回線又はオプション機能の提供の開始があったとき。
- (2) 料金月の起算日以外の日、に、契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。
- (3) 料金月の起算日に契約者回線又はオプション機能の提供を開始し、その日にその契約の解除又はオプション機能の廃止があったとき。
- (4) 料金月の起算日以外の日、に、第2(通話料)1(適用)(11)に定める定額料の支払いによるLTEプランの契約者回線に

係る通話料の適用Ⅰ又は(12)に定める定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用Ⅰ又は(12)に定める定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用Ⅱの開始の適用若しくは廃止があったとき。

(5) 料金月の起算日以外の日、国内通話定額(第2(通話料)1(適用)(10)の3に定める取扱いをいいます。以下同じとします。)の適用の開始若しくは廃止又はその種類の変更(以下「国内通話定額の種類変更等」といいます。)があったとき

(6) 料金月の起算日以外の日、特定データ通信定額の取扱い又は特定データ通信2段階定額の取扱いの適用の開始若しくは廃止若しくはその種類の変更があったとき。

(7) 削除

(8) 削除

(9) 料金月の起算日以外の日、月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。

(10) 第56条第2項第3号の表の規定に該当するとき。

(11) 第3項の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。

9 前項(第11号を除きます。)の規定による月額料金の日割りは、その料金月に含まれる日数により行います。この場合、第56条第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する料金日とみなします。

10 第8項第11号の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月に含まれる日数により行います。

10の2 削除

(端数処理)

11 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、この料金表に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

12 削除

13 削除

14 削除

15 削除

16 削除

17 削除

18 削除

(ナンバーシェア副回線に係る料金等の合算請求)

19 当社は、ナンバーシェア副回線に係る料金その他の債権について、その契約者回線に係るナンバーシェア主回線(別表1に定めるナンバーシェア主回線をいいます。以下同じとします。)に係る料金その他の債権と合算して一括して請求します。

(料金等の支払い)

20 契約者は、料金及び工事費について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。

21 前項の場合において、料金及び工事費は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

22 削除

(料金の一括後払い)

23 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(少額料金の翌月払い)

24 当社は、その料金月に請求することとなる料金の合計額が、当社が別に定める額に満たない場合は、その料金を翌料金月に請求する料金に合わせて請求することがあります。

(前受金)

25 当社は、料金又は工事費について、契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

26 この約款に係る料金について支払いを要する額は、この約款に規定する額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算した額とします。))に消費税相当額を加算した額とします。上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。))の合計と異なる場合があります。

なお、料金表に規定する料金額は税抜価格とし、かっこ内の料金額は税込価格を表示します。また、関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

ただし、次の各号に掲げる料金については、この限りではありません。

- (1) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料
- (2) ctc モバイル国際通話に関する料金
- (3) 国際SMS送信に関する料金(通話料に限ります。)

(料金の臨時減免)

27 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この料金表又は約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金及び工事費を減免することがあります。

28 当社は、前項の規定により、料金等の減免を行ったときは、関係のサービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことを周知します。

(料金等の請求)

29 ctc モバイル(LTE)通信サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款のほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 ctc モバイル(LTE)通信サービスに関する料金

第1 基本使用料等

1 適用

基本使用料等の適用については、第56条(基本使用料等の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

基本使用料等の適用		
(1)LTEサービスの種類等	ア LTEサービスには、次の種類があります。	
	種類	内容
	LTEデュアル	デュアル端末との間に電気通信回線を設定して通話及びデータ通信のために提供するもの
	LTEシングル	シングル端末との間に電気通信回線を設定して専らデータ通信のために提供するもの
	イ LTEデュアルには、次の種類があります。	
	種類	内容
	第1種LTEデュアル	第2種LTEデュアル又は第3種デュアル以外のもの
	第2種LTEデュアル	VoLTE対応端末(VoLTEに対応した端末設備をいいます。以下同じとし、当社が別に定める端末設備を除きます。)との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第3種LTEデュアル以外のもの
	第3種LTEデュアル	VoLTE対応端末(当社が別に定める端末設備に限ります。)との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、別表1に定めるナンバーシェア機能に係るナンバーシェア副回線として指定することができる契約者回線に係るもの
	ウ 削除	
	エ LTEシングルには、次の種類があります。	
	種類	内容
	第1種LTEシングル	第2種LTEシングル、第3種LTEシングル又は第4種LTEシングル以外のもの
	第2種LTEシングル	別表1に定めるWiMAX利用機能(タイプⅡに限ります。)を利用可能な端末設備との間に電気通信回線を設定して提供するものであって、第4種LTEシングル以外のもの
	第3種LTEシングル	別表1に定めるWiMAX利用機能(タイプⅠに限ります。)のうちWiMAX通信以外のデータ通信のみ利用可能な端末設備(当社が別に定める端末設備に限ります。)との間に電気通信回線を設定して提供するもの
	第4種LTEシングル	別表1に定めるWiMAX利用機能(タイプⅡに限ります。)のうちWiMAX通信以外のデータ通信のみ利用可能な端末設備(当社が別に定める端末設備に限ります。)との間に電気通信回線を設定して提供するもの
オ 当社は、下表の左欄の契約に基づいて、同表の右欄のLTEサービスを提供します。		
この場合において、当社は、同表の右欄の種類のうち、その契約者から接続の請求があった端末設備に対応するLTEサービスを提供するものとします。		
LTE契約の種類		LTEサービスの種類
一般LTE契約		LTEデュアル、LTEシングル
第2種定期LTE契約	タイプⅠ	第1種LTEデュアル、第2種LTEデュアル又はLTEシングル
	タイプⅡ	第1種LTEデュアル又は第2種LTEデュアル
第3種定期LTE契約		第2種LTEシングル又は第4種LTEシングル
削除		削除
第5種定期LTE契約		第1種LTEシングル又は第2種LTEシングル
第6種定期LTE契約		第1種LTEシングル又は第2種LTEシングル
第7種定期LTE契約		第1種LTEデュアル、第2種LTEデュアル、LTEシングル

	カ LTE契約者は、LTEサービスの種類の変更(第3種LTEデュアルとの間のもの又はLTEデュアルとLTEシングルの間のものを除きます。)の請求をすることができます。 ただし、LTEデュアルとLTEシングルの間の変更であって、当社所定の事由に該当する場合は、この限りではありません。 キ カの請求があったときは、当社は、LTEサービスの種類の変更を伴う請求があった場合は、その変更日から変更後のLTEサービスの種類による料金を適用します。 ク 削除 ケLTE契約者は、LTEサービスの再利用の請求を行う場合、そのLTEサービスの一時休止を行った時点で提供を受けていたものと異なる種類のLTEサービス(その時点のLTEサービスの種類がLTEデュアルの場合はLTEシングル、LTEシングルの場合はLTEデュアルとします。)の提供を受けることはできません。 ただし、当社所定の事由に該当する場合は、この限りではありません。																								
(2)削除	削除																								
(3)LTEサービスの利用月数	LTEサービスの利用月数は、そのLTEサービスに係る利用開始月からその料金月(契約解除があったときは、その契約解除日の前日を含む料金月までとします。)までの月数(一時休止日の前日を含む料金月の翌料金月から再利用開始日を含む料金月の前料金月までの月数を除きます。以下この欄において同じとします。)を通算したもの(契約変更を行った場合は、契約変更を行う前のLTE契約により提供を受けていたLTEサービスに係る利用開始月からその契約変更のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、契約移行があった場合は、契約移行を行う前の ctc モバイル(5G)契約により提供を受けていた ctc モバイル(5G)サービスに係る利用開始月からその契約移行のあった日を含む料金月の前料金月までの月数を、それぞれこれに合算したものとします。)とします。																								
(4)LTEサービスの基本使用料の料金種別の選択等	ア LTEサービスの基本使用料には、次のカテゴリー種別ごとに、次の料金種別があります。 (ア) 第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係るもの <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr> <tr> <td rowspan="6">カテゴリーⅡ</td><td>基本プラン(スマホミニ+)</td></tr> <tr> <td>基本プラン(使い放題MAX+)</td></tr> <tr> <td>シンプルN</td></tr> <tr> <td>カケホN</td></tr> <tr> <td>スーパーカケホN</td></tr> <tr> <td>ケータイプラン</td></tr> </table> (イ)第3種LTEデュアルに係るもの <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr> <tr> <td>カテゴリーⅡ</td><td>ナンバーシェアプラン</td></tr> </table> (ウ) 第1種LTEシングル及び第3種LTEシングルに係るもの <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr> <tr> <td rowspan="3">カテゴリーⅡ</td><td>タブレットシェアプラン 4G</td></tr> <tr> <td>タブレットプラン3 4G</td></tr> <tr> <td>タブレットプラン50 4G</td></tr> </table> (エ) 第2種LTEシングル及び第4種LTEシングルに係るもの <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr> <tr> <td rowspan="2">カテゴリーⅡ</td><td>モバイルルータープラン</td></tr> <tr> <td>ホームルータープラン</td></tr> </table> イ 契約者は、あらかじめカテゴリー種別及び基本使用料の料金種別を選択していただきます。 ウ LTE契約者は、カテゴリー種別及び基本使用料の料金種別の変更の請求をすることができます。 エ LTEサービスの契約者回線について、選択又は変更の請求をすることができる基本使用料の料金種別は、その契約者回線に接続する端末設備等により当社が別に定めるところによります。 オ 削除 カ スーパーカケホ(V・a)の適用を受けている契約者回線については、その契約者回線に接続する端末設備の変更の請求を行う場合、あわせて基本使用料の料金種別の変更を行っていただきます。 キ カまでの規定によるほか、次表の左欄に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更については、それぞれ同表の右欄に定めるデータ通信の定額制の取扱いの適用の申込みと同時にする場合又は同取扱いの適用を受けている場合に限り、それぞれ同表の左欄に定める	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリーⅡ	基本プラン(スマホミニ+)	基本プラン(使い放題MAX+)	シンプルN	カケホN	スーパーカケホN	ケータイプラン	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリーⅡ	ナンバーシェアプラン	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリーⅡ	タブレットシェアプラン 4G	タブレットプラン3 4G	タブレットプラン50 4G	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリーⅡ	モバイルルータープラン	ホームルータープラン
区分	基本使用料の料金種別																								
カテゴリーⅡ	基本プラン(スマホミニ+)																								
	基本プラン(使い放題MAX+)																								
	シンプルN																								
	カケホN																								
	スーパーカケホN																								
	ケータイプラン																								
区分	基本使用料の料金種別																								
カテゴリーⅡ	ナンバーシェアプラン																								
区分	基本使用料の料金種別																								
カテゴリーⅡ	タブレットシェアプラン 4G																								
	タブレットプラン3 4G																								
	タブレットプラン50 4G																								
区分	基本使用料の料金種別																								
カテゴリーⅡ	モバイルルータープラン																								
	ホームルータープラン																								

基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更を請求することができます。

(ア)第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係るもの

区分	基本使用料の料金種別	データ通信の定額制の取扱い
カテゴリー II	標準プラン	新auピタットプラン、auフラットプラン7プラス
	標準プラン(データMAX)	auデータMAXプラン
	基本プラン	ピタットプラン 4G LTE、auフラットプラン7プラスN
	基本プラン(スマホミニ)	スマホミニプラン 4G
	基本プラン(データMAX)	データMAX、auデータMAXプラン Pro、auデータMAXプラン Netflix パック
	基本プラン(使い放題MAX)	使い放題MAX
	基本プラン(スマホミニ+)	スマホミニプラン+ 4G
	基本プラン(使い放題MAX+)	使い放題MAX+
	シンプルN、カケホN、スーパーカケホN	特定データ通信定額制VI

(イ)第1種LTEデュアルに係るもの

区分	基本使用料の料金種別	データ通信の定額制の取扱い
カテゴリー I	LTEプラン	特定データ通信定額制
	LTEプランS	特定データ通信2段階定額制
	カケホ	特定データ通信定額制Ⅱ(データ定額1を除きます。)
	スーパーカケホ	特定データ通信定額制Ⅱ(データ定額2を除きます。)
	カケホ(ケータイ/V)	特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- i)(データ定額1(ケータイ/V)を除きます。)又は特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)
	スーパーカケホ(ケータイ/V)	特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- i)(データ定額2(ケータイ/V)を除きます。)又は特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)
	VKプランM、VKプランS又はVKプラン	特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- i)
カテゴリー II	シンプル、カケホ、スーパーカケホ	特定データ通信段階定額制、特定データ通信定額制Ⅲ

(ウ)第2種LTEデュアルに係るもの

区分	基本使用料の料金種別	データ通信の定額制の取扱い
カテゴリー I	LTEプラン(V)	特定データ通信定額制(V)
	カケホ(V)	特定データ通信定額制(V)(データ定額1(V)を除きます。)
	スーパーカケホ(V)	特定データ通信定額制(V)(データ定額2を除きます。)
	スーパーカケホ(V・a)	特定データ通信定額制Ⅱ(V)(データ定額5(V)、データ定額 20(V)又はデータ定額 30(V)に限りま

		カケホ(ケータイ/V)	特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)(データ定額1(ケータイ/V)を除きます。)又は特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)
		スーパーカケホ(ケータイ/V)	特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)(データ定額1(ケータイ/V)、データ定額3(ケータイ/V)又はデータ定額5(ケータイ/V)、に限ります。)又は特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V)
		VKプランM、VKプランS又はVKプラン	特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)
	カテゴリーⅡ	シンプル(V)、カケホ(V)、スーパーカケホ(V)	特定データ通信段階定額制(V)、特定データ通信定額制Ⅲ(V)

ク キまでの規定によるほか、次表の右欄の適用を受けている場合又は同表の右欄の適用の申出を同時に行う場合に限り、それぞれ同表の左欄に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更を請求することができます。

基本使用料の料金種別	適用
タブレットシェアプラン 4G、タブレットデータシェアプラン、タブレットプランds、LTEフラット for DATA(m)ds、タブレットプランds(L)	(29)

ケ 削除
コ 削除
サ 基本使用料の料金種別の変更の請求があった場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

(ア)LTEデュアルに係るもの

区分	変更後の基本使用料の適用
① ②以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。 ただし、その請求が、端末設備の変更(当社が別に定めるサービス取扱所において行う、その契約者回線に接続する端末設備の変更であって、当社が別に定めるものを除きます。以下この1(適用)において同じとします。)に係る請求と同時に 行われたものである場合は、その請求があった日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。
②削除	削除

(イ)LTEシングルに係るもの

変更後の基本使用料の適用
その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用 します。 ただし、その請求が、端末設備の変更に係る請求と同時に 行われたものである場合は、その請求があった日から変更後の料金種別による基本使用料を適用 します。

シ LTEサービスの契約者回線について、LTEサービスの種類の変更による新たな端末設備を接続
する請求があった場合、当社は、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後のLTE
サービスにおいて選択した料金種別による基本使用料を適用するものとします。
ただし、その請求が、端末設備の変更にかかる請求と同時に
行われたものである場合は、その請求があった日から変更後のLTEサービスにおいて選択した料金種別による基本使用料を適用する
ものとします。

ス アに規定するほか、LTEサービスの基本使用料には、次のカテゴリー種別ごとに、次の料金種別
があります。
ただし、コまでの規定にかかわらず、この基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への更
改の請求をすることはできません。

(ア) 第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアルに係るもの

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅡ	標準プラン
	標準プラン(データMAX)
	基本プラン
	基本プラン(スマホミニ)
	基本プラン(データMAX)
	基本プラン(使い放題MAX)
	ケータイシンプルプラン
	ケータイカケホプラン
	VKプランS(N)
	VKプランM(N)
	VKプランE(N)

(イ) 第1種LTEデュアルに係るもの

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅠ	LTEプラン
	LTEプランS
	カケホ
	スーパーカケホ
	オフィスケータイプラン
	カケホ(ケータイ/V)
	スーパーカケホ(ケータイ/V)
	VKプランM
	VKプランS
	VKプラン
	オフィスケータイプランVK(ケータイ)
カテゴリーⅡ	シンプル
	カケホ
	スーパーカケホ

(ウ) 第2種LTEデュアルに係るもの

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅠ	LTEプラン(V)
	カケホ(V)
	スーパーカケホ(V)
	スーパーカケホ(V・a)
	オフィスケータイプラン(V)
	カケホ(ケータイ/V)
	スーパーカケホ(ケータイ/V)
	VKプランM
	VKプランS
	VKプラン
	オフィスケータイプラン(VK)
カテゴリーⅡ	シンプル(V)
	カケホ(V)
	スーパーカケホ(V)

(エ) 第1種LTEシングル及び第3種LTEシングルに係るもの

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅡ	タブレットプランライト 4G
	タブレットプラン20
	タブレットデータシェアプラン

(オ) 第1種LTEシングルに係るもの

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅠ	LTEフラット for DATA
	LTEフラット for Tab

		LTEフラット for DATA(m)
		タブレットプラン ds
		LTEフラット for DATA(m)ds
	(カ) 第2種LTEシングルに係るもの	
	区分	基本使用料の料金種別
	カテゴリー I	WiMAX2+フラット for DATA
		WiMAX2+フラット for DATA EX
		WiMAX2+フラット for HOME
	(キ) 第3種LTEシングルに係るもの	
	区分	基本使用料の料金種別
	カテゴリー I	LTEフラット for Tab(L)
		タブレットプラン ds(L)
		LTEフラット for DATA(m/L)
	(ク) 第4種LTEシングルに係るもの	
	区分	基本使用料の料金種別
	カテゴリー I	WiMAX2+フラット for DATA(L)
		WiMAX2+フラット for DATA EX(L)
		WiMAX2+フラット for HOME(L)
(4)の2 LTEモジュールの基本使用料の料金種別の選択等	ア LTEモジュールの基本使用料には、次の種別があります。	
	基本使用料の料金種別	
	LTE Low	
	LTE Mid	
	LTE High	
(4)の3 削除	イ LTEモジュール契約者は、あらかじめ基本使用料の料金種別を選択していただきます。この場合、包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線については、包括回線グループを単位として選択していただきます。	
	ウ LTEモジュール契約者は、基本使用料の料金種別の変更を請求することはできません。	
	削除	
(4)の4 スーパーカケホ(V・a)の選択に係るアップグレードプログラムの取扱い	次表に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更があった場合(その選択又は変更の際しての特定の端末設備((4)欄に定めるものをいいます。)の購入が、当社の個別信用購入あわせん契約約款又は個品割賦販売契約約款に基づく分割払い(その支払回数が 24 回であるものに限り。)の方法により行われた場合に限り。)、その契約者回線の契約者から、当社の「アップグレードプログラム(a)利用規約」に定めるアップグレードプログラム(a)の適用の申込みがあったものとみなして取り扱います。この場合において、アップグレードプログラム(a)の適用については、その利用規約に定めるところによります。	
	基本使用料の料金種別	
	スーパーカケホ(V・a)	

(5) 第2種定期LTE契約に係る基本使用料の取扱い(2年契約、2年契約(自動更新なし))	ア 第2種定期LTE契約に係る基本使用料については、そのタイプ種別及び料金種別に応じて、2-1-1の(2)の ア又は2-1-2の(2)の アに規定する料金額を適用します。			
	イ 第2種定期LTE契約に係る基本使用料の適用は、そのタイプ種別の第2種定期LTE契約に係るLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の初日(他のタイプ種別の定期LTE契約からの契約変更又は第7種定期LTE契約から第2種定期LTE契約(タイプⅡに限ります。))への契約変更の場合は、契約変更日とします。)からとします。			
	ウ 第2種定期LTE契約の解除があった場合における取扱いについては、次表のとおりとします。			
	区分		第2種定期LTE契約に係る基本使用料の適用	
	1 2又は3以外により第2種定期LTE契約の解除があったとき。		その契約解除日の前日まで第2種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。	
	2 一般LTE契約への契約変更があったとき(3に該当するときは除きます。)		その契約変更日を含む料金月の末日まで第2種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。	
	3 一般LTE契約若しくは他のタイプ種別の第2種定期LTE契約への契約変更若しくは第2種定期LTE契約(タイプⅡに限ります。))から第7種定期LTE契約への契約変更又は一般5G契約若しくは2年定期5G契約への契約移行があったとき。		その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の前料金月の末日まで第2種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。	
	エ 第2種定期LTE契約(タイプⅡに限ります。))への契約変更(一般LTE契約、第2種定期LTE契約(タイプⅠに限ります。))又は第7種定期LTE契約からのものに限ります。)があった場合であって、契約変更前のLTE契約に係る基本使用料の料金種別が次表に定めるもの以外であるとき、その契約変更日を含む料金月の初日から契約変更後の第2種定期LTE契約(タイプⅡに限ります。))に係る基本使用料の料金種別の適用を開始する日の前日までの間、契約変更を行う前のLTE契約の契約種別に応じて、そのLTE契約に係る基本使用料の料金種別の料金額を適用します。			
	区分		基本使用料の料金種別	
	LTE契約に係るもの	第1種LTEデュアル	カテゴリーⅠ	カケホ、スーパーカケホ、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)
カテゴリーⅡ			シンプル、カケホ、スーパーカケホ	
第2種LTEデュアル		カテゴリーⅠ	カケホ(V)、スーパーカケホ(V)、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)	
		カテゴリーⅡ	シンプル(V)、カケホ(V)、スーパーカケホ(V)	
(5)の2 第3種定期LTE契約に係る基本使用料の取扱い	ア 第3種定期LTE契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて2-1-2の(2)のイに規定する料金額を適用します。			
	イ 第3種定期LTE契約に係る基本使用料の適用は、第3種定期LTE契約に係るLTEサービスの提供を開始した日からとします。			
	ウ 第3種定期LTE契約の解除があったときは、その契約解除日の前日(他の種別のLTE契約への契約変更の場合は、その契約変更日の前日とします。)まで第3種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。			
(5)の3 削除	削除			
(5)の4 削除	削除			
(5)の5 削除	削除			
(5)の6 第7種定期LTE契約に係る基本使用料の取扱い(2年契約N)	ア 第7種定期LTE契約に係る基本使用料については、そのタイプ種別及び料金種別に応じて、2-1-1の(2)のイ又は2-1-2の(2)のカに規定する料金額を適用します。			
	イ 第7種定期LTE契約に係る基本使用料の適用は、第7種定期LTE契約に係るLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の初日(第2種定期LTE契約(タイプⅡに限ります。))からの契約変更の場合は、その契約変更日を含む料金月の初日、その他の定期LTE契約からの契約変更の場合は、契約変更日とします。)からとします。			
	ウ 第7種定期LTE契約の解除があった場合における取扱いについては、次表のとおりとします。			

	区分	第7種定期LTE契約に係る基本使用料の適用
	1 2又は3以外により第7種定期LTE契約の解除があったとき。	その契約解除日の前日まで第7種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。
	2 一般LTE契約への契約変更又は5G契約への契約移行があったとき(3に該当するときは除きます。)	その契約変更日を含む料金月の末日まで第7種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。
	3 一般LTE契約若しくは第2種定期LTE契約(タイプⅡに限ります。)	その契約変更日を含む料金月の前料金月の末日まで第7種定期LTE契約に係る基本使用料を適用します。
エ 第7種定期LTE契約への契約変更(一般LTE契約又は第2種定期LTE契約(タイプⅡに限ります。))からのものに限ります。又は契約移行(一般5G契約からのものに限ります。))があつた場合であつて、契約変更前又は契約移行前のLTE契約又は5G契約に係る基本使用料の料金種別が第7種定期LTE契約において提供していないものであるとき、その契約変更日又は契約移行日を含む料金月の初日から契約変更後又は契約移行後の第7種定期LTE契約に係る基本使用料の料金種別の適用を開始する日の前日までの間、契約変更又は契約移行を行う前のLTE契約又は5G契約の契約種別に応じて、そのLTE契約又は5G契約に係る基本使用料の料金種別の料金額を適用します。		
(6)削除	削除	
(6)の2 国内通話定額の適用を受ける契約者回線に係る基本使用料の適用	国内通話定額の適用を受けている場合、2-1-1に規定する料金額に次表に定める料金額を加算した額を、その契約者回線に係る基本使用料として取り扱います。	
	1 契約ごとに月額	
	区分	料金額
	通話定額ライトの適用を受けている場合	700 円(770 円)
	通話定額の適用を受けている場合	1,700 円(1,870 円)
	通話定額ライト2の適用を受けている場合	800 円(880 円)
通話定額2の適用を受けている場合	800 円(880 円)	
(7)複数回線複合割引の適用(法人割)	ア 複数回線複合割引(以下この欄において「本割引」といいます。))とは、割引選択回線群(イに定める割引選択回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。))を構成する契約者回線(基本使用料の料金種別が次表に定めるものに限ります。ただし、定期LTE契約に係るものを除きます。))に関する基本使用料について、2-1-1の(1)に規定する料金額に0.25を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。	
	区分	基本使用料の料金種別
	第1種LTEデュアル	カテゴリーⅠ
	第2種LTEデュアル	カテゴリーⅠ
	LTEプラン、LTEプランS、オフィスケータイプラン、VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)	
	LTEプラン(V)、オフィスケータイプラン(V)、VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプラン(VK)	
	イ 本割引に係る割引選択回線とは、本割引を選択する契約者回線、次表に定める割引を選択するctc モバイル(5G)契約者回線又は他網契約者回線をいいます。	
	割引	
	当社の5G約款に定める割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引又は特定割引(特定MNOの5G約款に定める割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引又はLTE約款に定める複数回線複合割引をいいます。以下この(7)において同じとします。)	
	ウ 本割引は、LTEデュアル(第3種LTEデュアルを除きます。))の契約者回線であつて、次に該当しないものに限り、選択することができます。	
(ア)(10)の適用を受けているもの		
(イ)第2(通話料)1(適用)(27)又は(28)の適用を受けているもの		
エ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。		
オ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。		
カ 当社は、オの申出があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。		

- (ア)指定した割引選択回線群を構成する電気通信回線の数が2以上 10 以下でないとき。
 (イ)その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 (ウ)その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
 (エ)指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)
 (オ)その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

キ 削除

ク 本割引の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位(通則第8項第4号の規定により基本使用料を日割りする場合は、その日割りの期間単位とします。)で行います。

ケ 本割引の適用の開始は、オに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。

コ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

- (ア)LTEサービス利用権の譲渡があったとき。
 (イ)契約者の地位の承継があったとき。
 (ウ)LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
 (エ)LTE契約の解除があったとき。
 (オ)LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
 (カ)その他力のいずれかに該当することとなったとき。

サ コの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は、1欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日(LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止、LTE契約の解除又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又はLTEサービスの種類の変更日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

シ サの規定にかかわらず、本割引の適用を受けている契約者回線について、同一料金月内において、本割引の適用を廃止した後、本割引、(8)又は第2(通話料)1(適用)(22)若しくは(23)の適用の申込みをしたときは、その申込日を含む料金月の前料金月までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

ス 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

セ 当社は、本割引の適用を受けている契約者が割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。

ソ 当社は、本割引を選択する契約者から請求があった場合は、当社が別に定める方法により、その割引選択回線群に係る料金等の請求額(当社が指定する期間内の料金月に係るものに限り、)又はその目安となる金額を通知します。

ただし、当社の業務上又は技術上支障があるときは、通知できないことがあります。

タ 削除

(8)削除

削除

(9)削除

削除

(10)契約者を単位

ア 契約者を単位とする金額指定割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、(ア)に規定

とする金額指
定割引の適
用(ctc まるご
とビジネス割
引)

する定額料を支払った場合に、割引選択回線群((イ)に定める割引選択回線により構成される回線群であって、契約者からあらかじめ(ウ)に定める指定期間及び指定金額の指定があったものをいいます。以下この欄において同じとします。)を構成する全ての契約者回線(LTEシングルに係るものを除きます。)に係る基本使用料について、(エ)に定める割引率 50 を乗じて得た額(その料金月中に基本使用料の料金種別の変更があったときは、同一の基本使用料の料金種別が連続して適用されているその料金月中の期間ごとに日割り後の基本使用料の額(その期間中の基本使用料の料金種別に応じて定まる基本使用料の額をその期間中の日数に応じて日割りして得た額をいいます。)を算出し、その算出して得た日割り後の基本使用料の額のそれぞれに、その基本使用料の料金種別に応じて定まる(エ)に定める割引率を乗じて得た額を総合計して得た額とします。以下この欄において「本割引に係る基本使用料割引額」といいます。)の割引を行うことをいいます。

(ア)定額料

1 割引選択回線群ごとに月額

基本使用料の料金種別
1,000 円(1,100 円)

(イ)割引選択回線

割引選択回線
本割引を選択する契約者回線をいいます。

(ウ)指定期間及び指定金額

区分	
指定期間	指定金額
1 年	50,000 円(55,000 円)
	300,000 円(330,000 円)
	1,000,000 円(1,100,000 円)
	5,000,000 円(5,500,000 円)
	10,000,000 円(11,000,000 円)
	30,000,000 円(33,000,000 円)
	50,000,000 円(55,000,000 円)
2 年	50,000 円(55,000 円)
	300,000 円(330,000 円)
	1,000,000 円(1,100,000 円)
	5,000,000 円(5,500,000 円)
	10,000,000 円(11,000,000 円)
	30,000,000 円(33,000,000 円)
	50,000,000 円(55,000,000 円)
3 年	50,000 円(55,000 円)
	300,000 円(330,000 円)
	1,000,000 円(1,100,000 円)
	5,000,000 円(5,500,000 円)
	10,000,000 円(11,000,000 円)
	30,000,000 円(33,000,000 円)
	50,000,000 円(55,000,000 円)

(エ)割引率

基本使用料の料金種別		割引率
下欄以外の料金種別		50%
基本プラン	下欄以外の場合	12.59%
	通話定額ライトの適用を受けている場合	8.29%
	通話定額の適用を受けている場合	5.57%
基本プラン(データMAX)	下欄以外の場合	11.72%
	通話定額ライトの適用を受けている場合	7.9%
	通話定額の適用を受けている場合	5.39%
標準プラン	下欄以外の場合	55.97%
	通話定額ライトの適用を受けている場合	44.37%

	通話定額の適用を受けている場合	34.24%
標準プラン(データM AX)	下欄以外の場合	53.95%
	通話定額ライトの適用を受けている場合	43.1%
	通話定額の適用を受けている場合	33.48%
LTEプランS、VKプランS又はVKプラン		47.61%
VKプランM		48.5%
シンプルN		12.59%
カケホN		5.96%
スーパーカケホN		9.18%
カテゴリーⅠのカケホ又はカケホ(V)		34.09%
カテゴリーⅠのスーパーカケホ又はスーパーカケホ(V)		44.11%
スーパーカケホ(V・a)		36.67%
カケホ(ケータイ/V)		39.47%
スーパーカケホ(ケータイ/V)		53.57%
シンプル又はシンプル(V)		55.97%
カテゴリーⅡのカケホ又はカケホ(V)		35.88%
カテゴリーⅡのスーパーカケホ又はスーパーカケホ(V)		47.16%

イ 本割引は、LTEサービス(第3種LTEデュアルを除きます。)の契約者回線であって、次に該当しないもの限り、選択することができます。

(ア)第2種定期LTE契約又は第7種定期LTE契約に係るもの

(イ)基本使用料の料金種別がタブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン 50 4G、ケータイプラン、タブレットプランライト 4G、ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS(N)、VKプランM(N)又はVKプランE(N)のもの

(ウ)(7)の適用を受けているもの

(エ)第2(通話料)1(適用)(19)の適用を受けているもの

(オ)通話定額ライト2又は通話定額2の適用を受けているもの

(カ)データ使い放題定額又は特定データ通信段階定額制Ⅱ(スマホミニプラン+4G又はスマホミニプラン4Gに限ります。)の適用を受けているもの

ウ 割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア)その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)でないとき。

(イ)その申出が新たに割引対象回線群を構成する申出であって指定した割引選択回線群を構成する電気通信回線の数2以上でないとき。

(ウ)その契約者が、割引選択回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(エ)その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(オ)指定した割引選択回線群を構成する1の契約者回線に係る契約者名義が、その割引選択回線群を構成する他の電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)

(カ)その申出が新たに割引選択回線群を構成する申出であるとき。

(キ)その他当社又は特定MNOの業務の遂行上支障があるとき。

カ 割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、(ア)に定める契約者回線群割引前月間累計額に特定事業者のLTE契約に定める契約者回線群割引前月間累計額(その割引選択回線群を構成する他網契約者回線に係るもの)に限ります。)を加算した額(以下、この欄及び、第2(通話料)1(適用)(26)において「月間利用額」といいます。)が、契約者からあらかじめ申出のあった指定金額に満たないときは、(イ)に定める要支払額を支払っていただきます。

ただし、本割引又は特定事業者のLTE約款の規定に基づいて、その割引選択回線群が初めて構成された日(以下、この欄及び第2(通話料)1(適用)(26)において「割引選択回線群構成日」といいます。)を含む料金月については、この限りではありません。

(ア) 契約者回線群割引前月間累計額

契約者回線群割引前月間累計額
その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線において、その基本使用料の料金種別に 応じて、その料金月に生じた次の①及び②の料金額の合計額
①基本使用料の額
②第2(通話料)1(適用)(26)のアに定める月間累計額

(イ) 要支払額

次式により算出した額
要支払額 = 未達額 × 50%

(注) 上式において、未達額とは、その指定金額から月間利用額を減じて得た額とします。

キ 本割引の計算は、料金月単位(通則第8項第4号の規定により基本使用料を日割りする場合は、その日割りの期間単位とします。)で行います。

ク 本割引の適用は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日から開始します。

ケ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ) LTE契約の解除があったとき。

(オ) イの(イ)に定める基本使用料の料金種別への変更があったとき。

(カ) その他オのいずれか((イ)を除きます。)に該当することとなったとき。

コ ケの場合において、その廃止のあった契約者回線が割引選択代表回線であるときは、その割引選択回線群の中から新たに割引選択代表回線を指定していただきます。

サ ケの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合が生じたときは、1欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日(LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引の適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本用料について、本割引の適用の対象とします。
2 ケの(ウ)、(エ)又は(オ)により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本割引の適用の対象とします。

シ 削除

ス ケの規定によるほか、当社は、割引選択回線群構成日を含む料金月から起算して、あらかじめ申出のあった指定期間が経過することとなる料金月の末日をもって、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、本割引の適用を廃止します。

セ 当社は、スの規定により本割引の適用を廃止したときは、その全ての契約者回線について、廃止日の翌日に、廃止前に適用を受けていたものと同じ指定期間及び指定金額を指定して、新たに本割引の適用の申出があったものとみなして取り扱います。

ただし、廃止日を含む料金月の翌料金月中に、契約者から新たに本割引の適用を選択しない旨の申出があった場合は、この限りではありません。

ソ 契約者は、アに規定する指定期間又は指定金額の変更(指定期間を変更する場合は変更前の指定期間より長期のものへの、指定金額を変更する場合は変更前の指定金額より高額のものへの変更)に限ります。)を行うことができます。

この場合において、変更後の区分は、その申出があった日を含む料金月の翌料金月から適用します。

タ 本割引が適用される料金月において、契約者回線に係る ctc モバイル(LTE)通信サービスの利用の一時中断又は利用中止があった場合でも、ア及びカの規定を適用します。

チ 割引選択代表回線が契約者回線である場合、契約者は、アの規定にかかわらず、定額料の支払いを要しません。

	ツ 割引選択代表回線となる契約者回線に係る契約者は、通信の有無にかかわらず又は 1 の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。 ただし、その割引選択回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1 料金月の全ての日にわたって、通信を全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備(特定MNOが設置電気通信設備を含みます。))するによる全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りでありません。 テ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 ト 定額料については、日割りは行いません。 ナ 削除二 割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 ヌ 当社は、その割引選択回線群を構成するいずれかの電気通信回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その割引選択回線群を構成する全て又は一部の電気通信回線について本割引の適用を廃止することがあります。 ネ 削除									
(11) 契約移行に係るオプション機能使用料の取扱い	ア 当社は、オプション機能(次表に定めるものを除きます。以下この欄において「LTEオプション機能」といいます。)の提供の請求があった場合であって、その請求が ctc モバイル(5G)契約(その ctc モバイル(5G)契約者回線について、請求のあったLTEオプション機能に相当するオプション機能(以下この欄において「5Gオプション機能」といいます。)の提供を受けているものに限ります。)からの契約移行と同時に行われたものであるとき(その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。)は、契約移行のあった日を含む料金月のそのオプション機能使用料について、契約移行のあった日を含む料金月の初日(その料金月において、その5Gオプション機能の提供の開始があった場合は、その日とします。)から、そのLTEオプション機能の提供があったものとみなして取り扱います。 割込通話機能、LTE NET機能、LTE NET for DATA機能、番号変換機能、番号変換文字メッセージ送受信機能(WEB)、WiMAX利用機能 イ 契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、契約移行後の ctc モバイル(5G)契約者回線について、契約移行前の契約者回線について提供を受けていたLTEオプション機能に相当する5Gオプション機能の提供の請求があったときは、契約移行のあった日を含む料金月のそのLTEオプション機能に係るオプション機能使用料については、当社の5G約款の規定(アに相当するものをいいます。)に定めるところによります。 ウ 契約移行(第2種LTEデュアルに係るものに限ります。)があった場合、ア又はイの取扱いにおいて、アの表に定めるオプション機能に割込通話機能を含めないものとします。									
(12) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の適用	ア 当社は、海外ローミング機能について、2(料金額)に規定する国又は地域(その移動無線装置が接続されている外国事業者の無線基地局設備又は機内携帯通話システムによりその外国事業者の電気通信サービスが提供される場所をいい、以下「海外利用地域」といいます。)及び別表2(オプション機能)8欄に規定する利用形態に応じて、オプション機能使用料を適用します。 イ 着信通話利用に係る料金額として、2(料金額)に規定する料金額は、海外ローミング機能の利用に係るオプション機能使用料のほか、KDDI株式会社の電話サービス等契約約款に定める国際ローミング着信自動通話に係る通話料を含みます。									
(13) 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料への定額制の適用(海外放題)	ア 当社は、エに定める利用開始登録又は利用開始の予約登録があった場合に、利用開始登録が完了した時点又は予約登録時に指定した利用開始日時から起算して、エの規定により海外定額対象回線の契約者が選択した利用日数に係る時間(利用日数に 24 を乗じた時間をいいます。)が経過するまでの間(以下「海外定額制選択期間」といいます。)、その契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料(海外LTE NET利用又は海外LTE NET for DATA利用(別表3に規定する海外利用地域に係るものに限ります。以下「海外定額対象利用」といいます。))に係るものに限ります。))について、2(料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する定額料を適用する取扱い(以下「海外ローミング機能定額制」といいます。)を行います。 1 契約者回線ごとに選択した利用日数 1 日につき <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>定額料</th></tr><tr><td colspan="2">(ア)(イ)以外の場合</td><td>1,200 円</td></tr><tr><td>(イ) 利用開始の予約</td><td>A B以外の場合</td><td>1,000 円</td></tr></table>	区分		定額料	(ア)(イ)以外の場合		1,200 円	(イ) 利用開始の予約	A B以外の場合	1,000 円
区分		定額料								
(ア)(イ)以外の場合		1,200 円								
(イ) 利用開始の予約	A B以外の場合	1,000 円								

登録を行った場合	B 利用開始時と利用終了時の地域として特定海外利用地域を指定した場合	800 円						
備考 1 利用開始の予約登録を取り消し、新たに利用開始登録を行った場合は、その利用開始登録時に選択した利用日数に応じて、(ア)に定める定額料を適用します。 2 (イ)のBの特定海外利用地域とは、次表に定めるものをいいます。以下同じとします。当社はこの対象地域を変更する場合があります。 アメリカ合衆国(アラスカ及びハワイを含みます。)、カナダ、大韓民国、台湾、香港、マカオ、タイ王国、プエルトリコ、アメリカ領ヴァージン諸島、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、シンガポール共和国、インドネシア共和国、マレーシア、カンボジア王国、ラオス人民共和国								
イ 予約登録時に指定した利用開始日時を過ぎて利用を開始した場合(選択した利用日数に係る時間が経過するまでに開始した場合に限ります。)、アの規定にかかわらず、その海外定額対象利用に係る海外定額制選択期間は、利用を開始した日時から起算します。								
ウ 海外ローミング機能定額制は、海外定額対象回線(LTEサービスの契約者回線(当社が別に定めるところにより、海外ローミング機能定額制の適用拒否に係る登録が完了したものを除きます。))であって、第3(データ通信料)1(適用)(6)の3に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を選択しているものをいいます。以下同じとします。)に限り、適用を受けることができます。								
エ 海外定額対象回線の契約者は、海外ローミング機能定額制の適用(海外定額制選択期間の経過後の新たな適用を含みます。)を受けるにあたり、当社が別に定める方法により、次表に定める利用日数を選択して利用開始登録又は利用開始の予約登録を行っていただきます。 利用開始の予約登録を行う場合は、利用日数のほか、利用を開始する日時及び海外利用地域を指定していただきます。								
<table><tr><td>区分</td><td>利用日数</td></tr><tr><td>(ア) (イ)以外の場合</td><td>1日から8日までの各日数</td></tr><tr><td>(イ) 利用開始の予約登録を行う場合</td><td>1日から30日までの各日数</td></tr></table>			区分	利用日数	(ア) (イ)以外の場合	1日から8日までの各日数	(イ) 利用開始の予約登録を行う場合	1日から30日までの各日数
区分	利用日数							
(ア) (イ)以外の場合	1日から8日までの各日数							
(イ) 利用開始の予約登録を行う場合	1日から30日までの各日数							
オ ナンバーシェア副回線において、エに定める利用開始登録又は利用開始の予約登録を行うことはできません。								
カ ナンバーシェア副回線に係る海外定額対象利用((13)の2の適用を受けるものを除きます。)は、ナンバーシェア主回線が行ったものとして取り扱います。								
キ 当社は、エに定める利用開始の予約登録を行った契約者回線について、利用開始 までに電話番号の変更があった場合には、その予約登録を取り消します。								
ク 当社は、海外ローミング機能定額制の適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、その適用を廃止します。 ただし、(ア)及び(イ)については、その事由が解消された場合には再度適用を受けることができます。 (ア)データ通信総量速度規制の一時解除の適用の廃止があったとき (イ)海外ローミング機能定額制の適用拒否の登録があり、その登録が完了したとき (ウ)SIM等の変更又は再発行があったとき								
ケ エに定める利用開始登録又は利用開始の予約登録を行った契約者回線の契約者は、海外定額制選択期間における海外定額対象利用の有無にかかわらず又は選択した利用日数に満たない時間の海外定額対象利用であっても、アに定める定額料の支払いを要します。								
コ 特定海外利用地域を指定してエに定める利用開始の予約登録を行った契約者回線の契約者は、その予約に係る海外定額制選択期間中に、特定海外利用地域以外の地域で海外ローミング機能定額制を利用する場合、エに定める利用開始登録を行っていただきます。この場合、アの(イ)のBに定める定額料のほか、利用日数に応じてアの(ア)に定める定額料の支払いを要します。								
サ 次のいずれかに該当する場合は、アからエの規定にかかわらず、各契約約款に定める世界データ定額、海外放題又は海外ローミング機能定額制の取扱いに基づき、契約移行の前に指定した利用開始日時、利用日数及び定額料を継続して適用します。 ただし、次のいずれかに該当した後に新たな利用開始登録若しくは利用開始の予約登録を行った場合についてはこの限りではありません。								

	(ア) 削除 (イ) 契約移行を行った場合であって、契約移行の前に5G約款に定める海外ローミング機能定額制又は海外放題の利用開始若しくは利用開始の予約登録を行っていたとき(利用開始後にSIM等の変更を伴う契約移行を行ったときを除きます。) シ 海外ローミング機能定額制に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。										
(13)の2 海外ローミング機能に係るオプション機能使用料への2段階定額制の適用(海外ダブル定額)	ア 当社は、海外ローミング機能に係るオプション機能使用料(海外定額対象利用((13)の適用を受けるものを除きます)に係るもの)に限り、以下この欄において「本料金」といいます。以下この欄において同じとします。について、2(料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用する取扱い(以下「海外ローミング機能2段階定額制」といいます。)を行います。 1 契約者回線ごとに日額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>2(料金額)に規定する料金額により算定した本料金の1日あたりの合計額</th><th>料金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円以上 1,980円以下の場合</td><td>2(料金額)に規定する料金額により算定した額</td></tr> <tr> <td>1,981円以上 40,000円以下の場合</td><td>1,980円</td></tr> <tr> <td>40,001円以上 41,000円以下の場合</td><td>2(料金額)に規定する料金額により算定した額から40,000円を差し引いた額に1,980円を加算した額</td></tr> <tr> <td>41,001円以上の場合</td><td>2,980円</td></tr> </tbody> </table> 備考 この表に規定する1日とは、本邦の時刻の午前0時00分00秒から午後11時59分59秒までの間をいいます。 イ ナンバーシェア副回線に係る海外定額対象利用は、ナンバーシェア主回線が行ったものとして取り扱います。 ウ 海外ローミング機能2段階定額制は、LTEサービスの契約者回線に限り、適用します。	2(料金額)に規定する料金額により算定した本料金の1日あたりの合計額	料金額	0円以上 1,980円以下の場合	2(料金額)に規定する料金額により算定した額	1,981円以上 40,000円以下の場合	1,980円	40,001円以上 41,000円以下の場合	2(料金額)に規定する料金額により算定した額から40,000円を差し引いた額に1,980円を加算した額	41,001円以上の場合	2,980円
2(料金額)に規定する料金額により算定した本料金の1日あたりの合計額	料金額										
0円以上 1,980円以下の場合	2(料金額)に規定する料金額により算定した額										
1,981円以上 40,000円以下の場合	1,980円										
40,001円以上 41,000円以下の場合	2(料金額)に規定する料金額により算定した額から40,000円を差し引いた額に1,980円を加算した額										
41,001円以上の場合	2,980円										
(14)特定料金種別の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の取扱いⅠ	ア 特定料金種別(第2(通話料)1(適用)(12)の2に定めるものをいいます。以下同じとします。)を選択しているLTE契約者は、その契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料(海外LTE NET利用又は海外LTE NET for DATA利用に係るものを除きます。)について、その契約者回線に係る、第2(通話料)1(適用)(12)の4に定める国際SMS送信料控除可能額から国際SMS送信料控除額を差し引いた額を上限とする額(以下「海外ローミング通話料金控除可能額」といいます。)の支払いを要しません。 イ 当社は、特定料金種別の適用を受けている契約者回線について、アの規定により支払いを要しないこととされた料金額(以下「海外ローミング通話料金控除額」といいます。)が海外ローミング通話料金控除可能額に満たない場合は、(14)の2に規定する取扱いを行います。										
(14)の2 特定料金種別の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料の取扱いⅡ	特定料金種別を選択している契約者は、その契約者回線の海外ローミング機能に係るオプション機能使用料((13)及び(13)の2の適用を受けるものを除き、海外LTE NET利用又は海外LTE NET for DATA利用に係るもの)に限り、以下この欄において「本料金」といいます。について、その契約者回線に係る、海外ローミング通話料金控除可能額から海外ローミング通話料金控除額を差し引いた額を上限とする額(以下「海外ローミングデータ料金控除可能額」といいます。)の支払いを要しません。										
(15)削除	削除										
(15)の2 削除	削除										
(16)番号変換機能に係るオプション機能使用料の適用	ア 別表1(オプション機能)に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、第56条(基本使用料等の支払義務)第1項の規定にかかわらず、その番号変換機能の提供を開始した日の翌日(その番号変換機能の提供を開始した日とその契約者回線が所属するユーザグループ(同欄に規定するユーザグループをいいます。以下同じとします。))が構成された日(以下この欄に										

	において「構成日」といいます。)が同日の場合は、その番号変換機能の提供を開始した日とします。)から起算してその番号変換機能の廃止があった日までの期間中の料金月の末日(その料金月において番号変換機能の廃止(そのユーザグループに係るユーザグループ構成回線(同欄に規定するユーザグループ構成回線をいいます。以下同じとします。)の数が 0 となるもの)に限ります。)があったときは、その廃止日(以下「ユーザグループ廃止日」といいます。)とします。)においてユーザグループ代表者(同欄に規定するユーザグループ代表者をいいます。以下同じとします。)である場合、そのユーザグループに係る番号変換機能に係るその料金月のオプション機能使用料(その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合又はユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が 0 となった場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて日割りした額とします。)について、2(料金額)に規定する料金の支払いを要します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>基本使用料の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用開始日</td><td>その料金月の初日(その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合は、その構成日の翌日)</td></tr> <tr> <td>適用終了日</td><td>その料金月の末日(その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が 0 となった場合は、そのユーザグループ廃止日)</td></tr> </tbody> </table> イ 番号変換機能に係るオプション機能使用料については、第 56 条(基本使用料等の支払義務)第2項の規定中、「ctc モバイル(LTE)通信サービスを全く利用することができない状態」を「所属するユーザグループに係る全てのユーザグループ構成回線から内線番号(別表1(オプション機能)10 欄に規定する内線番号をいいます。)による通話の発信ができない状態」に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。	区分	基本使用料の適用	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合は、その構成日の翌日)	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が 0 となった場合は、そのユーザグループ廃止日)
区分	基本使用料の適用						
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループが構成された場合は、その構成日の翌日)						
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ構成回線の数が 0 となった場合は、そのユーザグループ廃止日)						
(17)保留転送機能に係るオプション機能使用料の適用	ア 別表1(オプション機能)に規定する保留転送機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、第 56 条(基本使用料等の支払義務)第1項の規定にかかわらず、その保留転送機能の提供を開始した日の翌日から起算してその保留転送機能の廃止があった日(料金月の末日以外の日にLTE契約の解除があった場合は、その契約解除日の前日)までの期間(以下この欄において「オプション機能使用料の支払いを要する期間」といいます。)について、2(料金額)に規定する料金の支払いを要します イ 保留転送機能に係るオプション機能使用料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、保留転送機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、そのオプション機能使用料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。 ウ 当社は、オプション機能使用料の支払いを要する期間が1の料金月に満たない場合は、その提供日数に応じてオプション機能使用料を日割りします。						
(18)番号変換文字メッセージ送受信機能(WEB)に係るオプション機能使用料の適用	ア 別表1(オプション機能)に規定する番号変換文字メッセージ送受信機能(WEB)に係るオプション機能使用料は、その料金月の初日に登録されているログインID(別表1(オプション機能)13 欄の備考に規定するものをいいます。以下同じとします。)に係るログインID利用者(そのログインIDにより特定される特定固定サービスの電気通信回線に係る契約を締結している者をいいます。以下同じとします。)に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換文字メッセージ送受信機能(WEB)の提供を受けている契約者回線の契約者は、そのオプション機能使用料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。 イ 当社は、通則第8項の規定にかかわらず、そのオプション機能使用料の日割りを行いません。						

(19)LTE NET機能又はLTE NET for DATA機能に係るオプション機能使用料の適用	LTE契約者(次表の左欄に定める基本使用料の料金種別若しくは特定データ通信定額の取扱いの適用又はLTEサービスの提供を受けている契約者回線に係るもの)に限り、その契約者回線について、それぞれ同表の右欄に定めるオプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。 <table><tr><td>ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、タブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン50 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェアプラン</td><td>LTE NET機能</td></tr><tr><td>使い放題MAX+、スマホミニプラン+4G、スマホミニプラン4G</td><td>LTE NET機能</td></tr><tr><td>モバイルルータープラン、ホームルータープラン、WiMAX2+フラットforDATA、WiMAX2+フラットforDATAEX、WiMAX2+フラットforHOME、WiMAX2+フラットforDATA(L)、WiMAX2+フラットforDATAEX(L)、WiMAX2+フラットforHOME(L)(以下「WiMAX2+フラットプラン」といいます。以下同じとします。)</td><td>LTE NET for DATA機能</td></tr><tr><td>第3種LTEデュアル</td><td>LTE NET機能又はLTE NET for DATA機能</td></tr></table>	ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、タブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン50 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェアプラン	LTE NET機能	使い放題MAX+、スマホミニプラン+4G、スマホミニプラン4G	LTE NET機能	モバイルルータープラン、ホームルータープラン、WiMAX2+フラットforDATA、WiMAX2+フラットforDATAEX、WiMAX2+フラットforHOME、WiMAX2+フラットforDATA(L)、WiMAX2+フラットforDATAEX(L)、WiMAX2+フラットforHOME(L)(以下「WiMAX2+フラットプラン」といいます。以下同じとします。)	LTE NET for DATA機能	第3種LTEデュアル	LTE NET機能又はLTE NET for DATA機能							
ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、タブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン50 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェアプラン	LTE NET機能															
使い放題MAX+、スマホミニプラン+4G、スマホミニプラン4G	LTE NET機能															
モバイルルータープラン、ホームルータープラン、WiMAX2+フラットforDATA、WiMAX2+フラットforDATAEX、WiMAX2+フラットforHOME、WiMAX2+フラットforDATA(L)、WiMAX2+フラットforDATAEX(L)、WiMAX2+フラットforHOME(L)(以下「WiMAX2+フラットプラン」といいます。以下同じとします。)	LTE NET for DATA機能															
第3種LTEデュアル	LTE NET機能又はLTE NET for DATA機能															
(20)テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の適用	ア 当社は、料金月の起算日以外の日、別表1(オプション機能)に規定するテザリング利用機能の提供の開始又は廃止があった場合、通則第8項の規定にかかわらず、そのオプション機能使用料の日割りを行いません。 イ 契約者は、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている場合(特定データ通信定額制Ⅱ(データ定額 20 又はデータ定額 30 に限ります。))又は特定データ通信定額制Ⅱ(V)(データ定額 20(V)又はデータ定額 30(V)に限ります。))の適用を受けている場合を除きます。、その料金月のテザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td>第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアル</td><td>カテゴリーⅡ</td><td>ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)</td></tr><tr><td>第1種LTEデュアル</td><td>カテゴリーⅠ</td><td>LTEプランS、カケホ、スーパーカケホ、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)、VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)</td></tr><tr><td>第2種LTEデュアル</td><td>カテゴリーⅠ</td><td>カケホ(V)、スーパーカケホ(V)、スーパーカケホ(V・a)、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)VKプランM、VKプランS、VKプラン</td></tr><tr><td>第1種シングル及び第3種シングル</td><td>カテゴリーⅡ</td><td>タブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン50 4G、タブレットプランライト 4G</td></tr></table>	区分		基本使用料の料金種別	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアル	カテゴリーⅡ	ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)	第1種LTEデュアル	カテゴリーⅠ	LTEプランS、カケホ、スーパーカケホ、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)、VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)	第2種LTEデュアル	カテゴリーⅠ	カケホ(V)、スーパーカケホ(V)、スーパーカケホ(V・a)、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)VKプランM、VKプランS、VKプラン	第1種シングル及び第3種シングル	カテゴリーⅡ	タブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン50 4G、タブレットプランライト 4G
区分		基本使用料の料金種別														
第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアル	カテゴリーⅡ	ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)														
第1種LTEデュアル	カテゴリーⅠ	LTEプランS、カケホ、スーパーカケホ、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)、VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)														
第2種LTEデュアル	カテゴリーⅠ	カケホ(V)、スーパーカケホ(V)、スーパーカケホ(V・a)、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)VKプランM、VKプランS、VKプラン														
第1種シングル及び第3種シングル	カテゴリーⅡ	タブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン50 4G、タブレットプランライト 4G														
(21)削除	削除															
(22)WiMAX利用機能に係るオプション機能使用料の適用	ア 別表1(オプション使用機能)に規定するWiMAX利用機能(タイプⅡに限ります。))の提供を受けている契約者回線の契約者は、その契約者回線について同 19 欄ハイスピードプラスエリアモードを選択してデータ通信を行った料金月において、2(料金額)に規定するハイスピードプラスエリアモードの利用に係る加算額(以下、「プラスエリアモード」といいます。))の支払を要します。 イ 当社は、通則第8項の規定にかかわらず、プラスエリアモード加算額の日割りを行いません。 ウ 第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線(特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引(この約款又はLTE約款に定めるものをいい、以下この欄において「特定割引」といいます。))に係る判定用回線として指定されているものに限り。))の契約者は、アの規定にかかわらず、次表に定める期間、プラスエリアモード加算額の支払いを要しません。 <table><tr><th>期間</th></tr><tr><td>その第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又は特定事業者が承諾した日を含む料金月(当社が定める事由に該当する場合は、承諾した日を含む料金月の翌料金月とします。))から、その特定割引の適用を廃止する事由が生じた日を含む料金月までの間</td></tr></table> エ 契約者は、契約移行のあった日を含む料金月において、特定MNOが規定する5G約款に定める	期間	その第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又は特定事業者が承諾した日を含む料金月(当社が定める事由に該当する場合は、承諾した日を含む料金月の翌料金月とします。))から、その特定割引の適用を廃止する事由が生じた日を含む料金月までの間													
期間																
その第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又は特定事業者が承諾した日を含む料金月(当社が定める事由に該当する場合は、承諾した日を含む料金月の翌料金月とします。))から、その特定割引の適用を廃止する事由が生じた日を含む料金月までの間																

	特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用の判定用回線(タイプⅢの判定用固定サービス(5Gシングルに限ります。))に係るものに限ります。又は固定代替回線として指定されている場合、アの規定にかかわらず、その料金月のプラスエリアモード加算額の支払いを要しません。															
(23)特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引の適用(電話きほんパック、電話きほんパック(V))	ア 特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、その契約者回線について、次表に定めるオプション機能(以下この欄において「特定オプション機能」といいます。)の全ての提供を受けている場合に、その料金月の特定オプション機能に係るオプション機能使用料を合計した額に同表の右欄に定める割引率を乗じて得た額の割引を行うことをいいます。 (ア)特定オプション機能 <table><tr><th>区分</th><th>特定オプション機能</th></tr><tr><td>タイプⅢ</td><td>留守番伝言機能、三者通話機能、迷惑電話拒否機能</td></tr><tr><td>タイプⅣ</td><td>留守番伝言機能、三者通話機能、割込通話機能(第2種LTEデュアルに係るものに限ります。)、迷惑電話拒否機能</td></tr></table> (イ)割引率 <table><tr><th>区分</th><th>割引率</th><th>料金額</th></tr><tr><td>タイプⅢ</td><td>2(料金額)に定める特定オプション機能のオプション機能使用料の合計額(以下この(23)において「特定オプション料合計額」といいます。)からそれぞれ右欄に定める額を差し引いた額を、特定オプション料合計額で除して得た値</td><td>300 円(330 円)</td></tr><tr><td>タイプⅣ</td><td></td><td>400 円(440 円)</td></tr></table> イ そのLTE契約が、契約移行により締結されたものである場合(契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。)であって、その契約移行のあった日を含む料金月において、契約移行前の ctc モバイル(5G)契約者回線について、当社の5G約款に定める本割引に相当する割引に係る特定オプション機能(以下この(23)において「5Gオプション機能」といいます。)の提供を受けているときは、本割引の適用にあたり、その料金月において、この約款に基づく特定オプション機能(5Gオプション機能に相当するものに限ります。)の提供があったものとして取扱います。 この場合において、契約移行のあった日を含む料金月における、その5Gオプション機能のオプション機能使用料を、アに定めるオプション機能使用料に含めるものとします。 ウ 本割引の計算は、料金月単位で行います。 エ 割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 オ 契約移行があった場合(契約移行のあった日を含む料金月において、第2種LTEデュアルの提供を受けている場合を除きます。)であって、契約移行後の ctc モバイル(5G)契約者回線について、当社の5G約款に定める特定のオプション機能の加入を条件とするオプション機能使用料の割引の適用を受けるときは、アからエの規定にかかわらず、契約移行のあった日を含む料金月の特定オプション機能に係るオプション機能使用料については、当社の5G約款の規定(アからエに相当するものをいいます。)に定めるところによります。	区分	特定オプション機能	タイプⅢ	留守番伝言機能、三者通話機能、迷惑電話拒否機能	タイプⅣ	留守番伝言機能、三者通話機能、割込通話機能(第2種LTEデュアルに係るものに限ります。)、迷惑電話拒否機能	区分	割引率	料金額	タイプⅢ	2(料金額)に定める特定オプション機能のオプション機能使用料の合計額(以下この(23)において「特定オプション料合計額」といいます。)からそれぞれ右欄に定める額を差し引いた額を、特定オプション料合計額で除して得た値	300 円(330 円)	タイプⅣ		400 円(440 円)
区分	特定オプション機能															
タイプⅢ	留守番伝言機能、三者通話機能、迷惑電話拒否機能															
タイプⅣ	留守番伝言機能、三者通話機能、割込通話機能(第2種LTEデュアルに係るものに限ります。)、迷惑電話拒否機能															
区分	割引率	料金額														
タイプⅢ	2(料金額)に定める特定オプション機能のオプション機能使用料の合計額(以下この(23)において「特定オプション料合計額」といいます。)からそれぞれ右欄に定める額を差し引いた額を、特定オプション料合計額で除して得た値	300 円(330 円)														
タイプⅣ		400 円(440 円)														
(23)の2 国内通話定額2の適用を受ける契約者回線に係るオプション機能使用料の適用	ア 国内通話定額2の適用を受けている場合、その料金月の次表に定めるオプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。 <table><tr><th>オプション機能</th></tr><tr><td>留守番伝言機能、三者通話機能、割込通話機能、迷惑電話拒否機能</td></tr></table> イ アに定める場合のほか、国内通話定額2の適用の申出があり、その申出があった日を含む料金月の翌料金月からその国内通話定額2を適用した場合(その申出があった日を含む料金月に、アの表のいずれかのオプション機能の提供の請求があった場合に限ります。)、申出があった日を含む料金月について、アの表に定めるオプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。 ウ 契約移行があった場合(その契約移行のあった日を含む料金月(以下この欄において「契約移行月」といいます。))において、国内通話定額2の適用を受けている場合に限ります。)、契約移行月の対象オプション機能(当社の5G約款に定めるオプション機能(アの表に定めるものに相当するもの)に限ります。)をいいます。)のオプション機能使用料についても支払いを要しません。	オプション機能	留守番伝言機能、三者通話機能、割込通話機能、迷惑電話拒否機能													
オプション機能																
留守番伝言機能、三者通話機能、割込通話機能、迷惑電話拒否機能																
(24)削除	削除															

(25)削除	削除																																				
(26)削除	削除																																				
(26)の2	削除																																				
(26)の3 特定回線群に係る基本使用料等の割引の適用 (家族割プラス/法人割プラス)	ア 特定回線群に係る基本使用料等の割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、割引選択回線群を構成する契約者回線(本割引を選択するものに限ります。)に係る基本使用料等について、その契約者回線が所属する割引選択回線群に係る算定対象回線(イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)の数に応じて、次表に定める額(基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。)の割引を行うことをいいます。 (ア) (イ)から(オ)以外の場合 1契約ごとに月額 <table> <tr> <th>区分</th><th>割引額</th></tr> <tr> <td>算定対象回線の数2の場合</td><td>500 円</td></tr> <tr> <td>算定対象回線の数3以上の場合</td><td>1,000 円</td></tr> </table> (イ) その料金月の末日において、使い放題MAX+又はスマホミニプラン+4Gの適用を受けている場合 1契約ごとに月額 <table> <tr> <th>区分</th><th>割引額</th></tr> <tr> <td>算定対象回線の数2の場合</td><td>600 円</td></tr> <tr> <td>算定対象回線の数3以上の場合</td><td>1,100 円</td></tr> </table> (ウ) その料金月の末日において、データMAXの適用を受けている場合 1契約ごとに月額 <table> <tr> <th>区分</th><th>割引額</th></tr> <tr> <td>算定対象回線の数2の場合</td><td>500 円</td></tr> <tr> <td>算定対象回線の数3の場合</td><td>1,000 円</td></tr> <tr> <td>算定対象回線の数4以上の場合</td><td>2,020 円</td></tr> </table> (エ) その料金月の末日において、データMAXプラン Netflix/パックの適用を受けている場合 1契約ごとに月額 <table> <tr> <th>区分</th><th>割引額</th></tr> <tr> <td>算定対象回線の数2以上の場合</td><td>1,000 円</td></tr> </table> (オ) その料金月の末日において、スマホミニプラン4Gの適用を受けている場合 1契約ごとに月額 <table> <tr> <th>区分</th><th>割引額</th></tr> <tr> <td>算定対象回線の数2の場合</td><td>200 円</td></tr> <tr> <td>算定対象回線の数3以上の場合</td><td>500 円</td></tr> </table> イ 本割引に係る算定対象回線とは、本割引又は家族割プラスを選択する契約者回線、ctc モバイル(5G)契約者回線又は他網契約者回線であって、次表(LTE約款又は特定事業者の5G約款に定める次表に相当するものを含みます。以下この欄において同じとします。)に定める種類の特定データ通信定額の取扱い又は基本使用料の料金種別又は5Gデータ定額の取扱いの適用を受けているものをいいます。 (ア)契約者回線又はLTEサービスの他網契約者回線に係るもの <table> <tr> <td>特定データ通信定額の取扱い</td><td>特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額制Ⅲ(V)、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ、特定データ通信定額制Ⅵ</td></tr> <tr> <td>基本使用料の料金種別</td><td>ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)、VKプランM、VKプランS、VKプラン</td></tr> </table> (イ)ctc モバイル(5G)契約者回線又は ctc モバイル(5G)サービスの他網契約者回線に係るもの <table> <tr> <td>5Gデータ定額の取扱い</td><td>家族割プラスに係る算定対象回線の適用条件として5G約款に定める5Gデータ定額の取扱い</td></tr> </table> ウ 本割引は、LTEサービスの契約者回線であって、イの表に定める種類の特定データ通信定額の取扱い又は基本使用料の料金種別の適用を受けているものに限り、選択することができます。 エ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線群を選択して、当社に申し出ていただきます。 オ 当社は、エの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。	区分	割引額	算定対象回線の数2の場合	500 円	算定対象回線の数3以上の場合	1,000 円	区分	割引額	算定対象回線の数2の場合	600 円	算定対象回線の数3以上の場合	1,100 円	区分	割引額	算定対象回線の数2の場合	500 円	算定対象回線の数3の場合	1,000 円	算定対象回線の数4以上の場合	2,020 円	区分	割引額	算定対象回線の数2以上の場合	1,000 円	区分	割引額	算定対象回線の数2の場合	200 円	算定対象回線の数3以上の場合	500 円	特定データ通信定額の取扱い	特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額制Ⅲ(V)、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ、特定データ通信定額制Ⅵ	基本使用料の料金種別	ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)、VKプランM、VKプランS、VKプラン	5Gデータ定額の取扱い	家族割プラスに係る算定対象回線の適用条件として5G約款に定める5Gデータ定額の取扱い
区分	割引額																																				
算定対象回線の数2の場合	500 円																																				
算定対象回線の数3以上の場合	1,000 円																																				
区分	割引額																																				
算定対象回線の数2の場合	600 円																																				
算定対象回線の数3以上の場合	1,100 円																																				
区分	割引額																																				
算定対象回線の数2の場合	500 円																																				
算定対象回線の数3の場合	1,000 円																																				
算定対象回線の数4以上の場合	2,020 円																																				
区分	割引額																																				
算定対象回線の数2以上の場合	1,000 円																																				
区分	割引額																																				
算定対象回線の数2の場合	200 円																																				
算定対象回線の数3以上の場合	500 円																																				
特定データ通信定額の取扱い	特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額制Ⅲ(V)、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ、特定データ通信定額制Ⅵ																																				
基本使用料の料金種別	ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)、VKプランM、VKプランS、VKプラン																																				
5Gデータ定額の取扱い	家族割プラスに係る算定対象回線の適用条件として5G約款に定める5Gデータ定額の取扱い																																				

	(ア) 申出のあった契約者回線について、(27)の適用の申出を当社が承諾しているとき。 (イ) 指定した割引選択回線群を構成する割引対象回線の数 が 11 以上となるとき。 (ウ) 申出のあった契約者回線に係る契約者の住所が、指定した割引選択回線群を構成する他の割引対象回線に係る契約者の住所と異なるとき。 (エ) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が指定した割引選択回線群を構成する他の割引対象回線に係る契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。) (オ) その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。 (カ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 カ 本割引の計算は、料金月単位で行います。 キ アの表に定める算定対象回線数は、その料金月の末日における算定対象回線の数(その料金月にLTE契約若しくは ctc モバイル(5G)契約の解除(それぞれ契約移行に係るものを除きます。)又はLTEサービス若しくは ctc モバイル(5G)サービスの利用の一時休止(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったものを除きます。))があった場合、その事由が生じた日における算定対象回線数を含みます。)とします。 ク 本割引の適用の開始は、エの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ケ アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本割引を適用しません。 (ア) その契約者回線について、次表に定める特定データ通信定額の取扱いの適用を受けていないとき。 <table border="1" data-bbox="349 840 1453 913"> <tr> <th colspan="2">特定データ通信定額の取扱い</th></tr> <tr> <td colspan="2">特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ</td></tr> </table> (イ) その契約者回線について、(28)の適用を受けているとき。 コ 当社は、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。 (ア) LTEサービス利用権の譲渡があったとき(LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。) (イ) 契約者の地位の承継があったとき。 (ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。 (エ) LTE契約の解除があったとき。 サ コの規定により本割引の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。 この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合は生じたときは、1欄の規定によるものとします。 <table border="1" data-bbox="349 1328 1445 1713"> <tr> <th>区分</th><th>本割引の適用</th></tr> <tr> <td>1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日(コのア)又は(イ)により本割引の適用を廃止するときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又はLTEサービスの利用の一時休止若しくはLTE契約の解除(契約移行に係るものを除きます。))があったとき。</td><td>その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。</td></tr> </table> シ 契約者は、本割引又は家族割プラスの適用の可否を判断するために、その契約者回線及び他網契約者回線に係る情報(それぞれの適用に必要な範囲に限ります。)について、当社及び特定事業者の間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。	特定データ通信定額の取扱い		特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ		区分	本割引の適用	1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日(コのア)又は(イ)により本割引の適用を廃止するときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。	2 契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又はLTEサービスの利用の一時休止若しくはLTE契約の解除(契約移行に係るものを除きます。))があったとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。
特定データ通信定額の取扱い											
特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ											
区分	本割引の適用										
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日(コのア)又は(イ)により本割引の適用を廃止するときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。										
2 契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又はLTEサービスの利用の一時休止若しくはLTE契約の解除(契約移行に係るものを除きます。))があったとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。										
(27) 特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(ctc モバイルスマー	ア 特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、LTEデュアルの契約者回線の契約者が、判定用回線(イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。))について判定用サービス(当社が別に定める電気通信サービスをいいます。以下この欄において同じとします。)の提供を受けている場合に、そのLTEデュアルの契約者回線に係る基本使用料等(この約款の規定により支払いを要することとされる ctc モバイル(LTE)通信サービスの料金(基本使用料(LTEプラン、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、LTEプラン(V)、オフィスケータイプラン(V)又はオフィスケータイプラン(V										

トフォン連携
割引mine)

K)のものを除きます。)、オプション機能使用料(海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ送受信機能(WEB)に係るものを除きます。)、通話料(ctc モバイル国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。))及びデータ通信料(第3(データ通信料)1(適用)(6)の3に定める購入データ量に係るものを除きます。))に限り、付随サービスに関する料金等(料金安心サービスに関する料金に限り、)及び当社が別に定める料金をいいます。以下この欄において同じとします。))について、次表に定める額(基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。))の割引を行うことをいいます。

(ア)(イ)から(オ)以外の場合

1契約ごとに月額

割引額
934 円

(イ)その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い(データ定額2、データ定額3、データ定額2(V)、データ定額3(V)又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- i)若しくは特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- ii)のデータ定額2(ケータイ/V)若しくはデータ定額3(ケータイ/V)に限り、)の適用を受けている場合

1契約ごとに月額

割引額
743 円

(ウ)その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い(データ定額1、データ定額1(V)又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- i)若しくは特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- ii)のデータ定額1(ケータイ/V)に限り、)の適用を受けている場合

1契約ごとに月額

割引額
500 円

(エ)その料金月の末日において、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制(V)の適用を受けている場合

1契約ごとに月額

第3(データ通信料)1(適用)(3)の 12 又は(3)の 13 の規定により適用する定額料	割引額
区分1又は区分2に定める定額料を適用する場合	500 円
区分3、区分4又は区分5に定める定額料を適用する場合	1,000 円
備考 その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別がシンプル又はシンプル(V)の場合、区分1に定める定額料を適用する場合の割引額は0円とします。	

(オ)その料金月の末日において、特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額制Ⅲ(V)又は特定データ通信定額制Ⅵの適用を受けている場合

1契約ごとに月額

割引額
1,000 円

イ 本割引に係る判定用回線とは、エの規定に基づき指定された電気通信回線をいいます。

ウ 本割引は、LTEサービスの契約者回線であって、特定データ通信定額の取扱い(特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ又は特定データ通信定額制Ⅴを除きます。以下この欄において同じとします。))の適用を受けているものに限り、選択することができます。

エ 本割引を選択する契約者は、1の割引対象回線(本割引の適用を受ける契約者回線をいいます。以下この欄において同じとします。))及び1の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。

オ 当社は、エの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア)削除

(イ)指定した判定用回線が、他の契約者回線に係る本割引に係る判定用回線として指定されたものであるとき。

(ウ)削除

(エ)削除

(オ)指定した判定用回線に係る契約者名義が、割引対象回線に係る契約者名義と異なるとき。

(カ)その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に

定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。

(キ)指定した判定用回線について、判定用サービスの提供を受けていないとき。

(ク)指定した判定用回線について、この約款の定めるところにより、LTEサービスの利用の一時休止が行われているとき。

(ケ)削除

(コ)その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

カ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

キ 本割引の適用の開始は、ウの申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ク 削除

ケ 当社は、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、割引対象回線又は判定用回線について、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア)割引対象回線について、次のいずれかに該当することとなったとき。

①特定データ通信定額の取扱いの適用の廃止(他の特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みによるもの

②料金種別の変更又は選択があったとき(その変更又は選択と同時に特定データ通信定額の取扱いの適用の申込みがあったときを除きます。))。

③LTEサービス利用権の譲渡があったとき。

④契約者の地位の承継があったとき。

⑤LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

⑥LTE契約の解除があったとき。

⑦その他オのいずれかに該当することとなったとき。

(イ)判定用回線について、判定用事業者が定める契約約款等に定めるところにより、次のいずれかに該当することとなったとき。

①WiMAX2+フラット for DATA、WiMAX2+フラット for DATAEX、WiMAX2+フラットforDATA(L)又はWiMAX2+フラットforDATAEX(L)以外の料金種別の選択があったとき。

②第3種定期LTE契約以外への契約変更があったとき。

③判定用サービスに係る利用権の譲渡があったとき。

④契約者の地位の承継があったとき。

⑤判定用サービスの利用の一時休止があったとき。

⑥判定用サービスの契約の解除があったとき。

⑦判定用事業者が定める条件に該当することとなったとき。

⑧その他オのいずれかに該当することとなったとき。

コ ケの規定により、本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の2欄又は3欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄又は2欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ1欄又は2欄の規定によるものとします。

区分	本割引の適用
1 2又は3以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。
2 ケの(ア)の⑤又は⑥(契約移行に係るものを除きます。)に該当することとなったとき。	その事由が生じた日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。
3 契約者から本割引の適用を廃止する申出があったとき又はケの(ア)の③、④、(イ)の③若しくは④に該当することとなったとき。	本割引の適用を廃止する申出があった日又は譲渡承諾日若しくは地位の承継の届出日を含む料金月の末日までの基本使用料等について、本割引の適用の対象とします。

サ 契約者は、本割引又は特定割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線、他網契約回線及び判定用回線に係る情報(本割引又は特定割引の適用に必要な範囲に限ります。))について、当社及び当社が別に定める電気通信事業者(当社が別に定める判定用回線を指定した本割引又は特定割引の提供に関して必要な手続きを行う者に限ります。)との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。

(28) 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用(ctc スマートビジネス連携割引)

ア 特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、割引選択回線等群((ア)に定める割引対象回線、(イ)に定める特定固定回線及び(ウ)に定める特定IDにより構成される回線等群をいいます。以下この欄において同じとします。)を構成する割引可能回線(その割引選択回線等群を構成する特定IDの数と同数(その割引選択回線等群を構成する割引対象回線の数とその特定IDの数より少ない場合は、その割引対象回線の数とします。))の割引対象回線をいいます。以下この欄において同じとします。)のうち、本割引を選択する契約者があらかじめ指定した契約者回線に係る(エ)に定める基本使用料等合計額について、本割引の適用期間に応じて定める(オ)の割引額(基本使用料等合計額が割引額に満たない場合は、基本使用料等合計額とします。)の割引を行うことをいいます。この場合において、割引可能回線の数とその割引選択回線等群を構成する特定固定回線の数に 50 を乗じて得た値(以下この欄において「割引可能上限数」といいます。)を上回るときは、その割引可能回線数は、割引可能上限数とします。

(ア) 割引対象回線

割引対象回線
本割引を選択する契約者回線、当社の5G約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の合計額の割引の適用(以下この(28)において「5G割引」といいます。)を選択する ctc モバイル(5G)契約者回線又は特定MNOのau約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用(以下この(28)において「特定割引」といいます。)を選択する他網契約者回線

(イ) 特定固定回線

特定固定回線
特定固定サービス(当社のイーサネット網サービス契約約款に定めるイーサネット網サービス)、EtherDIVE サービス契約約款に定める EtherDIVE サービス、Ether コミュファサービス契約約款に定める Ether コミュファサービス、イーサネットEX網サービス契約約款に定めるイーサネットEX網サービス(加入契約回線等を使用して行うものに限ります。)、バーチャルスイッチリンクサービス契約約款に定めるバーチャルスイッチリンクサービス、ctc 光電話サービス契約約款に定める ctc 光電話サービス)の電気通信回線(その特定固定サービスの提供を受けるための契約の申込みについて、当社がその登録を完了したもの(その契約内容に変更があったときは、その契約内容の変更に係る申込みについて、当社がその登録を完了したものとします。))に限ります。)であって、当社が別に定めるところにより指定したもの

(ウ) 特定ID

特定ID
当社若しくは特定事業者のベーシックパックに関する規約に定めるベーシックパックID(ベーシックパックに係る料金の適用があるもののうち、同規約に定める特定ctcモバイル契約(当社が別に定める料金種別等を選択しているもの)に限ります。)に係るものを除いたものをいいます。)、特定事業者の Office365 with KDDI 利用規約に定めるアカウント(当社が別に定めるもの)に限ります。)又は特定事業者のGoogle Apps for Business 等の販売に関する規約に定めるアカウント

(エ) 基本使用料等合計額

基本使用料等合計額
この約款の規定により支払いを要することとされる次の ctc モバイル(LTE)通信サービスに係る料金、付随サービスに関する料金等(料金安心サービスに関する料金に限ります。)及び当社が別に定める料金の合計額
①基本使用料(料金種別がLTEプラン又はLTEプラン(V)のものを除きます。)
②オプション機能使用料(海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ送受信機能(WEB)に係るものを除きます。)
③通話料(ctcモバイル国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。)
④データ通信料(第3(データ通信料)1(適用)(6)の3に定める購入データ量に係るものを除きます。)
備考
ctc モバイル(5G)契約(本割引に相当する取扱いを受けるものに限ります。)からの契約移行があった日を含む料金月においては、その ctc モバイル(5G)契約者回線に係る基本使用料等合計額(当社の5G約款に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引

の適用において規定する基本使用料等をいいます。)を、基本使用料等合計額に含めるものとします。

(オ)割引額

① ②から⑥以外の場合

1 契約ごとに月額

区分	割引額
1 本割引の適用期間が 24 料金月までの各料金月 その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い(データ定額 10、データ定額 13、データ定額 30、データ定額 10(V)、データ定額 13(V)、データ定額 30(V)又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)のデータ定額 10(ケータイ/V)若しくはデータ定額 13(ケータイ/V)に限ります。)の適用を受けている場合	2,000 円
上欄以外の場合	1,410 円
2 本割引の適用期間が 24 料金月を超える各料金月	934 円

備考

1 ctc モバイル(5G)契約(本割引に相当する取扱いを受けるものに限ります。)からの契約移行があった場合、その契約者回線に対する本割引の適用期間は、当該本割引に相当する取扱いの適用期間を通算して算定します。

2 当社は、本割引の適用期間の計算にあたり、当社が別に定める期間を本割引の適用を受けている期間とみなして取り扱います。

(注)2に定める当社が別に定める期間とは、本割引の適用を受けている契約者回線について、ケの規定により、本割引の適用を受けない期間が生じた場合の、その期間をいいます。

②その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い(データ定額2、データ定額3、データ定額2(V)、データ定額3(V)又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)若しくは特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)のデータ定額2(ケータイ/V)若しくはデータ定額3(ケータイ/V)に限ります。)の適用を受けている場合

1 契約ごとに月額

割引額
934 円

③その料金月の末日において、特定データ通信定額の取扱い(データ定額1、データ定額1(V)又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)若しくは特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)のデータ定額1(ケータイ/V)に限ります。)の適用を受けている場合 1 契約ごとに月額

1 契約ごとに月額

区分	割引額
1 本割引の適用期間が 24 料金月までの各料金月	934 円
2 本割引の適用期間が 24 料金月を超える各料金月	500 円

④ その料金月の末日において、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制(V)の適用を受けている場合

1契約ごとに月額

第3(データ通信料)1(適用)(3)の 12 又は(3)の 13 の規定により適用する定額料	割引額
区分1又は区分2に定める定額料を適用する場合	500 円
区分3、区分4又は区分5に定める定額料を適用する場合	1,000 円
備考 その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別がシンプル又はシンプル(V)の場合、区分1に定める定額料を適用する場合の割引額は0円とします。	

⑤ その料金月の末日において、特定データ通信段階定額制Ⅱ(スマホミニプラン+4Gを除きます。)の適用を受けている場合

1 契約ごとに月額

割引額
500 円

備考 第3(データ通信料)1(適用)(3)の18規定により、同(3)の18のピタットプラン4GLTE又は新ピタットプランに係る区分1に定める定額料を適用する場合の割引額は0円とします。

- ⑥ その料金月の末日において、特定データ通信段階定額制Ⅱ(スマホミニプラン+4Gに限りま
す。)、特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額制Ⅲ(V)、特定データ通信定額制Ⅳ若し
くは特定データ通信定額制Ⅴの適用を受けている場合又は基本使用料の料金種別がタブレット
プラン 20 である場合

1 契約ごとに月額

割引額
1,000 円

イ 本割引に係る割引可能回線の数、料金月の末日時点における特定IDの数、割引対象回線の数及び特定固定回線の数に基づき算定します。

ウ イで算定した割引可能回線の数、割引可能上限数を上回るときは、契約者があらかじめ指定した割引対象回線について、本割引を適用します。この場合において、契約者からの指定がない場合は、当社が別に定める方法により本割引を適用する割引対象回線を定めます。

エ 本割引は、LTEサービスの契約者回線((29)の適用を受けていないもの)に限ります。であって、次のいずれかに該当するものに限り、選択することができます。

- (ア) 特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているもの
(イ) 基本使用料の料金種別がタブレットプラン 20、LTEフラット for Tab、LTEフラット for DATA(m)、LTEフラット for Tab(L)又はLTEフラット for DATA(m/L)のもの

オ 本割引を選択する契約者は、1の割引選択回線等群を指定して、当社に申し出ていただきます。この場合において、その申出が新たに割引選択回線等群を構成する申出であるときは、登録する1の割引選択回線等群について1の割引選択回線等群代表者(その割引選択回線等群を構成する割引対象回線に係る契約者(5G割引又は特定割引に係る者を含みます。))であって、割引選択回線等群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表することができる者をいいます。以下この欄において同じとします。)を指定して、当社に申し出ていただきます。

カ 当社は、オの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

- (ア) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)でないとき。
(イ) 申出のあった契約者回線に係る契約者名義が、指定した割引選択回線等群を構成する他の全ての電気通信回線又は特定IDに係る契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)
(ウ) 割引選択回線等群を構成する特定固定回線がないとき。
(エ) 割引選択回線等群を構成する特定IDがないとき。
(オ) その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
(カ) 指定した割引選択回線等群に係る割引選択回線等群代表者から承諾が得られないとき。
(キ) その契約者回線の契約者が、この約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
(ク) その申出の内容に不備があるとき。
(ケ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

キ 本割引の計算は、料金月単位で行います。

ク 本割引の適用は、オの申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日(その料金月において、etcモバイル(5G)契約(本割引に相当する適用を受けるもの)に限ります。)からの契約移行があったときは、その契約移行の日とします。)から開始します。

ケ アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、次のいずれかに該当する場合は、その料金月において本割引を適用しません。

- (ア) その契約者回線(LTEデュアルに係るもの)に限ります。)について、特定データ通信定額の取扱いの適用を受けていないとき。
(イ) その契約者回線(LTEシングルに係るもの)に限ります。)について、基本使用料の料金種別がタブレットプラン 20、LTEフラット for Tab、LTEフラット for DATA(m)、LTEフラット for Tab(L)又はLTEフラット for DATA(m/L)でないとき。
(ウ) 割引選択回線等群を構成する特定固定回線について、全ての特定固定サービスの提供が開始

	されていないとき。 (エ)割引選択回線等群を構成する特定IDがないとき。 コ ケの(イ)の規定にかかわらず、その料金月の末日において、全ての特定固定回線について、特定固定サービスの提供が開始されていない場合であっても、特定固定サービスの提供を受けるための契約の申込みについて、当社がその登録を完了した日(その契約内容に変更があったときは、その契約内容の変更に係る申込みについて、当社がその登録を完了した日とします。)を含む料金月から起算して7料金月の間(当社が別に定める事由に該当する場合は、7料金月を超えて当社が別に定める料金月までの間とします。)、本割引を適用します。 サ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。 (ア)LTEサービス利用権の譲渡があったとき(LTEサービス利用権を譲り受けようとする者と譲渡しようとする者との関係が当社が別に定める基準に適合するときを除きます。) (イ)契約者の地位の承継があったとき。 (ウ)LTEサービスの利用の一時休止があったとき。 (エ)LTE契約の解除があったとき。 (オ)その料金月の末日において、割引選択回線等群を構成する特定固定回線がないとき。 (カ)その料金月の末日において、割引選択回線等群を構成する特定IDがないとき。 (キ)その他力の(ア)から(イ)又は(オ)から(ケ)のいずれかに該当することとなったとき。 シ サの規定による本割引の適用の廃止があった場合、その事由が生じた日を含む料金月の前料金月の末日(本割引の適用の廃止が契約移行に伴うものであるときは、契約移行の前日とします。)までの基本使用料等合計額について、本割引の適用の対象とします。 ス 本割引の提供を受けている契約者回線の契約者は、当社が別に定める方法により、所属する割引選択回線等群又は割引選択回線等群代表者の変更の請求をすることができます。この場合において、当社は、その請求の承諾について、力の規定に準じて取扱います。 セ 割引選択回線等群代表者を変更しようとするとき又は割引選択回線等群代表者に係る割引対象回線について本割引、5G割引若しくは特定割引の適用の廃止があったときは、その割引対象回線のうちいずれか1の契約者(5G割引に係る者を含みます。)を割引選択回線等群代表者として指定していただきます。 ソ ス又はセの場合において、変更後の割引選択回線等群は、その請求を当社が承諾した日を含む料金月の初日から、変更後の割引選択回線等群代表者は、その請求を当社が承諾した日から適用します。 タ 削除																		
(29)特定のLTEシングル契約者回線に係るLTEデュアル等との回線群の構成等(スマホセット割)	ア 特定のLTEシングルの契約者回線に係るLTEデュアル等との回線群の構成等(以下この欄において「本取扱い」といいます。)とは、LTEシングルの契約者回線について、(ア)又は(イ)の取扱いを行うことをいいます。 (ア)対象回線1(基本使用料の料金種別が次表に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)について、判定用回線(イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)との回線群を構成すること。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">基本使用料の料金種別</th></tr> <tr> <td colspan="2">タブレットシェアプラン 4G、タブレットデータシェアプラン、タブレットプランds、タブレットプランds(L)</td></tr> </table> (イ)対象回線2(基本使用料の料金種別が次表に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)に係る基本使用料について、2(料金額)に定める料金額から、次表に定める額の割引を行うこと(以下この欄において「本減額適用」といいます。)。をいいます。 1契約ごとに月額 <table border="1"> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th><th>割引額</th></tr> <tr> <td>LTEフラット for Tab</td><td>934 円</td></tr> <tr> <td>LTEフラット for DATA(m)</td><td>934 円</td></tr> <tr> <td>LTEフラット for DATA(m)ds</td><td>2,850 円</td></tr> <tr> <td>LTEフラット for Tab(L)</td><td>934 円</td></tr> <tr> <td>LTEフラット for DATA(m/L)</td><td>934 円</td></tr> </table> イ 本取扱いに係る判定用回線とは、次表に定める電気通信回線をいいます。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>電気通信回線</th></tr> </table>	基本使用料の料金種別		タブレットシェアプラン 4G、タブレットデータシェアプラン、タブレットプランds、タブレットプランds(L)		基本使用料の料金種別	割引額	LTEフラット for Tab	934 円	LTEフラット for DATA(m)	934 円	LTEフラット for DATA(m)ds	2,850 円	LTEフラット for Tab(L)	934 円	LTEフラット for DATA(m/L)	934 円	区分	電気通信回線
基本使用料の料金種別																			
タブレットシェアプラン 4G、タブレットデータシェアプラン、タブレットプランds、タブレットプランds(L)																			
基本使用料の料金種別	割引額																		
LTEフラット for Tab	934 円																		
LTEフラット for DATA(m)	934 円																		
LTEフラット for DATA(m)ds	2,850 円																		
LTEフラット for Tab(L)	934 円																		
LTEフラット for DATA(m/L)	934 円																		
区分	電気通信回線																		

区分1	この約款又は特定MNOのLTE約款に定めるLTEデュアルの契約者回線(基本使用料の料金種別がケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプランのもの又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものに限ります。)
区分2	当社又は特定MNOの5G約款に定める5Gデュアルの契約者回線

- ウ 本取扱いは、LTEシングルの契約者回線に限り、選択することができます。
- エ 本取扱いを選択する契約者は、1の対象回線(対象回線1又は対象回線2をいいます。以下この欄において同じとします。)及び1の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。
- オ 当社は、エの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。
- (ア) 指定した判定用回線が、次表の取扱い等に係る判定用回線として指定されたものであるとき。
- | |
|---|
| 本取扱い、LTE約款に定める特定のLTEシングルの契約者回線に係るLTEデュアル等との回線群の構成等又は5G約款に定める特定の5Gシングルの契約者回線に係る5Gデュアル等との回線群の構成 |
|---|
- (イ) 指定した判定用回線に係る契約者名義が、対象回線に係る契約者名義と異なるとき。
- (ウ) 判定用回線について、au約款の定めるところにより、LTEサービス又は ctc モバイル(5G)サービスの利用の一時休止が行われているとき。
- (エ) その契約者が、対象回線及び判定用回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (オ) その契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。
- (カ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- カ 本減額適用の計算は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。
- キ 本取扱いの開始は、エの申出を当社が承諾した日を含む料金月からとします。
- ク 当社は、契約者から本取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、本取扱いを廃止します。
- (ア) 対象回線又は判定用回線に係るLTE契約又は ctc モバイル(5G)契約の解除があったとき。(判定用回線に係る契約移行であって、契約移行後の5G契約者回線又は契約者回線について、イに定める条件を満たすときを除きます。)
- (イ) 対象回線又は判定用回線に係るLTEサービス又は ctc モバイル(5G)サービスの利用の一時休止があったとき。
- (ウ) 対象回線又は判定用回線に係るLTEサービス利用権又は ctc モバイル(5G)サービス利用権の譲渡があったとき。
- (エ) 対象回線又は判定用回線に係る契約者の地位の承継があったとき。
- (オ) 対象回線について、LTEデュアル、第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (カ) 対象回線について、アの表に定めるもの以外への基本使用料の料金種別の変更又は選択があったとき。
- (キ) 判定用回線について、LTEシングル又は ctc モバイル(5G)シングルへのLTEサービス又は ctc モバイル(5G)サービス種類の変更があったとき。
- (ク) 判定用回線について、イに定める条件に該当しなくなったとき。
- ケ ケの規定により、本取扱いを廃止する場合における取扱いについては、次表の通りとします。
- | 区分 | 本取り扱いの適用 |
|-----------|---|
| アの(ア)の取扱い | その事由が生じた日(LTEサービス利用権又は5Gサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本取扱いを廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。以下この欄において同じとします。)まで本取扱いの対象とします。 |
| アの(イ)の取扱い | その事由が生じた日を含む料金月の前料金月の末日までの基本使用料について、本取扱いの対象とします。 |
- コ キからケの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、その定めるところによります。
- (ア) 対象回線に係るLTEサービスの利用の一時休止があった後、その休止日を含む料金月においてLTEサービスの再利用を開始した場合であって、再利用を開始した後、同一料金月において本取扱いの申込みがあり当社が承諾したときは、その料金月のうちLTEサービスの利用の一時休止期間を除く期間に係る日数に応じて、アの表に規定する割引額を日割りして適用します。
- (イ) 判定用回線に係るLTEサービス又は ctc モバイル(5G)サービスの利用の一時休止があった後、

	その休止日を含む料金月においてLTEサービス又は ctc モバイル(5G)サービスの再利用を開始した場合であって、再利用を開始した後、同一料金月において本取扱いの申込みがあり当社が承諾したときは、その料金月について本取扱いを行います。 (ウ)本取扱いの申込みがあり当社が承諾した日を含む料金月においてウに定める事由が生じた場合は、本取扱いを行いません。 サ コまでの規定にかかわらず、その対象回線について、(10)の適用を受けている場合、その料金月において本減額適用を行いません。 シ アに定める割引額は、その基本使用料の適用を受ける日数に応じて日割りします。 ス 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 セ 本取扱いを受けている契約者回線の契約者は、判定用回線(対象回線1に係るもの)に限ります。)について、イに定める条件に該当しないこととなる請求(LTEサービス利用権若しくは5Gサービス利用権の譲渡の請求又は契約者の地位の承継の届出を含みます。)を行う場合、その請求に先立ち、その対象回線について、基本使用料の料金種別の変更(アの(ア)の表に定めるもの以外への変更)に限ります。)を請求していただきます。 ソ 削除 タ 本取扱いに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。						
(30)特定のLTEデュアルの契約者回線との回線群の構成	ア 特定のLTEデュアルの契約者回線との回線群の構成(以下この欄において「本取扱い」といいます。)とは、判定用回線(ウに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)と対象回線(エに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)による回線群(以下この欄において「特定回線群」といいます。)を構成することをいいます。 イ 本取扱いを選択する契約者は、1の判定用回線を指定して、当社に申し出ていただきます。 ウ 本取扱いに係る判定用回線とは、次表に定める電気通信回線をいいます。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>電気通信回線</th></tr> <tr> <td>区分1</td><td>この約款又は特定MNOのLTE約款に定めるLTEデュアルの契約者回線(基本使用料の料金種別がケータイプラン又は特定データ通信定額の取扱い(特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- i)又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- ii)を除きます。)の適用を受けているものに限ります。)</td></tr> <tr> <td>区分2</td><td>当社又は特定MNOの5G約款に定める5Gデュアルの契約者回線</td></tr> </table> エ 削除 オ 当社は、イの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 (ア)指定した判定用回線が所属する特定回線群を構成する対象回線が6以上となるとき。 (イ)指定した判定用回線が、他の特定回線群に係る判定用回線として指定されたものであるとき。 (ウ)削除 (エ)指定した判定用回線に係る契約者名義が、対象回線に係る契約者名義と異なるとき。 (オ)判定用回線について、この約款、当社の5G約款又は特定MNOのLTE約款若しくは5G約款の定めるところにより、LTEサービス又は5Gサービスの利用の一時休止が行われているとき。 (カ)その契約者が、判定用回線及び対象回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (キ)その契約者以外の者の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。 (ク)その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 カ 本取扱いの開始は、イの申出を当社が承諾した日からとします。 キ 当社は、次のいずれかに該当する場合は、その対象回線について本取扱いを廃止します。 (ア)その対象回線に係るLTE契約の解除があったとき。 (イ)削除 (ウ)その対象回線が所属する特定回線群の判定用回線について、ウに定める条件に該当しなくなったとき。 ク 本取扱いを受けている契約者回線の契約者は、判定用回線について、ウに定める条件に該当しないこととなる請求(LTEサービス利用権又は5Gサービス利用権の譲渡の請求又は契約者の地位の承継の届出を含みます。)を行う場合、その請求に先立ち、その判定用回線が所属する特定回線群を構成する全ての対象回線について、その対象回線に接続する端末設備の変更若しくはLTEサービス若しくは5Gサービスの利用の一時休止の請求又はLTE契約又は5G契約の解除の通知を行っていただきます。 ケ 削除	区分	電気通信回線	区分1	この約款又は特定MNOのLTE約款に定めるLTEデュアルの契約者回線(基本使用料の料金種別がケータイプラン又は特定データ通信定額の取扱い(特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- i)又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- ii)を除きます。)の適用を受けているものに限ります。)	区分2	当社又は特定MNOの5G約款に定める5Gデュアルの契約者回線
区分	電気通信回線						
区分1	この約款又は特定MNOのLTE約款に定めるLTEデュアルの契約者回線(基本使用料の料金種別がケータイプラン又は特定データ通信定額の取扱い(特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- i)又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- ii)を除きます。)の適用を受けているものに限ります。)						
区分2	当社又は特定MNOの5G約款に定める5Gデュアルの契約者回線						

(31) 削除	削除
(32) 削除	削除

2 料金額

2-1 基本使用料

2-1-1 LTEデュアルに係るもの

(1) 一般LTE契約に係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアル	カテゴリー II	標準プラン	2,680 円(2,948 円)
		標準プラン(データMAX)	2,780 円(3,058 円)
		基本プラン	1,350 円(1,485 円)
		基本プラン(スマホミニ)	1,150 円(1,265 円)
		基本プラン(データMAX)	1,450 円(1,595 円)
		基本プラン(使い放題MAX)	1,450 円(1,595 円)
		基本プラン(スマホミニ+)	1,380 円(1,518 円)
		基本プラン(使い放題MAX+)	1,480 円(1,628 円)
		シンプルN	1,350 円(1,485 円)
		カケホN	2,850 円(3,135 円)
		スーパーカケホN	1,850 円(2,035 円)
		ケータイプラン	1,250 円(1,375 円)
		ケータイシンプルプラン	1,470 円(1,617 円)
		ケータイカケホプラン	3,250 円(3,575 円)
		VKプランS(N)	1,268 円(1,394.8 円)
		VKプランM(N)	1,890 円(2,079 円)
		VKプランE(N)	1,250 円(1,375 円)
第1種LTEデュアル	カテゴリー I	LTEプラン	1,868 円(2,054 円)
		LTEプランS	2,096 円(2,305.6 円)
		カケホ	4,400 円(4,840 円)
		スーパーカケホ	3,400 円(3,740 円)
		カケホ(ケータイ/V)	3,800 円(4,180 円)
		スーパーカケホ(ケータイ/V)	2,800 円(3,080 円)
		VKプランM	3,340 円(3,674 円)
		VKプランS	2,096 円(2,305.6 円)
		VKプラン	2,096 円(2,305.6 円)
	カテゴリー II	シンプル	2,680 円(2,948 円)
		カケホ	4,180 円(4,598 円)
		スーパーカケホ	3,180 円(3,498 円)
第2種LTEデュアル	カテゴリー I	LTEプラン(V)	1,868 円(2,054 円)
		カケホ(V)	4,400 円(4,840 円)
		スーパーカケホ(V)	3,400 円(3,740 円)
		スーパーカケホ(V・a)	4,090 円(4,499 円)
		カケホ(ケータイ/V)	3,800 円(4,180 円)
		スーパーカケホ(ケータイ/V)	2,800 円(3,080 円)
		VKプランM	3,340 円(3,674 円)
		VKプランS	2,096 円(2,305.6 円)
		VKプラン	2,096 円(2,305.6 円)
	カテゴリー II	シンプル(V)	2,680 円(2,948 円)
		カケホ(V)	4,180 円(4,598 円)
		スーパーカケホ(V)	3,180 円(3,498 円)
第3種LTEデュアル	カテゴリー II	ナンバーシェアプラン	300 円(330 円)

(2) 定期LTE契約に係るもの

ア 第2種定期LTE契約に係るもの

(ア) タイプⅠに係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアル	カテゴリーⅡ	標準プラン	1,180 円(1,298 円)
		標準プラン(データMAX)	1,280 円(1,408 円)
第1種LTEデュアル	カテゴリーⅠ	LTEプラン	934 円(1,027 円)
		LTEプランS	1,098 円(1,207.8 円)
		カケホ	2,900 円(3,190 円)
		スーパーカケホ	1,900 円(2,090 円)
		カケホ(ケータイ/V)	2,300 円(2,530 円)
		スーパーカケホ(ケータイ/V)	1,300 円(1,430 円)
		VKプランM	1,720 円(1,892 円)
		VKプランS	1,098 円(1,207.8 円)
		VKプラン	1,098 円(1,207.8 円)
	カテゴリーⅡ	シンプル	1,180 円(1,298 円)
		カケホ	2,680 円(2,948 円)
		スーパーカケホ	1,680 円(1,848 円)
第2種LTEデュアル	カテゴリーⅠ	LTEプラン(V)	934 円(1,027 円)
		カケホ(V)	2,900 円(3,190 円)
		スーパーカケホ(V)	1,900 円(2,090 円)
		スーパーカケホ(V・a)	2,590 円(2,849 円)
		カケホ(ケータイ/V)	2,300 円(2,530 円)
		スーパーカケホ(ケータイ/V)	1,300 円(1,430 円)
		VKプランM	1,720 円(1,892 円)
		VKプランS	1,098 円(1,207.8 円)
		VKプラン	1,098 円(1,207.8 円)
	カテゴリーⅡ	シンプル(V)	1,180 円(1,298 円)
		カケホ(V)	2,680 円(2,948 円)
		スーパーカケホ(V)	1,680 円(1,848 円)

(イ) タイプⅡに係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
第1種LTEデュアル	カテゴリーⅠ	カケホ	3,200 円(3,520 円)
		スーパーカケホ	2,200 円(2,420 円)
		カケホ(ケータイ/V)	2,600 円(2,860 円)
		スーパーカケホ(ケータイ/V)	1,600 円(1,760 円)
	カテゴリーⅡ	シンプル	1,480 円(1,628 円)
		カケホ	2,980 円(3,278 円)
		スーパーカケホ	1,980 円(2,178 円)
第2種LTEデュアル	カテゴリーⅠ	カケホ(V)	3,200 円(3,520 円)
		スーパーカケホ(V)	2,200 円(2,420 円)
		スーパーカケホ(V・a)	2,890 円(3,179 円)
		カケホ(ケータイ/V)	2,600 円(2,860 円)
		スーパーカケホ(ケータイ/V)	1,600 円(1,760 円)
	カテゴリーⅡ	シンプル(V)	1,480 円(1,628 円)
		カケホ(V)	2,980 円(3,278 円)
		スーパーカケホ(V)	1,980 円(2,178 円)

イ 第7種定期LTE契約に係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアル	カテゴリー II	基本プラン	1,180 円(1,298 円)
		基本プラン(スマホミニ)	980 円(1,078 円)
		基本プラン(データMAX)	1,280 円(1,408 円)
		基本プラン(使い放題MAX)	1,280 円(1,408 円)
		シンプルN	1,180 円(1,298 円)
		カケホN	2,680 円(2,948 円)
		スーパーカケホN	1,680 円(1,848 円)
		ケータイシンプルプラン	1,300 円(1,430 円)
		ケータイカケホプラン	3,080 円(3,388 円)
		VKプランS(N)	1,098 円(1,207.8 円)
		VKプランM(N)	1,720 円(1,892 円)
		VKプランE(N)	1,080 円(1,188 円)

2-1-2 LTEシングルに係るもの

(1) 一般LTE契約に係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
第1種LTEシングル及び第3種LTEシングル	カテゴリー II	タブレットシェアプラン 4G	1,000 円(1,100 円)
		タブレットプラン3 4G	1,000 円(1,100 円)
		タブレットプラン 50 4G	4,800 円(5,280 円)
		タブレットプランライト 4G	1,000 円(1,100 円)
		タブレットプラン 20	5,670 円(6,237 円)
		タブレットデータシェアプラン	1,170 円(1,287 円)
第2種LTEシングル及び第4種LTEシングル	カテゴリー II	モバイルルータープラン	4,762 円(5,238.2 円)
		ホームルータープラン	4,762 円(5,238.2 円)
第1種LTEシングル	カテゴリー I	LTEフラット for DATA	6,900 円(7,590 円)
		LTEフラット for Tab	6,700 円(7,370 円)
		LTEフラット for DATA(m)	6,700 円(7,370 円)
第2種LTEシングル	カテゴリー I	WiMAX2+フラット for DATA	5,396 円(5,935.6 円)
		WiMAX2+フラット for DATA EX	6,180 円(6,798 円)
		WiMAX2+フラット for HOME	6,180 円(6,798 円)
第3種LTEシングル	カテゴリー I	LTEフラット for Tab(L)	6,700 円(7,370 円)
		LTEフラット for DATA(m/L)	6,700 円(7,370 円)
第4種LTEシングル	カテゴリー I	WiMAX2+フラット for DATA(L)	5,396 円(5,935.6 円)
		WiMAX2+フラット for DATA EX(L)	6,180 円(6,798 円)
		WiMAX2+フラット for HOME(L)	6,180 円(6,798 円)

(2) 定期LTE契約に係るもの

ア 第2定期LTE契約に係るもの

(ア) タイプ I に係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
第1種LTEシングル	カテゴリー I	LTEフラット for DATA	5,900 円(6,490 円)
		LTEフラット for Tab	5,700 円(6,270 円)
		LTEフラット for DATA(m)	5,700 円(6,270 円)
		LTEフラット for DATA(m)ds	5,700 円(6,270 円)
第2種LTEシングル	カテゴリー I	WiMAX2+フラット for DATA	4,396 円(4,835.6 円)
		WiMAX2+フラット for DATA EX	5,180 円(5,698 円)
		WiMAX2+フラット for HOME	5,180 円(5,698 円)
第3種LTEシングル	カテゴリー I	LTEフラット for Tab(L)	5,700 円(6,270 円)

第4種LTEシングル	カテゴリー I	LTEフラット for DATA(m/L)	5,700 円(6,270 円)
		WiMAX2+フラット for DATA(L)	4,396 円(4,835.6 円)
		WiMAX2+フラット for DATA EX(L)	5,180 円(5,698 円)
		WiMAX2+フラット for HOME(L)	5,180 円(5,698 円)

イ 第3種定期LTE契約に係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
第2種LTEシングル	カテゴリー I	WiMAX2+フラット for DATA	4,396 円(4,835.6 円)
		WiMAX2+フラット for DATA EX	5,180 円(5,698 円)
第4種LTEシングル	カテゴリー I	WiMAX2+フラット for DATA(L)	4,396 円(4,835.6 円)
		WiMAX2+フラット for DATA EX(L)	5,180 円(5,698 円)

ウ 削除

エ 第5種定期LTE契約に係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
第1種LTEシングル	カテゴリー I	タブレットプランds	2,500 円(2,750 円)
第3種LTEシングル	カテゴリー I	タブレットプランds(L)	2,500 円(2,750 円)

オ 第6種定期LTE契約に係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
第1種LTEシングル	カテゴリー I	タブレットプランds	1,700 円(1,870 円)
第3種LTEシングル	カテゴリー I	タブレットプランds(L)	1,700 円(1,870 円)

カ 第7種定期LTE契約に係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
第1種LTEシングル及び 第3種LTEデュアル	カテゴリー II	タブレットプラン 20	5,500 円(6,050 円)
		タブレットデータシェアプラン	1,000 円(1,100 円)
第2種LTEシングル及び 第4種LTEデュアル	カテゴリー II	モバイルルータープラン	4,592 円(5,051.2 円)
		ホームルータープラン	4,592 円(5,051.2 円)

2-1-3 LTEモジュールに係るもの

(1) 一般LTEモジュール契約に係るもの

1 契約ごとに月額

基本使用料の料金種別		料金額
LTE Low		400 円(440 円)
LTE Mid		500 円(550 円)
LTE High		600 円(660 円)

2-2 オプション機能使用料

2-2-1 2-2-2以外のもの

(1)LTEサービスに係るもの

区分		単位	各単位ごとに月額 料金額
留守番伝言機能 (お留守番サービスEX)		1 契約ごとに	300 円(330 円)
三者通話機能 (三者通話サービス)		1 契約ごとに	200 円(220 円)
割込通話機能 (割込通話サービス)	第2種LTEデュアルに係るもの	1 契約ごとに	200 円(220 円)
迷惑電話拒否機能 (迷惑電話撃退サービス)		1 契約ごとに	100 円(110 円)
番号変換機能 (ctc ビジネスコールダイレクト)		1 契約ごとに	2,000 円(2,200 円)
保留転送機能		1 契約ごとに	300 円(330 円)
番号変換文字メッセージ送受信機能(WEB)		1 契約ごとに	300 円(330 円)
LTE NET機能		1 契約ごとに	300 円(330 円)
LTE NET for DATA機能	タイプⅡ	1 契約ごとに	500 円(550 円)
テザリング利用機能		1 契約ごとに	500 円(550 円)
WiMAX利用機能			
ハイスピードプラスエリアモードの利用に係る加算額		1 契約ごとに	1,005 円(1,105 円)
ナンバーシェア機能		1 契約ごとに	50 円(55 円)

2-2-2 海外ローミング機能

(1)(2)又は(3)以外のもの

外国事業者の電気通信サービスに係る1の利用につき利用時間1分までごとに

海外利用地域	区分及び料金額			
	国内通話料	国際通話料		着信通話利用
		日本着信	日本着信以外	
アジア 1	70 円	175 円	265 円	145 円
アジア 2	75 円	175 円	265 円	155 円
アジア 3	70 円	175 円	265 円	155 円
アジア 4	75 円	175 円	265 円	80 円
アジア 5	70 円	260 円	280 円	155 円
アジア 6	95 円	280 円	280 円	180 円
アジア 7	80 円	280 円	280 円	160 円
アジア 8	70 円	195 円	280 円	80 円
アジア 9	80 円	280 円	280 円	80 円
アジア 10	75 円	380 円	380 円	80 円
アジア 11	80 円	380 円	380 円	140 円
アジア 12	70 円	180 円	280 円	180 円
アジア 13	80 円	180 円	280 円	180 円
アジア 14	80 円	380 円	380 円	180 円
アジア 15	80 円	300 円	300 円	220 円
アジア 16	80 円	180 円	280 円	140 円
アジア 17	80 円	250 円	280 円	140 円
アジア 18	70 円	260 円	280 円	140 円
アジア 19	80 円	280 円	280 円	140 円
アジア 20	80 円	180 円	280 円	110 円
アジア 21	50 円	125 円	265 円	70 円
アジア 22	180 円	480 円	480 円	230 円
オセアニア 1	80 円	180 円	280 円	80 円
オセアニア 2	120 円	140 円	210 円	165 円
オセアニア 3	80 円	140 円	210 円	130 円
オセアニア 4	80 円	280 円	280 円	80 円
オセアニア 5	480 円	880 円	880 円	560 円
オセアニア 6	130 円	580 円	580 円	210 円
オセアニア 7	180 円	380 円	380 円	270 円
アメリカ 1	120 円	140 円	210 円	165 円
アメリカ 2	70 円	230 円	280 円	180 円
アメリカ 3	80 円	380 円	380 円	190 円
アメリカ 4	120 円	140 円	210 円	165 円
アメリカ 5	130 円	250 円	280 円	190 円
アメリカ 6	155 円	250 円	280 円	190 円
アメリカ 7	80 円	250 円	280 円	100 円
アメリカ 8	80 円	180 円	280 円	190 円
アメリカ 9	80 円	280 円	280 円	190 円
アメリカ 10	155 円	330 円	330 円	190 円
アメリカ 11	80 円	280 円	280 円	140 円
アメリカ 12	130 円	330 円	330 円	140 円
アメリカ 13	70 円	230 円	280 円	140 円
アメリカ 14	80 円	180 円	280 円	140 円
アメリカ 15	130 円	380 円	380 円	270 円
アメリカ 16	80 円	280 円	280 円	100 円
アメリカ 17	200 円	500 円	500 円	270 円

ヨーロッパ 1	80 円	180 円	280 円	110 円
ヨーロッパ 2	80 円	280 円	280 円	110 円
ヨーロッパ 3	100 円	250 円	280 円	110 円
ヨーロッパ 4	100 円	280 円	280 円	110 円
ヨーロッパ 5	100 円	380 円	380 円	140 円
ヨーロッパ 6	80 円	280 円	280 円	140 円
ヨーロッパ 7	80 円	380 円	380 円	110 円
ヨーロッパ 8	80 円	380 円	380 円	180 円
ヨーロッパ 9	100 円	450 円	450 円	180 円
アフリカ 1	80 円	280 円	280 円	160 円
アフリカ 2	80 円	180 円	280 円	160 円
アフリカ 3	80 円	380 円	380 円	160 円
アフリカ 4	80 円	280 円	280 円	180 円
アフリカ 5	100 円	280 円	280 円	180 円
アフリカ 6	100 円	380 円	380 円	180 円
アフリカ 7	130 円	380 円	380 円	160 円
アフリカ 8	180 円	480 円	480 円	160 円
アフリカ 9	80 円	480 円	480 円	160 円
航空機内	650 円	650 円	650 円	800 円
船舶	650 円	650 円	650 円	800 円
備考 各海外利用地域の区分における海外利用地域については、別表 2 に定めるところによります。				

(2)海外SMS利用に係るもの

送信文字数	料金額
70 文字まで(半角英数字のみの場合 160 文字まで)	100 円
71 文字から 134 文字まで(半角英数字のみの場合 161 文字から 306 文字まで)	200 円
135 文字から 201 文字まで(半角英数字のみの場合 307 文字から 459 文字まで)	300 円
202 文字から 268 文字まで(半角英数字のみの場合 460 文字から 612 文字まで)	400 円
269 文字から 335 文字まで(半角英数字のみの場合 613 文字から 765 文字まで)	500 円
336 文字から 402 文字まで(半角英数字のみの場合 766 文字から 918 文字まで)	600 円
403 文字から 469 文字まで(半角英数字のみの場合 919 文字から 1,071 文字まで)	700 円
470 文字から 536 文字まで(半角英数字のみの場合 1,072 文字から 1,224 文字まで)	800 円
537 文字から 603 文字まで(半角英数字のみの場合 1,225 文字から 1,377 文字まで)	900 円
604 文字から 670 文字まで(半角英数字のみの場合 1,378 文字から 1,530 文字まで)	1,000 円

(3)海外LTE NET利用又は海外LTE NET for DATA利用に係るものに係るもの

料金額
1 課金対象データごとに 1.6 円

第2 通話料

1 適用

通話料の適用については、第 57 条(通話料及びデータ通信料の支払義務)及び第 94 条(電話番号案内接続に係る通話料の支払い義務等)によるほか、次のとおりとします。

通話料の適用																					
(1)削除	削除																				
(2)削除	削除																				
(3)削除	削除																				
(4) ctc モバイル国際通話に係る通話料の適用	ctc モバイル国際通話に関する料金については、その通話の相手先に応じて、2-1-3に規定する料金額を適用します。																				
(4)の2 ctc モバイル国際通話に係る通話料の定額適用(ctc モバイル国際通話定額)	ア ctc モバイル国際通話に係る通話料の定額適用(以下「ctc モバイル国際通話定額」といいます。)とは、(ア)に定める定額料を支払った場合に、その契約者回線((イ)に定める種類の特定データ通信定額の取扱い又は基本使用料の料金種別(以下この欄において「対象4Gデータ定額」といいます。))の適用を受けているものに限り(ウ)からの ctc モバイル国際通話(別表5に定める地域(以下「ctc モバイル国際通話定額地域」といいます。))への通話に限り(ウ)に代えて、ctc モバイル国際通話等合算回数(イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。))に応じて、(ウ)に定める料金額を適用する取扱いをいいます。 (ア)定額料 ① ②以外 1 契約者回線ごとに月額 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>料金額</th></tr> <tr> <td>定額料</td><td>980 円</td></tr> </table> ② その料金月において、対象4Gデータ定額(データ定額1、データ定額2、データ定額3)、データ定額1(V)、データ定額2(V)、データ定額3(V)、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)若しくは特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)のデータ定額1(ケータイ/V)、データ定額2(ケータイ/V)若しくはデータ定額3(ケータイ/V)又はケータイプラン若しくはケータイカケホプランに限り(ウ)の適用を受けている場合 1 契約者回線ごとに月額 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>料金額</th></tr> <tr> <td>定額料</td><td>1,480 円</td></tr> </table> (イ)特定データ通信定額の取扱い等 <table border="1"> <tr> <td>特定データ通信定額の取扱い</td><td>特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ(V)、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)、特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額制Ⅲ(V)、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ、特定データ通信定額制Ⅵ</td></tr> <tr> <td>基本使用料の料金種別</td><td>ケータイプラン、ケータイカケホプラン</td></tr> </table> (ウ)適用額 ①その契約者回線からの ctc モバイル国際通話等合算回数が 60 回以内のものである ctc モバイル国際通話に係るもの <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>料金額</th></tr> <tr> <td>通話料</td><td>0 円</td></tr> <tr> <td>イ 別記 15 の規定により測定した通話時間がその ctc モバイル国際通話を開始した時点から 15 分を超える部分</td><td>30 秒までごとに 20 円</td></tr> </table> ②その契約者回線からの ctc モバイル国際通話等合算回数が 61 回以上のものである ctc モバイル国際通話に係るもの <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>料金額</th></tr> </table>	区分	料金額	定額料	980 円	区分	料金額	定額料	1,480 円	特定データ通信定額の取扱い	特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ(V)、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)、特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額制Ⅲ(V)、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ、特定データ通信定額制Ⅵ	基本使用料の料金種別	ケータイプラン、ケータイカケホプラン	区分	料金額	通話料	0 円	イ 別記 15 の規定により測定した通話時間がその ctc モバイル国際通話を開始した時点から 15 分を超える部分	30 秒までごとに 20 円	区分	料金額
区分	料金額																				
定額料	980 円																				
区分	料金額																				
定額料	1,480 円																				
特定データ通信定額の取扱い	特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ(V)、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)、特定データ通信定額制Ⅲ、特定データ通信定額制Ⅲ(V)、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ、特定データ通信定額制Ⅵ																				
基本使用料の料金種別	ケータイプラン、ケータイカケホプラン																				
区分	料金額																				
通話料	0 円																				
イ 別記 15 の規定により測定した通話時間がその ctc モバイル国際通話を開始した時点から 15 分を超える部分	30 秒までごとに 20 円																				
区分	料金額																				

通 話 料	定額通話料	1の ctc モバイル国際通話ごとに 300 円
	上欄に定める定額通話料のほか	
	ア イ以外の部分	0 円
	イ 別記 15 の規定により測定した通話時間がその ctc モバイル国際通話を開始した時点から 15 分を超える部分	30 秒までごとに 20 円

イ ctc モバイル国際通話等合算回数とは、その料金月における、その契約者回線からの ctc モバイル国際通話の回数及び特定携帯国際自動通話(特定事業者の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話定額地域への通話に限ります。以下この欄において同じとします。)をいいます。以下この欄において同じとします。)の回数を合算したものをいいます。

ウ 契約移行があった場合は、契約移行のあった日を含む料金月において契約移行前の ctc モバイル(5G)契約者回線からの ctc モバイル国際通話の回数及び特定携帯国際自動通話の回数を、イに定める回数に含めます。

エ ctc モバイル国際通話定額は、LTEデュアルの契約者回線であって、次の全てを満たすものに限り、選択することができます。

(ア) 対象4Gデータ定額の適用を受けていること。

(イ) ctc モバイル国際通話利用規制の適用を受けていないこと。

オ ctc モバイル国際通話定額を選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。

カ ctc モバイル国際通話定額の適用の開始は、エの申出を当社(特定MNOを含みます。以下この欄において同じとします。)が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

キ 当社は、ctc モバイル国際通話定額の適用を受けている契約者回線について、契約者から ctc モバイル国際通話定額の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、ctc モバイル国際通話定額の適用を廃止します。

(ア)LTE契約の解除があったとき。

(イ)LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(ウ)LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(エ)対象4Gデータ定額の適用の廃止(他の対象4Gデータ定額の適用の申込みによるものを除きます。)があったとき。

ク カの規定により、ctc モバイル国際通話定額の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	ctc モバイル国際通話定額の適用
1 2又は3以外により ctc モバイル国際通話定額を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの ctc モバイル国際通話に関する料金について、ctc モバイル国際通話定額の適用の対象とします。
2 キの(ア)、(イ)又は(ウ)により ctc モバイル国際通話定額を廃止したとき(3に該当するものを除きます。)	その事由が生じた日までの ctc モバイル国際通話に関する料金について、ctc モバイル国際通話定額の適用の対象とします。
3 キの(ア)(ctc モバイル(5G)契約(ctc モバイル(5G)デュアルに係るものに限ります。))への契約移行に係るものに限ります。))又は(エ)により ctc モバイル国際通話定額を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの ctc モバイル国際通話に関する料金について、ctc モバイル国際通話定額の適用の対象とします。

ケ 料金月の起算日以外の日、対象4Gデータ定額の種類の種類の変更等(アの(ア)の①に該当する種類と②に該当する種類の間のものに限ります。))があった場合、アの規定にかかわらず、その変更等があった日を含む料金月については、アの(ア)の①に定める定額料を適用します。

コ 定額料については、日割りを行いません。

サ 当社は、ctc モバイル国際通話定額の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、ctc モバイル国際通話定額並びにこの約款に定める通話料の減額適用及び割引適用(当社が別に定めるものを除きます。)の取扱いを行わないも

	のとします。 (ア)第42条(利用停止)第1項第14号及び第15号に該当するとき。 (イ)第80条(利用に係る契約者の義務)第1項第2号及び第3号に該当するとき。 (ウ)その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。 (エ)特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき又はその恐れがあるとき。 (オ)その契約者からシに定める協力を得られないとき。 (カ)その契約者回線からの ctc モバイル国際通話及び特定携帯国際自動通話が、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス(通話に係るものに限りです。)を利用するための電気通信番号(当社が別に定めるものに限りです。)をダイヤルして行われたものであるとき。 (キ)その契約者回線からの ctc モバイル国際通話及び特定携帯国際自動通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。 (ク)その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。 シ 当社は、ctc モバイル国際通話定額の適用を受けている契約者回線について、コに定めるいずれかに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の前料金月の末日に遡って ctc モバイル国際通話定額の適用を廃止できるものとします。この場合において、この場合において、当社が別に定めるまでの間、契約者は ctc モバイル国際通話定額の適用を申し出ることができないものとします。 ス 当社は、コに定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。 セ 契約者は、当社がシに定める調査等を行うにあたり、その契約者回線に係る通話の情報等(調査等に必要範囲に限りです。)を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。				
(5)削除	削除				
(6)SMS機能を利用した通信に係る通話料の適用	ア SMS送信に関する料金については、SMS送信を通話とみなして2-1-1-3又は2-2-1に規定する料金額を適用します。 イ アの規定にかかわらず、次のいずれかのSMS送信については、2-1-1-3に規定する料金額の支払いを要しません。 (ア)削除 (イ)(20)に規定する特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用を受けている契約者回線からその割引を受けるために契約者が指定した特定電話番号に係る電気通信回線へのSMS送信(特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用を受けている契約者回線について、LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があった日において行われたものを除きます。) (ウ)次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から当社又は特定MNOが提供する携帯電話サービス若しくは SORACOM Air for セルラー通信サービス(特定MNOの SORACOM Air for セルラー通信サービス約款に定める SORACOM Air for セルラー通信サービスを言います。以下同じとします。)の電気通信回線へのSMS送信 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">基本使用料の料金種別</th></tr> <tr> <td colspan="2">LTEプラン、LTEプランS、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、LTEプラン(V)、オフィスケータイプラン(V)、VKプラン、オフィスケータイプラン(VK)</td></tr> </table>	基本使用料の料金種別		LTEプラン、LTEプランS、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、LTEプラン(V)、オフィスケータイプラン(V)、VKプラン、オフィスケータイプラン(VK)	
基本使用料の料金種別					
LTEプラン、LTEプランS、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、LTEプラン(V)、オフィスケータイプラン(V)、VKプラン、オフィスケータイプラン(VK)					
(7)番号変換機能を利用して行われた通話に係る通話料の適用	ア 番号変換機能を利用して行われた通話(保留転送機能を利用して行われた通話又は番号変換文字メッセージ送受信機能を利用して行われた文字メッセージ送信を含みます。以下同じとします。)に関する料金については、2(料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する料金額を適用します。 1 契約者回線ごとに月額 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>料金額</th></tr> <tr> <td>定額料</td><td>900 円(990 円)</td></tr> </table> イ 海外定額対象速度規制については、第1(基本使用料等)1(適用)(13)の力の規定を適用し	区分	料金額	定額料	900 円(990 円)
区分	料金額				
定額料	900 円(990 円)				

	ません。 ウ 番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、番号変換機能を利用した通話の有無にかかわらず、その番号変換機能の提供を開始した日の翌日から起算してその番号変換機能の廃止があった日(料金月の末日以外の日)にLTE契約の解除があった場合は、その契約解除日の前日)までの期間(以下この欄において「定額料の支払いを要する期間」といいます。)について、アに規定する定額料の支払いを要します。 ただし、契約者の責めによらない理由により、1 料金月の全ての日(定額料の支払いを要する期間の部分に限ります。)にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合は、この限りではありません。 エ アに規定する定額料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その定額料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。 オ 当社は、定額料の支払いを要する期間が 1 の料金月に満たない場合は、アに定める定額料をその提供日数に応じて日割りします。				
(8)削除	削除				
(9)契約移行に係る定額料の取扱い	ア 当社は、次表に定める通話料の取扱い(以下この欄において「LTE通話料割引」といいます。)の申出があった場合であって、その申出が ctc モバイル(5G)契約(その ctc モバイル(5G)契約者回線について、請求のあったLTE通話料割引に相当する通話料の取扱い(以下この欄においてそれぞれ「5G通話料割引」といいます。)の提供を受けているものに限ります。)からの契約移行と同時に行われたものであるとき(その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。)は、契約移行のあった日を含む料金月のLTE通話料割引に係る定額料について、契約移行のあった日を含む料金月の初日(その料金月において、その5G通話料割引の適用の開始があった場合は、その日とします。)から、そのLTE通話料割引の適用の開始があったものとみなして取り扱います。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">通話料の取扱い</th></tr> <tr> <td colspan="2">(7)番号変換機能を利用して行われた通話に係る通話料の適用、(19)特定電話番号への通話料の月極割引の適用、(20)特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用、(27)特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用及び(28)第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用</td></tr> </table> イ 契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、その ctc モバイル(5G)契約者回線について、契約移行前の契約者回線について適用を受けていたLTE通話料割引に相当する5G通話料割引の申出があったときは、契約移行のあった日を含む料金月のそのLTE通話料割引に係る定額料については、当社の5G約款の規定(アに相当するものをいいます。)に定めるところによります。	通話料の取扱い		(7)番号変換機能を利用して行われた通話に係る通話料の適用、(19)特定電話番号への通話料の月極割引の適用、(20)特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用、(27)特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用及び(28)第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用	
通話料の取扱い					
(7)番号変換機能を利用して行われた通話に係る通話料の適用、(19)特定電話番号への通話料の月極割引の適用、(20)特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用、(27)特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用及び(28)第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用					
(10)LTEプランの契約者回線に係る通話料の適用	次表の左欄に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線の契約者は、2(料金額)の規定にかかわらず、同表右欄に定める時間帯におけるその契約者回線から当社、特定MNOが提供する携帯電話サービスの電気通信回線への通話(SMS送信を利用して行われた通話、ctc モバイル国際電話及びau国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金の支払いを要しません。 <table border="1"> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th><th>支払いを要しない時間帯</th></tr> <tr> <td>LTEプラン、LTEプラン(V)、VKプラン</td><td>午前1時から午後9時までの間</td></tr> </table>	基本使用料の料金種別	支払いを要しない時間帯	LTEプラン、LTEプラン(V)、VKプラン	午前1時から午後9時までの間
基本使用料の料金種別	支払いを要しない時間帯				
LTEプラン、LTEプラン(V)、VKプラン	午前1時から午後9時までの間				
(10)の 2 カケホ等の契約者回線に係る通話料の適用	ア 次表の左欄に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線の契約者は、2(料金額)の規定にかかわらず、その契約者回線からの通話((17)の適用を受けた通話(同欄のアの(イ)に定めるものに限ります。)、(21)の適用を受けた通話(同欄のアの表の(ウ)及び(エ)に定めるものに限ります。)、(27)若しくは(28)のアの(ア)の適用を受けた通話、SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、ctc モバイル国際通話、ワイドスターサービス(ワイドスターⅢ及びワイドスターⅡ(それぞれ株式会社NTTドコモがワイドスターⅢ、ワイドスターⅡの名称で提供する衛星電話サービスをいいます。以下同じとします。))をいいます。以下同じとします。)の電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。以下このア及び(10)の3のアにおいて「定額対象通話」といいます。)に関する料金(特				

定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。以下このアにおいて同じとします。）の次表の右欄に定める部分について、その支払いを要しません。		
基本使用料の料金種別	支払いを要しない料金	
カケホN、ケータイカケホプラン、カケホ、カケホ(V)又はカケホ(ケータイ/V)	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金	
スーパーカケホN、スーパーカケホ、スーパーカケホ(V)、スーパーカケホ(V・a)、スーパーカケホ(ケータイ/V)	(ア) (イ)以外の通話	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金(別記15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から5分以内の部分に係るものに限りします。)
	(イ) 当社が別に定める電気通信番号を使用して行う通話	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金
イ アの規定にかかわらず、次に定める通話については、その通話に関する料金の支払いを要する場合があります。 (ア)その契約者回線からの当社が別に定める協定事業者の電気通信回線への通話 (イ)その契約者回線からの通話(SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、ctc モバイル国際通話、ワイドスターサービスの電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。)であって、別記15の規定により測定した、その通話に係る1料金月の累計通話時間が744時間を超えた部分 ウ イの(イ)の適用において、1の通話について、その通話時間に1秒未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 エ 当社は、アに定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、アに定める取扱い並びにこの約款に定める通話料の減額適用及び割引適用(当社が別に定めるものを除きます。)の取扱いを行わないものとします。 (ア)第42条(利用停止)第1項第14号及び第15号に該当するとき。 (イ)第80条(利用に係る契約者の義務)第1項第2号及び第3号に該当するとき。 (ウ)その契約者回線以外の電気通信回線に着信のあった通話を他の電気通信回線に転送する等により、その契約者回線を使用して他人の通信を媒介したとき。 (エ)特定の相手先への通話を大量に行うこと等により、他人から利益を現に得ているとき又はその恐れがあるとき。 (オ)その契約者からカに定める協力を得られないとき。 (カ)その契約者回線からの通話が、当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス(通話に係るものに限りします。)を利用するための電気通信番号(当社が別に定めるものに限りします。)をダイヤルして行われたものであるとき。 (キ)その契約者回線からの通話が、特定の電気通信事業者の電気通信設備に対し、一方的な発信又は機械的な発信により、一定時間内に長時間又は多数の通信を一定期間継続するものであるとき。 (ク)その他当社の業務の遂行上支障が生じるおそれがあるとき。 オ 当社は、アに定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線について、エに定めるいずれかに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の初日に遡って又は当社所定の日において、当社が別に定める基本使用料の料金種別への変更を行うことができるものとします。この場合において、当社が別に定めるまでの間、契約者はその料金種別の変更を請求することができないものとします。 カ 当社は、イの規定を適用するため又はエに定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。 キ 契約者は、当社がカに定める調査等を行うにあたり、その契約者回線に係る通話の情報等(調査等に必要範囲に限りします。)を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。		

	時に行われたものである場合 カ 当社は、国内通話定額の適用を受けている契約者回線について、契約者から国内通話定額の適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、国内通話定額の適用を廃止します。 (ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。 (イ) LTE契約の解除があったとき。 (オ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 (カ) 対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。 キ カの規定により、国内通話定額の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>国内通話定額の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2から4以外により国内通話定額の適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。</td><td>その一時休止日又は契約解除日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。</td><td>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>4 国内通話定額の適用を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のLTEサービスの種類の変更と同時に行われたとき。</td><td>その申出があった日の前日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。</td></tr> </tbody> </table> ク アの規定にかかわらず、次に定める通話については、その通話に関する料金の支払いを要する場合があります。 (ア) その契約者回線から当社が別に定める協定事業者の電気通信回線への通話 (イ) その契約者回線からの通話(SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、au国際通話、ワイドスターサービスの電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。)であって、別記 15 の規定により測定した、その通話に係る1料金月の累計通話時間が 744 時間を超えた部分 ケ クの(イ)の適用において、1の通話について、その通話時間に1秒未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。コ 当社は、国内通話定額の適用を受けている契約者回線について、(10)の2のエの各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、国内通話定額の適用並びにこの約款に定める通話料の減額適用及び割引適用(当社が別に定めるものを除きます。)の取扱いを行わないものとします。 サ 当社は、国内通話定額の適用を受けている契約者回線について、(10)の2のエの各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その判断を行った日を含む料金月の初日に遡って又は当社所定の日において、国内通話定額の適用を廃止することができるものとします。この場合において、当社が別に定めるまでの間、契約者は国内通話定額の適用を申し出ること及び(10)の2のアに定めるものへの基本使用料の料金種別の変更の請求ができないものとします。 シ 当社は、クの規定を適用するため又は(10)の2のエの各号に定める事由の有無を判断するために必要な調査等を行う場合があります。この場合において、契約者は、その調査等に協力していただきます。 ス 契約者は、当社がシに定める調査等を行うにあたりその契約者回線に係る通話の情報等(調査等に必要な範囲に限ります。)を閲覧、記録、分析、保存等することを承諾していただきます。	区分	国内通話定額の適用	1 2から4以外により国内通話定額の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。	2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。	3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。	4 国内通話定額の適用を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のLTEサービスの種類の変更と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。
区分	国内通話定額の適用										
1 2から4以外により国内通話定額の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。										
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。										
3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。										
4 国内通話定額の適用を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のLTEサービスの種類の変更と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までの通話に関する料金について、国内通話定額の適用の対象とします。										
(10)の4 削除	削除										
(11) 定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契	ア 基本使用料の料金種別がLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線の契約者は、次表に定める定額料を支払った場合、2(料金額)の規定にかかわらず、その契約者回線から当社又は特定MNOが提供する携帯電話サービスの電気通信回線への通話(SMS送信、番号変										

約者回線に係る通話料の適用 I (ctc モバイル通話定額 24)

換機能を利用して行われた通話及び ctc モバイル国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金の支払いを要しません。

1 契約者回線ごとに月額

区分	料金額
定額料	477 円(524 円)

イ アに定める料金の取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)は、LTEデュアルの契約者回線(基本使用料の料金種別がLTEプラン又はLTEプラン(V)のものに限ります。)であって、(20)の適用を受けていないもの限り、選択することができます。

ウ 本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。

エ 本取扱いの適用の開始は、ウに定める申出を当社が承諾した日とします。

ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	本取扱いの適用の開始
1 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 本取扱いの申出が、LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 本取扱いの申出が、LTEプラン又はLTEプラン(V)への基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき	その基本使用料の料金種別の変更日
4 1から4以外の場合であって、その申出日を含む料金月の翌料金月から本取扱いの適用を受けたい旨の要請があったとき。	本取扱いの申出日を含む料金月の翌料金月の初日

オ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。

(ア)LTEサービスの利用権の譲渡があったとき。

(イ)契約者の地位の承継があったとき。

(ウ)LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ)LTE契約の解除があったとき。

(オ)LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(カ)LTEプラン又はLTEプラン(V)への料金種別の変更(LTEプランとLTEプラン(V)の間の変更を含みます。以下この欄において同じとします。)があったとき。

カ オの既定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本取扱いの適用
1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。
2 オの(ウ)、(エ)(ctc モバイル(5G)契約(ctc モバイル(5G)デュアルに係るものに限ります。)への契約移行に係るものを除きます。)又は(オ)により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。

キ エの規定により本取扱いの適用を開始した場合若しくはオの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、エの規定により本取扱いの適用を開始した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、本取扱いの適用を開始した日又は(12)の適用を開始若しくは廃止した日)
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、オの規定により本取扱いの適用

		用を廃止した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、その事由が生じた日の前日又は(12)の適用を開始若しくは廃止した日の前日)												
	ク	キの表の適用開始日から適用終了日までの期間中、本取扱い及び(12)の適用を受けている期間については、アに規定する定額料及び(12)に規定する定額料を合算して日割りを行います。												
(12) 定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用Ⅱ (ctcモバイル通話ワイド24)	ア	定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用Ⅱ (以下この欄において「本取扱い」といいます。)とは、(ア)に定める定額料を支払った場合に、その契約者回線からの通話に関する料金について、2-1-1-1に定める料金額に代えて、(イ)に定める料金額を適用する取扱いをいいます。 (ア)定額料 1 契約者回線ごとに月額 <table><tr><td>区分</td><td>料金額</td></tr><tr><td>定額料</td><td>934 円(1,027 円)</td></tr></table> (イ)適用額 ① ②以外のもの <table><tr><td>区分</td><td>料金額</td></tr><tr><td>通話料</td><td>30 秒までごとに 10 円(11 円)</td></tr></table> ② ワイドスターサービスの電気通信回線への通話に係るもの <table><tr><td>区分</td><td>料金額</td></tr><tr><td>通話料</td><td>30 秒までごとに 80 円(88 円)</td></tr></table>	区分	料金額	定額料	934 円(1,027 円)	区分	料金額	通話料	30 秒までごとに 10 円(11 円)	区分	料金額	通話料	30 秒までごとに 80 円(88 円)
区分	料金額													
定額料	934 円(1,027 円)													
区分	料金額													
通話料	30 秒までごとに 10 円(11 円)													
区分	料金額													
通話料	30 秒までごとに 80 円(88 円)													
	イ	本取扱いは、LTEデュアルの契約者回線(基本使用料の料金種別がLTEプラン又はLTEプラン(V)のものに限ります。)に限り、選択することができます。												
	ウ	本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。												
	エ	本取扱いの適用の開始は、ウに定める申出を当社が承諾した日とします。 ただし、次表の左欄に該当する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。												
		<table><tr><td>区分</td><td>本取扱いの適用の開始</td></tr><tr><td>1 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき</td><td>そのLTEサービスの提供を開始した日</td></tr><tr><td>2 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき</td><td>そのLTEサービスの再利用を開始した日</td></tr><tr><td>3 本取扱いの申出が、LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき</td><td>その変更後のLTEサービスの提供を開始した日</td></tr><tr><td>4 本取扱いの申出が、LTEプラン又はLTEプラン(V)への基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき</td><td>その基本使用料の料金種別の変更日</td></tr><tr><td>4 1 から4以外の場合であって、その申出日を含む料金月の翌料金月から本取扱いの適用を受けたい旨の要請があったとき。</td><td>本取扱いの申出日を含む料金月の翌料金月の初日</td></tr></table>	区分	本取扱いの適用の開始	1 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき	そのLTEサービスの提供を開始した日	2 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき	そのLTEサービスの再利用を開始した日	3 本取扱いの申出が、LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日	4 本取扱いの申出が、LTEプラン又はLTEプラン(V)への基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき	その基本使用料の料金種別の変更日	4 1 から4以外の場合であって、その申出日を含む料金月の翌料金月から本取扱いの適用を受けたい旨の要請があったとき。	本取扱いの申出日を含む料金月の翌料金月の初日
区分	本取扱いの適用の開始													
1 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき	そのLTEサービスの提供を開始した日													
2 本取扱いの申出が、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき	そのLTEサービスの再利用を開始した日													
3 本取扱いの申出が、LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日													
4 本取扱いの申出が、LTEプラン又はLTEプラン(V)への基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行われたとき	その基本使用料の料金種別の変更日													
4 1 から4以外の場合であって、その申出日を含む料金月の翌料金月から本取扱いの適用を受けたい旨の要請があったとき。	本取扱いの申出日を含む料金月の翌料金月の初日													
	オ	当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。 (ア)LTEサービスの利用権の譲渡があったとき。 (イ)契約者の地位の承継があったとき。 (ウ)LTEサービスの利用の一時休止があったとき。 (エ)LTE契約の解除があったとき。 (オ)LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 (カ)LTEプラン又はLTEプラン(V)以外への料金種別の変更(LTEプランとLTEプラン(V)の間の変更を含みます。以下この欄において同じとします。)があったとき。												
	カ	オの既定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。												
		<table><tr><td>区分</td><td>本取扱いの適用</td></tr><tr><td>1 2以外により本取扱いの適用を廃止し</td><td>その事由が生じた日の前日までの通話に関</td></tr></table>	区分	本取扱いの適用	1 2以外により本取扱いの適用を廃止し	その事由が生じた日の前日までの通話に関								
区分	本取扱いの適用													
1 2以外により本取扱いの適用を廃止し	その事由が生じた日の前日までの通話に関													

	たとき。	する料金について、本取扱いの適用の対象とします。																			
	2 2 オの(ウ)、(エ)(ctc モバイル(5G)契約(ctc モバイル(5G)デュアルに係るものに限り、)への契約移行に係るものを除きます。)又は(オ)により本取扱いの適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までの通話に関する料金について、本取扱いの適用の対象とします。																			
	キ エの規定により本取扱いの適用を開始した場合若しくはオの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(11)の適用を開始若しくは廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。																				
	<table><tr><th>区分</th><th>起算日</th></tr><tr><td>適用開始日</td><td>その料金月の初日(その料金月において、エの規定により本取扱いの適用を開始した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、本取扱いの適用を開始した日又は(11)の適用を開始若しくは廃止した日)</td></tr><tr><td>適用終了日</td><td>その料金月の末日(その料金月において、オの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、その事由が生じた日の前日又は(11)の適用を開始若しくは廃止した日の前日)</td></tr></table>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、エの規定により本取扱いの適用を開始した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、本取扱いの適用を開始した日又は(11)の適用を開始若しくは廃止した日)	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、オの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、その事由が生じた日の前日又は(11)の適用を開始若しくは廃止した日の前日)														
区分	起算日																				
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、エの規定により本取扱いの適用を開始した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、本取扱いの適用を開始した日又は(11)の適用を開始若しくは廃止した日)																				
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、オの規定により本取扱いの適用を廃止した場合又は(12)の適用を開始若しくは廃止した場合は、その事由が生じた日の前日又は(11)の適用を開始若しくは廃止した日の前日)																				
	ク キの表の適用開始日から適用終了日までの期間中、本取扱い及び(11)の適用を受けている期間については、アに規定する定額料及び(11)に規定する定額料を合算して日割りを行います。																				
	(12)の 2 基本使用料の料金種別による通話料の減額適用																				
	ア 次表に定める基本使用料の料金種別(以下「特定料金種別」といいます。)を選択しているLTE契約者は、その契約者回線からの通話(国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話及び ctc モバイル国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金の月間累計額((19)、(20)、(27)の適用による場合は、適用した後の額とします。)のうち、同表の右欄に定める料金額の支払いを要しません。																				
	1契約ごとに月額 <table><tr><th>区分</th><th>基本使用料の料金種別</th><th>支払いを要しない額</th></tr><tr><td rowspan="2">第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアル</td><td>VKプランS(N)</td><td>0円から1,100円までの部分</td></tr><tr><td>VKプランM(N)</td><td>0円から2,600円までの部分</td></tr><tr><td rowspan="3">第1種LTEデュアル</td><td>LTEプランS</td><td>0円から1,100円までの部分</td></tr><tr><td>VKプランM</td><td>0円から2,600円までの部分</td></tr><tr><td>VKプランS</td><td>0円から1,100円までの部分</td></tr><tr><td rowspan="2">第2種LTEデュアル</td><td>VKプランM</td><td>0円から2,600円までの部分</td></tr><tr><td>VKプランS</td><td>0円から1,100円までの部分</td></tr></table>		区分	基本使用料の料金種別	支払いを要しない額	第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアル	VKプランS(N)	0円から1,100円までの部分	VKプランM(N)	0円から2,600円までの部分	第1種LTEデュアル	LTEプランS	0円から1,100円までの部分	VKプランM	0円から2,600円までの部分	VKプランS	0円から1,100円までの部分	第2種LTEデュアル	VKプランM	0円から2,600円までの部分	VKプランS
区分	基本使用料の料金種別	支払いを要しない額																			
第1種LTEデュアル及び第2種LTEデュアル	VKプランS(N)	0円から1,100円までの部分																			
	VKプランM(N)	0円から2,600円までの部分																			
第1種LTEデュアル	LTEプランS	0円から1,100円までの部分																			
	VKプランM	0円から2,600円までの部分																			
	VKプランS	0円から1,100円までの部分																			
第2種LTEデュアル	VKプランM	0円から2,600円までの部分																			
	VKプランS	0円から1,100円までの部分																			
	イ 通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。																				
	ウ 当社は、基本使用料の料金種別ごとに、その料金月におけるアに定める基本使用料の支払いを要する日数が1の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、アに定める支払いを要しない額(以下「控除可能額」といいます。)を日割りします。																				
	エ ウの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。																				
	オ 当社は、特定料金種別の適用を受けている契約者回線について、アからエの規定により支払いを要しないこととされた料金額(以下「通話料控除額」といいます。)が控除可能額に満たない場合は、(12)の3及びKDDI株式会社の電話サービス等契約約款に定める特定料金種別の特定携帯国際自動通話に係る通話料の取扱いを行います。																				

(12)の 3 特定料金種別の ctc モバイル国際通話に係る通話料の取扱い	ア 特定料金種別を選択しているLTE契約者は、その契約者回線からの ctc モバイル国際通話に関する料金の月間累計額のうち、次表に規定する料金額(以下「ctc モバイル国際通話料控除可能額」といいます。)の支払いを要しません。 <table><tr><th>支払いを要しない額</th></tr><tr><td>その契約者回線に係る控除可能額から通話料控除額を差し引いた額に ctc モバイル国際通話充当比率を乗じて得た額を上限とする額。この場合において、ctc モバイル国際通話充当比率は、その契約者回線からの ctc モバイル国際通話に関する料金の月間累計額を、その契約者回線からの ctc モバイル国際通話に関する料金の月間累計額とKDD株式会社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話に関する料金の月間累積通話等料金の額を合算した額で除して得た値とします。以下この(12)の3及び(14)において同じとします。</td></tr></table>	支払いを要しない額	その契約者回線に係る控除可能額から通話料控除額を差し引いた額に ctc モバイル国際通話充当比率を乗じて得た額を上限とする額。この場合において、ctc モバイル国際通話充当比率は、その契約者回線からの ctc モバイル国際通話に関する料金の月間累計額を、その契約者回線からの ctc モバイル国際通話に関する料金の月間累計額とKDD株式会社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話に関する料金の月間累積通話等料金の額を合算した額で除して得た値とします。以下この(12)の3及び(14)において同じとします。
	支払いを要しない額		
その契約者回線に係る控除可能額から通話料控除額を差し引いた額に ctc モバイル国際通話充当比率を乗じて得た額を上限とする額。この場合において、ctc モバイル国際通話充当比率は、その契約者回線からの ctc モバイル国際通話に関する料金の月間累計額を、その契約者回線からの ctc モバイル国際通話に関する料金の月間累計額とKDD株式会社の電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話に関する料金の月間累積通話等料金の額を合算した額で除して得た値とします。以下この(12)の3及び(14)において同じとします。			
イ ctc モバイル国際通話に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。 ウ 当社は、特定料金種別の適用を受けている契約者回線について、アからイの規定により支払いを要しないこととされた料金額(以下「ctc モバイル国際通話料控除額」といいます。)と特定MNOの電話サービス等契約約款に定める特定携帯国際自動通話料控除額を合算した額(以下「ctc モバイル国際通話料控除可能額」といいます。))が、ctc モバイル国際通話料控除可能額と同契約約款に定める特定携帯国際自動通話料控除可能額を合算した額(以下「国際通話料控除可能額」といいます。))に満たない場合は、(12)の4に規定する取扱いを行います。			
(12)の 4 特定料金種別の国際SMS送信に係る通話料の取扱い	ア 特定料金種別を選択している契約者は、その契約者回線からの国際SMS送信に関する料金の月間累計額のうち、国際通話料控除可能額からctcモバイル国際通話料控除額を差し引いた額を上限とする額(以下「国際SMS送信料控除可能額」といいます。)の支払いを要しません。 イ 国際SMS送信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。 ウ 当社は、特定料金種別の適用を受けている契約者回線について、アからイの規定により支払いを要しないこととされた料金額(以下「国際SMS送信料控除額」といいます。))が国際SMS送信料控除可能額に満たない場合は、第1(基本使用料等)1(適用)(14)に規定する取扱いを行います。		
(13)削除	削除		
(14)削除	削除		
(15)削除	削除		
(16)削除	削除		
(17)割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引(法人割)	ア 割引選択回線群を構成する契約者相互間の通話料の割引(以下この欄において「本割引」といいます。))とは、第1(基本使用料等)1(適用)(7)に規定する割引選択回線群を構成する契約者回線からその割引を受けるために契約者が指定した割引選択回線群を構成する他の電気通信回線への通話((20)の適用を受けた通話、SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話及び ctc モバイル国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。))に関する料金の月間累計額((10)、(11)、(12)、(27)又は(28)のアの(ア)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。))について、次表に規定する額の割引を行うことをいいます。 ただし、(ア)の場合において、(10)の2、(10)の3又は(19)の適用の対象となる通話については、この規定にかかわらず、それぞれ(10)の2、(10)の3又は(19)に定めるところによります。 (ア)(イ)以外の場合 <table><tr><th>割引額</th></tr><tr><td>その通話に関する料金の月間累計額に 0.30 を乗じて得た額</td></tr></table> (イ) 次のいずれかに該当する契約者回線からの通話の場合 ① 基本使用料の料金種別が名称に「基本プラン」を含むもの、シンプルN、カケホN、スーパーカケホN、ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS(N)、VKプランM(N)又はVKプランE(N)のもの ② 第2種定期LTE契約に係るもの ③ 第1(基本使用料等)1(適用)(6)の適用を受けているもの	割引額	その通話に関する料金の月間累計額に 0.30 を乗じて得た額
割引額			
その通話に関する料金の月間累計額に 0.30 を乗じて得た額			

	<table><tr><td colspan="2">割引額</td></tr><tr><td colspan="2">その通話に関する料金の月間累計額</td></tr></table> イ 通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 ウ 本割引の適用の開始及び廃止については、第1(基本使用料等)(適用)(7)に規定する複数回線複合割引の適用の開始及び廃止の場合に準じて取り扱います。 エ 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。	割引額		その通話に関する料金の月間累計額							
割引額											
その通話に関する料金の月間累計額											
(18)削除	削除										
(19)特定電話番号への通話料の月極割引の適用(指定割)	ア 特定電話番号への通話料の月極割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定電話番号(契約者があらかじめ指定した当社若しくは特定MNOが提供する携帯電話サービス又は加入電話事業者若しくはIP電話事業者が提供する電気通信サービスの電話番号(当社が別に定めるものに限りします。))をいいます。以下この欄において同じとします。)に係る契約者回線等への通話((21)の適用を受けた通話(同欄のアに規定する区分(ウ)に係るものに限りします。)、(27)に規定する定額対象通話、(28)に規定する定額対象通話、SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話及び ctc モバイル国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金の月間累計額((10)、(11)、(12)、(27)又は(28)のアの(ア)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。 ただし、(17)のアの(イ)の適用の対象となる通話については、この規定にかかわらず、(17)に定めるところによります。 1 契約者回線ごとに月額 <table><tr><th>定額料</th><th colspan="2">割引額</th></tr><tr><td rowspan="2">300 円(330 円)</td><td>1 (17)のアの(ア)の適用の対象となる通話</td><td>左欄の通話に関する料金の月間累計額に 0.60 を乗じて得た額</td></tr><tr><td>2 1以外の通話</td><td>特定電話番号に係る契約者回線等への通話(左欄の通話に限りします。)に関する料金の月間累計額に 0.50 を乗じて得た額</td></tr></table> イ 特定電話番号の数は、1の契約について3以内とします。 ウ 削除 エ 特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 オ 本割引の適用を開始する場合は、その申込日(契約者回線の提供を開始するときは、その提供開始日とします。)を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。 カ 削除 キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。 (ア)LTEサービス利用権の譲渡があったとき。 (イ)契約者の地位の承継があったとき。 (ウ)LTEサービスの利用の一時休止があったとき。 (エ)LTE契約の解除があったとき。 (オ)LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 (カ)次表に定めるもの以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。 <table><tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td>VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、LTEプラン、LTEプランS、VKプランM、VKプランS、VKプラン、LTEプラン(V)、</td></tr></table> ク キの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。 この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。	定額料	割引額		300 円(330 円)	1 (17)のアの(ア)の適用の対象となる通話	左欄の通話に関する料金の月間累計額に 0.60 を乗じて得た額	2 1以外の通話	特定電話番号に係る契約者回線等への通話(左欄の通話に限りします。)に関する料金の月間累計額に 0.50 を乗じて得た額	基本使用料の料金種別	VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、LTEプラン、LTEプランS、VKプランM、VKプランS、VKプラン、LTEプラン(V)、
定額料	割引額										
300 円(330 円)	1 (17)のアの(ア)の適用の対象となる通話	左欄の通話に関する料金の月間累計額に 0.60 を乗じて得た額									
	2 1以外の通話	特定電話番号に係る契約者回線等への通話(左欄の通話に限りします。)に関する料金の月間累計額に 0.50 を乗じて得た額									
基本使用料の料金種別											
VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、LTEプラン、LTEプランS、VKプランM、VKプランS、VKプラン、LTEプラン(V)、											

	<table><tr><th>区分</th><th>本取扱いの適用の開始</th></tr><tr><td>1 2から4以外により本割引の適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</td></tr><tr><td>2 キの(ウ)、(エ)又は(オ)により本割引の適用を廃止したとき(3に該当するときを除きます。)</td><td>その事由が生じた日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</td></tr><tr><td>3 キの(エ)(ctc モバイル(5G)契約(ctc モバイル(5G)デュアルに係るものに限ります。))への契約移行に係るものを除きます。))又は(力)により本割引の適用を廃止したとき。</td><td>その事由が生じた日の前日までの特定電話番号に係る契約者回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</td></tr><tr><td>4 キの(ア)又は(イ)により本割引の適用を廃止したとき。</td><td>その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</td></tr></table>	区分	本取扱いの適用の開始	1 2から4以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。	2 キの(ウ)、(エ)又は(オ)により本割引の適用を廃止したとき(3に該当するときを除きます。)	その事由が生じた日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。	3 キの(エ)(ctc モバイル(5G)契約(ctc モバイル(5G)デュアルに係るものに限ります。))への契約移行に係るものを除きます。))又は(力)により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの特定電話番号に係る契約者回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。	4 キの(ア)又は(イ)により本割引の適用を廃止したとき。	その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
区分	本取扱いの適用の開始										
1 2から4以外により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。										
2 キの(ウ)、(エ)又は(オ)により本割引の適用を廃止したとき(3に該当するときを除きます。)	その事由が生じた日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。										
3 キの(エ)(ctc モバイル(5G)契約(ctc モバイル(5G)デュアルに係るものに限ります。))への契約移行に係るものを除きます。))又は(力)により本割引の適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの特定電話番号に係る契約者回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。										
4 キの(ア)又は(イ)により本割引の適用を廃止したとき。	その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。										
	ケ 本割引を選択している契約者がその特定電話番号を変更した場合には、変更前の特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る契約者回線等への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降、本割引の適用の対象とします。 コ 本割引を選択した契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。 ただし、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。))が生じたときは、この限りではありません。 サ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 シ 定額料については、日割りは行いません。 ス 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 セ 契約者は、本割引の適用を新たに申し込むことはできません。										
(20) 特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用(指定通話定額)	ア 特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱ(以下この欄において「本割引」といいます。))とは、次表に規定する定額料を支払った場合に、特定電話番号(契約者があらかじめ指定した当社又は特定MNOが提供する携帯電話サービスの電話番号をいいます。以下この欄において同じとします。))に係る電気通信回線への通話(SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話及び ctc モバイル国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。))に関する料金(特定MNOが提供するローミングに係る料金を含みます。以下この欄において同じとします。))の月間累計額((10)、(11)又は(12)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。))について、同表に規定する額の割引を行うことをいいます。 1 契約者回線ごとに月額 <table><tr><th>定額料</th><th>割引額</th></tr><tr><td>372 円(409 円)</td><td>特定電話番号に係る契約者回線への通話に関する料金の月間累計額</td></tr></table> イ 特定電話番号の数は、1の契約について3以内とします。 ウ 削除 エ 特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金の月間累計は、料金月単位で行います。 オ 本割引の適用を開始する場合は、その申込日(契約者回線の提供を開始するときは、その提供開始日とします。))を含む料金月の翌料金月以降の通話に関する料金について、本割引	定額料	割引額	372 円(409 円)	特定電話番号に係る契約者回線への通話に関する料金の月間累計額						
定額料	割引額										
372 円(409 円)	特定電話番号に係る契約者回線への通話に関する料金の月間累計額										

の適用の対象とします。

カ 削除

キ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。

(ア)LTEサービス利用権の譲渡があったとき。

(イ)契約者の地位の承継があったとき。

(ウ)LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(エ)LTE契約の解除があったとき。

(オ)LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(カ)次表に定めるもの以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

基本使用料の料金種別
VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、LTEプラン、LTEプランS、VKプランM、VKプランS、VKプラン、LTEプラン(V)

ク キの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、2欄又は3欄の左欄に該当する場合が生じたときは、2欄又は3欄の規定によるものとします。

区分	本取扱いの適用
1 2から4以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
2 キの(ウ)、(エ)、(オ)又は(カ)により本割引の適用を廃止したとき(3に該当するときは除きます。)	その事由が生じた日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
3 キの(エ)(ctc モバイル(5G)契約(ctc モバイル(5G)デュアルに係るものに限りま す。)への契約移行に係るものを除きます。)により本割引の適用を廃止したとき	その事由が生じた日の前日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
4 キの(ア)又は(イ)により本割引の適用を廃止したとき。	その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日を含む料金月の前料金月の末日までの特定電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。

ケ 本割引を選択している契約者がその特定電話番号を変更した場合には、変更前の特定電話番号に係る契約者回線、契約者回線又はMNO事業者のWIN契約者回線若しくはLTE契約者回線への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の末日まで、変更後の特定電話番号に係る契約者回線、契約者回線又はMNO事業者のWIN契約者回線若しくはLTE契約者回線への通話に関する料金については、その変更の申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月以降、本割引の適用の対象とします。

コ 本割引を選択した契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

ただし、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りではありません。

サ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

シ 定額料については、日割りは行いません。

ス 割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

	セ 契約者は本割引の適用を新たに申し込むことはできません。				
(21)削除	削除				
(22)削除	削除				
(23)削除	削除				
(24)削除	削除				
(25)削除	削除				
(26) 契約者を単位とする金額指定割引の適用を受けている契約者回線に係る通話料の月極割引の適用(ctc まるごとビジネス割引)	ア 当社は、第 1(基本使用料等)1(適用)(10)に規定する契約者を単位とする金額指定割引の適用期間中、同(10)に規定する割引選択回線群を構成する全ての契約者回線(基本使用料の料金種別がVKプランのもの又はLTEシングルに係るものを除きます。)からの通話((10)の 2 又は(10)の3の適用を受けた通話、国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話及び ctc モバイル国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)に関する料金((11)若しくは(12)に規定する定額料又は(27)に規定する定額対象部分を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((10)、(11)、(12)、(20)又は(27)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、その月間累計額に次表に定める割引率を乗じて得た額(その料金月中に基本使用料の料金種別の変更があったときは、同一の基本使用料の料金種別が連続して適用されているその料金月中の期間ごとに通話に関する料金を合計し、その合計して得た額のそれぞれに、その基本使用料の料金種別に応じて定まる次表に定める割引率を乗じて得た額を総合計して得た額とします。以下この欄において「本割引に係る通話料割引額」といいます。)の割引を行うことをいいます。 <table><tr><td>割引率</td></tr><tr><td>20%</td></tr><tr><td>備考 その料金月の末日に、その契約者回線に係るLTE契約の解除(契約変更又は契約移行に係るものを除きます。)があった場合の割引率は、0%とします。</td></tr></table> イ その割引選択回線群に係る月間利用額が、契約者からあらかじめ申出のあった指定金額に満たない場合の取扱いについては、第1(基本使用料等)1(適用)(10)に定めるところによります。 ウ 削除 エ 上記のほか、本割引に係る通話料割引額の計算等、本割引の適用については、第1(基本使用料等)1(適用)(10)の規定に準じて取り扱います。)	割引率	20%	備考 その料金月の末日に、その契約者回線に係るLTE契約の解除(契約変更又は契約移行に係るものを除きます。)があった場合の割引率は、0%とします。	
割引率					
20%					
備考 その料金月の末日に、その契約者回線に係るLTE契約の解除(契約変更又は契約移行に係るものを除きます。)があった場合の割引率は、0%とします。					
(27) 特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用(ビジネス通話定額)	ア 当社は、契約者からの申込みにより、特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用((ア)に規定する定額料を支払った場合に、(イ)に規定する定額対象回線群を構成する契約者回線から行われる、(エ)に規定する定額対象電話番号への通話((20)の適用を受けた通話、国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話及び ctc モバイル国際通話を除きます。以下この欄において「定額対象通話」といいます。)に関する料金((11)又は(12)に規定する定額料を除きます。)の月間累計額((10)、(11)又は(12)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、2(料金額)の規定にかかわらず、(ア)に規定する額の割引を行う取扱いをいいます。以下この欄において「本定額適用」といいます。)を行います。 ただし、その料金月の末日における定額対象電話番号の数が2に満たない場合は、この限りではありません。 (ア)定額料及び割引額 1 契約ごとに月額 <table><tr><td>定額料</td><td>割引額</td></tr><tr><td>300 円(330 円)</td><td>定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金(別記 15 の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から 90 分以内の部分(カケホN、ケータイカケホプラン、カケホ、カケホ(V)若しくはカケホ(ケータイ/V)又は名称に「標準プラン」若しくは「基本プラン」を含むものケータイプラン若しくはケータイシンプルプラン(それぞれ通話定額の適用を受けるものに限りです。)に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から 90 分を超える部分を含</td></tr></table>	定額料	割引額	300 円(330 円)	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金(別記 15 の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から 90 分以内の部分(カケホN、ケータイカケホプラン、カケホ、カケホ(V)若しくはカケホ(ケータイ/V)又は名称に「標準プラン」若しくは「基本プラン」を含むものケータイプラン若しくはケータイシンプルプラン(それぞれ通話定額の適用を受けるものに限りです。)に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から 90 分を超える部分を含
定額料	割引額				
300 円(330 円)	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金(別記 15 の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から 90 分以内の部分(カケホN、ケータイカケホプラン、カケホ、カケホ(V)若しくはカケホ(ケータイ/V)又は名称に「標準プラン」若しくは「基本プラン」を含むものケータイプラン若しくはケータイシンプルプラン(それぞれ通話定額の適用を受けるものに限りです。)に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から 90 分を超える部分を含				

		みます。)に係るものに限ります。以下この(27)において「定額対象部分」とします。)の月間累計額						
	備考	その料金月の末日(その契約者回線に係るLTE契約の解除(契約変更又は契約移行に係るものを除きます。)があったときは、その解除のあった日)におけるその基本使用料の料金種別がカケホN、ケータイカケホプラン、カケホ、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、カケホ(V)、オフィスケータイプラン(V)、カケホ(ケータイ/V)若しくはオフィスケータイプラン(VK)又は名称に「標準プラン」若しくは「基本プラン」を含むもの、ケータイプラン若しくはケータイシンプルプラン(それぞれ通話定額の適用を受けるもの)に限ります。)である場合の定額料の額は、0円とし、VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、LTEプランS、VKプランM若しくはVKプランS又は名称に「標準プラン」若しくは「基本プラン」を含むもの、ケータイプラン若しくはケータイシンプルプラン(それぞれ通話定額ライト及び通話定額の適用を受けるものを除きます。)である場合の定額料の額は、900円(990円)とします。						
	(イ)定額対象回線群	<table><tr><th>定額対象回線群</th></tr><tr><td>以下の電気通信回線により構成される回線群</td></tr><tr><td>① 本定額適用を選択する契約者回線</td></tr><tr><td>② 当社の5G約款に定める特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用(以下この(27)において「5G定額適用」といいます。)を選択する ctc モバイル(5G)契約者回線</td></tr><tr><td>③ 削除</td></tr><tr><td>④ クの規定に基づき電話番号が登録された(ウ)に定める特定サービスの電気通信回線</td></tr></table>	定額対象回線群	以下の電気通信回線により構成される回線群	① 本定額適用を選択する契約者回線	② 当社の5G約款に定める特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用(以下この(27)において「5G定額適用」といいます。)を選択する ctc モバイル(5G)契約者回線	③ 削除	④ クの規定に基づき電話番号が登録された(ウ)に定める特定サービスの電気通信回線
定額対象回線群								
以下の電気通信回線により構成される回線群								
① 本定額適用を選択する契約者回線								
② 当社の5G約款に定める特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用(以下この(27)において「5G定額適用」といいます。)を選択する ctc モバイル(5G)契約者回線								
③ 削除								
④ クの規定に基づき電話番号が登録された(ウ)に定める特定サービスの電気通信回線								
	(ウ)特定サービス	<table><tr><th>定額対象回線群</th></tr><tr><td>当社の ctc 光電話サービス契約約款に定める ctc 光電話サービス、当社のイントラネット光電話サービス契約約款に定めるイントラネット光電話サービス又は特定MNOの音声通信役務に係るサービスであって、サービスが現に提供されているもの</td></tr></table>	定額対象回線群	当社の ctc 光電話サービス契約約款に定める ctc 光電話サービス、当社のイントラネット光電話サービス契約約款に定めるイントラネット光電話サービス又は特定MNOの音声通信役務に係るサービスであって、サービスが現に提供されているもの				
定額対象回線群								
当社の ctc 光電話サービス契約約款に定める ctc 光電話サービス、当社のイントラネット光電話サービス契約約款に定めるイントラネット光電話サービス又は特定MNOの音声通信役務に係るサービスであって、サービスが現に提供されているもの								
	(エ)定額対象電話番号	<table><tr><th>定額対象電話番号</th></tr><tr><td>① その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他の契約者回線に係る電話番号</td></tr><tr><td>② その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する ctc モバイル(5G)契約者回線に係る電話番号</td></tr><tr><td>③ 削除</td></tr><tr><td>④ その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する特定サービスの電気通信回線に係る電話番号(当社が別に定める方法により登録されるものであって、(25)の適用を受けないものに限ります)。</td></tr></table>	定額対象電話番号	① その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他の契約者回線に係る電話番号	② その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する ctc モバイル(5G)契約者回線に係る電話番号	③ 削除	④ その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する特定サービスの電気通信回線に係る電話番号(当社が別に定める方法により登録されるものであって、(25)の適用を受けないものに限ります)。	
定額対象電話番号								
① その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する他の契約者回線に係る電話番号								
② その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する ctc モバイル(5G)契約者回線に係る電話番号								
③ 削除								
④ その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する特定サービスの電気通信回線に係る電話番号(当社が別に定める方法により登録されるものであって、(25)の適用を受けないものに限ります)。								
	イ	本定額適用は、LTEデュアル(第3種LTEデュアルを除きます。)の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。						
	(ア)削除							
	(イ)第1(基本使用料等)1(適用)(7)の適用を受けているもの							
	(ウ)削除							
	ウ	定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。						
	エ	本定額適用を選択する契約者は、1 の定額対象回線群を指定して当社に申し出ていただきます。 この場合において、当社が必要と認めたときは、当社が別に定める方法により本定額適用の利用態様を申告していただきます。						
	オ	当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。						
	(ア)その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)でないとき。							
	(イ)その申出が新たに定額対象回線群を構成する申出であって、その定額対象回線群に係る							

	定額対象電話番号の数が2以上でないとき。 (ウ)その契約者が、定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (エ)削除 (オ)削除 (カ)その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。 (キ)その契約者回線に係る契約者名義が、その定額対象回線群を構成する他の電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。) (ク)その契約者がエの規定により申告した本定額適用の利用態様により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると当社が判断したとき。 (ケ)その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が1001以上となるとき。 (コ)その他当社又は特定MNOの業務の遂行上支障があるとき。 カ 本定額適用を受ける契約者は、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録することができます。 この場合、その契約者は、定額対象回線群を構成する ctc モバイル(5G)契約者回線又は他網契約者回線が代表回線として指定されている場合を除き、定額対象回線群を構成する契約者回線のうちいずれか1の契約者回線を、代表回線として指定していただきます。 キ カの規定に基づき、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録しようとする契約者は、当社が別に定める方法により申し出ていただきます。 ク 当社は、キに規定する申出があったときは、その申出に係る特定サービスの電気通信回線の契約者名義が、その定額対象回線群を構成する契約者回線、ctc モバイル(5G)契約者回線又は他網契約者回線の契約者名義と同一の場合に限り、承諾します。 ケ 本定額適用を受ける契約者は、エの規定により申し出た内容に変更が生じるときは、エの規定に準じてあらかじめ当社に申し出て当社の承諾を得るものとします。この場合、当社はその申出をオの規定に準じて取扱います。 コ 本定額適用の計算は、料金月単位で行います。 サ 当社は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日(その料金月において、ctc モバイル(5G)契約(本割引に相当する適用を受けるものに限り)からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。)以降の通話に関する料金(その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限り)について、本定額適用の対象とします。 シ 当社は、本定額適用を受けている契約者回線について、契約者から本定額適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本定額適用を廃止します。 (ア)LTEサービス利用権の譲渡があったとき。 (イ)契約者の地位の承継があったとき。 (ウ)LTEサービスの利用の一時休止があったとき。 (エ)LTE契約の解除があったとき。 (オ)LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 (カ)その他オのいずれか((イ)を除きます。)に該当することとなったとき。 ス シの場合において、その廃止のあった契約者回線が代表回線であるとき、又はシに相当する当社の5G約款又は特定MNOのau約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成する ctc モバイル(5G)契約者回線又は他網契約者回線(代表回線のものに限り)について、ctc モバイル(5G)定額適用又は特定定額適用の廃止があったときは、その定額対象回線群を構成するいずれか1の契約者回線を新たに代表回線として指定していただきます。 ただし、ctc モバイル(5G)定額適用に係る当社の5G約款の規定に基づき、その定額対象回線群を構成するいずれか1の ctc モバイル(5G)契約者回線が代表回線として指定される場合は、この限りではありません。 セ シの規定により本定額適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。 この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本定額適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合が生じたときは、1欄の規定によるものとします。 <table border="1" data-bbox="435 2033 1460 2067"> <tr> <td>区分</td><td>定額制の適用</td></tr> </table>	区分	定額制の適用
区分	定額制の適用		

	<table><tr><td>1 2以外により本定額適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日(LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本定額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの定額対象通話に関する料金について、本定額適用の対象とします。</td></tr><tr><td>2 LTEサービスの利用の一時休止、LTE契約の解除又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</td><td>一時休止日、契約解除日又はLTEサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本定額適用の対象とします。</td></tr></table>	1 2以外により本定額適用を廃止したとき。	その廃止日(LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本定額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの定額対象通話に関する料金について、本定額適用の対象とします。	2 LTEサービスの利用の一時休止、LTE契約の解除又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又はLTEサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本定額適用の対象とします。
1 2以外により本定額適用を廃止したとき。	その廃止日(LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本定額適用を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの定額対象通話に関する料金について、本定額適用の対象とします。				
2 LTEサービスの利用の一時休止、LTE契約の解除又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日又はLTEサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本定額適用の対象とします。				
	ソ 本定額適用を受けている契約者は、通話の有無にかかわらず又は 1 の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。 ただし、その定額対象回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1 料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りではありません。 タ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 チ アに規定する定額料については、日割りは行いません。 ツ 当社は、特定の契約者回線からの定額対象通話がエの規定により契約者が申告した本定額適用の利用態様から著しく乖離する態様で発生する等により、当社又は特例MNO事業者の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると判断した場合は、その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について、本定額適用を廃止することがあります。この場合において、当社はそのことをあらかじめ契約者に通知します。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 テ 当社は、その定額対象回線群を構成するいずれかの契約者回線、ctc モバイル(5G)契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線、ctc モバイル(5G)及び他網契約者回線について本定額適用を廃止することがあります。 ト 削除				
(28)第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用(法人通話・パケット割)	ア 第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、第2種定期LTE契約者からの申込みにより、(ア)に規定する定額料を支払った場合に、その契約者回線からの通話に関する料金について、(ア)から(イ)の取扱いを行うことをいいます。 (ア)定額対象回線群(①に定める定額対象回線により構成される回線群をいいます。以下この欄において同じとします。)を構成する契約者回線から行われる、③に定める定額対象電話番号への通話((20)の適用を受けた通話、国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話及び ctc モバイル国際通話を除きます。以下この欄及び(29)において「定額対象通話」といいます。)に関する料金((11)又は(12)に規定する定額料を除きます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((10)、(11)又は(12)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)について、2(料金額)の規定にかかわらず、次表に規定する額の割引を行う取扱い 1契約ごとに月額 <table><tr><th>定額料</th><th>割引額</th></tr><tr><td>900 円(990 円)</td><td>定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金(別記 15 の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から 90 分以内の部分(カケホ、カケホ(V)、カケホ(ケータイ/V)又は名称に「標準プラン」を含むもの標準プラン(通話定額の適用を受けるものに限りします。))に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から 90 分を超える部分を含みます。)に係るものに限りします。以下この(28)及び(29)において「定額対象部分」としま</td></tr></table>	定額料	割引額	900 円(990 円)	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金(別記 15 の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から 90 分以内の部分(カケホ、カケホ(V)、カケホ(ケータイ/V)又は名称に「標準プラン」を含むもの標準プラン(通話定額の適用を受けるものに限りします。))に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から 90 分を超える部分を含みます。)に係るものに限りします。以下この(28)及び(29)において「定額対象部分」としま
定額料	割引額				
900 円(990 円)	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金(別記 15 の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から 90 分以内の部分(カケホ、カケホ(V)、カケホ(ケータイ/V)又は名称に「標準プラン」を含むもの標準プラン(通話定額の適用を受けるものに限りします。))に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から 90 分を超える部分を含みます。)に係るものに限りします。以下この(28)及び(29)において「定額対象部分」としま				

	す。)の月間累計額
①定額対象回線	
	定額対象回線
	本割引を選択する契約者回線又はクの規定に基づき電話番号が登録された②に定める特定サービスの電気通信回線
②特定サービス	
	定額対象回線群
	当社の ctc 光電話サービス契約約款に定める ctc 光電話サービス又は、当社のイントラネット光電話サービス契約約款に定めるイントラネット光電話サービスであって、サービスが現に提供されているもの
③定額対象電話番号	
	定額対象電話番号
	1 その契約者回線と同一の定額対象回線群を構成する他の契約者回線に係る電話番号 2 削除 3 その契約者回線と同一の定額対象回線群を構成する特定サービスの電気通信回線に係る電話番号(当社が別に定める方法により登録されるもの)に限ります。
(イ)定額対象回線群を構成する契約者回線からの通話((10)の2又は(10)の3の適用を受けた通話、国際SMS送信、その通話の料金を着信者に課金する取扱いを受けた通話、番号変換機能を利用して行われた通話及び ctc モバイル国際通話を除きます。以下この欄において同じとします。)(11)又は(12)に規定する定額料を除きます。以下この欄において同じとします。)(ア)、(10)、(11)、(12)、(12)の2、(19)、(20)又は(29)の適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。)(10.20 を乗じて得た額の割引を行う取扱い	
イ 本割引は、LTEデュアル(第3種LTEデュアルを除きます。)の契約者回線(第2種定期LTE契約に係るもの)に限ります。)であって、次に該当しないもの)に限り、選択することができます。	
(ア)削除	
(イ)第1(基本使用料等)1(適用)(7)又は(10)の適用を受けているもの	
(ウ)(27)の適用を受けているもの	
ウ 定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務については、当社が指定する方法により請求します。	
エ 本割引を選択する契約者は、1の定額対象回線群を指定して当社に申し出ていただきます。	
この場合において、当社が必要と認めたときは、当社が別に定める方法により、本割引の利用態様を申告していただきます。	
オ 当社は、エに規定する申出があったときは、次に該当する場合を除いて、これを承諾します。	
(ア)その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)でないとき。	
(イ)その申出が新たに定額対象回線群を構成する申出であって、その定額対象回線群に係る定額対象電話番号(アの③の表の4のもの)を除きます。)の数が2以上でないとき。	
(ウ)その契約者が、定額対象回線群を構成する契約者回線に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。	
(エ)削除	
(オ)削除	
(カ)その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。	
(キ)その契約者回線に係る契約者名義が、その定額対象回線群を構成する他の電気通信回線に係る契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。)	
(ク)その契約者がエの規定により申告した本割引の利用態様により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると当社が判断したとき。	
(ケ)その定額対象回線群に係る定額対象電話番号の数が1,001以上となるとき。	
(コ)その申出が新たに定額対象回線群を構成する申出であるとき。	

	(サ)その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 カ 本割引の適用を受ける契約者は、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録することができます。この場合、その契約者は、定額対象回線群を構成する ctc モバイル(5G)契約者回線が代表回線として指定されている場合を除き、定額対象回線群を構成する契約者回線のうちいずれか1の契約者回線を、代表回線として指定していただきます。 キ カの規定に基づき、特定サービスの電気通信回線に係る電話番号を定額対象電話番号として登録しようとする契約者は、当社が別に定める方法により申し出ていただきます。 ク 当社は、キに規定する申出があったときは、その申出に係る特定サービスの電気通信回線の契約者名義が、その定額対象回線群を構成する契約者回線の契約者名義と同一の場合に限り、承諾します。 ケ 本割引の適用を受ける契約者は、エの規定により申し出た内容に変更が生じるときは、エの規定に準じてあらかじめ当社に申し出て当社の承諾を得るものとします。この場合、当社はその申出をオの規定に準じて取扱います。 コ 本割引の計算は、料金月単位で行います。 サ 当社は、エに規定する申出を当社が承諾した日を含む料金月の初日(その料金月において、ctc モバイル(5G)契約(本割引に相当する適用を受けるもの)に限り、)からの契約移行があったときは、その契約移行のあった日とします。)以降の通話に関する料金(その契約移行があった日以降その料金月において、新たに契約移行があったときは、その新たに契約移行があった日の前日までのものに限り、)について、本割引の対象とします。 シ 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。 (ア)LTEサービス利用権の譲渡があったとき。 (イ)契約者の地位の承継があったとき。 (ウ)LTEサービスの利用の一時休止があったとき。 (エ)LTE契約の解除があったとき。 (オ)一般LTE契約又は他の種別の定期LTE契約への契約変更があったとき。 (カ)LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 (キ)その他オのいずれか((イ)を除きます。)に該当することとなったとき。 ス シの場合において、その廃止のあった契約者回線が代表回線であるときは、その定額対象回線群を構成するいずれか1の契約者回線を新たに代表回線として指定していただきます。 セ シの規定により本割引の適用を廃止した場合における取扱いについては、次表のとおりとします。 この場合、同一料金月内において、次表の2欄の左欄の規定により本割引の適用を廃止した後、1欄の左欄に該当する場合が生じたときは、1欄の規定によるものとします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>本割引の適用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日(LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 LTEサービスの利用の一時休止、LTE契約の解除、一般LTE契約若しくは他の種別の定期LTE契約への契約変更又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。</td><td>一時休止日、契約解除日、契約変更日又はLTEサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。</td></tr> </tbody> </table> ソ 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 タ 本割引の適用を受けている契約者は、通話の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。 ただし、その定額対象回線群を構成する全ての契約者回線について、契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、通話を全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の	区分	本割引の適用	1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日(LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。	2 LTEサービスの利用の一時休止、LTE契約の解除、一般LTE契約若しくは他の種別の定期LTE契約への契約変更又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日、契約変更日又はLTEサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。
区分	本割引の適用						
1 2以外により本割引の適用を廃止したとき。	その廃止日(LTEサービス利用権の譲渡又は契約者の地位の承継により本割引を廃止したときは、その譲渡承諾日又は地位の承継の届出日とします。)を含む料金月の前料金月の末日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。						
2 LTEサービスの利用の一時休止、LTE契約の解除、一般LTE契約若しくは他の種別の定期LTE契約への契約変更又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。	一時休止日、契約解除日、契約変更日又はLTEサービスの種類の変更日までの通話に関する料金について、本割引の適用の対象とします。						

	状態となる場合を含みます。)が生じたときは、この限りではありません。 チ アに規定する定額料については、日割りは行いません。 ツ 当社は、その契約者回線が属する定額対象回線群に係る定額対象電話番号(アの③の表の4に係るものを除きます。以下このツにおいて「控除対象電話番号」といいます。)の数に応じて、アに規定する定額料について、次表に規定する額を控除します。 1契約ごとに月額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>その料金月の末日における 控除対象電話番号の数</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1以上 30 以下の場合</td><td>アに規定する定額料の額</td></tr> <tr> <td>31 以上の場合</td><td>アに規定する定額料の料金額に 30 を乗じて得た額を、その料金月の末日における控除対象電話番号の数で除して得た額</td></tr> </tbody> </table> テ アに規定する割引額及びツに規定する控除額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 ト 当社は、特定の契約者回線からの定額対象通話がエの規定により契約者が申告した本割引の利用態様から著しく乖離する態様で発生する等により、当社又は特定MNOの電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると判断した場合は、その契約者回線が属する定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について、本割引の適用を廃止することがあります。 この場合において、当社はそのことをあらかじめ契約者に通知します。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 ナ 当社は、その定額対象回線群を構成するいずれかの契約者回線又は他網契約者回線に係る契約者がその料金その他の債務についてその支払期日を経過してもなお支払わないときは、その定額対象回線群を構成する全て又は一部の契約者回線について本割引の適用を廃止することがあります。 二 削除	その料金月の末日における 控除対象電話番号の数	控除額	1以上 30 以下の場合	アに規定する定額料の額	31 以上の場合	アに規定する定額料の料金額に 30 を乗じて得た額を、その料金月の末日における控除対象電話番号の数で除して得た額
その料金月の末日における 控除対象電話番号の数	控除額						
1以上 30 以下の場合	アに規定する定額料の額						
31 以上の場合	アに規定する定額料の料金額に 30 を乗じて得た額を、その料金月の末日における控除対象電話番号の数で除して得た額						
(29)削除	ア 削除						
(30)電話番号案内接続に係る通話料の取扱い	ア 削除 イ 電話番号案内料、通話料の支払い免除者の取扱い及び支払いを要しない場合並びにその他の提供条件については、電話番号案内事業者の契約約款等の規定に準じて取り扱います。						
(31)通話料の減免	次の通話については、その料金の支払いを要しません。 ア 電気通信番号規則別表第 12 号に規定する緊急通報に関する電気通信番号を用いた通話 イ 特定MNOの電気通信サービスに関する問合せ等のためにそれぞれの業務を行うサービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話 ウ 協定事業者に係る電気通信設備の修理の請求等のために協定事業者の事業所に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの通話						

2 料金額

2-1 LTEサービスに係るもの

2-1-1 通常通話に係るもの

2-1-1-1 2-1-1-2から2-1-1-3以外のもの

(1) (2)又は(3)以外のもの

ア イ以外のもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに 20 円(22 円)

イ ワイドスターサービスの電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに 161 円(177 円)

(2)基本使用料の料金種別がオフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、オフィスケータイプラン(V)又はオフィスケータイプラン(VK)のもの

ア イ又はウ以外のもの

区分	料金額
通話料	1 分までごとに 50 円(55 円)

イ ワイドスターサービスの電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに 161 円(177.1 円)

ウ 加入電話サービス又はIP電話サービスに係る他網契約者回線(当社が別に定める電気通信設備を含みます。)への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	3 分までごとに 10 円(11 円)

(3) 基本使用料の料金種別がナンバーシェアプランのもの

別表1(オプション機能)20 欄(ナンバーシェア機能)に定めるとおりとします。

2-1-1-2 電話番号案内接続に係るもの

区分	料金額
電話番号案内料	1 の電話番号の案内ごとに 200 円(22 円)
通話料	2-1-1-1に規定する各料金種別の料金額と同額

2-1-1-3 SMS機能に係るもの

(1)(2)以外のもの

1送信ごとに

区分	料金額
通話料	
送信文字数	
70 文字まで(半角英数字のみの場合 160 文字まで)	3 円(3.3 円)
71 文字から 134 文字まで(半角英数字のみの場合 161 文字から 306 文字まで)	6 円(6.6 円)
135 文字から 201 文字まで(半角英数字のみの場合 307 文字から 459 文字まで)	9 円(9.9 円)
202 文字から 268 文字まで(半角英数字のみの場合 460 文字から 612 文字まで)	12 円(13.2 円)
269 文字から 335 文字まで(半角英数字のみの場合 613 文字から 765 文字まで)	15 円(16.5 円)
336 文字から 402 文字まで(半角英数字のみの場合 766 文字から 918 文字まで)	18 円(19.8 円)
403 文字から 469 文字まで(半角英数字のみの場合 919 文字から 1,071 文字まで)	21 円(23.1 円)
470 文字から 536 文字まで(半角英数字のみの場合 1,072 文字から 1,224 文字まで)	24 円(26.4 円)

537 文字から 603 文字まで(半角英数字のみの場合 1,225 文字から 1,377 文字まで)	27 円(29.7 円)
604 文字から 670 文字まで(半角英数字のみの場合 1,378 文字から 1,530 文字まで)	30 円(33 円)

(2)国際SMS送信に係るもの

1送信ごとに

区分	料金額
通話料	
送信文字数	
70 文字まで (半角英数字のみの場合 160 文字まで)	100 円
71 文字から 134 文字まで (半角英数字のみの場合 161 文字から 306 文字まで)	200 円
135 文字から 201 文字まで (半角英数字のみの場合 307 文字から 459 文字まで)	300 円
202 文字から 268 文字まで (半角英数字のみの場合 460 文字から 612 文字まで)	400 円
269 文字から 335 文字まで (半角英数字のみの場合 613 文字から 765 文字まで)	500 円
336 文字から 402 文字まで (半角英数字のみの場合 766 文字から 918 文字まで)	600 円
403 文字から 469 文字まで (半角英数字のみの場合 919 文字から 1,071 文字まで)	700 円
470 文字から 536 文字まで (半角英数字のみの場合 1,072 文字から 1,224 文字まで)	800 円
537 文字から 603 文字まで (半角英数字のみの場合 1,225 文字から 1,377 文字まで)	900 円
604 文字から 670 文字まで (半角英数字のみの場合 1,378 文字から 1,530 文字まで)	1,000 円

2-1-2 削除

2-1-3 ctc モバイル国際通話に係るもの

(1)(2)以外のもの

区分	地域	通話先区分	料金額
			30 秒までごとに 次の料金額
通話料	アジア	マレーシア	79 円
		ブルネイ・ダルサラーム国、マカオ	82 円
		シンガポール共和国	89 円
		フィリピン共和国	94 円
		インドネシア共和国、香港、台湾、大韓民国、タイ王国、中華人民共和国(香港及びマカオを除きます。)、ベトナム社会主義共和国	99 円
		ミャンマー連邦共和国	138 円
		アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イスラエル国、イラン・イスラム共和国、インド、オマーン国、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、スリランカ民主社会主義共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、モルディブ共和国、モンゴル国、ヨルダン・ハシェミット王国、ラオス人民民主共和国	149 円
		アフガニスタン・イスラム共和国、イラク共和国、カンボジア王国、バーレーン国、東ティモール、レバノン共和国	199 円
	オセアニア	グアム、ハワイ	36 円
		ニュージーランド	50 円
		サイパン	69 円
		オーストラリア、マーシャル諸島共和国	99 円

ア フリ カ	クリスマス島、ココス・キーリング諸島、サモア独立国、ツバル、ニュー・カレドニア、ノーフ オーク島、フランス領ポリネシア、米領サモア、ミクロネシア連邦	149 円
	キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、 ニウエ、バヌアツ共和国、パラオ共和国、フィジー共和国	199 円
	パプアニューギニア共和国	249 円
	コモロ連合、セーシェル共和国、ディエゴ・ガルシア、マイヨット島、レユニオン	85 円
	アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エスワティニ王国、エチオピ ア連邦民主共和国、ガーナ共和国、カメルーン共和国、ケニア共和国、コートジボワール 共和国、ザンビア共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、セネガル共和国、タンザ ニア連合共和国、チュニジア共和国、ナイジェリア連邦共和国、ブルキナファソ、ペナン 共和国、ボツワナ共和国、マラウイ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国、モー リシャス共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国	184 円
	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、エリトリア国、カーボベルデ共和国、ガボ ン共和国、ガンビア共和国、ギニア共和国、ギニアビサウ共和国、コンゴ共和国、コンゴ 民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、赤道 ギニア共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、ト ーゴ共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、マダガスカル共和 国、マリ共和国、モーリタニア・イスラム共和国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和 国、レソト国	199 円
	アラスカ	36 円
	アメリカ合衆国(アラスカ及びハワイを除きます。)	39 円
	カナダ	49 円
	ブラジル連邦共和国	134 円
	アメリカ領ヴァージン諸島、アルゼンチン共和国、アルバ、アンティグア・バーブーダ、ウ ルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティ ール、オランダ領セントマーチン、ガイアナ共和国、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グ アデルーベ、グレナダ、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サンピエール島・ミクロ ン島、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、 ニカラグア共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、パハマ国、バミューダ諸島、パラグ アイ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、ベネ ズエラ・ボリバル共和国、ペリイズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、 マルティニク、メキシコ合衆国、モンセラット	149 円
	アンギラ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、ケイマン諸島、スリナム共和国、セントク リストファー・ネイビス、セントルシア、タークス・カイコス諸島、ドミニカ国、トリニダード・ト バゴ共和国	199 円
	デンマーク王国	65 円
	ギリシャ共和国、ノルウェー王国、ベルギー王国	75 円
	アイルランド、アゾール諸島、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島	81 円
ヨ ー ロ ッ パ	フィンランド共和国	82 円
	オランダ王国、カナリア諸島、スイス連邦、スペイン、スペイン領北アフリカ、ロシア連邦	109 円
	イタリア共和国、ウクライナ、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、スウェー デン王国、チェコ共和国、ドイツ連邦共和国、パチカン市国、ハンガリー共和国、フェロー 諸島、フランス共和国、ルーマニア	119 円
	アゼルバイジャン共和国、ルクセンブルク大公国	124 円
	トルコ共和国	134 円
	アイスランド共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、ウズベキスタン共和国、オース トリア共和国、カザフスタン共和国、グリーンランド、クロアチア共和国、コソボ共和国、サ ンマリノ共和国、ジブラルタル、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和 国、ブルガリア共和国、ベルラーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア・旧ユ ーゴスラビア共和国、マルタ共和国、モナコ公国、モルドバ共和国、モンテネグロ共和 国、ラトビア共和国	149 円
	アルバニア共和国、エストニア共和国、キルギス共和国、ジョージア、タジキスタン共和 国、トルクメニスタン、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国	199 円

(2) 特定衛星携帯電話等に係るもの

区分		料金額
通話料	通話先区分	30 秒までごとに次の料金
	特定衛星携帯電話 1(スラーヤ)	275 円
	特定衛星携帯電話 2(イリジウム)	380 円
	インマルサットサービス(その通話の相手先が 64kbit/s の Audio/Speech モード以外の場合)	260 円
	インマルサットサービス(その通話の相手先が 64kbit/s の Audio/Speech モードの場合)	840 円

(3) 国際ネットワークに係るもの

区分	通話先区分	料金額
		30 秒までごとに次の料金額
通話料	国際ネットワーク1 (Orange S. A. が提供する国際ネットワーク)	119 円
	国際ネットワーク2 (Transatel が提供する国際ネットワーク)	119 円

2-1-4 削除

2-2 削除

第3 データ通信料

1 適用

データ通信料の適用については、第 57 条(通話料及びデータ通信料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

データ通信料の適用																			
(1) データ通信料の適用	データ通信料の適用は、1 料金月の課金対象データの総情報量について 1,024 バイトまでごとに 1 の課金対象データとし、2(料金額)に規定する料金額を適用します。																		
(2) 削除	削除																		
(3) 特定のデータ通信への定額制の適用 (LTEフラット)	ア 当社は、契約者からの申込みにより、そのLTEサービス(第1種LTEデュアルに限ります。)の契約者回線からのデータ通信について、次表に規定する定額料(この規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信定額制」といいます。)を行います。 1 契約ごとに月額 <table><tr><th>区分</th><th>料金額</th></tr><tr><td>定額料</td><td>5,900 円(6,490 円)</td></tr></table> イ 特定データ通信定額制は、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といいます。)に限り、選択することができます。 <table><tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td>LTEプラン</td></tr></table> ウ 削除 エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。 オ 特定データ通信定額制の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。 <table><tr><th>区分</th><th>特定データ通信定額制の適用の開始</th></tr><tr><td>1 特定データ通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時にされたとき</td><td>そのLTEサービスの提供を開始した日</td></tr><tr><td>2 特定データ通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時にされたとき</td><td>そのLTEサービスの再利用を開始した日</td></tr><tr><td>3 特定データ通信定額制の申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時にされたとき</td><td>その変更後のLTEサービスの提供を開始した日</td></tr><tr><td>4 特定データ通信定額制の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時にされたとき。</td><td>料金種別の変更があった日</td></tr><tr><td>5 特定データ通信定額制の申込みが、端末設備の購入と同時にされたとき。</td><td>その申込みを当社が承諾した日</td></tr></table> カ 特定データ通信定額制の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制の適用の廃止を申し出ることができます。 キ 当社は、特定データ通信定額制の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制の適用を廃止します。 (ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。) (イ) LTE契約の解除があったとき。 (ウ) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 (エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。 ク キの規定により、特定データ通信定額制の適用を廃止する場合における取扱いについて	区分	料金額	定額料	5,900 円(6,490 円)	基本使用料の料金種別	LTEプラン	区分	特定データ通信定額制の適用の開始	1 特定データ通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時にされたとき	そのLTEサービスの提供を開始した日	2 特定データ通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時にされたとき	そのLTEサービスの再利用を開始した日	3 特定データ通信定額制の申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時にされたとき	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日	4 特定データ通信定額制の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時にされたとき。	料金種別の変更があった日	5 特定データ通信定額制の申込みが、端末設備の購入と同時にされたとき。	その申込みを当社が承諾した日
区分	料金額																		
定額料	5,900 円(6,490 円)																		
基本使用料の料金種別																			
LTEプラン																			
区分	特定データ通信定額制の適用の開始																		
1 特定データ通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時にされたとき	そのLTEサービスの提供を開始した日																		
2 特定データ通信定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時にされたとき	そのLTEサービスの再利用を開始した日																		
3 特定データ通信定額制の申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時にされたとき	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日																		
4 特定データ通信定額制の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時にされたとき。	料金種別の変更があった日																		
5 特定データ通信定額制の申込みが、端末設備の購入と同時にされたとき。	その申込みを当社が承諾した日																		

ウ 削除

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信定額制(V)の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信定額制(V)の適用の開始
1 特定データ通信定額制(V)の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行了されたとき	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信定額制(V)の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行了されたとき	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信定額制(V)の申込み(V)が、LTEデュアルへの第2種LTEデュアルサービスの種類の変更に係る請求と同時に行了されたとき	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信定額制(V)の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行了されたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信定額制(V)の申込みが、端末設備の購入と同時に行了されたとき	その申込みを当社が承諾した日

カ 特定データ通信定額制(V)の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行的場合に関り、特定データ通信定額制(V)の適用の廃止を申し出ることがでます。

キ 当社は、特定データ通信定額制(V)の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制(V)を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制(V)の適用を廃止します。

(ア)LTEサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行的たときを除きます。)

(イ)LTE契約の解除があったとき。

(ウ)第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(エ)対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

ク キの規定により、特定データ通信定額制(V)の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制(V)の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制(V)の適用の開始
1 2から4以外により特定データ通信定額制(V)の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制(V)の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又LTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制(V)の適用の対象とします。
3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへLTEサービスへの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制(V)の適用の対象とします。
4 特定データ通信定額制(V)を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行了されたとき。	その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制(V)の適用の対象とします。

ケ 特定データ通信定額制(V)を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無に

	かかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。 コ オの表の規定により特定データ通信定額制(V)の適用を開始した場合又はクの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るものに限ります。))に限ります。)、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信定額制の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。 <table border="1" data-bbox="443 331 1445 589"> <tr> <th>区分</th><th>起算日</th></tr> <tr> <td>適用開始日</td><td>その料金月の初日(その料金月において、オの表の規定により特定データ通信定額制(V)の適用を開始した場合は、その適用を開始した日)</td></tr> <tr> <td>適用終了日</td><td>その料金月の末日(その料金月において、クの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るものに限ります。))に限ります。)、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制(V)を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日)</td></tr> </table> サ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。))が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。 この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 シ アからサの規定にかかわらず、特定データ通信定額制(V)の適用を新たに申し込むことはできません。	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、オの表の規定により特定データ通信定額制(V)の適用を開始した場合は、その適用を開始した日)	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、クの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るものに限ります。))に限ります。)、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制(V)を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日)																								
区分	起算日																														
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、オの表の規定により特定データ通信定額制(V)の適用を開始した場合は、その適用を開始した日)																														
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、クの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るものに限ります。))に限ります。)、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制(V)を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日)																														
(3)の3 特定のデータ通信への定額制の適用Ⅱ(データ定額)	ア 当社は、契約者からの申込みにより、そのLTEサービス(LTEデュアルに限ります。))の契約者回線からのデータ通信について、次表に規定する定額料(サの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信定額制Ⅱ」といいます。)を行います。 この場合において、特定データ通信定額制Ⅱには次表に定める種類があり、LTE契約者は、そのいずれかを選択していただきます。 <table border="1" data-bbox="443 1099 1445 1507"> <tr> <th colspan="2">1 契約ごとに月額</th></tr> <tr> <th>種類</th><th>定額料</th></tr> <tr><td>データ定額1</td><td>2,900 円(3,190 円)</td></tr> <tr><td>データ定額2</td><td>3,500 円(3,850 円)</td></tr> <tr><td>データ定額3</td><td>4,200 円(4,620 円)</td></tr> <tr><td>データ定額5</td><td>5,000 円(5,500 円)</td></tr> <tr><td>データ定額8</td><td>6,700 円(7,370 円)</td></tr> <tr><td>データ定額10</td><td>8,000 円(8,800 円)</td></tr> <tr><td>データ定額13</td><td>9,800 円(10,780 円)</td></tr> <tr><td>データ定額20</td><td>6,000 円(6,600 円)</td></tr> <tr><td>データ定額30</td><td>8,000 円(8,800 円)</td></tr> </table> イ 特定データ通信定額制Ⅱは、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といいます。)に限り、選択することができます。 ただし、データ定額1は、スーパーカケホの契約者回線、データ定額2は、カケホの契約者回線に限り、選択することができます。 <table border="1" data-bbox="421 1691 1445 1765"> <tr> <th>区分</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr> <tr> <td>カテゴリーⅠ</td><td>カケホ、スーパーカケホ</td></tr> </table> ウ 削除 エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。 オ 特定データ通信定額制Ⅱの適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。 <table border="1" data-bbox="443 1982 1445 2054"> <tr> <th>区分</th><th>特定データ通信定額制Ⅱの適用の開始</th></tr> <tr> <td>1 特定データ通信定額制Ⅱの申込み</td><td>そのLTEサービスの提供を開始した日</td></tr> </table>	1 契約ごとに月額		種類	定額料	データ定額1	2,900 円(3,190 円)	データ定額2	3,500 円(3,850 円)	データ定額3	4,200 円(4,620 円)	データ定額5	5,000 円(5,500 円)	データ定額8	6,700 円(7,370 円)	データ定額10	8,000 円(8,800 円)	データ定額13	9,800 円(10,780 円)	データ定額20	6,000 円(6,600 円)	データ定額30	8,000 円(8,800 円)	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリーⅠ	カケホ、スーパーカケホ	区分	特定データ通信定額制Ⅱの適用の開始	1 特定データ通信定額制Ⅱの申込み	そのLTEサービスの提供を開始した日
1 契約ごとに月額																															
種類	定額料																														
データ定額1	2,900 円(3,190 円)																														
データ定額2	3,500 円(3,850 円)																														
データ定額3	4,200 円(4,620 円)																														
データ定額5	5,000 円(5,500 円)																														
データ定額8	6,700 円(7,370 円)																														
データ定額10	8,000 円(8,800 円)																														
データ定額13	9,800 円(10,780 円)																														
データ定額20	6,000 円(6,600 円)																														
データ定額30	8,000 円(8,800 円)																														
区分	基本使用料の料金種別																														
カテゴリーⅠ	カケホ、スーパーカケホ																														
区分	特定データ通信定額制Ⅱの適用の開始																														
1 特定データ通信定額制Ⅱの申込み	そのLTEサービスの提供を開始した日																														

が、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	
2 特定データ通信定額制Ⅱの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信定額制Ⅱの申込みが、LTEデュアルへの第1種LTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信定額制Ⅱの申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものを除きます。)に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信定額制Ⅱの申込みが、端末設備の購入と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日

カ 契約者は、特定データ通信定額制Ⅱの種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅱの取扱いについては、次表のとおりとします。

ただし、基本使用料の料金種別がカケホの契約者回線のLTE契約者は、データ定額1への変更。基本使用料の料金種別がスーパーカケホの契約者回線のLTE契約者は、データ定額2への変更を請求することはできません。

区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅱの適用
(ア)(イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱを適用します。
(イ)端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱを適用します。

キ 特定データ通信定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅱの適用の廃止を申し出ることができます。

ク 当社は、特定データ通信定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅱを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅱを廃止します。

(ア)LTEサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)

(イ)LTE契約の解除があったとき。

(ウ)第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(エ)対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

ケ クの規定により、特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱの適用
1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はL	その一時休止日又は契約解除日までの

	<table><tr><td>TE契約の解除があったとき。</td><td>データ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。</td></tr><tr><td>3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</td><td>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。</td></tr><tr><td>4 特定データ通信定額制Ⅱを廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行使されたとき。</td><td>その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。</td></tr></table>	TE契約の解除があったとき。	データ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。	3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。	4 特定データ通信定額制Ⅱを廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行使されたとき。	その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。																
TE契約の解除があったとき。	データ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。																						
3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。																						
4 特定データ通信定額制Ⅱを廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行使されたとき。	その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱの適用の対象とします。																						
コ 特定データ通信定額制Ⅱを選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。 サ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。 (ア)オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅱの適用を開始したとき。 (イ)カの規定により特定データ通信定額制Ⅱの種類を変更したとき。 (ウ)ケの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るものに限ります。))に限ります。)、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止したとき。 (エ)特定データ通信定額制Ⅱの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものに限ります。))があったとき。 <table><tr><th>区分</th><th>起算日</th></tr><tr><td>適用開始日</td><td>その料金月の初日(その料金月において、サの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)</td></tr><tr><td>適用終了日</td><td>その料金月の末日(その料金月において、サの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱの適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。))</td></tr></table> シ 契約者の責めによらない理由により、1 料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。))が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 ス アからシの規定にかかわらず、特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込み又はその種類の変更を請求することはできません。		区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、サの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、サの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱの適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。))																
区分	起算日																						
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、サの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)																						
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、サの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱの適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。))																						
(3)の4 特定のデータ通信への定額制の適用Ⅱ(V)(データ定額(V))	ア 当社は、契約者からの申込みにより、そのLTEサービス(第2種LTEデュアルに限ります。))の契約者回線との間のデータ通信について、次表に規定する定額料(サの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信定額制Ⅱ(V)」といいます。)を行います。 この場合において、特定データ通信定額制Ⅱ(V)には次表に定める種類があり、LTE契約者は、そのいずれかを選択していただきます。 <table><tr><th colspan="2">1 契約ごとに月額</th></tr><tr><th>種類</th><th>定額料</th></tr><tr><td>データ定額 1(V)</td><td>2,900 円(3,190 円)</td></tr><tr><td>データ定額 2(V)</td><td>3,500 円(3,850 円)</td></tr><tr><td>データ定額 3(V)</td><td>4,200 円(4,620 円)</td></tr><tr><td>データ定額 5(V)</td><td>5,000 円(5,500 円)</td></tr><tr><td>データ定額 8(V)</td><td>6,700 円(7,370 円)</td></tr><tr><td>データ定額 10(V)</td><td>8,000 円(8,800 円)</td></tr><tr><td>データ定額 13(V)</td><td>9,800 円(10,780 円)</td></tr><tr><td>データ定額 20(V)</td><td>6,000 円(6,600 円)</td></tr><tr><td>データ定額 30(V)</td><td>8,000 円(8,800 円)</td></tr></table>	1 契約ごとに月額		種類	定額料	データ定額 1(V)	2,900 円(3,190 円)	データ定額 2(V)	3,500 円(3,850 円)	データ定額 3(V)	4,200 円(4,620 円)	データ定額 5(V)	5,000 円(5,500 円)	データ定額 8(V)	6,700 円(7,370 円)	データ定額 10(V)	8,000 円(8,800 円)	データ定額 13(V)	9,800 円(10,780 円)	データ定額 20(V)	6,000 円(6,600 円)	データ定額 30(V)	8,000 円(8,800 円)
1 契約ごとに月額																							
種類	定額料																						
データ定額 1(V)	2,900 円(3,190 円)																						
データ定額 2(V)	3,500 円(3,850 円)																						
データ定額 3(V)	4,200 円(4,620 円)																						
データ定額 5(V)	5,000 円(5,500 円)																						
データ定額 8(V)	6,700 円(7,370 円)																						
データ定額 10(V)	8,000 円(8,800 円)																						
データ定額 13(V)	9,800 円(10,780 円)																						
データ定額 20(V)	6,000 円(6,600 円)																						
データ定額 30(V)	8,000 円(8,800 円)																						

イ 特定データ通信定額制Ⅱ(V)は、第2種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といいます。)に限り、選択することができます。

ただし、データ定額1(V)は、スーパーカケホ(V)の契約者回線データ定額2(V)は、カケホ(V)の契約者回線、データ定額3(V)は、カケホ(V)又はスーパーカケホ(V)の契約者回線に限り、選択することができます。

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅠ	カケホ(V)、スーパーカケホ(V)、スーパーカケホ(V・a)

ウ 削除

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信定額制Ⅱ(V)の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱ(V)の適用の開始
1 特定データ通信定額制Ⅱ(V)の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行了われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信定額制Ⅱ(V)の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行了われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信定額制Ⅱ(V)の申込みが、第2種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行了われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信定額制Ⅱ(V)の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものを除きます。)に係る請求と同時に行了われたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信定額制Ⅱ(V)の申込みが、端末設備の購入と同時に行了われたとき。	その申込みを当社が承諾した日

カ 契約者は、特定データ通信定額制Ⅱ(V)の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅱ(V)の取扱いについては、次表のとおりとします。

ただし、基本使用料の料金種別がカケホ(V)の契約者回線のLTE契約者は、データ定額1(V)への変更、基本使用料の料金種別がスーパーカケホ(V)の契約者回線のLTE契約者は、データ定額2(V)への変更、スーパーカケホ(V・a)の契約者回線のLTE契約者は、データ定額1(V)、データ定額2(V)及びデータ定額3(V)への変更を請求することはできません。

区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅱ(V)の適用
(ア)(イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ(V)を適用します。
(イ)端末設備の変更に係る請求と同時に行了われたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ(V)を適用します。

キ 特定データ通信定額制Ⅱ(V)の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行的場合)に限り、特定データ通信定額制Ⅱ(V)の適用の廃止を申し出ることができます。

ク 当社は、特定データ通信定額制Ⅱ(V)の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅱ(V)を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当す

る場合には、特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）を廃止します。
 (ア)LTEサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)
 (イ)LTE契約の解除があったとき。
 (ウ)第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
 (エ)対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。
 ケ ケの規定により、特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用の開始
1 2から3以外により特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又LTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用の対象とします。
3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用の対象とします。
4 特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行使されたとき。	その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用の対象とします。

コ 特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）を選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

サ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りをを行います。

(ア)オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用を開始したとき。
 (イ)カの規定により特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の種類を変更したとき。
 (ウ)ケの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るもの)に限ります。)、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用を廃止したとき。
 (エ)特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のもの)に限ります。)があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、サの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、サの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)

シ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ス アからシの規定にかかわらず、特定データ通信定額制Ⅱ（Ⅴ）の適用の申込み又はその種類の変更を請求することはできません。

(3)の5 特定のデータ通信への定額制の適用Ⅱ(ケータイ/V-i)(データ定額(ケータイ/V))

ア

当社は、LTE契約者からの申込みにより、そのLTEサービス(第1種LTEデュアルに限りま
す。)の契約者回線との間のデータ通信について、次表に規定する定額料(サの規定により定
額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を適用する取扱
い(以下「特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)」といいます。)を行います。
この場合において、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)には次表に定める種類があ
り、LTE契約者は、そのいずれかを選択していただきます。

1契約ごとに月額

種類	定額料
データ定額1(ケータイ/V)	2,900 円(3,190 円)
データ定額2(ケータイ/V)	3,500 円(3,850 円)
データ定額3(ケータイ/V)	4,200 円(4,620 円)
データ定額5(ケータイ/V)	5,000 円(5,500 円)

イ

特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)は、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、
基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といい、特定
データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)の適用を受けている契約者回線を除きます。)に
限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別
カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)

ただし、データ定額1(ケータイ/V)は、スーパーカケホ(ケータイ/V)の契約者回線、デー
タ定額2(ケータイ/V)は、カケホ(ケータイ/V)の契約者回線に限り、選択することができ
ます。

ウ

削除

エ

データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ

特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した
日を含む料金月の翌料金月からとします。
ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)の適用の開始
1 特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)の申込みが、その契約者回線に係る LTE契約の申込みと同時に 行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)の申込みが、その契約者回線に係る LTEサービスの再利用の請求と同時に 行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)の申込みが、第1種LTEデュアルへ のLTEサービスの種類の変更に係る請 求と同時に 行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)の申込みが、対象プランへの基本使 用料の料金種別の変更(対象プランの間 のものを除きます。)に係る請求と同時 に行われたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)の申込みが、端末設備の変更に係る 請求と同時に 行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日

カ

LTE契約者は、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)の種類の変更を請求することが
できます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)の取扱いに
ついては、次表のとおりとします。
ただし、基本使用料の料金種別がカケホ(ケータイ/V)の契約者回線のLTE契約者は、デ
ータ定額1(ケータイ/V)への変更、スーパーカケホ(ケータイ/V)の契約者回線のLTE契約
者は、データ定額2(ケータイ/V)への変更を請求することはできません。

		(ケータイ/V-ii)の適用の開始
1	特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2	特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3	特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の申込みが、第2種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4	特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものを除きます。)に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
5	特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日

カ 契約者は、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の取扱いについては、次表のとおりとします。

ただし、基本使用料の料金種別がカケホ(ケータイ/V)の契約者回線のLTE契約者は、データ定額1(ケータイ/V)への変更、スーパーカケホ(ケータイ/V)の契約者回線のLTE契約者は、データ定額2(ケータイ/V)への変更を請求することはできません。

区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用
(ア)(イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)を適用します。
(イ)端末設備の変更に係る請求と同時に行われたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)を適用します。

キ 特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用の廃止を申し出ることができます。

ク 当社は、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)を廃止します。

(ア)LTEサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)

(イ)LTE契約の解除があったとき。

(ウ)第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(エ)対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

(オ)特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用の申込みがあったとき。

ケ クの規定により、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V-ii)の適用の開始
1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又LTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用の対象とします。
3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用の対象とします。
4 特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)を廃止する申出又は特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行使されたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用の対象とします。

コ 特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)を選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

サ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

(ア)オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用を開始したとき。

(イ)カの規定により特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の種類を変更したとき。

(ウ)クの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るものに限ります。))に限ります。)、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用を廃止したとき。

(エ)特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものに限ります。)があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、コのア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、コのイ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ、変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用終了日、クの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)

シ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

ス シまでの規定にかかわらず、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)の適用を新たに申込むこと又はその種類の変更を請求することはできません。

(3)の7 特定のデータ通信への2段階定額制の適用(LTEダブル定額)

ア 当社は、契約者からの申出により、(ア)に定める定額料を支払った場合に、そのLTEサービス(第1種LTEデュアルに限ります。)の契約者回線との間のデータ通信について、2(料金額)の規定に代えて、(イ)に定める適用額により算定した額(以下この欄において「算定額」といいます。)から、(ア)に定める控除可能額(ケの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。)を差し引いた額(その額が(ア)に定める上限定額料(ケの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。)以上となる場合は、上限定額料をその額とします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信2段階定額制」を行います。

(ア)定額料、控除可能額及び上限定額料

1契約ごとに月額

区分	料金額
定額料	500 円(550 円)
控除可能額	205 円(225 円)
上限定額料	3,700 円(4,070 円)

(イ)適用額

1課金対象データごとに

区分	料金額
定額料	0.02 円(0.022 円)

イ 特定データ通信2段階定額制は、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といいます。)に限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別
LTEプランS

ウ 削除

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信2段階定額制の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信2段階定額制の適用の開始
1 特定データ通信2段階定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行了われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信2段階定額制の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行了われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信2段階定額制の申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行了われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信2段階定額制の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行了われたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信2段階定額制の申込みが、端末設備の購入と同時に行了われたとき。	その申込みを当社が承諾した日

カ 当社は、特定データ通信2段階定額制の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信2段階定額制を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信2段階定額制の適用を廃止します。

	(ア)LTEサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。) (イ)LTE契約の解除があったとき。 (ウ)第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 (エ)対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。 キ カの規定により、特定データ通信2段階定額制の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。 この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信2段階定額制の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。 <table border="1" data-bbox="443 477 1441 992"> <tr> <th>区分</th><th>特定データ通信2段階定額制の適用</th></tr> <tr> <td>1 2から4以外により特定データ通信2段階定額制の適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 LTEサービスの利用の一時休止又LTE契約の解除があったとき。</td><td>その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</td><td>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>4 特定データ通信2段階定額制を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制の適用の対象とします。</td></tr> </table> ク 特定データ通信2段階定額制を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料及び上限定額料の支払いを要します。 ケ オの表の規定により特定データ通信2段階定額制の適用を開始した場合又はキの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るものに限ります。))に限ります。)、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信2段階定額制の適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料、控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。 <table border="1" data-bbox="443 1279 1441 1541"> <tr> <th>区分</th><th>起算日</th></tr> <tr> <td>適用開始日</td><td>その料金月の初日(その料金月において、オの表の規定により特定データ通信2段階定額制の適用を開始した場合は、その適用を開始した日)</td></tr> <tr> <td>適用終了日</td><td>その料金月の末日(その料金月において、キの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るものに限ります。))に限ります。)、区分3又は区分4の規定により特定データ通信2段階定額制を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日)</td></tr> </table> コ 控除可能額の日割り計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 サ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。 この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 シ サまでの規定にかかわらず、特定データ通信2段階定額制の適用を新たに申込むことはできません。 ス サまでの規定にかかわらず、特定データ通信2段階定額制の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時にする場合に限り、特定データ通信2段階定額制の適用の廃止を申し出ることができます。 (3)の8 特定のデータ通信への2段階定額制 ア 当社は、契約者からの申出により、(ア)に定める定額料を支払った場合に、そのLTEサービス(第1種LTEデュアルに限ります。)の契約者回線との間のデータ通信について、2(料金額)	区分	特定データ通信2段階定額制の適用	1 2から4以外により特定データ通信2段階定額制の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制の適用の対象とします。	2 LTEサービスの利用の一時休止又LTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制の適用の対象とします。	3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制の適用の対象とします。	4 特定データ通信2段階定額制を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制の適用の対象とします。	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、オの表の規定により特定データ通信2段階定額制の適用を開始した場合は、その適用を開始した日)	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、キの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るものに限ります。))に限ります。)、区分3又は区分4の規定により特定データ通信2段階定額制を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日)
区分	特定データ通信2段階定額制の適用																
1 2から4以外により特定データ通信2段階定額制の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制の適用の対象とします。																
2 LTEサービスの利用の一時休止又LTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制の適用の対象とします。																
3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制の適用の対象とします。																
4 特定データ通信2段階定額制を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制の適用の対象とします。																
区分	起算日																
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、オの表の規定により特定データ通信2段階定額制の適用を開始した場合は、その適用を開始した日)																
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、キの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るものに限ります。))に限ります。)、区分3又は区分4の規定により特定データ通信2段階定額制を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日)																

額制の適用(ケータイ/V- i)(ダブル定額(ケータイ/V))

の規定に代えて、(イ)に定める適用額により算定した額(以下この欄において「算定額」といいます。)から、(ア)に定める控除可能額(ケの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。)を差し引いた額(その額が(ア)に定める上限定額料(ケの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。)以上となる場合は、上限定額料をその額とします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- i)」を行います。

(ア) 定額料、控除可能額及び上限定額料

1 契約ごとに月額

区分	料金額
定額料	500 円(550 円)
控除可能額	205 円(225 円)
上限定額料	3,700 円(4,070 円)

(イ) 適用額

1 課金対象データごとに

区分	料金額
定額料	0.02 円(0.022 円)

イ 特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- i)は、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といいます。)に限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別
VKプランM、VKプランS、VKプラン

ウ 削除

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- i)の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- i)の適用の開始
1 特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- i)の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行了われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- i)の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行了われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- i)の申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行了われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- i)の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更に係る請求と同時に行了われたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- i)の申込みが、端末設備の購入と同時に行了われたとき。	その申込みを当社が承諾した日

カ 当社は、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- i)の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- i)を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- i)の適用を廃止します。

- (ア)LTEサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)
 (イ)LTE契約の解除があったとき。
 (ウ)第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
 (エ)対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

キ カの規定により、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- i)の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- i)の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- i)の適用
1 2から4以外により特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- i)の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- i)の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又LTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- i)の適用の対象とします。
3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- i)の適用の対象とします。
4 特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- i)を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出があった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- i)の適用の対象とします。

ク 特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- i)を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料及び上限定額料の支払いを要します。

ケ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料、控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。

- (ア)オの表の規定により特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- i)の適用を開始したとき。
 (イ)キの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るものに限ります。))に限ります。)、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V)の適用を廃止したとき。

(ウ)特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- i)の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものに限ります。)があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、ケの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- i)の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、ケの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、キの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)

コ 控除可能額の日割り計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

サ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。))が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているとき

	求と同時にされたとき。											
	5 特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の申込みが、端末設備の購入と同時にされたとき。	その申込みを当社が承諾した日										
カ 特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用を受けている契約者回線(基本使用料の料金種別がカケホ(ケータイ/V)のものに限ります。)の契約者は、カケホ(ケータイ/V)以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時にする場合に限り、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用の廃止を申し出ることができます。 キ 当社は、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用を廃止します。 (ア)LTEサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。) (イ)LTE契約の解除があったとき。 (ウ)第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 (エ)対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。 (オ)特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)又は特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)の適用の申込みがあったとき。 ク キの規定により、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。 この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用</th> </tr> <tr> <td>1 2から4以外により特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用を廃止したとき。</td> <td>その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>2 LTEサービスの利用の一時休止又LTE契約の解除があったとき。</td> <td>その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</td> <td>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用の対象とします。</td> </tr> <tr> <td>4 特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)若しくは特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時にされたとき。</td> <td>その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用の対象とします。</td> </tr> </table> ケ 特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)を選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料及び上限定額料の支払いを要します。 コ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料、控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。 (ア)オの表の規定により特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用を開始したとき。 (イ)クの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るものに限ります。))に限ります。)、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用を廃止したとき。			区分	特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用	1 2から4以外により特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用の対象とします。	2 LTEサービスの利用の一時休止又LTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用の対象とします。	3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用の対象とします。	4 特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)若しくは特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時にされたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用の対象とします。
区分	特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用											
1 2から4以外により特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用の対象とします。											
2 LTEサービスの利用の一時休止又LTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用の対象とします。											
3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用の対象とします。											
4 特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)若しくは特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時にされたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)の適用の対象とします。											

区分		特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V- i)の適用の開始
1	特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に 行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2	特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求 と同時に 行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3	特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)の申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に 係る請求と同時に 行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4	特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものを除きます。)に係る請求 と同時に 行われたとき。	料金種別の変更があった日
5	特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に 行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日

カ 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)の適用を受けている契約者回線の契約者は、カケホ(ケータイ/V)又はスーパーカケホ(ケータイ/V)以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)の適用の廃止を申し出ることができます。

キ 当社は、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)を廃止します。

(ア)LTEサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)。

(イ)LTE契約の解除があったとき。

(ウ)第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(エ)対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

(オ)特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- i)の適用の申込みがあったとき。

ク キの規定により、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分		特定データ通信2段階定額制Z (ケータイ/V- i)の適用
1	2から4以外により特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)の適用の対象とします。
2	LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)の適用の対象とします。
3	第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更が	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階

	<table><tr><td>あったとき。</td><td>定額制Z(ケータイ/V- i)の適用の対象とします。</td></tr><tr><td>4 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- i)の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。</td><td>その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)の適用の対象とします。</td></tr></table>	あったとき。	定額制Z(ケータイ/V- i)の適用の対象とします。	4 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- i)の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)の適用の対象とします。											
あったとき。	定額制Z(ケータイ/V- i)の適用の対象とします。															
4 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- i)の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)の適用の対象とします。															
ケ 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)を選択した契約者は、1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する上限定額料の支払いを要します。 コ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する、控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。 (ア)オの表の規定により特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)の適用を開始したとき。 (イ)クの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るもの)に限ります。)、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)の適用を廃止したとき。 (ウ)特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のもの)に限ります。)があったとき <table><tr><td>区分</td><td>起算日</td></tr><tr><td>適用開始日</td><td>その料金月の初日(その料金月において、コの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V)の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)</td></tr><tr><td>適用終了日</td><td>その料金月の末日(その料金月において、コの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)</td></tr></table> サ 控除可能額の日割り計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 シ サまでの規定にかかわらず、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)の適用を新たに申込むことはできません。		区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、コの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V)の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、コの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)									
区分	起算日															
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、コの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V)の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)															
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、コの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)															
(3)の11 特定のデータ通信への2段階定額制の適用Z(ケータイ/V- ii)(ダブル定額Z(ケータイ/V))	ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEサービス(第2種LTEデュアルに限ります。)の契約者回線との間のデータ通信について、2(料金額)の規定に代えて、(イ)に定める適用額により算定した額(以下この欄において「算定額」といいます。)から、(ア)に定める控除可能額(コの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。)を差し引いた額(その額が(ア)に定める上限定額料(コの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。)以上となる場合は、上限定額料をその額とします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)」)を行います。 (ア)控除可能額及び上限定額料 <table><tr><td colspan="2">(ア) 控除可能額及び上限定額料</td></tr><tr><td>区分</td><td>料金額</td></tr><tr><td>控除可能額</td><td>15 円(16.5 円)</td></tr><tr><td>上限定額料</td><td>4,200 円(4,620 円)</td></tr></table> (イ)適用額 <table><tr><td colspan="2">1課金対象データごとに</td></tr><tr><td>区分</td><td>料金額</td></tr><tr><td>適用額</td><td>0.03 円(0.033 円)</td></tr></table> イ 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)は、第2種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- ii)又は特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V- ii)の適用を受けているものを除きます。)に限り、選択することができます。 <table><tr><td>基本使用料の料金種別</td></tr></table>	(ア) 控除可能額及び上限定額料		区分	料金額	控除可能額	15 円(16.5 円)	上限定額料	4,200 円(4,620 円)	1課金対象データごとに		区分	料金額	適用額	0.03 円(0.033 円)	基本使用料の料金種別
(ア) 控除可能額及び上限定額料																
区分	料金額															
控除可能額	15 円(16.5 円)															
上限定額料	4,200 円(4,620 円)															
1課金対象データごとに																
区分	料金額															
適用額	0.03 円(0.033 円)															
基本使用料の料金種別																

カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)

ウ 削除

エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。

オ 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の適用の開始
1 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に終わったとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に終わったとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の申込みが、第2種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に終わったとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものを除きます。)に係る請求と同時に終わったとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に終わったとき。	その申込みを当社が承諾した日

カ 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の適用を受けている契約者回線の契約者は、カケホ(ケータイ/V)又はスーパーカケホ(ケータイ/V)以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の適用の廃止を申し出ることができます。

キ 当社は、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V)を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)を廃止します。

(ア)LTEサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)

(イ)LTE契約の解除があったとき。

(ウ)第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(エ)対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

(オ)特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- ii)の適用の申込みがあったとき。

ク キの規定により、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V)の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の適用
1 2から4以外により特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はL	その一時休止日又は契約解除日までのデ

	<table><tr><td>TE契約の解除があったとき。</td><td>一タ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の適用の対象とします。</td></tr><tr><td>3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</td><td>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の適用の対象とします。</td></tr><tr><td>4 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- ii)の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行為されたとき。</td><td>その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の適用の対象とします。</td></tr></table>	TE契約の解除があったとき。	一タ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の適用の対象とします。	3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の適用の対象とします。	4 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- ii)の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行為されたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の適用の対象とします。			
TE契約の解除があったとき。	一タ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の適用の対象とします。									
3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の適用の対象とします。									
4 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- ii)の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行為されたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の適用の対象とします。									
(3)の 12 特定のデータ通信への段階定額制の適用 (ピタットプラン)	ケ 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)を選択した契約者は、1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する上限定額料の支払いを要します。									
	コ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する、控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。 (ア)オの表の規定により特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の適用を開始したとき。 (イ)クの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るもの)に限ります。)、区分3若しくは区分4の規定により特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の適用を廃止したとき。 (ウ)特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のもの)に限ります。)があったとき									
	<table><tr><td>区分</td><td>起算日</td></tr><tr><td>適用開始日</td><td>その料金月の初日(その料金月において、コの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)</td></tr><tr><td>適用終了日</td><td>その料金月の末日(その料金月において、コの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)</td></tr></table>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、コの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、コの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)			
	区分	起算日								
	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、コの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)								
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、コの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれクの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)									
サ 控除可能額の日割り計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。										
シ サまでの規定にかかわらず、特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の適用を新たに申込むことはできません。										
	ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEサービス(第1種LTEデュアルに限ります。)の契約者回線との間のデータ通信(特定事業者が提供するローミングに係るもの及び海外定額対象回線に係る海外定額対象利用(以下「特定海外定額対象利用」といいます。))を含み、別表1(オプション機能)19欄に定めるWiMAX通信を除きます。以下この欄、(3)の 13、(3)の 18、(5)、(6)、(6)の2及び(6)の3において同じとします。))について、基本使用料の料金種別ごとに、そのデータ通信に係る1料金月の課金対象データの総情報量(以下「累計課金対象データ量」といいます。))に応じて、次表に規定する定額料(スの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信段階定額制」といいます。)を行います。 1契約ごとに月額 <table><tr><td>区分</td><td>累計課金対象データ量</td><td>定額料</td></tr><tr><td>区分1</td><td>1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)以下の場合</td><td>1,700 円(1,870 円)</td></tr><tr><td>区分2</td><td>1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を超え2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)以下の場合</td><td>2,700 円(2,970 円)</td></tr></table>	区分	累計課金対象データ量	定額料	区分1	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)以下の場合	1,700 円(1,870 円)	区分2	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を超え2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)以下の場合	2,700 円(2,970 円)
区分	累計課金対象データ量	定額料								
区分1	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)以下の場合	1,700 円(1,870 円)								
区分2	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を超え2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)以下の場合	2,700 円(2,970 円)								

	区分3	2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)を超え 3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)以下の場 合	3,700 円(4,070 円)
	区分4	3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)を超え 5,368,709,120 バイト(5ギガバイト)以下の場 合	4,700 円(5,170 円)
	区分5	5,368,709,120 バイト(5ギガバイト)を超えた 場合	5,700 円(6,270 円)
イ 特定データ通信段階定額制は、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の 料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信定 額制Ⅲの適用を受けている契約者回線を除きます。)に限り、選択することができます。			
	区分	基本使用料の料金種別	
	カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ	
ウ 削除			
エ データ通信料の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。			
オ 特定データ通信段階定額制の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金 月の翌料金月からとします。			
ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。			
	区分	特定データ通信段階定額制の適用の開始	
	1 特定データ通信段階定額制の申込み が、その契約者回線に係るLTE契約の 申込みと同時にに行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日	
	2 特定データ通信段階定額制の申込み が、その契約者回線に係るLTEサービ スの再利用の請求と同時にに行われたと き。	そのLTEサービスの再利用を開始した日	
	3 特定データ通信段階定額制の申込み が、第1種LTEデュアルへのLTEサービ スの種類の変更に係る請求と同時にに行 われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始 した日	
	4 特定データ通信段階定額制の申込み が、対象プランへの基本使用料の料金 種別の変更(対象プランの間のものを除 きます。)に係る請求と同時にに行われた とき。	料金種別の変更があった日	
	5 特定データ通信段階定額制の申込み が、端末設備の購入と同時にに行われた とき。	その申込みを当社が承諾した日	
カ 特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線について、そのデータ通信に係 る累計課金対象データ量がアの表の区分1から区分4に定めるそれぞれのデータ量の最大 値を超えたときに、購入残等データ量((6)の2に定める前月からの繰越データ量又は(6)の3 に定める購入残データ量をいいます。以下この欄、(3)の 13 及び(3)の 18 において同じとしま す。)を有する場合、アの表を次のとおり読み替えて、特定データ通信段階定額制を適用しま す。			
		1 契約ごとに月額	
	区分	累計課金対象データ量	定額料
	区分1	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)に購入残 等データ量を合算したデータ量以下の場合	1,700 円(1,870 円)
	区分2	区分1のデータ量の最大値を超え 区分1のデータ量の最大値に 1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を合算したデータ量以 下の場合	2,700 円(2,970 円)

区分3	区分2のデータ量の最大値を超え 区分2のデータ量の最大値に 1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を合算したデータ量以 下の場合	3,700 円(4,070 円)
区分4	区分3のデータ量の最大値を超え 区分3のデータ量の最大値に 2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)を合算したデータ量以 下の場合	4,700 円(5,170 円)
区分5	区分4のデータ量の最大値を超えた場合	5,700 円(6,270 円)
備考 区分2から区分4については、それぞれの区分に定めるデータ量の最大値を超え た時点で購入残等データ量を有する場合、そのデータ量を合算した値を最大値としま す。		

キ 特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線について、(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受ける場合、同(14)の規定によるほか、ア又はカの表の区分1から区分5に定めるデータ量の最大値及び最小値((14)の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量を超える部分に限ります。)を、そのデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線、etc モバイル(5G)契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量を加算した値にそれぞれ読み替えて、特定データ通信段階定額制を適用します。

ク 特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線について、(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用の廃止があった場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分の次の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。

ただし、LTE契約の解除による廃止の場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。

ケ LTEサービスの提供を受けている契約者回線について、料金月の起算日以外の日に(ア)から(ウ)に該当した場合、アの表の区分1から区分5に定めるデータ量の最大値及び最小値をそれぞれ次のとおり読み替えて、特定データ通信段階定額制を適用します。

(ア) 特定データ通信段階定額制の適用の開始があったとき((イ)に該当するときを除きます。))。

読み替える値	読み替え後の値
区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	特定データ段階定額制の適用を開始する前の料金種別等に係る総量速度規制データ量(その値が 1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)未満の場合は、1ギガバイトとします。)から、特定データ通信段階定額制の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量((5)、(5)の2、(6)、(6)の2又は(6)の3の取扱いを受けるものを除きます。)を差し引いた値(その値が0バイト以下の場合は、0バイトとします。)
区分2から区分4に定めるデータ量の最大値及び区分3から区分5に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から 1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を差し引いた値を加算した値

(イ) 特定データ通信段階定額制の適用の開始があったとき(その申込みが特定データ通信段階定額制Ⅱの廃止の申出と同時に行為されたときに限ります。))。

読み替える値	読み替え後の値
--------	---------

区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	特定データ通信段階定額制の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る、(3)の 18 のアの表の区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が 4,294,967,296 バイト（4ギガバイト）を超える場合は、7,516,192,768 バイト（7ギガバイト）とします。）から、変更前利用データ量を差し引いた値								
区分2から区分4に定めるデータ量の最大値及び区分3から区分5に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から 1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を差し引いた値を加算した値								
(ウ) 特定データ通信段階定額制の適用を受けている場合であって、基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものに限ります。)があったとき。 <table> <tr> <th>読み替える値</th><th>読み替え後の値</th></tr> <tr> <td>変更後の料金種別に係る、区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値</td><td>料金種別の変更があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る、アの表の区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が 5,368,709,120 バイト（5ギガバイト）を超える場合は、21,474,836,480 バイト（20 ギガバイト）とします。）から、変更前利用データ量を差し引いた値</td></tr> <tr> <td>変更後の料金種別に係る、区分2から区分4に定めるデータ量の最大値及び区分3から区分5に定めるデータ量の最小値</td><td>それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から 1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を差し引いた値を加算した値</td></tr> </table>		読み替える値	読み替え後の値	変更後の料金種別に係る、区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	料金種別の変更があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る、アの表の区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が 5,368,709,120 バイト（5ギガバイト）を超える場合は、21,474,836,480 バイト（20 ギガバイト）とします。）から、変更前利用データ量を差し引いた値	変更後の料金種別に係る、区分2から区分4に定めるデータ量の最大値及び区分3から区分5に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から 1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を差し引いた値を加算した値		
読み替える値	読み替え後の値								
変更後の料金種別に係る、区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	料金種別の変更があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量（以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。）に係る、アの表の区分に定めるデータ量の最大値（変更前利用データ量が 5,368,709,120 バイト（5ギガバイト）を超える場合は、21,474,836,480 バイト（20 ギガバイト）とします。）から、変更前利用データ量を差し引いた値								
変更後の料金種別に係る、区分2から区分4に定めるデータ量の最大値及び区分3から区分5に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から 1,073,741,824 バイト（1ギガバイト）を差し引いた値を加算した値								
コ 特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信段階定額制の適用の廃止を申し出ることができます。 サ 当社は、特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信段階定額制を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信段階定額制を廃止します。 (ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき（その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。）。 (イ) LTE契約の解除があったとき。 (ウ) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 (エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。 (オ) 特定データ通信段階定額制Ⅲの適用の申込みがあったとき。 シ サの規定により、特定データ通信段階定額制の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。 この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信段階定額制の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。 <table> <tr> <th>区分</th><th>特定データ通信段階定額制の適用</th></tr> <tr> <td>1 2から4以外により特定データ通信段階定額制の適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。</td><td>その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTE</td><td>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定</td></tr> </table>		区分	特定データ通信段階定額制の適用	1 2から4以外により特定データ通信段階定額制の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。	2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。	3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTE	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定
区分	特定データ通信段階定額制の適用								
1 2から4以外により特定データ通信段階定額制の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。								
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。								
3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTE	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定								

	サービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	データ通信段階定額制の適用の対象とします。																		
	4 特定データ通信段階定額制を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅲの適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行使されたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制の適用の対象とします。																		
ス 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。 (ア) シの表の規定により特定データ通信段階定額制の適用を開始したとき。 (イ) シの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るもの)に限ります。)、区分3又は区分4の規定により特定データ通信段階定額制の適用を廃止したとき。 (ウ) 特定データ通信段階定額制の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のもの)に限ります。)があったとき。																				
<table><tr><th>区分</th><th>起算日</th></tr><tr><td>適用開始日</td><td>その料金月の初日(その料金月において、スの(ア)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信段階定額制の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)</td></tr><tr><td>適用終了日</td><td>その料金月の末日(その料金月において、スの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれサの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)</td></tr></table>			区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、スの(ア)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信段階定額制の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、スの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれサの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)												
区分	起算日																			
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、スの(ア)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信段階定額制の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)																			
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、スの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれサの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)																			
セ ア～スの規定にかかわらず、特定データ通信段階定額制の適用を新たに申し込むことはできません。																				
(3)の 13 特定のデータ通信への段階定額制の適用(V) (ピタットプラン(V))	ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEサービス(第2種LTEデュアルに限ります。)の契約者回線との間のデータ通信について、基本使用料の料金種別ごとに、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量に応じて、次表に規定する定額料(スの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信段階定額制(V)」といいます。)を行います。 <table><tr><th>区分</th><th>累計課金対象データ量</th><th>1契約ごとに月額定額料</th></tr><tr><td>区分1</td><td>1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)以下の場合</td><td>1,700 円(1,870 円)</td></tr><tr><td>区分2</td><td>1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を超え2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)以下の場合</td><td>2,700 円(2,970 円)</td></tr><tr><td>区分3</td><td>2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)を超え3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)以下の場合</td><td>3,700 円(4,070 円)</td></tr><tr><td>区分4</td><td>3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)を超え5,368,709,120 バイト(5ギガバイト)以下の場合</td><td>4,700 円(5,170 円)</td></tr><tr><td>区分5</td><td>5,368,709,120 バイト(5ギガバイト)を超えた場合</td><td>5,700 円(6,270 円)</td></tr></table>		区分	累計課金対象データ量	1契約ごとに月額定額料	区分1	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)以下の場合	1,700 円(1,870 円)	区分2	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を超え2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)以下の場合	2,700 円(2,970 円)	区分3	2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)を超え3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)以下の場合	3,700 円(4,070 円)	区分4	3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)を超え5,368,709,120 バイト(5ギガバイト)以下の場合	4,700 円(5,170 円)	区分5	5,368,709,120 バイト(5ギガバイト)を超えた場合	5,700 円(6,270 円)
区分	累計課金対象データ量	1契約ごとに月額定額料																		
区分1	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)以下の場合	1,700 円(1,870 円)																		
区分2	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を超え2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)以下の場合	2,700 円(2,970 円)																		
区分3	2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)を超え3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)以下の場合	3,700 円(4,070 円)																		
区分4	3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)を超え5,368,709,120 バイト(5ギガバイト)以下の場合	4,700 円(5,170 円)																		
区分5	5,368,709,120 バイト(5ギガバイト)を超えた場合	5,700 円(6,270 円)																		
イ 特定データ通信段階定額制は、第2種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用を受けている契約者回線を除きます。)に限り、選択することができます。 <table><tr><th>区分</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td>カテゴリーⅡ</td><td>シンプル、カケホ、スーパーカケホ</td></tr></table>			区分	基本使用料の料金種別	カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ														
区分	基本使用料の料金種別																			
カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ																			
ウ 削除エ データ通信料の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。																				
オ 特定データ通信段階定額制(V)の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。																				

	区分	特定データ通信段階定額制(V)の適用の開始
	1 特定データ通信段階定額制(V)の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行了されたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
	2 特定データ通信段階定額制(V)の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行了されたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
	3 特定データ通信段階定額制(V)の申込みが、第2種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時に行了されたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
	4 特定データ通信段階定額制(V)の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものを除きます。)に係る請求と同時に行了されたとき。	料金種別の変更があった日
	5 特定データ通信段階定額制(V)の申込みが、端末設備の購入と同時に行了されたとき。	その申込みを当社が承諾した日
カ 特定データ通信段階定額制(V)の適用を受けている契約者回線について、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量がアの表の区分1から区分4に定めるそれぞれのデータ量の最大値を超えたときに、購入残等データ量を有する場合、アの表を次のとおり読み替えて、特定データ通信段階定額制(V)を適用します。		
1契約ごとに月額		
区分	累計課金対象データ量	定額料
区分1	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)に購入残等データ量を合算したデータ量以下の場合	1,700 円(1,870 円)
区分2	区分1のデータ量の最大値を超え 区分1のデータ量の最大値に 1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を合算したデータ量以下の場合	2,700 円(2,970 円)
区分3	区分2のデータ量の最大値を超え 区分2のデータ量の最大値に 1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を合算したデータ量以下の場合	3,700 円(4,070 円)
区分4	区分3のデータ量の最大値を超え 区分3のデータ量の最大値に 2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)を合算したデータ量以下の場合	4,700 円(5,170 円)
区分5	区分4のデータ量の最大値を超えた場合	5,700 円(6,270 円)
備考 区分2から区分4については、それぞれの区分に定めるデータ量の最大値を超えた時点で購入残データ量を有する場合、そのデータ量を合算した値を最大値とします。		
キ 特定データ通信段階定額制(V)の適用を受けている契約者回線について、(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受ける場合、同(14)の規定によるほか、ア又はカの表の区分1から区分5に定めるデータ量の最大値及び最小値((14)の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量を超える部分に限ります。)を、そのデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線、etc モバイル(5G)契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量を加算した値にそれぞれ読み替えて、特定データ通信段階定額制(V)を適用します。		
ク 特定データ通信段階定額制(V)の適用を受けている契約者回線について、(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用の廃止があった場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分の次の区分に定めるデータ量の最小値として取り		

扱います。

ただし、LTE契約の解除による廃止の場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。

ケ LTEサービスの提供を受けている契約者回線について、料金月の起算日以外の日に(ア)から(ウ)に該当した場合、アの表の区分1から区分5に定めるデータ量の最大値及び最小値をそれぞれ次のとおり読み替えて、特定データ通信段階定額制(V)を適用します。

(ア) 特定データ通信段階定額制(V)の適用の開始があったとき((イ)に該当するときは除きます。))。

読み替える値	読み替え後の値
区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	特定データ段階定額制(V)の適用を開始する前の料金種別等に係る総量速度規制データ量(その値が1,073,741,824バイト(1ギガバイト)未満の場合は、1ギガバイトとします。)から、特定データ通信段階定額制(V)の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量((5)、(5)の2、(6)、(6)の2又は(6)の3の取扱いを受けるものを除きます。)を差し引いた値(その値が0バイト以下の場合は、0バイトとします。)
区分2から区分4に定めるデータ量の最大値及び区分3から区分5に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト(1ギガバイト)を差し引いた値を加算した値

(イ) 特定データ通信段階定額制(V)の適用の開始があったとき(その申込みが特定データ通信段階定額制Ⅱの廃止の申出と同時に行為されたときに限ります。))。

読み替える値	読み替え後の値
区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	特定データ通信段階定額制(V)の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量(以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。)に係る、(3)の18のアの表の区分に定めるデータ量の最大値(変更前利用データ量が4,294,967,296バイト(4ギガバイト)を超える場合は、7,516,192,768バイト(7ギガバイト)とします。)から、変更前利用データ量を差し引いた値
区分2から区分4に定めるデータ量の最大値及び区分3から区分5に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト(1ギガバイト)を差し引いた値を加算した値

(ウ) 特定データ通信段階定額制(V)の適用を受けている場合であって、基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものに限ります。)があったとき。

読み替える値	読み替え後の値
変更後の料金種別に係る、区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	料金種別の変更があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量(以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。)に係る、アの表の区分に定めるデータ量の最大値(変更前利用データ量が5,368,709,120バイト(5ギガバイト)を超える場合は、21,474,836,480バイト(20ギガバイト)とします。)から、変更前利用データ量を差し引いた値
変更後の料金種別に係る、区分2から区分4に定めるデータ量の最大値及び区分3から区分5に定めるデータ量の最小値	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から1,073,741,824バイト(1ギガバイト)を差し引いた値を加算した値

コ 特定データ通信段階定額制(V)の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信段階定額制(V)の適用の廃止を申し出ることができます。

サ 当社は、特定データ通信段階定額制(V)の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信段階定額制(V)を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信段階定額制(V)を廃止します。

(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)

(イ) LTE契約の解除があったとき。

(ウ) 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。

(オ) 特定データ通信段階定額制Ⅲ(V)の適用の申込みがあったとき。

シ サの規定により、特定データ通信段階定額制(V)の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信段階定額制(V)の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信段階定額制(V)の適用
1 2から4以外により特定データ通信段階定額制(V)の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制(V)の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制(V)の適用の対象とします。
3 第1種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制(V)の適用の対象とします。
4 特定データ通信段階定額制(V)を廃止する申出又は特定データ通信段階定額制Ⅲ(V)の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制(V)の適用の対象とします。

ス 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

(ア) シの表の規定により特定データ通信段階定額制(V)の適用を開始したとき。

(イ) シの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るもの)に限り、)に限り、)区分3又は区分4の規定により特定データ通信段階定額制(V)の適用を廃止したとき。

(ウ) 特定データ通信段階定額制(V)の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のもの)に限り、)があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、スの(ア)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信段階定額制(V)の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、スの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれサの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)

セ ア～スの規定にかかわらず、特定データ通信段階定額制(V)の適用を新たに申し込むことはできません。

(3)の 14 特定のデータ通信への定額制の適用 (フラットプラン)	ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEサービス(第1種LTEデュアルに限ります。)の契約者回線との間のデータ通信(特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。)について、次表に規定する定額料(サの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信定額制Ⅲ」といいます。)を行います。 この場合において、特定データ通信定額制Ⅲには次表に定める種類があり、LTE契約者は、そのいずれかを選択していただきます。												
	1 契約ごとに月額 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">種類</th><th style="width: 50%;">定額料</th></tr> <tr> <td>フラットプラン 20</td><td>4,720 円(5,192 円)</td></tr> <tr> <td>フラットプラン 25 Netflix/パック</td><td>6,050 円(6,655 円)</td></tr> <tr> <td>フラットプラン 30</td><td>6,720 円(7,392 円)</td></tr> </table>	種類	定額料	フラットプラン 20	4,720 円(5,192 円)	フラットプラン 25 Netflix/パック	6,050 円(6,655 円)	フラットプラン 30	6,720 円(7,392 円)				
種類	定額料												
フラットプラン 20	4,720 円(5,192 円)												
フラットプラン 25 Netflix/パック	6,050 円(6,655 円)												
フラットプラン 30	6,720 円(7,392 円)												
	イ 特定データ通信定額制Ⅲは、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信段階定額制の適用を受けている契約者回線を除きます。)に限り、選択することができます。												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th><th style="width: 50%;">基本使用料の料金種別</th></tr> <tr> <td>カテゴリーⅡ</td><td>シンプル、カケホ、スーパーカケホ</td></tr> </table>	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ								
区分	基本使用料の料金種別												
カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ												
	ウ 削除												
	エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。												
	オ 特定データ通信定額制Ⅲの適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th><th style="width: 50%;">データ通信定額制Ⅲの適用の開始</th></tr> <tr> <td>1 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。</td><td>そのLTEサービスの提供を開始した日</td></tr> <tr> <td>2 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時にに行われたとき。</td><td>そのLTEサービスの再利用を開始した日</td></tr> <tr> <td>3 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時にに行われたとき。</td><td>その変更後のLTEサービスの提供を開始した日</td></tr> <tr> <td>4 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものを除きます。)に係る請求と同時にに行われたとき。</td><td>料金種別の変更があった日</td></tr> <tr> <td>5 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、端末設備の購入と同時にに行われたとき。</td><td>その申込みを当社が承諾した日</td></tr> </table>	区分	データ通信定額制Ⅲの適用の開始	1 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日	2 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時にに行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日	3 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時にに行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日	4 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものを除きます。)に係る請求と同時にに行われたとき。	料金種別の変更があった日	5 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、端末設備の購入と同時にに行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
区分	データ通信定額制Ⅲの適用の開始												
1 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日												
2 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時にに行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日												
3 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、第1種LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更に係る請求と同時にに行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日												
4 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものを除きます。)に係る請求と同時にに行われたとき。	料金種別の変更があった日												
5 特定データ通信定額制Ⅲの申込みが、端末設備の購入と同時にに行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日												
	カ LTE契約者は、特定データ通信定額制Ⅲの種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅲの取扱いについては、次表のとおりとします。												
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 50%;">区分</th><th style="width: 50%;">変更後の特定データ通信定額制Ⅲの適用</th></tr> <tr> <td>(ア) (イ)以外の場合</td><td>その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅲを適用します。</td></tr> <tr> <td>(イ) 端末設備の購入と同時にに行われたものである場合</td><td>その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅲを適用します。</td></tr> </table>	区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅲの適用	(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅲを適用します。	(イ) 端末設備の購入と同時にに行われたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅲを適用します。						
区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅲの適用												
(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅲを適用します。												
(イ) 端末設備の購入と同時にに行われたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅲを適用します。												
	キ 特定データ通信定額制Ⅲの適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時にを行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅲの適用の廃止を申し出ることができます。												
	ク 当社は、特定データ通信定額制Ⅲの適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅲを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅲを廃止します。												

- (ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)
 (イ) LTE契約の解除があったとき。
 (ウ) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
 (エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。
 (オ) 特定データ通信段階定額制の適用の申込みがあったとき。

ケ ケの規定により、特定データ通信定額制Ⅲの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅲの適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅲの適用
1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅲの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とします。
3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とします。
4 特定データ通信定額制Ⅲを廃止する申出又は特定データ通信段階定額制の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲの適用の対象とします。

コ 特定データ通信定額制Ⅲを選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

サ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

- (ア) オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅲの適用を開始したとき。
 (イ) カの規定により特定データ通信定額制Ⅲの種類を変更したとき。
 (ウ) ケの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るもの)に限ります。)、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅱの適用を廃止したとき。
 (エ) 特定データ通信定額制Ⅲの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日、基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のもの)に限ります。)があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、サの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅲの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅲの適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、サの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅲの適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)

シ 削除

ス 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、その契約者は、

	アに規定する定額料の支払いを要しません。この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 セ スまでの規定にかかわらず、特定データ通信定額制Ⅲの適用を新たに申込むこと又はその種類の変更を請求することはできません。 ソ 平成 31 年 1 月 15 日までにフラットプラン 25 Netflix パックの申出があり当社が承諾している場合、その契約者回線について、LTE 契約者からの廃止の申出、LTE 契約の解除、LTE サービスの利用の一時休止又は LTE サービスの種類の変更等によりフラットプラン 25 Netflix パックの適用を廃止するまでの間、アに定めるフラットプラン 25 Netflix パックの定額料を税抜額 5,900 円(税込額 6,490 円)に読み替えて適用します。																								
(3)の 15 特定のデータ通信への定額制の適用(V) (フラットプラン(V))	ア 当社は、LTE 契約者からの申出により、その LTE サービス(第 2 種 LTE デュアルに限ります。)の契約者回線との間のデータ通信(特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。)について、次表に規定する定額料(サの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信定額制Ⅲ(V)」といいます。)を行います。 この場合において、特定データ通信定額制Ⅲ(V)には次表に定める種類があり、LTE 契約者は、そのいずれかを選択していただきます。 1 契約ごとに月額 <table border="1"> <tr> <th>種類</th><th>定額料</th></tr> <tr> <td>フラットプラン 20(V)</td><td>4,720 円(5,192 円)</td></tr> <tr> <td>フラットプラン 25 Netflix パック(V)</td><td>6,050 円(6,655 円)</td></tr> <tr> <td>フラットプラン 30(V)</td><td>6,720 円(7,392 円)</td></tr> </table> イ 特定データ通信定額制Ⅲ(V)は、第 2 種 LTE デュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信段階定額制(V)の適用を受けている契約者回線を除きます。)に限り、選択することができます。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>基本使用料の料金種別</th></tr> <tr> <td>カテゴリー II</td><td>シンプル(V)、カケホ(V)、スーパーカケホ(V)</td></tr> </table> ウ 削除 エ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。 オ 特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>データ通信定額制Ⅲ(V)の適用の開始</th></tr> <tr> <td>1 特定データ通信定額制Ⅲ(V)の申込みが、その契約者回線に係る LTE 契約の申込みと同時にに行われたとき。</td><td>その LTE サービスの提供を開始した日</td></tr> <tr> <td>2 特定データ通信定額制Ⅲ(V)の申込みが、その契約者回線に係る LTE サービスの再利用の請求と同時にに行われたとき。</td><td>その LTE サービスの再利用を開始した日</td></tr> <tr> <td>3 特定データ通信定額制Ⅲ(V)の申込みが、第 1 種 LTE デュアルへの LTE サービスの種類の変更に係る請求と同時にに行われたとき。</td><td>その変更後の LTE サービスの提供を開始した日</td></tr> <tr> <td>4 特定データ通信定額制Ⅲ(V)の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものを除きます。)に係る請求と同時にに行われたとき。</td><td>料金種別の変更があった日</td></tr> <tr> <td>5 特定データ通信定額制Ⅲ(V)の申込みが、端末設備の購入と同時にに行われたとき。</td><td>その申込みを当社が承諾した日</td></tr> </table> カ LTE 契約者は、特定データ通信定額制Ⅲ(V)の種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅲ(V)の取扱いについては、次表のとおりとし	種類	定額料	フラットプラン 20(V)	4,720 円(5,192 円)	フラットプラン 25 Netflix パック(V)	6,050 円(6,655 円)	フラットプラン 30(V)	6,720 円(7,392 円)	区分	基本使用料の料金種別	カテゴリー II	シンプル(V)、カケホ(V)、スーパーカケホ(V)	区分	データ通信定額制Ⅲ(V)の適用の開始	1 特定データ通信定額制Ⅲ(V)の申込みが、その契約者回線に係る LTE 契約の申込みと同時にに行われたとき。	その LTE サービスの提供を開始した日	2 特定データ通信定額制Ⅲ(V)の申込みが、その契約者回線に係る LTE サービスの再利用の請求と同時にに行われたとき。	その LTE サービスの再利用を開始した日	3 特定データ通信定額制Ⅲ(V)の申込みが、第 1 種 LTE デュアルへの LTE サービスの種類の変更に係る請求と同時にに行われたとき。	その変更後の LTE サービスの提供を開始した日	4 特定データ通信定額制Ⅲ(V)の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものを除きます。)に係る請求と同時にに行われたとき。	料金種別の変更があった日	5 特定データ通信定額制Ⅲ(V)の申込みが、端末設備の購入と同時にに行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
種類	定額料																								
フラットプラン 20(V)	4,720 円(5,192 円)																								
フラットプラン 25 Netflix パック(V)	6,050 円(6,655 円)																								
フラットプラン 30(V)	6,720 円(7,392 円)																								
区分	基本使用料の料金種別																								
カテゴリー II	シンプル(V)、カケホ(V)、スーパーカケホ(V)																								
区分	データ通信定額制Ⅲ(V)の適用の開始																								
1 特定データ通信定額制Ⅲ(V)の申込みが、その契約者回線に係る LTE 契約の申込みと同時にに行われたとき。	その LTE サービスの提供を開始した日																								
2 特定データ通信定額制Ⅲ(V)の申込みが、その契約者回線に係る LTE サービスの再利用の請求と同時にに行われたとき。	その LTE サービスの再利用を開始した日																								
3 特定データ通信定額制Ⅲ(V)の申込みが、第 1 種 LTE デュアルへの LTE サービスの種類の変更に係る請求と同時にに行われたとき。	その変更後の LTE サービスの提供を開始した日																								
4 特定データ通信定額制Ⅲ(V)の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものを除きます。)に係る請求と同時にに行われたとき。	料金種別の変更があった日																								
5 特定データ通信定額制Ⅲ(V)の申込みが、端末設備の購入と同時にに行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日																								

ます。	
区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用
(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅲ(V)を適用します。
(イ) 端末設備の購入と同時に行了れたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅲ(V)を適用します。
キ 特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時にを行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用の廃止を申し出ることができます。 ク 当社は、特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅲ(V)を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅲ(V)を廃止します。 (ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。) (イ) LTE契約の解除があったとき。 (ウ) 第1種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 (エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。 (オ) 特定データ通信段階定額制(V)の適用の申込みがあったとき。 ケ クの規定により、特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。 この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。	
区分	特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用
1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用の対象とします。
3 第2種LTEデュアル若しくはLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用の対象とします。
4 特定データ通信定額制Ⅲ(V)を廃止する申出又は特定データ通信段階定額制(V)の適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行了れたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用の対象とします。
コ 特定データ通信定額制Ⅲ(V)を選択した契約者は、シに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。 サ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。 (ア) オの表の規定により特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用を開始したとき。 (イ) カの規定により特定データ通信定額制Ⅲ(V)の種類を変更したとき。 (ウ) ケの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るもの)に限り、)に限り、)区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用を廃止したとき。 (エ) 特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に、基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のもの)に限り、)があったとき。	

	<table><tr><td>区分</td><td>起算日</td></tr><tr><td>適用開始日</td><td>その料金月の初日(その料金月において、サの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)</td></tr><tr><td>適用終了日</td><td>その料金月の末日(その料金月において、サの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)</td></tr></table> シ 削除 ス 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。 この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 セ スまでの規定にかかわらず、特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用を新たに申込むこと又はその種類の変更を請求することはできません。 ソ 平成 31 年1月 15 日までにフラットプラン 25 Netflixパック(V)の申出があり当社が承諾している場合、その契約者回線について、LTE契約者からの廃止の申出、LTE契約の解除、LTEサービスの利用の一時休止又はLTEサービスの種類の変更等によりフラットプラン 25 Netflixパックの適用を廃止するまでの間、アに定めるフラットプラン 25 Netflixパック(V)の定額料を税抜額 5,900 円(税込額 6,490 円)に読み替えて適用します。	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、サの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、サの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)									
区分	起算日															
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、サの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)															
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、サの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用終了日、ケの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)															
(3)の 16 削除	削除															
(3)の 17 削除	削除															
(3)の 18 特定のデータ通信への段階定額制の適用	ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEデュアルの契約者回線との間のデータ通信について、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量に応じて、(ア)に規定する定額料(スの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信段階定額制Ⅱ」といいます。)を行います。 この場合において、特定データ通信段階定額制Ⅱには(イ)に定める種類があり、LTE契約者は、基本使用料の料金種別に応じて、そのいずれかを選択していただきます。 (ア) 定額料 ①スマホミニプラン+4Gに係るもの <table><tr><td colspan="2"></td><td>1契約ごとに月額</td></tr><tr><td>区分</td><td>累計課金対象データ量</td><td>定額料</td></tr><tr><td>区分1</td><td>1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)以下の場合</td><td>3,100 円 (3,410 円)</td></tr><tr><td>区分2</td><td>1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を超え 3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)以下の場合</td><td>4,600 円 (5,060 円)</td></tr><tr><td>区分3</td><td>3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)を超えた場合</td><td>6,100 円 (6,710 円)</td></tr></table>			1契約ごとに月額	区分	累計課金対象データ量	定額料	区分1	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)以下の場合	3,100 円 (3,410 円)	区分2	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を超え 3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)以下の場合	4,600 円 (5,060 円)	区分3	3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)を超えた場合	6,100 円 (6,710 円)
		1契約ごとに月額														
区分	累計課金対象データ量	定額料														
区分1	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)以下の場合	3,100 円 (3,410 円)														
区分2	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を超え 3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)以下の場合	4,600 円 (5,060 円)														
区分3	3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)を超えた場合	6,100 円 (6,710 円)														

②スマホミニプラン4Gに係るもの

1契約ごとに月額

区分	累計課金対象データ量	定額料
区分1	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)以下の場合	2,000 円 (2,200 円)
区分2	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を超え 2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)以下の場合	3,000 円 (3,300 円)
区分3	2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)を超え 3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)以下の場合	4,000 円 (4,400 円)
区分4	3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)を超えた場合	4,500 円 (4,950 円)

③ピタットプラン4GLTE又は新ピタットプランに係るもの

1契約ごとに月額

区分	累計課金対象データ量	定額料
区分1	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)以下の場合	1,700 円 (1,870 円)
区分2	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を超え 4,294,967,296 バイト(4ギガバイト)以下の場合	3,200 円 (3,520 円)
区分3	4,294,967,296 バイト(4ギガバイト)を超えた場合	4,700 円 (5,170 円)

(イ) 特定データ通信段階定額制Ⅱの種類

種類
スマホミニプラン+4G
スマホミニプラン4G
ピタットプラン4GLTE
新ピタットプラン

イ 特定データ通信段階定額制Ⅱは、LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といい、特定データ通信定額制Ⅳ又は特定データ通信定額制Ⅴの適用を受けている契約者回線を除きます。)に限り、選択することができます。

種類	基本使用料の料金種別
スマホミニプラン+4G	基本プラン(スマホミニ+)
スマホミニプラン4G	基本プラン(スマホミニ)
ピタットプラン4GLTE	基本プラン
新ピタットプラン	標準プラン

ウ データ通信料の月間累計は、特定データ通信段階定額制Ⅱの種類ごと、基本使用料の料金種別ごと並びに国内通話定額の適用の有無及び適用を受ける場合はその種類ごとに、料金月単位で行います。

エ 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。

ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。

区分	特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の開始
1 特定データ通信段階定額制Ⅱの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時にされたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信段階定額制Ⅱの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時にされたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信段階定額制Ⅱの申込みが、LTEサービスの種類の変更に係る請求と同時にされたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日

4 特定データ通信段階定額制Ⅱの申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものを除きます。)に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信段階定額制Ⅱの申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日

オ LTE契約者は、特定データ通信段階定額制Ⅱの種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信段階定額制Ⅱの取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	変更後の特定データ通信段階定額制Ⅱの適用
(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信段階定額制Ⅱを適用します。
(イ) 端末設備の変更に係る請求又はLTEサービスの種類の変更と同時に行われたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信段階定額制Ⅱを適用します。

カ 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線について、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量がアの表の区分(それぞれ最期の区分を除きます。)に定めるそれぞれのデータ量の最大値を超えたときに、購入残等データ量を有する場合、アの表を次のとおり読み替えて、特定データ通信段階定額制Ⅱを適用します。

(ア) スマホミニプラン+4Gに係るもの

1契約ごとに月額

区分	累計課金対象データ量	定額料
区分1	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)以下の場合	3,100 円 (3,410 円)
区分2	区分1のデータ量の最大値を超え区分1のデータ量の最大値に 2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)を合算したデータ量以下の場合	4,600 円 (5,060 円)
区分3	区分2のデータ量の最大値を超えた場合	6,100 円 (6,710 円)
備考 区分2については、その区分に定めるデータ量の最大値を超えた時点で購入残等データ量を有する場合、そのデータ量を合算した値を最大値とします。		

(イ) スマホミニプラン4Gに係るもの

1契約ごとに月額

区分	累計課金対象データ量	定額料
区分1	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)に購入残等データ量を合算したデータ量以下の場合	2,000 円 (2,200 円)
区分2	区分1のデータ量の最大値を超え区分1のデータ量の最大値に 1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を合算したデータ量以下の場合	3,000 円 (3,300 円)
区分3	区分2のデータ量の最大値を超え区分2のデータ量の最大値に 1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を合算したデータ量以下の場合	4,000 円 (4,400 円)
区分4	区分3のデータ量の最大値を超えた場合	4,500 円 (4,950 円)
備考 区分2及び区分3については、それぞれの区分に定めるデータ量の最大値を超えた時点で購入残等データ量を有する場合、そのデータ量を合算した値を最大値とします。		

(ウ) ピタットプラン4GLTE又は新ピタットプランに係るもの

1契約ごとに月額

区分	累計課金対象データ量	定額料
----	------------	-----

区分1	1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)に購入残等データ量を合算したデータ量以下の場合	1,700 円 (1,870 円)
区分2	区分1のデータ量の最大値を超え 区分1のデータ量の最大値に 3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)を合算したデータ量以下の場合	3,200 円 (3,520 円)
区分3	区分2のデータ量の最大値を超えた場合	4,700 円 (5,170 円)
備考 区分2については、その区分に定めるデータ量の最大値を超えた時点で購入残等データ量を有する場合、そのデータ量を合算した値を最大値とします。		

キ 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線について、(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受ける場合、同(14)の規定によるほか、ア又はカの表のそれぞれの区分に定めるデータ量の最大値及び最小値((14)の適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量を超える部分に限ります。)を、そのデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線、etc モバイル(5G)契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量を加算した値にそれぞれ読み替えて、特定データ通信段階定額制Ⅱを適用します。

ク 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線について、(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用の廃止があった場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分の次の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。

ただし、LTE契約の解除による廃止の場合、廃止があった時点のその契約者回線に係る累計課金対象データ量は、廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る定額料と同額の定額料に係るアの表の区分に定めるデータ量の最小値として取り扱います。

ケ 料金月の起算日以外の日に(ア)から(カ)に該当した場合、特定データ通信段階定額制Ⅱの種類に応じて、アの表の区分に定めるデータ量の最大値及び最小値をそれぞれ次のとおり読み替えて、特定データ通信段階定額制Ⅱを適用します。

(ア) 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の開始があったとき((イ)に該当するときを除きます。))。

読み替える値	読み替え後の値
それぞれの区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	特定データ段階定額制Ⅱの適用を開始する前の基本使用料の料金種別等に係る総量速度規制データ量(その値が1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)未満の場合は、1ギガバイトとします。)から、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量((5)、(5)の2、(6)、(6)の2又は(6)の3の取扱いを受けるものを除きます。)を差し引いた値(その値が0バイト以下の場合は、0バイトとします。)
それぞれの区分に定めるデータ量の最大値及び最小値(上欄のものを除きます。)	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から 1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を差し引いた値を加算した値

(イ) 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の開始があったとき(その申込みが特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制(V)の廃止の申出と同時に行われたときに限ります。))。

読み替える値	読み替え後の値
それぞれの区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を開始した時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量(以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。)に係る、(3)の 12 のア又は(3)の 13 のアの表の区分に定めるデータ量の最大値(変更前利用データ量が 5,368,709,120 バイト(5ギガバイト)を超える場合は、21,474,836,480 バイト(20ギガバイト)とします。)から、変更前利用データ量を差し引いた値

それぞれの区分に定めるデータ量の最大値及び最小値(上欄のものを除きます。)		それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から 1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を差し引いた値を加算した値	
(ウ) 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている場合であって、国内通話定額の種類変更等があったとき。			
読み替える値		読み替え後の値	
国内通話定額の種類変更等後の、それぞれの区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値		国内通話定額の種類変更等があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量(以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。))に係る、アの表の区分に定めるデータ量の最大値(変更前利用データ量が次表の左欄の値を超える場合は、同表の右欄の値から、変更前利用データ量を差し引いた値 ① スマホミニプラン+4Gの適用を受けている場合 3,221,225,472 バイト (3ギガバイト) 5,368,709,120 バイト (5ギガバイト) ② スマホミニプラン4Gの適用を受けている場合 3,221,225,472 バイト (3ギガバイト) 4,294,967,296 バイト (4ギガバイト) ③ ピタットプラン4G又は新ピタットプランの適用を受けている場合 4,294,967,296 バイト (4ギガバイト) 7,516,192,768 バイト (7ギガバイト)	
国内通話定額の種類変更等後の、それぞれの区分に定めるデータ量の最大値及び最小値(上欄のものを除きます。)		それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から 1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を差し引いた値を加算した値	
(エ) 特定データ通信段階定額制Ⅱの種類の変更があったとき。			
読み替える値		読み替え後の値	
変更後の特定データ通信段階定額制Ⅱに係る、それぞれの区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値		種類の変更があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量(以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。))に係る、アの表の区分に定めるデータ量の最大値(変更前利用データ量が次表の左欄の値を超える場合は、同表の右欄の値とします。))から、変更前利用データ量を差し引いた値 ① スマホミニプラン4Gからの変更の場合 3,221,225,472 バイト (3ギガバイト) 4,294,967,296 バイト (4ギガバイト) ② ピタットプラン4G又は新ピタットプランからの変更の場合 4,294,967,296 バイト (4ギガバイト) 7,516,192,768 バイト (7ギガバイト)	
変更後の特定データ通信段階定額制Ⅱに係る、それぞれの区分に定めるデータ量の最大値及び最小値(上欄のものを除きます。)		それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から 1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を差し引いた値を加算した値	
(オ) 契約移行と同時に特定データ通信定額制Ⅱの適用の開始があったとき(契約移行のあった日において、契約移行前の ctc モバイル(5G)契約者回線について、当社の5G約款に定めるデータ段階定額の適用を受けていたときに限ります。)			
読み替える値		読み替え後の値	
それぞれの区分1に定める		特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を開始した時点まで	

データ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	に ctc モバイル(5G)契約者回線との間で行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量(5G約款に定めるデータ段階定額に係るものをいいます。以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。)に係る、5G約款に定めるデータ段階定額のデータ通信料に関する規定(この(3)の18 のアに相当する規定をいいます。)の表の区分に定めるデータ量の最大値(変更前利用データ量が次表の左欄の値を超える場合は、同表の右欄の値とします。)から、変更前利用データ量を差し引いた値 ① スマホミニプラン+5Gの適用を受けていた場合 <table><tr><td>3,221,225,472 バイト (3ギガバイト)</td><td>5,368,709,120 バイト (5ギガバイト)</td></tr></table> ② スマホミニプラン5Gの適用を受けていた場合 <table><tr><td>3,221,225,472 バイト (3ギガバイト)</td><td>4,294,967,296 バイト (4ギガバイト)</td></tr></table> ③ ピタットプラン5G の適用を受けていた場合 <table><tr><td>4,294,967,296 バイト (4ギガバイト)</td><td>7,516,192,768 バイト (7ギガバイト)</td></tr></table>	3,221,225,472 バイト (3ギガバイト)	5,368,709,120 バイト (5ギガバイト)	3,221,225,472 バイト (3ギガバイト)	4,294,967,296 バイト (4ギガバイト)	4,294,967,296 バイト (4ギガバイト)	7,516,192,768 バイト (7ギガバイト)
3,221,225,472 バイト (3ギガバイト)	5,368,709,120 バイト (5ギガバイト)						
3,221,225,472 バイト (3ギガバイト)	4,294,967,296 バイト (4ギガバイト)						
4,294,967,296 バイト (4ギガバイト)	7,516,192,768 バイト (7ギガバイト)						
それぞれの区分に定めるデータ量の最大値及び最小値(上欄のものを除きます。)	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から 1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を差し引いた値を加算した値						
(カ) 契約移行と同時に特定データ通信定額制Ⅱの適用の開始があったとき(オ)に該当するときは除きます。)							
読み替える値	読み替え後の値						
それぞれの区分1に定めるデータ量の最大値及び区分2に定めるデータ量の最小値	特定データ段階定額制Ⅱの適用を開始する前の ctc モバイル(5G)サービスの基本使用料の料金種別等に係る総量速度規制データ量(その値が 1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)未満の場合は、1ギガバイトとします。)から、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を開始した時点までに ctc モバイル(5G)契約者回線との間で行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量(5G約款に定める次表の取扱いを受けるものを除きます。)を差し引いた値(その値が0バイト以下の場合は、0バイトとします。) <table><tr><td>データ通信総量速度規制、データ通信利用の制限の廃止に係る取扱い、総量速度規制データ量の繰越適用又はデータ通信総量速度規制の一時解除</td></tr></table>	データ通信総量速度規制、データ通信利用の制限の廃止に係る取扱い、総量速度規制データ量の繰越適用又はデータ通信総量速度規制の一時解除					
データ通信総量速度規制、データ通信利用の制限の廃止に係る取扱い、総量速度規制データ量の繰越適用又はデータ通信総量速度規制の一時解除							
それぞれの区分に定めるデータ量の最大値及び最小値(上欄のものを除きます。)	それぞれの読み替える前の値に、上欄により算定した読み替え後の値から 1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を差し引いた値を加算した値						
コ 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の廃止を申し出ることができます。							
サ 当社は、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信段階定額制Ⅱを廃止します。 (ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。) (イ) LTE契約の解除があったとき。 (ウ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 (エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。 (オ) 特定データ通信定額制Ⅳ又は特定データ通信定額制Ⅴの適用の申込みがあったとき。							
シ サの規定により、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。							

	この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。 <table><tr><th>区分</th><th>特定データ通信段階定額制Ⅱの適用</th></tr><tr><td>1 2から4以外により特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の対象とします。</td></tr><tr><td>2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。</td><td>その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の対象とします。</td></tr><tr><td>3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</td><td>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の対象とします。</td></tr><tr><td>4 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅳ若しくは特定データ通信定額制Ⅴの適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のLTEサービスの種類の変更と同時にされたとき。</td><td>その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の対象とします。</td></tr></table>	区分	特定データ通信段階定額制Ⅱの適用	1 2から4以外により特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の対象とします。	2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の対象とします。	3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の対象とします。	4 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅳ若しくは特定データ通信定額制Ⅴの適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のLTEサービスの種類の変更と同時にされたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の対象とします。
区分	特定データ通信段階定額制Ⅱの適用										
1 2から4以外により特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の対象とします。										
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の対象とします。										
3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の対象とします。										
4 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を廃止する申出又は特定データ通信定額制Ⅳ若しくは特定データ通信定額制Ⅴの適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のLTEサービスの種類の変更と同時にされたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信段階定額制Ⅱの適用の対象とします。										
	ス 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。 (ア) エの表の規定により特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を開始したとき。 (イ) オの規定により特定データ通信段階定額制Ⅱの種類を変更したとき。 (ウ) シの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るものに限ります。))に限ります。)、区分3又は区分4の規定により特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を廃止したとき。 (エ) 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に国内通話定額の種類変更等があったとき。 <table><tr><th>区分</th><th>起算日</th></tr><tr><td>適用開始日</td><td>その料金月の初日(その料金月において、スの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信段階定額制Ⅱの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信段階定額制Ⅱの適用開始日又は国内通話定額の種類変更等日</td></tr><tr><td>適用終了日</td><td>その料金月の末日(その料金月において、スの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信段階定額制Ⅱの適用終了日の前日、シの表のその事由が生じた日の前日又は国内通話定額の種類変更等日の前日</td></tr></table>	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、スの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信段階定額制Ⅱの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信段階定額制Ⅱの適用開始日又は国内通話定額の種類変更等日	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、スの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信段階定額制Ⅱの適用終了日の前日、シの表のその事由が生じた日の前日又は国内通話定額の種類変更等日の前日				
区分	起算日										
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、スの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信段階定額制Ⅱの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信段階定額制Ⅱの適用開始日又は国内通話定額の種類変更等日										
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、スの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信段階定額制Ⅱの適用終了日の前日、シの表のその事由が生じた日の前日又は国内通話定額の種類変更等日の前日										
	セ スまでの規定にかかわらず、次表に定める種類の特定データ通信段階定額制Ⅱの適用又は同種類への変更を新たに申し込むことはできません。 <table><tr><th>種類</th></tr><tr><td>スマホミニプラン4G</td></tr><tr><td>ピタットプラン4GLTE</td></tr><tr><td>新ピタットプラン</td></tr></table>	種類	スマホミニプラン4G	ピタットプラン4GLTE	新ピタットプラン						
種類											
スマホミニプラン4G											
ピタットプラン4GLTE											
新ピタットプラン											
(3)の 19 特定のデータ通信への定額額制の適用 (フラットプラン7プラス)	ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEデュアルとの契約者回線との間のデータ通信(特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。))について、次表に規定する定額料(コの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信定額制Ⅳ」といいます。)を行います。 この場合において、特定データ通信定額制Ⅳには次表に定める種類があり、LTE契約者は、基本使用料の料金種別に応じて、そのいずれかを選択していただきます。 1 契約ごとに月額 <table><tr><th>種類</th><th>定額料</th></tr><tr><td>フラットプラン7プラス</td><td>4,200 円 (4,620 円)</td></tr></table>	種類	定額料	フラットプラン7プラス	4,200 円 (4,620 円)						
種類	定額料										
フラットプラン7プラス	4,200 円 (4,620 円)										

フラットプラン7プラスN	4,200 円 (4,620 円)
イ 特定データ通信段階定額制Ⅱは、LTEデュアルの契約者回線であって、次の全てを満たすものに限り、選択することができます。 (ア) 基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といいます。)であること。	
種類	基本使用料の料金種別
フラットプラン7プラス	標準プラン
フラットプラン7プラスN	基本プラン
(イ) 特定データ通信段階定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅴの適用を受けていないこと。	
(ウ) LTE NET for DATA機能の提供を受けていないこと。	
(エ) 通話識別機能の適用について、承諾していること。	
ウ データ通信料の月間累計は、特定データ通信定額制Ⅳの種類ごと、基本使用料の料金種別ごと並びに国内通話定額の適用の有無及び適用を受ける場合はその種類ごとに、料金月単位で行います。	
エ 特定データ通信定額制Ⅳの適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。	
ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。	
区分	特定データ通信定額制Ⅳの適用の開始
1 特定データ通信定額制Ⅳの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行了われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日
2 特定データ通信定額制Ⅳの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行了われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
3 特定データ通信定額制Ⅳの申込みが、LTEサービスの種類の変更(LTEデュアルへの変更又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更に限ります。)に係る請求と同時に行了われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信定額制Ⅳの申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のもを除きます。)に係る請求と同時に行了われたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信定額制Ⅳの申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行了われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
オ LTE契約者は、特定データ通信定額制Ⅳの種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅳの取扱いについては、次表のとおりとします。	
区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅳの適用
(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅳを適用します。
(イ) 端末設備の変更に係る請求と同時に行了われたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅳを適用します。
カ 特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行的場合に限る、特定データ通信定額制Ⅳの適用の廃止を申し出ることができます。	
キ 当社は、特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅳの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅳを廃止します。	
(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)	

- (イ) LTE契約の解除があったとき。
 (ウ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
 (エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。
 (オ) 特定データ通信段階定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅴの適用の申込みがあったとき。

ク キの規定により、特定データ通信定額制Ⅳの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅳの適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合は生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。

区分	特定データ通信定額制Ⅳの適用
1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅳの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅳの適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅳの適用の対象とします。
3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅳの適用の対象とします。
4 特定データ通信定額制Ⅳの適用を廃止する申出又は特定データ通信段階定額制Ⅱ若しくは特定データ通信定額制Ⅴの適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のLTEサービスの種類の変更と同時に行為されたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅳの適用の対象とします。

ケ 特定データ通信定額制Ⅳを選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。

コ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。

- (ア) エの表の規定により特定データ通信定額制Ⅳの適用を開始したとき。
 (イ) オの規定により特定データ通信定額制Ⅳの種類を変更したとき。
 (ウ) クの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るものに限ります。))に限ります。、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅳの適用を廃止したとき。
 (エ) 特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日国内通話定額の種類変更等があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、コの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅳの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅳの適用開始又は国内通話定額の種類変更等日)
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、コの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅳの適用終了日、クの表のその事由が生じた日の前日又は国内通話定額の種類変更等日の前日とします。)

サ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。))が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。

この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

シ サまでの規定にかかわらず、特定データ通信定額制Ⅳの適用又はその種類の変更を新たに申し込むことはできません。

われたとき。	
カ LTE契約者は、特定データ通信定額制Ⅴの種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制の取扱いについては、次表のとおりとします。	
区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅴの適用
(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅴを適用します。
(イ) 端末設備の変更に係る請求又はLTEサービスの種類の変更と同時に行われたものである場合	その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅴを適用します。
キ 特定データ通信定額制Ⅴの適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅴの適用の廃止を申し出ることができます。	
ク 当社は、特定データ通信定額制Ⅴの適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅴの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅴを廃止します。	
(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)	
(イ) LTE契約の解除があったとき。	
(ウ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。	
(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	
(オ) 特定データ通信段階定額制Ⅱ又は特定データ通信定額制Ⅳの適用の申込みがあったとき。	
ケ クの規定により、特定データ通信定額制Ⅴの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。	
この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅴの適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。	
区分	特定データ通信定額制Ⅴの適用
1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅴの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅴの適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅴの適用の対象とします。
3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅴの適用の対象とします。
4 特定データ通信定額制Ⅴの適用を廃止する申出又は特定データ通信段階定額制Ⅱ若しくは特定データ通信定額制Ⅳの適用の申込みが、端末設備の変更に係る請求又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のLTEサービスの種類の変更と同時に行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅴの適用の対象とします。
コ 特定データ通信定額制Ⅴを選択した契約者は、ソに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。	
サ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。	
(ア) エの表の規定により特定データ通信定額制Ⅴの適用を開始したとき。	
(イ) オの規定により特定データ通信定額制Ⅴの種類を変更したとき。	
(ウ) クの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るもの)に限ります。)、区分	

3又は区分4の規定により特定データ通信定額制Vの適用を廃止したとき。
(エ) 特定データ通信定額制Vの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日
に国内通話定額の種類変更等があったとき。

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、サの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Vの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Vの適用開始又は国内通話定額の種類変更等日とします。)
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、サの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Vの適用終了日、サの表のその事由が生じた日の前日又は国内通話定額の種類変更等日の前日とします。)

シ 当社は、データ使い放題定額の適用を受けている契約者回線との間のデータ通信に関する料金について、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量が次表に定める値以下である場合、同表に定める額(以下この欄において「割引額」といい、サの規定により定額料を日割りした場合は、その日数に応じて割引額を日割りした額とします。)の割引(以下この欄において「小容量利用割引」といいます。)を行います。

(ア) 使い放題MAX+の適用を受けている場合

累計課金対象データ量	割引額
1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)	1,500 円(1,650 円)

(イ) 使い放題MAXの適用を受けている場合

累計課金対象データ量	割引額
3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)	1,500 円(1,650 円)

(ウ) データMAXの適用を受けている場合

累計課金対象データ量	割引額
2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)	1,480 円(1,628 円)

ス データ使い放題定額の種類の変更があった場合又は契約移行があった場合(契約移行のあった日を含む料金月において、5G約款に定めるデータ使い放題定額の適用を受けている場合に限り。)、種類の変更前の契約者回線又は契約移行前の ctc モバイル(5G)契約者回線との間のデータ通信に係る累計課金対象データ量を、シに定める累計課金対象データ量に合算します。

セ 小容量利用割引の割引額の日割り計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

ソ 小容量利用割引は、その料金月の ctc モバイル(LTE)通信サービスの料金から減算することにより行います。

タ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

チ アの表に規定するほか、特定データ通信定額制Vには、次表に定める種類があります。

ただし、タまでの規定にかかわらず、この種類の特定データ通信定額制Vの適用又は同種類への変更を申し込むことはできません。

1 契約ごとに月額

種類		定額料
		税抜額(税込額)
データMAX	データMAX 4G LTE	6,200 円(6,820 円)
	データMAX 4G LTE Netflix/パック	7,380 円(8,118 円)
	データMAX 4G LTE ドラマ・バラエティ/パック	7,900 円(8,690 円)
使い放題MAX	使い放題MAX 4G	5,200 円(5,720 円)
	使い放題MAX 4G Netflix/パック2	6,290 円(6,919 円)
	使い放題MAX 4G Netflix/パック2(P)	6,380 円(7,018 円)
	使い放題MAX 4G Netflix/パック	6,380 円(7,018 円)
	使い放題MAX 4G Netflix/パック(P)	6,470 円(7,117 円)

		使い放題MAX 4G ドラマ・バラエティパック	6,900 円(7,590 円)
		使い放題MAX 4G DAZNパック	7,900 円(8,690 円)
	データMAXプランPro		6,200 円(6,820 円)
	データMAXプラン Netflixパック		6,780 円(7,458 円)
	データMAXプラン		7,700 円(8,470 円)
(3)の 21 特定のデータ通信への定額額制の適用 (フラットプランN)	ア 当社は、LTE契約者からの申出により、そのLTEデュアルの契約者回線との間のデータ通信(特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。)について、次表に規定する定額料(ケの規定により定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信定額制Ⅵ」といいます。)を行います。 この場合において、特定データ通信定額制Ⅵには次表に定める種類があり、LTE契約者は、基本使用料の料金種別に応じて、そのいずれかを選択していただきます。 1 契約ごとに月額		
	種類		定額料
	フラットプラン 20N		4,720 円(5,192 円)
	フラットプラン 25 NetflixパックN		5,870 円(6,457 円)
	イ 特定データ通信定額制 Ⅵ は、LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といいます。)に限り、選択することができます。		
	基本使用料の料金種別		
	シンプルN、カケホN、スーパーカケホN		
	ウ データ通信料の月間累計は、特定データ通信定額制Ⅵの種類ごと、基本使用料の料金種別ごと並びに国内通話定額の適用の有無及び適用を受ける場合はその種類ごとに、料金月単位で行います。		
	エ 特定データ通信定額制 Ⅵ の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。		
	区分	特定データ通信定額制Ⅵの適用の開始	
	1 特定データ通信定額制Ⅵの申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日	
	2 特定データ通信定額制Ⅵの申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行われたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日	
	3 特定データ通信定額制Ⅵの申込みが、LTEサービスの種類の変更(LTEデュアルへの変更又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更に限ります。)に係る請求と同時に行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日	
	4 特定データ通信定額制Ⅵの申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものを除きます。)に係る請求と同時に行われたとき。	料金種別の変更があった日	
	5 特定データ通信定額制Ⅵの申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時に行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日	
	オ LTE契約者は、特定データ通信定額制Ⅵの種類の変更を請求することができます。この場合における変更後の特定データ通信定額制Ⅵの取扱いについては、次表のとおりとします。		
	区分	変更後の特定データ通信定額制Ⅵの適用	
	(ア) (イ)以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月からのデータ通信について、変更後	

		の特定データ通信定額制Ⅵを適用します。
(イ) 端末設備の変更に係る請求と同時に 行われたものである場合		その請求があった日からのデータ通信について、変更後の特定データ通信定額制Ⅵを適用します。
カ 特定データ通信定額制Ⅵの適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時に行う場合に限り、特定データ通信定額制Ⅵの適用の廃止を申し出ることができます。		
キ 当社は、特定データ通信定額制Ⅵの適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信定額制Ⅵの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信定額制Ⅵを廃止します。		
(ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)		
(イ) LTE契約の解除があったとき。		
(ウ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。		
(エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。		
ク キの規定により、特定データ通信定額制Ⅵの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。		
この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信定額制Ⅵの適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。		
区分		特定データ通信定額制Ⅵの適用
1 2から4以外により特定データ通信定額制Ⅵの適用を廃止したとき。		その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅵの適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。		その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅵの適用の対象とします。
3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。		そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅵの適用の対象とします。
4 特定データ通信定額制Ⅵの適用を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のLTEサービスの種類の変更と同時にされたとき。		その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信定額制Ⅵの適用の対象とします。
ケ 特定データ通信定額制Ⅵを選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料の支払いを要します。		
コ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する定額料の日割りを行います。		
(ア) エの表の規定により特定データ通信定額制Ⅵの適用を開始したとき。		
(イ) オの規定により特定データ通信定額制Ⅵの種類を変更したとき。		
(ウ) クの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るものに限ります。))に限ります。)、区分3又は区分4の規定により特定データ通信定額制Ⅵの適用を廃止したとき。		
(エ) 特定データ通信定額制Ⅵの適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に基本使用料の料金種別の変更(対象プラン間のものに限ります。)があったとき。		
区分		起算日
適用開始日		その料金月の初日(その料金月において、コの(ア)、(イ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信定額制Ⅵの適用開始日、変更後の種類の特定データ通信定額制Ⅵの適用開始又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)

	<table><tr><td>適用終了日</td><td>その料金月の末日(その料金月において、コの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅵの適用終了日、クの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)</td></tr></table> サ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。 この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 シ サまでの規定にかかわらず、特定データ通信定額制Ⅵの適用又はその種類の変更を新たに申し込むことはできません。	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、コの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅵの適用終了日、クの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)																								
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、コの(イ)、(ウ)又は(エ)に該当することとなったときは、それぞれ変更前の種類の特定データ通信定額制Ⅵの適用終了日、クの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)																										
(3)の 22 特定のデータ通信への2段階定額制の適用 (ダブル定額N(ケータイ))	ア 当社は、LTE契約者からの申出により、(ア)に定める定額料を支払った場合に、そのLTEサービス(第1種LTEデュアル又は第2種LTEデュアルに限ります。)の契約者回線との間のデータ通信(特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。))について、2(料金額)の規定に代えて、(イ)に定める適用額により算定した額(以下この欄において「算定額」といいます。)から、(ア)に定める控除可能額(クの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。)を指し引いた額(その額が(ア)に定める上限定額料(クの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。)以上となる場合は、上限定額料をその額とします。)を適用する取扱い(以下「特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)」を行います。 (ア) 定額料、控除可能額及び上限定額料 <table><tr><td colspan="2">1 契約ごとに月額</td></tr><tr><td>区分</td><td>料金額</td></tr><tr><td>定額料</td><td>500 円(550 円)</td></tr><tr><td>控除可能額</td><td>205 円(225 円)</td></tr><tr><td>上限定額料</td><td>3,700 円(4,070 円)</td></tr></table> (イ) 適用額 <table><tr><td colspan="2">1 課金対象データごとに</td></tr><tr><td>区分</td><td>料金額</td></tr><tr><td>適用額</td><td>0.02 円(0.022 円)</td></tr></table> イ 特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)は、LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といいます。)に限り、選択することができます。 <table><tr><td colspan="2">基本使用料の料金種別</td></tr><tr><td colspan="2">VKプランS(N)、VKプランM(N)</td></tr></table> ウ データ通信料の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに、料金月単位で行います。エ 特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。 ただし、次表の左欄に規定する場合は、同表の右欄に規定する日からとします。 <table><tr><td>区分</td><td>特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用の開始</td></tr><tr><td>1 特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行了れたとき。</td><td>そのLTEサービスの提供を開始した日</td></tr><tr><td>2 特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行了れたとき。</td><td>そのLTEサービスの再利用を開始した日</td></tr></table>	1 契約ごとに月額		区分	料金額	定額料	500 円(550 円)	控除可能額	205 円(225 円)	上限定額料	3,700 円(4,070 円)	1 課金対象データごとに		区分	料金額	適用額	0.02 円(0.022 円)	基本使用料の料金種別		VKプランS(N)、VKプランM(N)		区分	特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用の開始	1 特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行了れたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日	2 特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行了れたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日
1 契約ごとに月額																											
区分	料金額																										
定額料	500 円(550 円)																										
控除可能額	205 円(225 円)																										
上限定額料	3,700 円(4,070 円)																										
1 課金対象データごとに																											
区分	料金額																										
適用額	0.02 円(0.022 円)																										
基本使用料の料金種別																											
VKプランS(N)、VKプランM(N)																											
区分	特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用の開始																										
1 特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の申込みが、その契約者回線に係るLTE契約の申込みと同時に行了れたとき。	そのLTEサービスの提供を開始した日																										
2 特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の申込みが、その契約者回線に係るLTEサービスの再利用の請求と同時に行了れたとき。	そのLTEサービスの再利用を開始した日																										

3 特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の申込みが、LTEサービスの種類の変更(LTEデュアルへの変更又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更に限ります。)に係る請求と同時にに行われたとき。	その変更後のLTEサービスの提供を開始した日
4 特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の申込みが、対象プランへの基本使用料の料金種別の変更(対象プランの間のものを除きます。)に係る請求と同時にに行われたとき。	料金種別の変更があった日
5 特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の申込みが、端末設備の変更に係る請求と同時にに行われたとき。	その申込みを当社が承諾した日
オ 特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用を受けている契約者回線の契約者は、対象プラン以外への基本使用料の料金種別の変更の請求と同時にする場合に限り、特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用の廃止を申し出ることができます。 カ 当社は、特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用を受けている契約者回線について、契約者から特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用を廃止します。 (ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。) (イ) LTE契約の解除があったとき。 (ウ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 (エ) 対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。 キ カの規定により、特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。 この場合、同一料金月内において、次表の1欄の左欄の規定により特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用を廃止した後、2欄、3欄又は4欄の左欄に該当する場合が生じたときは、それぞれ2欄、3欄又は4欄の規定によるものとします。	
区分	特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用
1 2から4以外により特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用の対象とします。
2 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用の対象とします。
3 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用の対象とします。
4 特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用を廃止する申出が、端末設備の変更に係る請求又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間のLTEサービスの種類の変更と同時にに行われたとき。	その申出又は申込みがあった日の前日までのデータ通信料について、特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用の対象とします。
ク 特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)を選択した契約者は、サに規定する場合を除き、通信の有無にかかわらず又は1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する定額料及び上限定額料の支払いを要します。 ケ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日	

	数に応じて、アに規定する定額料、控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。 (ア) エの表の規定により特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用を開始したとき。 (イ) キの表の区分2(LTE契約の解除(契約移行に係るものに限ります。))に限ります。、区分3又は区分4の規定により特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用を廃止したとき。 (ウ) 特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用を受けている場合であって、料金月の起算日以外の日に基本使用料の料金種別の変更(対象プラン間のものに限ります。)があったとき。 <table border="1" data-bbox="419 353 1433 629"> <tr> <th>区分</th><th>起算日</th></tr> <tr> <td>適用開始日</td><td>その料金月の初日(その料金月において、ケの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)</td></tr> <tr> <td>適用終了日</td><td>その料金月の末日(その料金月において、ケの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれキの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)</td></tr> </table> コ 控除可能額の日割り計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。 サ 契約者の責めによらない理由により、1料金月の全ての日にわたって、LTEサービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じたときは、その契約者は、アに規定する定額料の支払いを要しません。 この場合において、当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 シ サまでの規定にかかわらず、特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用を新たに申し込むことはできません。	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、ケの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、ケの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれキの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)								
区分	起算日														
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、ケの(ア)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれ特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用開始日又は基本使用料の料金種別の変更日とします。)														
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、ケの(イ)又は(ウ)に該当することとなったときは、それぞれキの表のその事由が生じた日の前日又は基本使用料の料金種別の変更日の前日とします。)														
(3)の 23 VKプランE(N)の契約者回線に係るデータ通信料の適用	ア 当社は、基本使用料の料金種別がVKプランE(N)の契約者回線との間のデータ通信(特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。))について、2(料金額)の規定に代えて、(ア)に定める適用額により算定した額(以下この欄において「算定額」といいます。))から、(イ)に定める控除可能額(キの規定により控除可能額を日割りした場合は、その額とし、算定額が控除可能額に満たない場合は、算定額とします。))を差し引いた額(その額が(イ)に定める上限定額料(キの規定により上限定額料を日割りした場合は、その額とします。))以上となる場合は、上限定額料をその額とします。))を適用する取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。))を行います。 (ア) 適用額 <table border="1" data-bbox="419 1328 1433 1435"> <tr> <th colspan="2">1課金対象データごとに</th></tr> <tr> <th>区分</th><th>料金額</th></tr> <tr> <td>適用額</td><td>0.04 円</td></tr> </table> (イ) 控除可能額及び上限定額料 <table border="1" data-bbox="419 1480 1433 1630"> <tr> <th colspan="2">1契約ごとに月額</th></tr> <tr> <th>区分</th><th>料金額</th></tr> <tr> <td>控除可能額</td><td>820 円(902 円)</td></tr> <tr> <td>上限定額料</td><td>4,200 円(4,620 円)</td></tr> </table> イ データ通信料の月間累計は、料金月単位で行います。 ウ 本取扱いの適用の開始は、その契約者回線においてVKプランE(N)の適用を開始した時点からとします。 エ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。 (ア) LTEサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。))。 (イ) LTE契約の解除があったとき。 (ウ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 (エ) VKプランE(N)以外への料金種別の変更があったとき。 オ エの規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。	1課金対象データごとに		区分	料金額	適用額	0.04 円	1契約ごとに月額		区分	料金額	控除可能額	820 円(902 円)	上限定額料	4,200 円(4,620 円)
1課金対象データごとに															
区分	料金額														
適用額	0.04 円														
1契約ごとに月額															
区分	料金額														
控除可能額	820 円(902 円)														
上限定額料	4,200 円(4,620 円)														

	<table><tr><th>区分</th><th>本取扱いの適用</th></tr><tr><td>1 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。</td><td>その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。</td></tr><tr><td>2 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。</td><td>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。</td></tr></table> カ 本取扱いの適用を受ける契約者は、1の料金月の日数に満たない期間の利用であっても、アに規定する上限定額料の支払いを要します。 キ 次のいずれかに該当する場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに規定する控除可能額及び上限定額料の日割りを行います。 (ア) ウの規定により本取扱いの適用を開始したとき。 (イ) オの表の区分1(LTE契約の解除(契約移行に係るもの)に限ります。)(に限ります。)(又は区分2の規定により本取扱いの適用を廃止したとき。 <table><tr><th>区分</th><th>起算日</th></tr><tr><td>適用開始日</td><td>その料金月の初日(その料金月において、キの(ア)に該当することとなったときは、その適用を開始した日とします。)</td></tr><tr><td>適用終了日</td><td>その料金月の末日(その料金月において、キの(イ)に該当することとなったときは、それぞれオの表のその事由が生じた日の前日とします。)</td></tr></table> ク 控除可能額の日割り計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。	区分	本取扱いの適用	1 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。	2 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。	区分	起算日	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、キの(ア)に該当することとなったときは、その適用を開始した日とします。)	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、キの(イ)に該当することとなったときは、それぞれオの表のその事由が生じた日の前日とします。)	
区分	本取扱いの適用													
1 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。													
2 LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更又は対象プラン以外への料金種別の変更があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。													
区分	起算日													
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、キの(ア)に該当することとなったときは、その適用を開始した日とします。)													
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、キの(イ)に該当することとなったときは、それぞれオの表のその事由が生じた日の前日とします。)													
(3)の 24 特定データ通信定額の取扱いに係る特定サービスの利用に関する取扱い	ア 契約者は、次表に定める特定データ通信定額の取扱いの適用を受けている契約者回線について、Amazonジャパン合同会社が提供するAmazonプライムを利用することができます。 <table><tr><th>特定データ通信定額の取扱い</th></tr><tr><td>名称に「(P)」を含むもの</td></tr></table> イ 契約者は、その契約者回線に係る情報及びAmazonプライムに係る契約情報を、当社、沖縄セルラー電話株式会社及びAmazonジャパン合同会社との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。 ウ Amazonプライムの利用に係る手続き及び提供条件等については、当社及びAmazonジャパン合同会社が別に定めるところによります。 エ アの取扱いについては、2022 年 12 月 11 日から 2025 年 5 月 31 日まで提供します。それ以降の取扱い及び割引の適用(その終了、継続又は変更に係るものも含みます。)(については、当社が別に定めるところによります。	特定データ通信定額の取扱い	名称に「(P)」を含むもの											
特定データ通信定額の取扱い														
名称に「(P)」を含むもの														
(3)の 25 特定データ通信定額の取扱いに係る特定サービスを条件とする割引の適用	ア 当社は、(1)に定める特定データ通信定額の取扱い(以下この欄において「対象データ通信定額」といいます。)(の適用を受けている契約者回線((1)に定める対象サービスの提供を受けているもの)に限ります。)(について、この約款の規定により支払いを要することとされる ctc モバイル(LTE)通信サービスの料金(以下、この欄において「ctc モバイル利用料金」といいます。)(から(2)に定める額(以下この欄において「割引額」といい、エの規定により割引額を日割りした場合はその額とします。)(を割引きます。 この場合において、ctc モバイル利用料金が割引額に満たない場合は、割引額から ctc モバイル利用料金を差し引いた額を、ctc モバイル利用料金と合算して請求されることとなる料金から割引きます。 (1)特定データ通信定額の取扱い及び対象サービス <table><tr><th>特定データ通信定額の取扱い</th><th>対象サービス</th></tr><tr><td rowspan="2">名称に「Netflixパック」を含むもの(データMAXプラン Netflixパックを除きます。)</td><td>Netflixサービス</td></tr><tr><td>TELASA(見放題プラン)</td></tr><tr><td>名称に「DAZNパック」を含むもの</td><td>DAZN(月間プラン)</td></tr><tr><td>データMAXプラン Netflixパック</td><td>Netflixサービス</td></tr><tr><td rowspan="3">名称に「ドラマ・バラエティパック」を含むもの</td><td>TELASA(見放題プラン)</td></tr><tr><td>FODプレミアム</td></tr><tr><td>U-NEXT(Paraviベーシックプラン・ドラマ・バラエティパック専用)</td></tr></table>	特定データ通信定額の取扱い	対象サービス	名称に「Netflixパック」を含むもの(データMAXプラン Netflixパックを除きます。)	Netflixサービス	TELASA(見放題プラン)	名称に「DAZNパック」を含むもの	DAZN(月間プラン)	データMAXプラン Netflixパック	Netflixサービス	名称に「ドラマ・バラエティパック」を含むもの	TELASA(見放題プラン)	FODプレミアム	U-NEXT(Paraviベーシックプラン・ドラマ・バラエティパック専用)
特定データ通信定額の取扱い	対象サービス													
名称に「Netflixパック」を含むもの(データMAXプラン Netflixパックを除きます。)	Netflixサービス													
	TELASA(見放題プラン)													
名称に「DAZNパック」を含むもの	DAZN(月間プラン)													
データMAXプラン Netflixパック	Netflixサービス													
名称に「ドラマ・バラエティパック」を含むもの	TELASA(見放題プラン)													
	FODプレミアム													
	U-NEXT(Paraviベーシックプラン・ドラマ・バラエティパック専用)													

	備考 対象サービスは、それぞれ次表の右欄の者(以下この(3)の 25 において対象サービス提供者とします。)が提供するサービスをいいます。	
	Netflixサービス	Netflix 合同会社
	TELASA(見放題プラン)	TELASA株式会社
	DAZN(月間プラン)	DAZN Limited
	U-NEXT(Paraviベーシックプラン・ドラマ・バラエティパック専用)	株式会社U-NEXT
	FODプレミアム	株式会社フジテレビジョン
	(2)割引額	
	1 契約ごとに月額	
	対象サービス	割引額
	Netflixサービス	809 円(890 円)
	TELASA(見放題プラン)	900 円(990 円)
	DAZN(月間プラン)	3,819 円(4,200 円)
	U-NEXT(Paraviベーシックプラン・ドラマ・バラエティパック専用)	924 円(1,017 円)
	FODプレミアム	888 円(976 円)
(3)の 26	備考	
	使い放題MAX+ 4G Netflixパック	
	使い放題MAX 4G Netflixパック2	
	使い放題MAX+ 4G Netflixパック(P)	
	使い放題MAX 4G Netflixパック2(P)	
	イ アに定める取扱い(以下この欄において「本割引」といいます。)は、当社が別に定める方法により手続きを行うことで、適用を受けることができます。	
	ウ 本割引の計算は、料金月単位で行います。	
	エ アの表に定める対象サービスに係る月額料金の日割りが行われる場合、その日割りに係る日数に応じて、その対象サービスの欄に定める割引額を日割りします。	
	オ アの規定にかかわらず、その料金月の末日において、その対象サービスに対応する対象特定データ通信定額の適用を受けていない場合、その料金月においては、本割引(その対象サービスの欄に定めるものに限ります。)を適用しません。	
	カ 次表に定める対象サービスに係るオの取扱いは、オ中「その料金月の末日」を「対象サービス提供者が定める、対象サービスに係る月額料金の課金日とされる日」に読み替えて適用します。	
(3)の 26	対象サービス	
	TELASA(見放題プラン)、Netflixサービス	
	備考 TELASA(見放題プラン)については、名称に「ドラマ・バラエティパック」を含まない対象4Gデータ定額の適用を受けている場合に限り適用します。	
	キ オ又はカの規定のほか、対象サービス提供者が定める対象サービスに係る月額料金の支払いを要しない期間については、本割引(その対象サービスの欄に定めるものに限ります。)を適用しません。	
	ク 同一の料金月において、1の対象サービスに係る月額料金の支払いを複数回要することとなった場合、その回数に応じて、キまでの規定に基づき、その対象サービスに係る本割引を適用します。	
	ケ 契約者は、当社が本割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報並びに対象サービスに係る契約情報を、当社、特定MNO、対象サービス提供者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。	
	コ 本割引に関するその他の提供条件並びに本割引の適用を受ける場合の対象サービスに関する提供条件等については、対象サービス提供者及び特定MNOが別に定めるところにより適用します。	
	ア 当社は、(ア)に定めるデータ通信料に係る取扱い又は基本使用料の料金種別(以下この欄において「対象プラン」といいます。)の適用を受けているLTEデュアルの契約者回線((イ)に定める対象サービスの提供を受けているものに限ります。)について、この約款の規定により支払いを要することとされるau(LTE)通信サービスの料金(以下、この欄において「au利用料金」といいます。)から(イ)に定める額(以下この欄において「割引額」といい、エの規定により割引額	
	係る特定サービスを条件とする割引の適用	

	を日割りした場合はその額とします。)を割引きます。 この場合において、au利用料金が割引額に満たない場合は、割引額からau利用料金を差し引いた額を、au利用料金と合算して請求されることとなる料金から割引きます。 (ア) データ通信料に係る取扱い又は基本使用料の料金種別 <table><tr><td>データ通信料に係る取扱い</td><td>特定データ通信定額の取扱い(特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)及び特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)を除きます。)</td></tr><tr><td>基本使用料の料金種別</td><td>LTEプラン、オフィスケータイプラン、LTEプラン(V)、オフィスケータイプラン(V)</td></tr></table> (イ) 対象サービス及び割引額 1契約ごとに月額 <table><tr><th rowspan="2">対象サービス</th><th>割引額</th></tr><tr><th>税抜額(税込額)</th></tr><tr><td>DAZN(月間プラン)</td><td>100 円(110 円)</td></tr><tr><td colspan="2">備考 対象サービスは、次表の右欄の者(以下この(3)の 26 において対象サービス提供者といいます。)が提供するサービスをいいます。</td></tr><tr><td>DAZN(月間プラン)</td><td>DAZN Limited</td></tr></table> イ アに定める取扱い(以下この欄において「本割引」といいます。)は、当社が別に定める方法により手続きを行うことで、適用を受けることができます。 ウ 本割引の計算は、料金月単位で行います。 エ 対象サービスに係る月額料金の日割りが行われる場合、その日割りに係る日数に応じて、割引額を日割りします。 オ アの規定にかかわらず、料金月の末日において対象プランの適用を受けていない場合、その料金月については、本割引を適用しません。 カ オの規定のほか、対象サービス提供者が定める対象サービスに係る月額料金の支払いを要しない期間については、本割引を適用しません。 キ 同一の料金月において、1の対象サービスに係る月額料金の支払いを複数回要することとなった場合、その回数に応じて、これまでの規定に基づきその対象サービスに係る本割引を適用します。 ク 同一の料金月において、1の対象サービスに係る月額料金の支払いを複数回要することとなった場合、その回数に応じて、これまでの規定に基づき、その対象サービスに係る本割引を適用します。 ケ 契約者は、当社が本割引の適用の可否を判断するために、その契約者回線に係る情報並びに対象サービスに係る契約情報を、当社、沖縄セルラー電話株式会社、対象サービス提供者との間で相互に開示し照会することを承諾していただきます。 コ 本割引に関するその他の提供条件並びに本割引の適用を受ける場合の対象サービスに関する提供条件等については、対象サービス提供者及び当社が別に定めるところによります。	データ通信料に係る取扱い	特定データ通信定額の取扱い(特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)及び特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)を除きます。)	基本使用料の料金種別	LTEプラン、オフィスケータイプラン、LTEプラン(V)、オフィスケータイプラン(V)	対象サービス	割引額	税抜額(税込額)	DAZN(月間プラン)	100 円(110 円)	備考 対象サービスは、次表の右欄の者(以下この(3)の 26 において対象サービス提供者といいます。)が提供するサービスをいいます。		DAZN(月間プラン)	DAZN Limited
データ通信料に係る取扱い	特定データ通信定額の取扱い(特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)及び特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)を除きます。)													
基本使用料の料金種別	LTEプラン、オフィスケータイプラン、LTEプラン(V)、オフィスケータイプラン(V)													
対象サービス	割引額													
	税抜額(税込額)													
DAZN(月間プラン)	100 円(110 円)													
備考 対象サービスは、次表の右欄の者(以下この(3)の 26 において対象サービス提供者といいます。)が提供するサービスをいいます。														
DAZN(月間プラン)	DAZN Limited													
(4)LTEデュアルの契約者回線に係るデータ通信料の定額適用	ア 当社は、LTEデュアルの契約者回線(第3種LTEデュアルに係るもの又はデータ定額型プラン((ア)に定める基本使用料の料金種別、特定データ通信定額の取扱い又は特定データ通信2段階定額の取扱いをいいます。以下この欄において同じとします。)の適用を受けているものを除きます。)に係るデータ通信料(この約款の規定により支払いを要することとされるデータ通信料((6)のアの表に定めるデータ通信料及び(6)の3に定める購入データ量に係るデータ通信料を除きます。)であって、第1(基本使用料等)1(適用)(当社が別に定める ctc モバイル(LTE)通信サービスの料金の減額適用を受ける場合は、適用する前の料金とします。以下この欄において同じとします。)について、次表に定める額を適用する取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)を行います。 ただし、データ通信料の額が次表に定める額に満たない場合は、この限りでありません。 (ア) 基本使用料の料金種別 <table><tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr><tr><td>ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン</td></tr></table>	基本使用料の料金種別	ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン											
基本使用料の料金種別														
ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン														

(イ) 上限定額料

1 契約ごとに月額

区分	料金額
上限定額料	税抜額 7,000 円(税込額 7,700 円)

イ

当社は、次のいずれかの規定により本取扱いの適用を開始若しくは廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、アに定める上限定額料を日割りします。

(ア)LTEサービスの提供を開始したとき。

(イ)LTEサービスの再利用を行ったとき。

(ウ)LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更(LTEシングルとLTEデュアルの間変更又は第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更に限ります。)があったとき。

(エ)データ定額型プランの適用の開始又は廃止があったとき。

(オ)LTE契約の解除があったとき(契約移行があったときに限ります。)

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、イの各号の規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日、基本使用料の料金種別の変更があった場合は、変更日)
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、イの各号の規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日、基本使用料の料金種別の変更があった場合は、変更日の前日)

ウ

ア及びイの規定によるほか、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(5)LTEサービス又はLTEモジュールの契約者回線に係るデータ通信利用の制限

ア

当社は、LTEサービス又はLTEモジュールの契約者回線からのデータ通信(特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている場合は、当社所定のサービスの利用に係るものを除きます。特定データ通信定額制Ⅴの適用を受けている場合は、海外定額対象回線に係る特定海外定額対象利用及びテザリング機能を利用したもの)に限ります。ただし、その契約者回線について、特定データ通信定額制Ⅳ又は特定データ通信定額制Ⅴに対応した端末設備(所定の技術的条件に合致するもの)に限ります。)と異なる端末設備その他の電気通信設備が接続された場合、この限りではありません。以下この欄、(6)、(6)の2及び(6)の3において同じとしますにおいて同じとします。)に係る累計課金対象データ量が次表に定める総量規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線からのデータ通信の伝送速度を最高 128kbit/s(特定データ通信定額制Ⅳ、スマホミニプラン+4G又はスマホミニプラン4Gの適用を受けている場合は、特定海外定額対象利用以外のデータ通信について最高 300kbit/sとします。)に制限する取扱い(以下「データ通信総量速度規制」といいます。)を行います。

ただし、(6)に定めるデータ通信総量速度規制を廃止する申出があった場合又は(6)の2に定める総量速度規制データ量の繰越適用若しくは(6)の3に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を受けている場合は、この限りではありません。

(ア)(イ)から(シ)以外のもの

総量規制データ量	
7,516,192,768 バイト(7 ギガバイト)	

(イ)

特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ(Ⅴ)、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/Ⅴ-i)又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/Ⅴ-ii)の適用を受けているもの

種類	総量速度規制データ量
データ定額1、データ定額1(Ⅴ)、データ定額1(ケータイ/Ⅴ)、データ定額1(ケータイ/Ⅴ)	1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト)
データ定額2、データ定額2(Ⅴ)、データ定額2(ケータイ/Ⅴ)、データ定額2(ケータイ/Ⅴ)	2,147,483,648 バイト (2 ギガバイト)
データ定額3、データ定額3(Ⅴ)、データ定額3(ケータイ/Ⅴ)、データ定額3(ケータイ/Ⅴ)	3,221,225,472 バイト (3 ギガバイト)

V)	
データ定額5、データ定額5(V)、データ定額5(ケータイ/V)、データ定額5(ケータイ/V)	5,368,709,120 バイト (5 ギガバイト)
データ定額8、データ定額8(V)、データ定額8(ケータイ/V)	8,589,934,592 バイト (8 ギガバイト)
データ定額10、データ定額10(V)、データ定額10(ケータイ/V)	10,737,418,240 バイト (10 ギガバイト)
データ定額13、データ定額13(V)、データ定額13(ケータイ/V)	13,958,643,712 バイト (13 ギガバイト)
データ定額20、データ定額20(V)	21,474,836,480 バイト (20 ギガバイト)
データ定額30、データ定額30(V)	32,212,254,720 バイト (30 ギガバイト)

(ウ) 特定データ通信2段階定額制、特定データ通信Ⅱ(ケータイ/V- i)、若しくは特定データ通信定額制2段階定額制(ケータイ/V- ii)若しくは特定データ通信2段階定額制Ⅱ(ケータイ)の適用を受けているもの又は基本使用料の料金種別がLTEフラット for DATA(m)dsのもの

総量規制データ量
2,147,483,648 バイト (2 ギガバイト)

(エ) 特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V- i)若しくは特定データ通信定額制2段階定額制Z(ケータイ/V- ii)の適用を受けているもの又は基本使用料の料金種別がVKプランE(N)のもの

総量規制データ量
2,684,354,560 バイト (2.5 ギガバイト)

(オ) 特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制(V)の適用を受けているもの

総量速度規制データ量
(3)の12又は(3)の13のアの表の区分4に定めるデータ量の最大値(同欄の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。)に16,106,127,360 バイト(15 ギガバイト)を加算した値

(カ) 特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けているもの

種類	総量速度規制データ量
スマホミニプラン+4G	(3)の18のアの表の区分2に定めるデータ量の最大値(同欄の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。)に2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)を加算した値
スマホミニプラン4G	(3)の18のアの表の区分3に定めるデータ量の最大値(同欄の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。)に1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を加算した値
ピタットプラン4GLTE、新ピタットプラン	(3)の18のアの表の区分2に定めるデータ量の最大値(同欄の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。)に3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)を加算した値

(キ) 特定データ通信定額制Ⅲ又は特定データ通信定額制Ⅲ(V)の適用を受けているもの

種類	総量速度規制データ量
フラットプラン20、フラットプラン20(V)	21,474,836,480 バイト (20 ギガバイト)
フラットプラン25 Netflixパック、フラットプラン25 Netflixパック(V)	26,843,545,600 バイト (25 ギガバイト)
フラットプラン30、フラットプラン30(V)	32,212,254,720 バイト (30 ギガバイト)

(ク) 特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けているもの

種類	総量速度規制データ量
----	------------

フラットプラン7プラス	7,516,192,768 バイト (7ギガバイト)
フラットプラン7プラスN	7,516,192,768 バイト (7ギガバイト)

(ケ) 特定データ通信定額制Ⅴの適用を受けているもの

種類	総量速度規制データ量
使い放題MAX 4G、データMAX 4G LTE、データMAXプランPro	32,212,254,720 バイト (30 ギガバイト)
使い放題MAX+ 4G、使い放題MAX 4G Netflixパック、使い放題MAX 4G Netflixパック(P)、使い放題MAX 4G DAZNパック、データMAX 4G LTE Netflixパック	64,424,509,440 バイト (60 ギガバイト)
使い放題MAX 4G ドラマ・バラエティパック、データMAX 4G LTE ドラマ・バラエティパック	75,161,927,680 バイト (70 ギガバイト)
使い放題MAX+ 4G Netflixパック、使い放題MAX+ 4G Netflixパック(P)、使い放題MAX+ 4G ドラマ・バラエティパック、使い放題MAX+ 4G DAZNパック	85,899,345,920 バイト (80 ギガバイト)
データMAXプラン Netflixパック	2,147,483,648 バイト (2ギガバイト)
データMAXプラン	21,474,836,480 バイト (20 ギガバイト)

(コ) 特定データ通信定額制Ⅵの適用を受けているもの

種類	総量速度規制データ量
フラットプラン 20N	21,474,836,480 バイト (20 ギガバイト)
フラットプラン 25 NetflixパックN	26,843,545,600 バイト (25 ギガバイト)

(サ) 第3種LTEデュアルに係るもの(ウ) 第3種LTEデュアルに係るもの又は基本使用料の料金種別がタブレットデータシェアプラン、タブレットプランds若しくはタブレットプランds(L)のもの

総量規制データ量
0 バイト

(シ) 基本使用料の料金種別が次表に定めるもの

基本使用料の料金種別	総量速度規制データ量
ケータイプラン、ケータイシンプルプラン	322,122,547,200 バイト (300 メガバイト)
ケータイカケホプラン、タブレットプランライト 4G	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト)
タブレットシェアプラン 4G、タブレットデータシェアプラン、タブレットプランds、タブレットプランds(L)	0バイト
タブレットプラン3 4G	3,221,225,472 バイト (3ギガバイト)
タブレットプラン 20	21,474,836,480 バイト (20 ギガバイト)
タブレットプラン 50 4G	53,687,091,200 バイト (50 ギガバイト)
LTEモジュールダブル定額	314,572,800 バイト (300 メガバイト)
LTE Mid、LTE High	3,221,225,472 バイト (3 ギガバイト)

イ その契約者回線について、(13)に定める総量速度規制データ量の増減適用を受けている場合、同欄に定める増減適用後の総量速度規制データ量をアに定める総量速度規制データ量として取り扱います。

ウ 削除

	エ 削除 オ 削除 カ 料金月の起算日以外の日、LTEサービスの種類の変更、基本使用料の料金種別の変更又は特定データ通信定額若しくは特定データ通信2段階定額の取扱いの適用の開始、廃止若しくはその種類の変更又は契約移行その他LTEサービスの料金に係る取扱いの変更等があった場合(その変更等により、総量速度規制データ量の値が減少する場合に限ります。)、その事由に該当した日を含む料金月のデータ通信総量速度規制については、変更前の料金種別等に係る総量速度規制データ量を適用するものとします。 ただし、総量速度規制データ量の増減の判定に際し、ウに定める加算データ量を総量速度規制データ量に含めないものとし、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)及び特定データ通信段階定額制Ⅱ(以下この欄において「段階定額制」といいます。))の総量速度規制データ量については、1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)とします。 キ 段階定額制の適用を受けている契約者回線について、カの各号によりその適用の廃止(他の段階定額制又は契約移行と同時に行われた5G約款に定めるデータ段階定額の適用の申込みによるものを除きます。))があった場合、カの規定にかかわらず、その廃止日を含む料金月のデータ通信総量速度規制については、段階定額制の適用の廃止後の料金種別等に係る総量速度規制データ量(その値が 1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)未満の場合は、1ギガバイトとします。))に、次表に定める値を加算した値をその料金月における総量速度規制データ量として適用するものとします。 <table border="1" data-bbox="422 772 1412 1243"> <tr> <td colspan="2">段階定額制の適用の廃止があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量(以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。))に係る、(3)の 12 のア、(3)の 13 のア又は(3)の 18 のアの表の区分に定めるデータ量の最大値(変更前利用データ量が次表の左欄の値を超える場合は、同表の右欄の値とします。))から、1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を差し引いた値を加算した値</td></tr> <tr> <td colspan="2">①スマホミニプラン+4Gの適用の廃止があった場合</td></tr> <tr> <td>3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)</td><td>5,368,709,120 バイト(5ギガバイト)</td></tr> <tr> <td colspan="2">②スマホミニプラン4Gの適用の廃止があった場合</td></tr> <tr> <td>3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)</td><td>4,294,967,296 バイト(4ギガバイト)</td></tr> <tr> <td colspan="2">③ピタットプラン4GLTE又は新ピタットプランの適用の廃止があった場合</td></tr> <tr> <td>4,294,967,296 バイト(4ギガバイト)</td><td>7,516,192,768 バイト(7ギガバイト)</td></tr> <tr> <td colspan="2">④①から③以外の場合</td></tr> <tr> <td>5,368,709,120 バイト(5ギガバイト)</td><td>21,474,836,480 バイト(20ギガバイト)</td></tr> </table> ク データ通信総量速度規制に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。	段階定額制の適用の廃止があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量(以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。))に係る、(3)の 12 のア、(3)の 13 のア又は(3)の 18 のアの表の区分に定めるデータ量の最大値(変更前利用データ量が次表の左欄の値を超える場合は、同表の右欄の値とします。))から、1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を差し引いた値を加算した値		①スマホミニプラン+4Gの適用の廃止があった場合		3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)	5,368,709,120 バイト(5ギガバイト)	②スマホミニプラン4Gの適用の廃止があった場合		3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)	4,294,967,296 バイト(4ギガバイト)	③ピタットプラン4GLTE又は新ピタットプランの適用の廃止があった場合		4,294,967,296 バイト(4ギガバイト)	7,516,192,768 バイト(7ギガバイト)	④①から③以外の場合		5,368,709,120 バイト(5ギガバイト)	21,474,836,480 バイト(20ギガバイト)
段階定額制の適用の廃止があった時点までに行ったデータ通信に係る累計課金対象データ量(以下この欄において「変更前利用データ量」といいます。))に係る、(3)の 12 のア、(3)の 13 のア又は(3)の 18 のアの表の区分に定めるデータ量の最大値(変更前利用データ量が次表の左欄の値を超える場合は、同表の右欄の値とします。))から、1,073,741,824 バイト(1ギガバイト)を差し引いた値を加算した値																			
①スマホミニプラン+4Gの適用の廃止があった場合																			
3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)	5,368,709,120 バイト(5ギガバイト)																		
②スマホミニプラン4Gの適用の廃止があった場合																			
3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)	4,294,967,296 バイト(4ギガバイト)																		
③ピタットプラン4GLTE又は新ピタットプランの適用の廃止があった場合																			
4,294,967,296 バイト(4ギガバイト)	7,516,192,768 バイト(7ギガバイト)																		
④①から③以外の場合																			
5,368,709,120 バイト(5ギガバイト)	21,474,836,480 バイト(20ギガバイト)																		
(5)の2 データ通信総量速度規制の適用除外	ア 当社は、第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線(次のいずれかに該当するものに限ります。))との間のデータ通信(別表1(オプション機能)第 19 欄に規定するハイスピードモードを選択して行われるWiMAX2+通信(同 19 欄に定めるものをいいます。))に限ります。))に係る累計課金対象データ量について、(5)の規定にかかわらず、データ通信総量速度規制に係る累計課金対象データ量の算定から除外する取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。))を行います。 (ア) 基本使用料の料金種別がモバイルルータープラン、ホームルータープラン、WiMAX2+フラット for DATAEX、WiMAX2+フラットfor HOME、WiMAX2+フラットforDATAEX(L)又はWiMAX2+フラットforHOME(L)のもの。 (イ) 削除 イ 当社は、アに定める第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線について、次表に定める期間、本取扱いを適用します <table border="1" data-bbox="438 1747 1412 2074"> <tr> <th>区分</th><th>期間</th></tr> <tr> <td>アの(ア)に該当する場合</td><td>アの(ア)に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている間</td></tr> <tr> <td>アの(イ)に該当する場合</td><td>その第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社が承諾した日(当社が定める事由に該当する場合は、承諾した日を含む料金月の翌料金月とします。))から、その特定割引の適用を廃止する事由が生じた日を含む料金月までの間</td></tr> </table>	区分	期間	アの(ア)に該当する場合	アの(ア)に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている間	アの(イ)に該当する場合	その第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社が承諾した日(当社が定める事由に該当する場合は、承諾した日を含む料金月の翌料金月とします。))から、その特定割引の適用を廃止する事由が生じた日を含む料金月までの間												
区分	期間																		
アの(ア)に該当する場合	アの(ア)に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている間																		
アの(イ)に該当する場合	その第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社が承諾した日(当社が定める事由に該当する場合は、承諾した日を含む料金月の翌料金月とします。))から、その特定割引の適用を廃止する事由が生じた日を含む料金月までの間																		

(5)の3 特定の基本使用料の料金種別の適用を受ける契約者回線に係るデータ通信利用の制限等	ア 当社は、第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線(基本使用料の料金種別がモバイルルータープラン、ホームルータープラン、WiMAX2+フラット for DATAEX、WiMAX2+フラットfor HOME、WiMAX2+フラットforDATAEX(L)又はWiMAX2+フラットforHOME(L)のものに限ります。)について、第 52 条(通信利用の制限等)の規定によるほか、データ通信の伝送速度を制限することがあります。 イ アの規定によるほか、当社は、第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線(基本使用料の料金種別がモバイルルータープラン、ホームルータープラン、WiMAX2+フラット for DATAEX、WiMAX2+フラットfor HOME、WiMAX2+フラットforDATAEX(L)又はWiMAX2+フラットforHOME(L)であって、第1(基本使用料等)1(適用)(26)の適用を受けているものに限ります。)について、他の契約者回線に比し、第 52 条第1項第6号に定める通信利用の制限を加重して行うことがあります ウ 削除 エ 当社は、LTEデュアルの契約者回線(特定データ通信定額制Vの適用を受けているものに限ります。)については、第 52 条の規定を適用するほか、当社所定のサービスの利用に際し、データ通信の伝送速度を制限します。											
(6)データ通信利用の制限の廃止に係る取扱い(エクストラオプション)	ア 当社は、契約者からデータ通信総量速度規制を廃止する申出があった場合であって、その料金月における累計課金対象データ量が(5)のアに定める総量速度規制データ量を超える場合は、総量利用規制データ量を超える部分について、次表に定める料金額を適用します。 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>単位</th><th>料金額</th></tr><tr><td rowspan="2">データ通信料</td><td>① ②以外の場合</td><td>2,147,483,648 バイト (2 ギガバイト)ごとに</td><td>2,500 円 (2,750 円)</td></tr><tr><td>② その料金月の末日(料金月の末日以外の日にLTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があった場合は、一時休止日又は契約解除日とします。以下このア及びイにおいて同じとします。)において、特定データ通信定額の取扱い(特定データ通信定額制及び特定データ通信定額制(V)を除きます。)若しくは特定データ通信2段階定額の適用又はケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン若しくはVKプランE(N)の基本使用料の料金種別の適用を受けている場合</td><td>1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト)ごとに</td><td>1,000 円 (1,100 円)</td></tr></table> イ アに定める総量速度規制データ量又は総量利用規制データ量を超える部分は、その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別又は特定データ通信定額の取扱い若しくは特定データ通信2段階定額の取扱いの種類に応じて算定します。 ウ データ通信総量規制又はデータ通信総量利用規制の廃止(以下この欄において「本取扱い」といいます。)は、それぞれ次のいずれかに該当するLTEサービスの契約者回線であって、(6)の3の適用を受けていないもの限り、選択することができます。 (ア)特定データ通信定額制又は特定データ通信2段階定額の適用を受けているもの。 (イ)基本使用料の料金種別がVKプランE(N)、LTEフラット for DATA又はWiMAX2+フラットプランのもの。 (ウ)その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であって、次表のいずれかに該当する契約者回線	区分		単位	料金額	データ通信料	① ②以外の場合	2,147,483,648 バイト (2 ギガバイト)ごとに	2,500 円 (2,750 円)	② その料金月の末日(料金月の末日以外の日にLTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があった場合は、一時休止日又は契約解除日とします。以下このア及びイにおいて同じとします。)において、特定データ通信定額の取扱い(特定データ通信定額制及び特定データ通信定額制(V)を除きます。)若しくは特定データ通信2段階定額の適用又はケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン若しくはVKプランE(N)の基本使用料の料金種別の適用を受けている場合	1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト)ごとに	1,000 円 (1,100 円)
区分		単位	料金額									
データ通信料	① ②以外の場合	2,147,483,648 バイト (2 ギガバイト)ごとに	2,500 円 (2,750 円)									
	② その料金月の末日(料金月の末日以外の日にLTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があった場合は、一時休止日又は契約解除日とします。以下このア及びイにおいて同じとします。)において、特定データ通信定額の取扱い(特定データ通信定額制及び特定データ通信定額制(V)を除きます。)若しくは特定データ通信2段階定額の適用又はケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン若しくはVKプランE(N)の基本使用料の料金種別の適用を受けている場合	1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト)ごとに	1,000 円 (1,100 円)									

	<table><tr><td>LTEデュアル</td><td>特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ又は特定データ通信定額制Ⅴ以外の特定データ通信定額の取扱い(以下この欄において「対象データ通信定額」といいます。)の適用を受けているもの又は基本使用料の料金種別がケータイシンプルプラン若しくはケータイカケホプランのもの</td></tr><tr><td>LTEシングル</td><td>基本使用料の料金種別がタブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン 50 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットデータシェアプラン、タブレットプランds又は タブレットプランds(L)以外のもの</td></tr></table>	LTEデュアル	特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ又は特定データ通信定額制Ⅴ以外の特定データ通信定額の取扱い(以下この欄において「対象データ通信定額」といいます。)の適用を受けているもの又は基本使用料の料金種別がケータイシンプルプラン若しくはケータイカケホプランのもの	LTEシングル	基本使用料の料金種別がタブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン 50 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットデータシェアプラン、タブレットプランds又は タブレットプランds(L)以外のもの		
LTEデュアル	特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ又は特定データ通信定額制Ⅴ以外の特定データ通信定額の取扱い(以下この欄において「対象データ通信定額」といいます。)の適用を受けているもの又は基本使用料の料金種別がケータイシンプルプラン若しくはケータイカケホプランのもの						
LTEシングル	基本使用料の料金種別がタブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン 50 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットデータシェアプラン、タブレットプランds又は タブレットプランds(L)以外のもの						
エ	本取扱いを選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。						
オ	本取扱いの適用の開始は、その申出を当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日の当社が別に定める時刻からとします。 ただし、申出日を含む料金月から本取扱いの適用を受けたい旨の要請があり、当社の業務の遂行上支障がないときは、その申出日の翌日の当社が別に定める時刻からとします。						
カ	当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。 (ア)LTEサービスの利用の一時休止があったとき(その一時休止日を含む料金月において再利用を行ったときを除きます。)。 (イ)LTE契約の解除があったとき(契約移行による場合は、その契約移行と同時にエクストラオプション対象外プラン(それを選択することにより、5G約款に定める本取扱いに相当する取扱いの適用を廃止することとなる ctc モバイル(5G)サービスの基本使用料の料金種別等を選択したときに限ります。)。 (ウ)対象データ通信定額の適用の廃止(他の対象データ通信定額若しくは特定データ通信2段階定額の取扱いの適用の申込みによるものを除きます。)があったとき。 (エ)特定データ通信2段階定額の取扱いの適用の廃止(他の特定データ通信2段階定額の取扱い若しくは対象データ通信定額の適用の申込みによるものを除きます。)があったとき。 (オ)特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ又は特定データ通信定額制Ⅴの適用の申込みがあったとき。 (カ)ケータイプラン、タブレットプランライト 4G、タブレットデータシェアプラン、タブレットプランds若しくはタブレットプランds(L)への基本使用料の変更又は選択があったとき。						
キ	カの規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱い及びアに定める料金額については、次表のとおりとします。 <table><tr><th>区分</th><th>本取扱いの適用</th></tr><tr><td>1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。</td><td>その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。</td></tr><tr><td>2 LTEサービスの一時休止又はLTE契約の解除があったとき。</td><td>一時休止日又は契約解除日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。</td></tr></table>	区分	本取扱いの適用	1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。	2 LTEサービスの一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	一時休止日又は契約解除日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。
区分	本取扱いの適用						
1 2以外により本取扱いの適用を廃止したとき。	その廃止日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。						
2 LTEサービスの一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	一時休止日又は契約解除日までのデータ通信について、本取扱い及びアに定める料金額の適用の対象とします。						
ク	本取扱いに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。						
(6)の2 総量速度規制データ量の繰越適用(データくりこし)	ア 当社は、その料金月におけるLTEサービスの契約者回線との間のデータ通信にかかる累計課金対象データ量が総量速度規制データ量を超えた場合、総量速度規制データ量を超える部分(以下「超過データ量」といいます。)が、前月からの繰越データ量(前料金月において、ウの規定により算出された翌料金月への繰越データ量をいいます。以下同じとします。)を超えるまでの間、データ通信総量速度規制を行わないものとします。 イ アに定める取扱い(以下「総量速度規制データ量の繰越適用」といいます。)は、次の全てを満たすLTEサービスの契約者回線に限り、適用を受けることができます。 (ア)データ通信総量速度規制の一時解除を選択していること。 (イ)第1種LTEデュアル、第2種LTEデュアル又はLTEシングルの契約者回線については、次表に定める種類の特定データ通信定額の取扱いの基本使用料の料金種別の適用を受けていること、又は第3種LTEデュアルの契約者回線であること。						

特定データ通信定額制Ⅱ	データ定額 5、データ定額 8、データ定額 10、データ定額 13、データ定額 20 又はデータ定額 30
特定データ通信定額制Ⅱ (V)	データ定額 5(V)、データ定額 8(V)、データ定額 10(V)又はデータ定額 13(V)、データ定額 20(V)又はデータ定額 30(V)
特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V-i)	データ定額5(ケータイ/V)
特定データ通信定額制Ⅱ (ケータイ/V)	データ定額5(ケータイ/V)、データ定額8(ケータイ/V)、データ定額 10(ケータイ/V)又はデータ定額 13(ケータイ/V)
特定データ通信定額制Ⅲ	フラットプラン 20、フラットプラン 30
特定データ通信定額制Ⅲ (V)	フラットプラン 20(V)、フラットプラン 30(V)
特定データ通信定額制Ⅵ	フラットプラン 20N、フラットプラン 25 NetflixパックN
基本使用料の料金種別	タブレットシェアプラン 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット for Tab、LTEフラット for DATA(m)、タブレットプランds、LTEフラット for DATA(m)ds、LTEフラット for Tab(L)、タブレットプランds(L)、LTEフラット for DATA(m/L)

(ウ) (14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受けている場合であって、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群を構成する全てのLTEサービスの契約者回線について、(ア)及び(イ)の規定(5G約款又は特定MNOのLTE約款に定める(ア)及び(イ)に相当する規定を含みます。以下この欄において同じとします。)に該当すること。

ウ 翌料金月への繰越データ量は、その料金月における総量速度規制データ量から累計課金対象データ量を差し引いたデータ量とします。

エ ウの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、その契約者回線に係る翌料金月への繰越データ量は0とします。

(ア)その料金月の末日において、イに定めるいずれか又は全ての規定を満たさないとき。

(イ)その料金月の末日において、そのLTEサービスの利用の一時休止が行われているとき。

(ウ)その料金月において、次表に定める種類の特定データ通信の取扱い又は基本使用料の料金種別の適用の申込みがあったとき(その申込み後、その料金月の末日に、イの(イ)に定める基本使用料の料金種別等の適用の申込みがあったときを含みます。)

特定データ通信の取扱い	特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ
基本使用料の料金種別	タブレットプラン3 4G、タブレットプラン 50 4G、ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、ウォッチナンバープラン

(エ)その他当社が別に定める事由に該当するとき。

オ その契約者回線について、別表 1(オプション機能)に定めるテザリング利用機能の提供を受けている場合、アに定める前月からの繰越データ量に 524,288,000 バイト(500 メガバイト)を合算して、本取扱いを適用します。

ただし、その料金月において、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けていない場合は、この限りではありません。

基本使用料の料金種別	
LTEプラン、LTEプラン(V)、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット for Tab、LTEフラット for DATA(m)、タブレットプランds、LTEフラット for DATA(m)、タブレットプランds、LTEフラット for DATA(m)ds、LTEフラット for Tab (L)、タブレットプランds(L)又はLTEフラット for DATA(m/L)	

カ その契約者回線について、(13)に定める繰越データ量の増減適用を受けている場合、同欄に定める増減適用後の前月からの繰越データ量をアに定める前月からの繰越データ量として取り扱います。

	キ カまでの規定によるほか、次表に定める変更前プランから変更後プランへの変更等(基本使用料の料金種別の変更若しくは特定データ通信定額種類の変更又は契約移行をいいます。以下このキにおいて同じとします。)があった場合であって、その変更等があった日を含む料金月の変更後プランの契約者回線との間のデータ通信に係る累計課金対象データ量が総量速度規制データ量を超えたときは、その超過データ量が、この約款又は当社の5G約款に定める前月からの繰越データ量(変更前プランについて、この約款又は当社の5G約款に定める総量速度規制データ量の繰越適用を適用した場合は、そのデータ量を差し引いた値とします。)を超えるまでの間、その変更後プランの契約者回線について、データ通信総量速度規制を行わないものとします。 <table><tr><td>変更前プラン</td><td>イの(イ)又はそれに相当する当社の5G約款の規定に定める基本使用料の料金種別等</td></tr><tr><td>変更後プラン</td><td>データ通信総量速度規制の一時解除を選択することができる特定データ通信定額の取扱い又は基本使用料の料金種別であって、イの(イ)に定める以外のもの</td></tr></table> ク 特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)又は特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線((3)の 12 のカ、(3)の 13 のカ又は(3)の 18 のカに定める取扱いを受けたものに限り。))については、前項までの規定にかかわらず、前月からの繰越データ量を0とします。	変更前プラン	イの(イ)又はそれに相当する当社の5G約款の規定に定める基本使用料の料金種別等	変更後プラン	データ通信総量速度規制の一時解除を選択することができる特定データ通信定額の取扱い又は基本使用料の料金種別であって、イの(イ)に定める以外のもの								
変更前プラン	イの(イ)又はそれに相当する当社の5G約款の規定に定める基本使用料の料金種別等												
変更後プラン	データ通信総量速度規制の一時解除を選択することができる特定データ通信定額の取扱い又は基本使用料の料金種別であって、イの(イ)に定める以外のもの												
(6)の3 データ通信利用の制限の一時解除に係る取扱い(データチャージオプション)	ア 当社は、その料金月における超過データ量が前月からの繰越データを超えた場合、前月からの繰越データ量を超える部分(以下「超過データ量Ⅱ」といいます。))が、キの規定により登録した購入データ量(その料金月以前にこの(6)の3に定める取扱いを受けた場合は、購入データ量から超過データ量Ⅱを差し引いたデータ量(以下「購入残データ量」といいます。))とします。を超えるまでの間、データ通信総量速度規制を行わないものとします。 イ 特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)又は特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線については、超過データ量Ⅱが、そのデータ通信に係る累計課金対象データ量がそれぞれ次表の右欄の区分に定めるデータ量の最大値((3)の 12、(3)の 13 又は(3)の 18 の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。))を超えた後に登録した購入データ量を超えるまでの間、アに定める取扱い(以下「データ通信総量速度規制の一時解除」といいます。))を行います。 <table><tr><td>特定データ通信段階定額制</td><td>(3)の 12 のアの表の区分4</td></tr><tr><td>特定データ通信段階定額制(V)</td><td>(3)の 13 のアの表の区分4</td></tr><tr><td>特定データ通信段階定額制Ⅱ(スマホミニプラン+4Gに限り。))</td><td>(3)の 18 のアの表の区分2</td></tr><tr><td>特定データ通信段階定額制Ⅱ(スマホミニプラン4Gに限り。))</td><td>(3)の 18 のアの表の区分3</td></tr><tr><td>特定データ通信段階定額制Ⅱ(上欄以外のものに限り。))</td><td>(3)の 18 のアの表の区分2</td></tr></table> ウ データ通信総量速度規制の一時解除は、次の全てを満たすLTEサービスの契約者回線であって、(6)の適用を受けていないものに限り、選択することができます。 (ア)特定データ通信定額の取扱いの適用又は次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けているもの <table><tr><td>基本使用料の料金種別</td></tr><tr><td>ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、タブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン 50 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット for Tab、LTEフラット for DATA(m)、タブレットプランds、LTEフラット for DATA(m)ds、LTEフラット for Tab(L)、タブレットプランds(L)、LTEフラット for DATA(m/L)</td></tr></table> (イ)LTE NET機能又はLTE NET for DATA機能の提供を受けているもの。 エ データ総量規制の一時解除を選択する契約者は、当社に申し出ていただきます。 オ 当社は、エの申出があったときは、当社(特定MNOを含みます。))の業務の遂行上支障がある場合を除いて、これを承諾します。 カ エの申出があった場合のほか、(ア)のいずれかに該当する場合((イ)のいずれかに該当す	特定データ通信段階定額制	(3)の 12 のアの表の区分4	特定データ通信段階定額制(V)	(3)の 13 のアの表の区分4	特定データ通信段階定額制Ⅱ(スマホミニプラン+4Gに限り。))	(3)の 18 のアの表の区分2	特定データ通信段階定額制Ⅱ(スマホミニプラン4Gに限り。))	(3)の 18 のアの表の区分3	特定データ通信段階定額制Ⅱ(上欄以外のものに限り。))	(3)の 18 のアの表の区分2	基本使用料の料金種別	ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、タブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン 50 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット for Tab、LTEフラット for DATA(m)、タブレットプランds、LTEフラット for DATA(m)ds、LTEフラット for Tab(L)、タブレットプランds(L)、LTEフラット for DATA(m/L)
特定データ通信段階定額制	(3)の 12 のアの表の区分4												
特定データ通信段階定額制(V)	(3)の 13 のアの表の区分4												
特定データ通信段階定額制Ⅱ(スマホミニプラン+4Gに限り。))	(3)の 18 のアの表の区分2												
特定データ通信段階定額制Ⅱ(スマホミニプラン4Gに限り。))	(3)の 18 のアの表の区分3												
特定データ通信段階定額制Ⅱ(上欄以外のものに限り。))	(3)の 18 のアの表の区分2												
基本使用料の料金種別													
ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、タブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン 50 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット for Tab、LTEフラット for DATA(m)、タブレットプランds、LTEフラット for DATA(m)ds、LTEフラット for Tab(L)、タブレットプランds(L)、LTEフラット for DATA(m/L)													

る場合を除きます。)は、その契約者回線に限りです。)について、当社が別に定める日までの間に、データ通信総量速度規制の一時解除の申出があったものとみなして取扱います。

ただし、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ若しくは特定データ通信定額制Ⅴの適用又はケータイプラン、タブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン 50 4G若しくはタブレットプラン ライト 4Gの料金種別の適用の申込みがあった場合は、(イ)の②に該当する場合であっても、この取扱いを適用します。

(ア) 適用条件

- ① 特定データ通信定額の取扱い(特定データ通信定額制を除きます。)の適用の申込みがあったとき。
- ② ウの(ア)に定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更があったとき。
- ③ その契約者回線をナンバーシェア副回線として指定するナンバーシェア機能の提供を開始したとき。

(イ) 除外条件

- ① その契約者回線について、イの(イ)に該当しないとき。
- ② その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)であるとき。

キ LTE契約者は、当社が別に定める方法により、次表に定める種類及び開始条件を指定して、購入データ量の登録を行っていただきます。

(ア) 種類

種類	購入データ量	有効日数
タイプⅡ	1,073,741,824 バイト (1 ギガバイト)	62 日
タイプⅢ	1,610,612,736 バイト (1.5 ギガバイト)	62 日
タイプⅣ	3,221,225,472 バイト (3ギガバイト)	62 日
タイプⅤ	5,368,709,120 バイト (5ギガバイト)	62 日

(イ) 開始条件

区分	内容
コースⅠ	前月からの繰越データ量から超過データ量を差し引いたデータ量(以下「繰越残データ量」といいます。)と購入残データ量を合算したデータ量が当社が別に定める値を下回った時点又はコに定める解除有効期間を経過した時点のいずれか早い時点。
コースⅡ	解除有効期間を経過した時点。
コースⅢ	その登録が完了した時点。

ク キの規定にかかわらず、その契約者回線に係る最初の購入データ量の登録、特定MNO所定のカードによる購入データ量の登録又は特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)若しくは特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線に係る購入データ量の登録については、その登録が完了した時点からデータ総量規制の一時解除を行います。

ケ 削除

コ ア及びイの規定によるほか、当社は、契約者が指定した開始条件に定める時点から有効日数が経過することとなる時点までの期間(以下「解除有効期間」といいます。)に限り、データ総量規制の一時解除を行います。

サ データ通信総量速度規制の一時解除の適用を受ける契約者は、次のいずれかに該当した場合は、その購入データ量の単位ごとに、その種類に応じて、次表に定めるデータ通信料の支払いを要します。

(ア) 登録した購入データ量に係るデータ通信総量速度規制の一時解除又は(3)の 12 の力、(3)の 13 の力若しくは(3)の 18 の力の取扱いが行われたとき。

(イ) 特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)又は特定データ通信段階定額制Ⅱの適用を受けている契約者回線において、購入データ量の登録(超過データ量Ⅱが、

そのデータ通信に係る累計課金対象データ量がそれぞれイの表の右欄の区分に定めるデータ量の最大値((3)の 12、(3)の 13 又は(3)の 18 の規定により最大値を読み替えた場合は、読み替え後の値とします。)を超える前に行ったものに限ります。)があったとき。

種類	単位	データ通信料
タイプⅠ	購入データ量 0.5 ギガバイトごとに	550 円(605 円)
タイプⅡ	購入データ量 1 ギガバイトごとに	1,000 円(1,100 円)
タイプⅢ	購入データ量 1.5 ギガバイトごとに	1,500 円(1,650 円)
タイプⅣ	購入データ量3ギガバイトごとに	3,000 円(3,300 円)
タイプⅤ	購入データ量5ギガバイトごとに	5,000 円(5,500 円)

シ 当社は、購入データ量に係る解除有効期間を経過した場合であっても、当社が別に定める時点までに購入データ量の登録が行われたときは、新たに登録された購入データ量に係る解除有効期間をその購入残データ量に係る解除有効期間として取り扱います

ス 繰越残データ量と購入残データ量を合算したデータ量が、当社が別に定める値を下回ったことにより、購入データ量の登録が行われた場合、購入残データ量に係る解除有効期間の残り期間又は新たに登録された購入データ量に係る解除有効期間のいずれか長い方を、それぞれの解除有効期間として取り扱います。

セ 当社は、データ通信総量速度規制の一時解除の適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、その事由が生じた時点をもって、データ通信総量速度規制の一時解除の適用を廃止します。

(ア)LTE契約の解除があったとき。

(イ)LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(ウ)ウの規定に反することとなったとき。

ソ セの規定により、データ通信総量速度規制の一時解除を廃止した場合、カの規定に基づき登録した購入残データ量を無効とします。

タ (3)の 12 のカ、(3)の 13 のカ又は(3)の 18 のカの規定により、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)又は特定データ通信段階定額制Ⅱの定額料の算定に係る累計課金対象データ量に合算した購入残データ量に相当するデータ量は、データ通信総量速度規制の一時解除に係る購入残データ量としては0とします。

チ 当社は、その契約者回線について、(16)に定めるデータ証票の登録があった場合、その登録により得たデータ量を購入データ量として取り扱います。

この場合において、データ証票の登録により得たデータ量の有効日数は、当社が別に定めるところによります。

ツ データ通信総量速度規制の一時解除を選択するに契約者は、(13)に定めるデータ量の増減適用その他のデータ通信料に関する取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)を適用するために、その契約者回線に係る情報(本取扱いの適用に必要な範囲に限ります。)を、当社が、その契約者回線との間で本取扱いの適用を受けることができる他の契約者回線又は他網契約者回線の契約者に通知することを承諾していただきます。ソ データ通信総量速度規制の一時解除の適用を受けている契約者回線について、当社(KDDI株式会社を含みます。)のリモートアクセスサービス契約約款に定めるアクセスポイント(タイプⅡ又はタイプⅧに係るものに限ります。)又はKDDI株式会社のフレックスリモートアクセス等サービス契約約款に定めるアクセスポイント(タイプⅠに係るものに限ります。)への通信を行うことはできません。

テ キに規定するほか、購入データ量には次の種類があります。

ただし、この種類を新たに登録することはできません。

種類	購入データ量	有効日数
タイプⅠ	536,870,912 バイト (0.5 ギガバイト)	62 日

ト データ通信総量速度規制の一時解除に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(7) 使い放題MAX+等の契約者回線に係るデータ通信利用の制限

ア 当社は、LTEサービスの契約者回線(使い放題MAX+の適用を受けているものに限ります。以下この欄において同じとします。)との間のデータ通信(通則第3の2項の規定によりその料金を使い放題MAX+として計算する期間に行われたものであって、沖縄セルラー電話株式会社が提供するローミングに係るものを含み、テザリング機能を利用したもの及び通信の料金をその通信の相手先に課金する取扱いを受けたものを除きます。以下この欄において同じとします。)に係

	る累計課金対象データ量(以下この欄において「月間利用データ量」といいます。)が214,748,364,800 バイト(200 ギガバイト)を超えたことを当社が確認した場合、(5)、(6)、(6)の2及び(6)の3の規定に関わらず、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線との間のデータ通信の伝送速度を最高5Mbps に制限する取扱い(以下「データ通信総量速度規制Ⅱ」といいます。)を行います。 イ 当社は、使い放題MAX+以外への特定データ通信定額の取扱いの変更、基本使用料の料金種別の変更又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があった場合、変更後の特定データ通信定額の取扱い、基本使用料の料金種別又はLTEシングルの適用を受けていてもデータ通信総量速度規制Ⅱを行うことがあります。この場合、その変更日の翌日以降、データ通信総量速度規制Ⅱを解除します。 ウ 当社は、当面の間、データ通信総量速度規制Ⅱを適用しない場合があります。								
(7)の2 海外定額対象回線に係る海外定額対象利用の制限	当社は、海外定額対象回線との間のデータ通信(海外定額対象利用に係るもの)に限ります。以下この欄において同じとします。)について、第52条(通信利用の制限等)の規定によるほか、当社の電気通信設備において取り扱う海外定額対象利用に係るデータ通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社のctc モバイル(LTE)通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、その海外定額対象回線との間のデータ通信の伝送速度を制限することがあります。								
(8)LTEサービスの契約者回線に係るデータ通信料の適用	LTEシングルの契約者回線(基本使用料の料金種別が次表に定めるもの)に限ります。)又はLTEシングルの契約者回線の契約者は、2(料金額)の規定にかかわらず、その契約者回線からのデータ通信に関する料金の支払いを要しません。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">基本使用料の料金種別</th></tr> <tr> <td colspan="2">ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン</td></tr> </table>	基本使用料の料金種別		ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン					
基本使用料の料金種別									
ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン									
(9)削除	削除								
(10)削除	削除								
(11)LTEモジュールに係る基本使用料の料金種別によるデータ通信料の減額適用	ア 次表の左欄に定める基本使用料の料金種別を選択しているLTEモジュール契約者は、その契約者回線に係るデータ通信に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額のうち、同表の右欄に定める料金額の支払いを要しません。 1 契約ごとに 月額 <table border="1"> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th><th>支払いを要しない額</th></tr> <tr> <td>LTE Low</td><td>0 円から 921.6 円までの部分</td></tr> <tr> <td>LTE Mid</td><td>0 円から 921.6 円までの部分</td></tr> <tr> <td>LTE High</td><td>0 円から 4,608 円までの部分</td></tr> </table> イ データ通信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。 ウ 当社は、基本使用料の料金種別ごとに、その料金月におけるアに定める基本使用料の支払いを要する日数が1の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、アに定める支払いを要しない額を日割りします。 エ ウの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。	基本使用料の料金種別	支払いを要しない額	LTE Low	0 円から 921.6 円までの部分	LTE Mid	0 円から 921.6 円までの部分	LTE High	0 円から 4,608 円までの部分
基本使用料の料金種別	支払いを要しない額								
LTE Low	0 円から 921.6 円までの部分								
LTE Mid	0 円から 921.6 円までの部分								
LTE High	0 円から 4,608 円までの部分								
(12)LTEモジュールの契約者回線に係るデータ通信料の適用	ア LTEモジュールの契約者回線(基本使用料の料金種別が次表の左欄に定めるもの)に限ります。)に係るデータ通信に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((11)の適用による場合は、適用した後の額とします。)が、同表の右欄に定める上限定額料(カの規定により上限定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を超える場合、2(料金額)の規定にかかわらず、上限定額料を適用する取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)を行います。 1 契約ごとに月 額 <table border="1"> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th><th>上限定額料</th></tr> </table>	基本使用料の料金種別	上限定額料						
基本使用料の料金種別	上限定額料								

	LTE Low	800 円(880 円)
	LTE Mid	1,500 円(1,650 円)
	LTE High	2,300 円(2,530 円)
	イ データ通信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。	
	ウ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、LTEモジュール契約の解除があった場合には、本取扱いの適用を廃止します。	
	エ ウの規定により本取扱いの適用を廃止する場合、契約解除日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。	
	オ イの規定により本取扱いの適用を開始した場合又はエのいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとにアに規定する上限定額料の日割りを行います。	
	区分	起算日
	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、イの規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その適用を開始した日)
	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、ウのいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日)
(13) データ量の増減適用に係る取扱い(データギフト)	ア データ通信総量速度規制の一時解除を選択している契約者回線の契約者(以下この欄において「分配契約者」といいます。)は、次表に定める取扱い(以下「データ量の増減適用」といいます。)を受けることができます。	
	データ量の増減適用内容	内容
	総量速度規制データ量の増額適用	その契約者回線(以下「分配契約者回線」といいます。)に係る総量速度規制データ量を減量させるとともに、他の契約者回線の総量速度規制データ量を増量させる取扱い
	繰越データ量の増減適用	分配契約者回線に係る前月からの繰越データ量を減量させるとともに、他の契約者回線の前月からの繰越データ量を増量させる取扱い
	イ アの規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、データ量の増減適用を受けることができません。	
	(ア) LTEデュアルの契約者回線であって、特定データ通信定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅱ(V)、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- i)又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- ii)の適用を受けていないとき	
	(イ) LTEデュアルの契約者回線であって、特定データ通信定額制Ⅱ(データ定額 20 又はデータ定額 30 に限ります。)又は特定データ通信定額制Ⅱ(V)(データ定額 20(V)又はデータ定額 30(V)に限ります。)の適用を受けているとき。	
	(ウ) LTEシングルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるものであるとき	
	基本使用料の料金種別	
	タブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン 50 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット for DATA又はWiMAX2+フラットプラン	
	(エ) (14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用を受けている場合であって、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群に、(ア)から(ウ)の規定のいずれかに該当するLTEサービスの契約者回線が含まれるとき。	
	ウ 分配契約者は、データ量の増減適用を受けるにあたり、次の各号に定める事項を指定していただきます。	
	(ア) 総量速度規制データ量又は繰越データ量を増量させる契約者回線又は他網契約者回線(以下「受領契約者回線」といいます。)	
	(イ) 増量させるデータ量(以下「分配データ量」といいます。)	
	エ 分配契約者は、分配データ量を、当社が別に定める方法により、次表に定める単位で指定していただきます。	

	分配データ量の単位	
	536,870,912 バイト(0.5 ギガバイト)	
	オ 当社は、ウに定める指定があったときは、次の順位に従ってデータ量の増減適用を行います。	
	順位	データ量の増減適用
	1	総量速度規制データ量の増減適用
	2	繰越データ量の増減適用
	カ 当社は、次のいずれかに該当する場合には、データ量の増減適用を行いません。	
	(ア) 受領契約者回線(契約者回線に限ります。)について、次のいずれかに該当する場合。	
	① データ通信総量速度規制の一時解除が選択されていない場合。	
	② イに定めるいずれかの事由に該当する場合。	
(14) 共有回線群に係るデータ量共有適用(データシェア)	(イ) 削除	
	(ウ) 分配契約者回線に係る総量速度規制残データ量(総量速度規制データ量から累計課金対象データ量を差し引いたデータ量をいいます。以下同じとします。)と繰越残データ量を合算したデータ量から当社が別に定める値を差し引いたデータ量が、分配データ量に満たない場合。	
	(エ) 削除	
	(オ) 分配契約者回線及び受領契約者回線が同一のデータ量共有回線群に所属している場合。	
	(カ) 当社(特定MNOを含みます。)の業務の遂行上支障がある場合。	
	キ 当社は、データ量の増減適用を行うにあたり、分配契約者回線及び受領契約者回線に係る総量速度規制データ量又は前月からの繰越データ量について、次表のとおり取り扱います。	
	区分	増減適用後の総量速度規制データ量
	分配契約者回線	その総量速度規制データ量の増減適用を受ける時点の総量速度規制残データ量から、総量速度規制データ量に係る分配データ量を差し引いたデータ量
	受領契約者回線	その総量速度規制データ量の増減適用を受ける時点の総量速度規制残データ量に、総量速度規制データ量に係る分配データ量を加えたデータ量
	増減適用後の前月からの繰越データ量	その繰越データ量の増減適用を受ける時点の繰越残データ量から、前月からの繰越データ量に係る分配データ量を差し引いたデータ量
	その繰越データ量の増減適用を受ける時点の繰越残データ量に、前月からの繰越データ量に係る分配データ量を加えたデータ量	
	ク データ量の増減適用に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります	
	ア 共有回線群に係るデータ量共有適用(以下この欄において「本共有適用」といいます。)とは、データ量共有回線群(ウに定めるデータ量共有回線により構成される回線群をいいます。以下同じとします。)を構成する契約者回線について、その総量速度規制データ量等(次表の左欄に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)を、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群に係る共有総量速度規制データ量等(次表の右欄に定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。)にそれぞれ読み替えて、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制Ⅴ、特定データ通信段階定額制Ⅱ、データ通信総量速度規制、データ通信総量速度規制の一時解除、総量速度規制データ量の繰越適用及びデータ量の増減適用並びにLTEデータプリペイドの提供を行うことをいいます。	
	総量速度規制データ量等	共有総量速度規制データ量等
	累計課金対象データ量	共有累計課金対象データ量
	総量速度規制データ量	共有総量速度規制データ量
	総量速度規制残データ量	共有総量速度規制残データ量
	超過データ量	共有超過データ量
	前月からの繰越データ量	共有前月からの繰越データ量
	繰越残データ量	共有繰越残データ量
	超過データ量Ⅱ	共有超過データ量Ⅱ

	購入データ量	共有購入データ量
	購入残データ量	共有購入残データ量
	前払いデータ量	共有前払い等データ量
	前払い残データ量	共有前払い等残データ量
イ	アに定める共有回線群総量速度規制データ量等は、それぞれ次の意味で使用します。	
	共有累計課金対象データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、ctc モバイル(5G)契約者回線及び他網契約者回線に係る累計課金対象データ量を合算したデータ量
	共有総量速度規制データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、ctc モバイル(5G)契約者回線及び他網契約者回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量
	共有総量速度規制残データ量	共有総量速度規制データ量から共有累計課金対象データ量を差し引いたデータ量
	共有超過データ量	共有累計課金対象データ量が共有総量速度規制データ量を超えた場合、共有総量速度規制データ量を超える部分
	共有前月からの繰越データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、ctc モバイル(5G)契約者回線及び他網契約者回線に係る前月からの繰越データ量を合算したデータ量
	共有繰越残データ量	共有超過データ量から共有前月からの繰越データ量を合算したデータ量
	共有超過データ量Ⅱ	共有超過データ量が共有前月からの繰越データ量を超えた場合、共有前月からの繰越データ量を超える部分
	共有購入データ量	そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、ctc モバイル(5G)契約者回線及び他網契約者回線に係る購入データ量及び前払いデータ量を合算したデータ量
	共有購入残データ量	共有購入データ量から共有超過データ量Ⅱを差し引いたデータ量
	共有前払い等データ量	共有総量速度規制データ量、共有前月からの繰越データ量及び共有購入データ量を合算したデータ量
	共有前払い等残データ量	共有前払い等データ量から共有累計課金対象データ量を差し引いたデータ量
	備考	
	1 そのデータ量共有回線群に段階定額制(この約款若しくはLTE約款に定める特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)若しくは特定データ通信段階定額制Ⅱ又は5G約款に定めるデータ段階定額をいいます。以下この(14)において同じとします。)の適用を受けている電気通信回線(以下この(14)において「段階定額制適用回線」といいます。)が含まれる場合、共有総量速度規制データ量は、次表の意味で使用します。	
	そのデータ量共有回線群を構成する電気通信回線に係る総量速度規制データ量を合算したデータ量に、段階定額制適用回線以外の電気通信回線に係る前月からの繰越データ量、購入残データ量並びに前払い残データ量を合算したデータ量	
	2 そのデータ量共有回線群に段階定額制適用回線が含まれる場合((3)の 12 の力、(3)の 13 の力若しくは(3)の 18 の力又はLTE約款若しくは5G約款に定める段階定額制に係るこれらに相当する規定(以下この(14)において「相当規定」といいます。))に定める取扱いを受けた場合に限り、共有前月からの繰越データ量を0とします。	
	3 そのデータ量共有回線群に段階定額制適用回線が含まれる場合、(3)の 12 の力、(3)の 13 の力若しくは(3)の 18 の力又は相当規定により、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)又は特定データ通信段階定額制Ⅱの定額料の算定に係る共有累計課金対象データ量に合算した共有購入残データ量に相当するデータ量は、データ通信総量速度規制の一時解除に係る共有購入残データ量としては0とします。	
ウ	データ量共有回線とは、本共有適用を選択する契約者回線、LTE約款若しくは5G約款に定める共有回線群に係るデータ量共有適用(以下この欄において「特定共有適用」といいます。)を選択する電気通信回線をいいます。	
エ	本共有適用は、LTEサービスの契約者回線(LTEサービスについては、データ通信総量速度	

規制の一時解除を選択している契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定める以外のものに限り、選択することができます。

基本使用料の料金種別
タブレットプラン3 4G又はタブレットプラン 50 4G

オ 本共有適用を選択する契約者は、1のデータ量共有回線群を指定して、当社に申し出ていただきます。

カ 当社は、オの申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

(ア) 指定したデータ量共有回線群を構成する契約者回線(第1種LTEデュアル、第2種LTEデュアル又は ctc モバイル(5G)デュアルに係るものに限り、)の数が2以上となる時。

(イ) 指定したデータ共有回線群を構成する契約者回線、ctc モバイル(5G)契約者回線及び他網契約者回線(それぞれ第3種LTEデュアル、LTEシングル又は ctc モバイル(5G)デュアルに係るものに限り、)の数が6以上となる時。

(ウ) その契約者回線に係るauIDが、指定したデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線、ctc モバイル(5G)契約者回線又は他網契約者回線に係るauIDと異なる時。

(エ) その申出が新たにデータ量共有回線群を構成する申出であって、そのデータ量共有回線群を構成する契約者回線、ctc モバイル(5G)契約者回線又は他網契約者回線に係るauIDと同一のauIDの契約者回線により構成されるデータ量共有回線群の数が2以上となる時。

(オ) その他当社(特定MNOを含みます。)の業務の遂行上支障がある時。

キ オの申出があった場合のほか、ナンバーシェア機能の提供を開始した場合は、そのナンバーシェア主回線及びナンバーシェア副回線について、同一のデータ量共有回線群を指定した本共有適用の申出があったものとみなして取扱います。

ク 本共有適用の開始は、オの申出を当社が承諾し、必要な登録を完了した時点からとします。

ケ 当社は、au約款に定めるところにより、次の事由が生じた場合、その事由が生じた時点の、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群のデータ共有回線に係る解除有効期間又は利用可能期間のうち、最長のものを、そのデータ共有回線(LTEサービス又は ctc モバイル(5G)サービスに係るものに限り、)に係る解除有効期間として取り扱います。

(ア) その契約者回線について、本共有適用を開始したとき。

(イ) その契約者回線が所属するデータ量共有回線群において、データ量共有回線の追加があったとき。

(ウ) その契約者回線が所属するデータ量共有回線群において、データ総量規制の一時解除に係る登録があり、その登録に係るデータ総量規制の一時解除が行われたとき。

(エ) その契約者回線が所属するデータ量共有回線群において、データ証票の登録が行われたとき。

コ 当社は、契約者から本共有適用を廃止する申出があった場合のほか、その契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、本共有適用を廃止します。

(ア) LTEサービスの利用権の譲渡があったとき。

(イ) 契約者の地位の承継があったとき。

(ウ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき

(エ) LTE契約の解除があったとき。

(オ) データ通信総量速度規制の一時解除の適用の廃止があったとき。

(カ) その契約者回線に係るauIDが、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群を構成する他の契約者回線、ctc モバイル(5G)契約者回線又は他網契約者回線に係るauIDと異なることとなったとき。

(キ) エの表に定める基本使用料の料金種別への変更又は選択があったとき。

サ コの規定により、本共有適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本共有適用
1 2又は3以外により本共有適用を廃止したとき。	その事由が生じた時点までのデータ通信について、本共有適用の対象とします。
2 コ(ウ)、(エ)又は(オ)により本共有適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信について、本共有適用の対象とします。
3 コの(キ)により本共有運用を廃止したとき。	当社が別に定める時点までのデータ通

		信について、本共有適用の対象とします。																
	シ ア及びイの規定にかかわらず、段階定額適用回線について本共有適用の廃止があった場合、そのデータ量共有回線群に係る共有総量速度規制データ量は、その廃止があった時点の共有累計課金対象データ量に係る段階定額制の定額料の区分に定めるデータ量の最大値とします。 ス コの規定により、本共有適用を廃止した場合、その契約者回線について、共有総量速度規制残データ量、共有繰越残データ量及び共有購入残データ量を無効とし、その廃止のあった時点の総量速度規制残データ量、繰越残データ量及び購入残データ量を0とします。 ただし、段階定額適用回線について本共有適用の廃止があった場合は、これによらず、(3)の 12、(3)の 13 若しくは(3)の 18 又は特定事業者のLTE約款の相当する規定に定めるところによります。 セ ソの規定にかかわらず、その契約者回線に係る本共有適用を廃止することにより、その契約者回線が所属するデータ量共有回線群を構成するデータ量共有回線の数が0となる場合は、その共有総量速度規制残データ量、共有繰越残データ量及び共有購入残データ量をその契約者回線に係る総量速度規制残データ量、繰越残データ量及び購入残データ量として取り扱います。 ソ 本共有適用に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。																	
(15) 長期利用を条件とするデータ量の増量適用(長期優待データギフト)	ア 当社は、LTEサービスの契約者回線((ア)に定める適用条件のいずれかに該当するものに限り、)について、LTEサービスの利用月数に応じて、加算対象料金月(イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。))において、その契約者回線に係る前月からの繰越データ量に(イ)に定める加算データ量を加算する取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)を行います。 (ア)適用条件 ① 特定データ通信定額の取扱い(特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)、特定データ通信定額制Ⅲ、データ通信定額制Ⅲ(V)、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ、特定データ通信定額制Ⅴ又は特定データ通信定額制Ⅵを除きます。)の適用を受けているもの。 ② 削除 (イ)加算データ量 ① その料金月の初日において、特定データ通信定額の取扱い(②及び③に定めるものを除きます。)を受けている場合 <table><tr><td>LTEサービスの利用月数</td><td>加算データ量</td></tr><tr><td>48 か月を超え 84 か月以内の場合</td><td>1,073,741,824 バイト (1ギガバイト)</td></tr><tr><td>84 か月を超え 120 か月以内の場合</td><td>1,610,612,736 バイト (1.5 ギガバイト)</td></tr><tr><td>120 か月を超える場合</td><td>2,147,483,648 バイト (2ギガバイト)</td></tr></table> ② その料金月の初日において、特定データ通信定額の取扱い(データ定額2、データ定額3、データ定額2(V)、データ定額3(V)、又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- i)若しくは特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- ii)のデータ定額2(ケータイ/V)若しくはデータ定額3(ケータイ/V)に限り、)を受けている場合 <table><tr><td>LTEサービスの利用月数</td><td>加算データ量</td></tr><tr><td>48 か月を超え 84 か月以内の場合</td><td>536,870,912 バイト (0.5 ギガバイト)</td></tr><tr><td>84 か月を超え 120 か月以内の場合</td><td>805,306,368 バイト (0.75 ギガバイト)</td></tr><tr><td>120 か月を超える場合</td><td>1,073,741,824 バイト (1ギガバイト)</td></tr></table> ③ その料金月の初日において、特定データ通信定額の取扱い(データ定額1、データ定額(V)又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- i)若しくは特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V- ii)のデータ定額1(ケータイ/V)に限り、)を受けている場合		LTEサービスの利用月数	加算データ量	48 か月を超え 84 か月以内の場合	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト)	84 か月を超え 120 か月以内の場合	1,610,612,736 バイト (1.5 ギガバイト)	120 か月を超える場合	2,147,483,648 バイト (2ギガバイト)	LTEサービスの利用月数	加算データ量	48 か月を超え 84 か月以内の場合	536,870,912 バイト (0.5 ギガバイト)	84 か月を超え 120 か月以内の場合	805,306,368 バイト (0.75 ギガバイト)	120 か月を超える場合	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト)
LTEサービスの利用月数	加算データ量																	
48 か月を超え 84 か月以内の場合	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト)																	
84 か月を超え 120 か月以内の場合	1,610,612,736 バイト (1.5 ギガバイト)																	
120 か月を超える場合	2,147,483,648 バイト (2ギガバイト)																	
LTEサービスの利用月数	加算データ量																	
48 か月を超え 84 か月以内の場合	536,870,912 バイト (0.5 ギガバイト)																	
84 か月を超え 120 か月以内の場合	805,306,368 バイト (0.75 ギガバイト)																	
120 か月を超える場合	1,073,741,824 バイト (1ギガバイト)																	

	<table><tr><th>LTEサービスの利用月数</th><th>加算データ量</th></tr><tr><td>84 か月を超え 120 か月以内の場合</td><td>322,122,547 バイト (0.3 ギガバイト)</td></tr><tr><td>120 か月を超える場合</td><td>536,870,912 バイト (0.5 ギガバイト)</td></tr></table>	LTEサービスの利用月数	加算データ量	84 か月を超え 120 か月以内の場合	322,122,547 バイト (0.3 ギガバイト)	120 か月を超える場合	536,870,912 バイト (0.5 ギガバイト)
LTEサービスの利用月数	加算データ量						
84 か月を超え 120 か月以内の場合	322,122,547 バイト (0.3 ギガバイト)						
120 か月を超える場合	536,870,912 バイト (0.5 ギガバイト)						
	イ 本取扱いに係る加算対象月とは、次の各号に定める料金月をいいます。 (ア)LTEサービスの利用月数が、61 か月となる料金月。 (イ)LTEサービスの利用月数が、61 か月に3の倍数となる月数を加えた料金月。 ウ 本取扱いに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。						
(16)データ証票に係る取扱い(データプレゼント)	ア 当社は、別に定めるところにより、データ証票(当社が別に定める方法により登録を行った場合に、データ通信総量速度規制の一時解除に係る購入データ量として利用できるデータ量を得ることができる証票をいいます。以下同じとします。)を発行します。 イ LTEサービスの契約者回線(LTEサービスについては、第1種LTEデュアル又は第2種LTEデュアルの契約者回線あって、データ通信総量速度規制の一時解除を選択しているものに限ります。以下この欄において同じとします。)の契約者は、当社が別に定める方法により、(ア)から(ウ)に定める取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)を受けることができます。 (ア)データ証票を購入し、それを他の契約者回線(その契約者回線に係るauIDと異なるauIDの契約者回線、ctc モバイル(5G)契約者回線又は他網契約者回線であって、ctc モバイル(LTE)通信サービス又は ctc モバイル(5G)サービス(それぞれのLTE約款又は5G約款に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を選択しているものに限ります。))に係るものをいいます。以下この欄において同じとします。)の契約者に譲渡すること。 (イ)当社(特定MNOを含みます。))又は他の契約者回線等の契約者からデータ証票を譲り受けること。 (ウ)譲り受けたデータ証票を他の契約者回線等の契約者に譲渡すること。 ウ 当社(特定MNOを含みます。))が発行するデータ証票の販売額及び利用期限等、データ証票を登録した場合に利用することができるデータ量、そのデータ量に係る有効日数及び利用可能日数並びに本取扱いに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。						
(17)データ通信料の減免	ctc モバイル(LTE)通信サービスに関する問合せ等のために行われるデータ通信(LTE NET機能又はLTE NET for DATA機能の提供を受けている契約者回線と当社が別に定める電気通信設備との間の通信であって、当社が別に定めるものに限ります。))については、その料金の支払いを要しません。						

2 料金額

2-1 LTEデュアルに係るもの

(1) (2)以外のもの

1 課金対象データごとに

区分	料金額
データ通信料	0.6 円(0.66 円)

(2) 基本使用料の料金種別がVKプランS(N)、VKプランM(N)、LTEプラン、オフィスケータイプラン、VKプランM、VKプランS、VKプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、LTEプラン(V)、オフィスケータイプラン(V)、カケホ(ケータイ/V)又はオフィスケータイプラン(VK)のもの

1 課金対象データごとに

区分	料金額
データ通信料	税抜額 0.1 円(税込額 0.11 円)

2-2 LTEシングルに係るもの

1 課金対象データごとに

区分	料金額
データ通信料	0.6 円(0.66 円)

2-3 LTEモジュールに係るもの

1 課金対象データごとに

区分	基本資料の料金種別	料金額
データ通信料	LTE Low	0.03円(0.33円)
	LTE Mid	0.03円(0.33円)
	LTE High	0.03円(0.33円)

第4 削除

第5 削除

第6 手続きに関する料金

1 適用

手続きに関する料金の適用については、第 59 条(手続きに関する料金の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用		
(1) 手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	
	料金種別	内容
	契約事務手数料	LTE契約の申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	番号登録手数料	電話番号の登録等を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	システム登録手数料	工事又はサービス取扱所に設置された交換設備の登録等(当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。)を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	契約移行手数料	LTE契約の申込みをし、その承諾を受けた場合であって、そのLTE契約が契約移行により締結されたものであるとき又はLTEサービスの種類の変更を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	auICカード発行手数料	auICカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	auICカード再発行手数料	auICカードの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなauICカードの貸与を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	eSIM発行手数料	eSIMの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	eSIM再発行手数料	eSIMの紛失、盗難又は毀損その他の理由により新たなeSIMの発行を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	料金取扱い変更手数料	次の申出等を行い、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 (ア) 定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用 I 若しくは定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用 II に係る適用若しくは廃止に係る申出 (イ) 基本使用料の料金種別の変更の請求(第1(基本使用料等)1(適用)(4)のサの表の区分②に該当するものに限りします。) (ウ) LTEサービスの種類の変更(第1種LTEデュアルと第2種LTEデュアルの間の変更、第1種LTEシングルと第2種LTEシングルの間の変更又は第3種LTEシングルと第4種LTEシングルの間の変更を除きます。)を伴う請求
	LTEサービス利用権譲渡手数料	LTEサービス利用権の譲渡を請求し、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	ユーザグループ登録手数料	別表 1(オプション機能)10 欄に規定するユーザグループの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	内線番号登録手数料	内線番号(別表 1(オプション機能)10 欄に規定するものをいいます。以下同じとします。)の登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
	内線番号変更手数料	内線番号(その契約者回線に係るものに限りします。)の変更を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金

	<table border="1"> <tr> <td></td><td>する料金</td></tr> <tr> <td>ログインID登録手数料</td><td>ログインIDの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr> </table>		する料金	ログインID登録手数料	ログインIDの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金				
	する料金								
ログインID登録手数料	ログインIDの登録を要する請求をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金								
(2) 契約事務手数料の適用	ア 契約者は、そのLTE契約の申込みが、契約変更若しくは契約移行に係るもの、第3種LTEデュアルに係るもの又はその他当社が別に定めるものに該当するときは、契約事務手数料の支払いを要しません。 イ 削除								
(3) 番号登録手数料の適用	ア 1の契約に係る請求により同時に2以上の電話番号の登録等を行う場合は、これを1の電話番号の登録等とみなして番号登録手数料を適用します。 イ 次のいずれかに該当する場合は、番号登録手数料の支払いを要しません。 (ア) 契約事務手数料又は契約移行手数料の支払いを要するものであるとき。 (イ) 削除 (ウ) 第13条（LTEサービスの利用の一時中断）第4項に規定により一時休止を行うため又は一時休止の再利用を行うためのものであるとき。 ウ イの(イ)に該当するものであって、当社所定のサービス取扱所において、その契約者回線に接続する端末設備の購入と同時に進められたものである場合は、イの規定を適用しません。								
(4) システム登録手数料の適用	ア 1の契約に係る請求により同時に2以上の工事又は交換設備の登録等を行う場合は、これを1の工事又は交換設備の登録等とみなしてシステム登録手数料を適用します。 イ 次のいずれかに該当する場合は、システム登録手数料の支払いを要しません。 (ア) 交換設備の登録等を要する請求が、LTE契約の申込み、電話番号の登録等を要する請求又はLTEサービスの種類の変更の請求によるものであるとき。 (イ) 一時休止の再利用又は一時中断の再開を行うためのものであるとき。								
(5) 契約移行手数料の適用	契約移行手数料は、LTEサービスの種類の変更（次表の左欄と右欄に定めるLTEサービスの間の変更であって、当社が別に定めるものに限り。）を請求し、その承諾を受けた場合には、その支払いを要しません。 <table border="1"> <tr> <td>第1種LTEデュアル</td><td>第1種LTEシングル又は第2種LTEシングル</td></tr> <tr> <td>第1種LTEシングル</td><td>第2種LTEシングル</td></tr> <tr> <td>第2種LTEデュアル</td><td>第3種LTEシングル又は第4種LTEシングル</td></tr> <tr> <td>第3種LTEシングル</td><td>第4種LTEシングル</td></tr> </table>	第1種LTEデュアル	第1種LTEシングル又は第2種LTEシングル	第1種LTEシングル	第2種LTEシングル	第2種LTEデュアル	第3種LTEシングル又は第4種LTEシングル	第3種LTEシングル	第4種LTEシングル
第1種LTEデュアル	第1種LTEシングル又は第2種LTEシングル								
第1種LTEシングル	第2種LTEシングル								
第2種LTEデュアル	第3種LTEシングル又は第4種LTEシングル								
第3種LTEシングル	第4種LTEシングル								
(6) auICカード発行手数料及びeSIM発行手数料の適用	ア auICカード発行手数料及びeSIM発行手数料は、LTE契約の申込みがあった場合又は端末設備の変更に係る請求と同時に進められたものである場合は、その支払いを要しません。 イ 基本使用料の料金種別がナンバーシェアプランの契約者回線については、eSIMの再発行を請求することはできません。								
(7) 料金取扱い変更手数料の適用	ア 料金取扱い変更手数料は、(1)の本料金の内容の欄に定める(ア)から(ウ)に定める申出等を行い、承諾を受けた回数の合計が1の料金月において3に満たない場合は、その支払いを要しません。								
(8) 削除	削除								
(9) 削除	削除								
(10) ユーザグループ登録手数料の適用	別表1（オプション機能）に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である場合、そのユーザグループの登録手数料について、2（料金額）に規定するユーザグループ登録手数料の支払いを要します。								
(11) 内線番号登録手数料及び内線番号変更手数料の適用	ア 2（料金額）に規定する内線番号登録手数料（その契約者回線に係るものに限り。）及び内線番号変更手数料については、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である者に、当社が指定する方法により請求します。この場合、番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その手数料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。 イ 別表1（オプション機能）24 欄に規定する番号変換機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である場								

	合、当該料金月に行われた内線番号(電話会議サービスに係る電気通信回線に係るもの)に限り ます。)の登録について、2(料金額)に規定する内線番号登録手数料の支払いを要します。
(12) 番号変換文字メ ッセージ送受信 機能(WEB)に 係るログインID 登録手数料の適 用	ログインID登録手数料は、そのログインIDに係るログインID利用者に、当社が指定する方法によ り請求します。この場合、番号変換文字メッセージ送受信機能(WEB)の提供を受けている契約者 回線の契約者は、その手数料その他の債務に係る支払義務を免れるものではありません。
(13) 手続きに関する 料金の適用除外 又は減額適用	当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、この約款において別段の定めがある場合には、その定 めるところにより、又は手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、手続きに関する料金 の適用を除外し、又はその料金額を減額して適用することがあります。

2 料金額

料金種別	単位	料金額
契約事務手数料	1 契約ごとに	3,500 円(3,850 円)
番号登録手数料	1 登録等ごとに	3,500 円(3,850 円)
システム登録手数料	1 請求ごとに	1,500 円(1,650 円)
契約移行手数料	1 契約ごとに	3,500 円(3,850 円)
auICカード発行手数料	1 請求ごとに	3,500 円(3,850 円)
auICカード再発行手数料	1 請求ごとに	3,500 円(3,850 円)
e S I M発行手数料	1 請求ごとに	3,500 円(3,850 円)
e S I M再発行手数料	1 請求ごとに	3,500 円(3,850 円)
料金取扱い変更手数料	1 請求ごとに	1,000 円(1,100 円)
削除	削除	削除
ユーザグループ登録手数料	1 ユーザグループ ごとに	10,000 円(11,000 円)
内線番号登録手数料 (1)その契約者回線に係るもの	1 の内線番号の登録ごとに	1,000 円(1,100 円)
(2)削除	削除	削除
内線番号登録変更手数料	1 の内線番号の変更ごとに	1,000 円(1,100 円)
ログインID登録手数料	1 のログインIDの登録ごとに	1,000 円(1,100 円)

(注)上記の額に配送実費相当額を加算します。

第7 ユニバーサルサービス料

1 適用

ユニバーサルサービス料の適用については、第 60 条(ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
LTEサービスに関するユニバーサルサービス料の適用	ア ユニバーサルサービス料の計算は、料金月単位で行います。 イ 契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2(料金額)に定めるユニバーサルサービス料の支払を要します。 ただし、その料金月の末日にその契約の解除があったとき又はその料金月の末日において ctc モバイル(LTE)通信サービスの利用の一時休止(タイプ I に限ります。)をしているときは、この限りではありません。 ウ ユニバーサルサービス料については、日割りは行いません。

2 料金額

区分	料金額(1の番号等ごとに月額)
ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「ユニバーサルサービス料」の額

(注) ユニバーサルサービス制度について定めた当社のホームページは、次のとおりです。

<https://www.ctc.co.jp/company/business/universal-service/>

第8 電話リレーサービス料

1 適用

電話リレーサービス料の適用については、第 60 条(ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

電話リレーサービス料の適用	
LTEサービスに関する電話リレーサービス料の適用	ア 電話リレーサービス料の計算は、料金月単位で行います。 イ 契約者は、その料金月の末日において、その契約を締結している場合、2(料金額)に定める電話リレーサービス料の支払を要します。 ただし、その料金月の末日にその契約の解除があったとき又はその料金月の末日において ctc モバイル(LTE)通信サービスの利用の一時休止(タイプ I に限ります。)をしているときは、この限りではありません。 ウ 電話リレーサービス料については、日割りは行いません。

2 料金額

区 分	料金額
電話リレーサービス料	電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページに規定する「電話リレーサービス料」の額

(注)電話リレーサービス制度について定めた当社のホームページは、次の通りです。

<https://www.ctc.co.jp/company/business/telephonerelay-service/>

第2表 工事費

工事費は別に算定する実費とします。

第3表 削除

第4表 付随サービスに関する料金等

第1 削除

第2 削除

第3 削除

第4 削除

第5 削除

第6 削除

第7 料金安心サービスに関する料金

1 適用

料金安心サービスに関する料金の適用については、別記2の(9)の規定によるほか、次のとおりとします。

料金安心サービスに関する料金の適用	
料金安心サービス(限度額設定コースに限ります。)に関する料金の適用	ア 料金安心サービス(限度額設定コースに限ります。以下この欄において同じとします。)に関する料金については、その料金月において、別記2の(10)に定める概算額が限度額を超えず別記2の(10)に定める利用防止措置が行われない場合であっても、その支払いを要します。 イ 料金安心サービスに関する料金については、日割りを行いません。 ウ 当社は、料金安心サービスの提供の請求があった場合であって、その請求が ctc モバイル(5G)契約(その ctc モバイル(5G)契約者回線について、料金安心サービスに相当するサービス(以下この欄において「5G料金安心サービス」といいます。)の提供を受けているもの)に限ります。)からの契約移行と同時にされたものであるとき(その契約移行のあった日からその料金月の末日までの間に、新たに契約移行があった場合を除きます。)は、契約移行のあった日を含む料金月の料金安心サービスに関する料金について、契約移行のあった日を含む料金月の初日(その料金月において、5G料金安心サービスの提供の開始があった場合は、その日とします。)から、料金安心サービスの提供があったものとみなして取り扱います。 エ 契約移行があった場合であって、その契約移行と同時に、契約移行後の ctc モバイル(5G)契約者回線又は契約者回線について、5G料金安心サービス又はWIN料金安心サービスの提供の請求があったときは、契約移行のあった日を含む料金月の料金安心サービスに関する料金については、当社の5G約款の規定(ウに相当するものをいいます。)に定めるところによります。

2 料金額

区分	単位	料金額
料金安心サービス (限度額設定コースに限ります。)	1 契約ごとに月額	100 円(110 円)

第8 削除

第9 削除

第10 故障紛失サポート(LTE)利用料

1 適用

故障紛失サポート(LTE)LTEに関する料金の適用については、別記2(19)の規定によるほか、次のとおりとします。

故障紛失サポート(LTE)利用料の適用	
故障紛失サポート(LTE)利用料の取扱い	当社は、料金月の起算日以外の日、故障紛失サポート(LTE)の適用の開始又は廃止があったときは、故障紛失サポート(LTE)利用料の支払いを要する日数に応じて、2(料金額)に規定する料金額を日割りします。この場合において、日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

2 料金額

区分	料金額
故障紛失サポート(LTE)利用料	当社の「故障紛失サポート」規定に定める会員種別に応じた月額料と同額

第 11 情報保管サービス利用料

1 適用

情報保管サービス利用料の適用については、別記2(20)の規定によるほか、次のとおりとします。

情報保管サービス利用料の取扱い	当社は、料金月の起算日以外の日、に、情報保管サービスの適用の開始又は廃止があったときは、情報保管サービス利用料の支払いを要する日数に応じて、2(料金額)に規定する料金額を日割りします。この場合、日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
-----------------	---

2 料金額

区分	単位	料金額
情報保管サービス利用料	1 契約ごとに月額	372 円(409 円)

第 12 削除

別記

1 サービス区域

特定MNOのLTE約款に定めるサービス区域と同じとします。

2 付随サービスの提供

(1)削除

(2)削除

(3)削除

(4)時報サービス

ア 当社は、次により時報サービスを提供します。

区分	内容	電話番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	117

イ 時報サービスは、1 の通話について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、6 分経過後 12 分までの間において、その通話を打ち切ります。

(5)情報提供サービス

ア 当社は、次により情報提供サービスを提供します。

区分	内容
情報提供サービス	au(LTE)通信サービス(LTEデュアル)を利用することにより、あらかじめ作成された情報の提供を受けることができるサービス

イ 情報提供サービスで提供される情報は、当社(特定MNOを含みます。)が別に定める者により作成されます。

ウ 当社は、作成された情報ごとに、その内容、電話番号及びサービス選択番号を定めます。

エ 情報提供サービスは、契約者回線からの通話に限り提供します。

オ 情報提供サービスを利用することができる時間帯については、当社が別に定めるところにより、制限されることがあります。

カ 情報提供サービスは、1 の通話について情報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、当社が別に定める時間を経過した場合において、その通話を打ち切る場合があります。

キ 契約者は、情報提供サービスを利用した通話について、別記 15(通話時間の測定等)の規定により測定した通話時間と料金表第 1 表第 2(通話料)の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

ク 当社又は特定MNOは、情報提供サービスで提供される情報の内容等に基づいて発生した損害については、責任を負いません。

(6)短縮ダイヤル接続

当社は、当社が別に定める契約者回線等へ着信する通話については、当社が別に定めるところにより、短縮ダイヤル番号(特定MNOが付与した短桁の接続番号をいいます。)により接続します。

(7)有料サービスの利用等に係る料金の合算請求の取扱い

ア 契約者は、当社が別に定める方法によりLTEサービスを利用して有料サービス(特定MNOのLTE約款に定める有料サービスの利用又は商品の購入をいいます。以下、同じとします。)を利用し、若しくは商品(申込みにより購入できる物品であって、当社以外の者が、当社によるその料金の請求について当社の承諾を得たうえで販売するものをいいます。以下同じとします。)を購入する場合又は当社が別に定める者に対し寄付金を支払う場合において、その有料サービスの提供若しくは商品の販売を行う者又は寄付金の支払先である当社が別に定める者(以下「サービス等提供者」といいます。)に支払う、その有料サービス若しくは商品に係る料金(その有料サービスの利用又は商品の購入に係る申込みの際にサービス等提供者が提示した料金(配送料等が変動することを条件に提示された場合にあっては、その申込みがあった後にサービス等提供者が確定した料金とします。)をいいます。以下この(7)において同じとします。)又は寄付金の支払いの方法として、当社が ctc モバイル(LTE)通信サービスに係る料金その他の債務と合算して、その契約者(LTEサービス利用権の譲渡があったときは、その譲受人とします。)に請求する取扱い(以下この(7)において「合算請求の取扱い」といいます。)を行います。

この場合において、有料サービス若しくは商品に係る料金又は寄付金は、当社の機器により計算のうえ、料金月(その料金を請求するために必要な処理をサービス等提供者が完了した日を含む料金月とします。)ごとに集計し、請求するものとします。

イ アの場合において、当社は、特定MNOから有料サービスに係る料金の請求及び回収に関する業務の委託を受け、ctc モバイル(LTE)通信サービスに係る料金その他の債務と合算して、その契約者に請求するものとします。

ウ 契約者は、有料サービスの利用若しくは商品の購入又は寄付金の支払いをするために、特定MNOのLTE約款、「EZ有料情報サービスご利用上の注意」、「まとめてau支払いご利用上の注意」、「auかんたん決済会員規約」及び特定MNOが別に定める事項を承諾していただきます。

なお、特定MNOのLTE約款、「EZ有料情報サービスご利用上の注意」、「まとめてau支払いご利用上の注意」、「auかんたん決済会員規約」及び特定MNOが別に定める事項において、「KDDI株式会社、沖縄セルラー株式会社」、「契約者」及び「会員」等とあるのは、それぞれ「KDDI株式会社、沖縄セルラー株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社」、「中部テレコミュニケーション株式会社の ctc モバイル(LTE)通信サービス契約に係る契約者」等に読み替え、特定MNOのLTE約款等に定める契約者及び会員に準じた取扱いが行われることについて承諾していただきます。

(8)削除

(9)削除

(10)料金安心サービス

ア 当社は、契約者から当社が別に定める方法により請求があったときは、下表により、料金安心サービスを提供します。

この場合において、料金安心サービスには、下表に規定する種類があり、そのいずれかを選択していただきます。

種類	料金安心サービスの内容
通知コース (お知らせコース)	このコースを選択した契約者回線について、その料金月にその契約者回線を用いて行われた通信(①の表に規定する種類から、あらかじめその契約者が選択したものによります。)に係る料金の概算額(当社が別に定める方法により算定した額とします。以下この(10)において同じとします。)が、②に規定する通知基準額を超過した場合に、その契約者が当社が別に定める方法によりあらかじめ指定した電子メールアドレス(当社が別に定めるものを除きます。)に宛てて、その旨(同一の日において概算額が複数の通知基準額を超過した場合は、そのうち最も大きい通知基準額を超過した旨とします。)を通知する電子メールを特定MNOが送付します。
限度額設定コース (ご利用停止コース)	(ア)このコースを選択した契約者回線について、その料金月にその契約者回線を用いて行われた通信(①の表に規定する種類から、あらかじめその契約者が選択したものによります。)に係る料金の概算額が、②に規定する通知基準額を超過した場合に、その契約者が当社が別に定める方法によりあらかじめ指定した電子メールアドレス(当社が別に定めるものを除きます。)に宛てて、その旨(同一の日において概算額が複数の通知基準額を超過した場合は、そのうち最も大きい通知基準額を超過した旨とします。)を通知する電子メールを特定MNOが送付します。 (イ)(ア)のほか、概算額が、③の規定に基づきその契約者が選択した限度額を超えた場合に、その契約者回線からの発信(自動着信転送機能により転送されるものに係るもの及び番号変換機能を利用して行われた通話に係るものを含み、電気通信番号規則別表第12号に定める緊急通報に関する電気通信番号への通話、海外ローミング機能に係る通話その他の当社が別に定める通信に係るものを除きます。)及びデータ通信(海外ローミング機能に係るものを除きます。)をできないようにする取扱い(以下この(10)において「利用防止措置」といいます。)を行います。 (ウ)(イ)の規定により、利用防止措置が行われた場合、このコースを選択した契約者回線の契約者は、当社が別に定める方法により、その料金月における利用防止措置をとりやめるよう請求することができます。

①概算額の算定の対象となる通信

概算額の算定の対象となる通信については、次の種類があり、このサービスを利用する契約者は、そのいずれかを選択していただきます。

ただし、LTEシングルの契約者回線の契約者は、タイプⅡを選択することはできません

種類	対象となる通信
タイプⅠ (通話料・データ通信料 クラス)	その契約者回線から発信された通話(通話とみなして取り扱う通信及びKDDI株式会社の電話サービス等契約約款に定める国際ローミング着信自動通話並びに特定携帯国際自動通話を含み、番号変換機能を利用して行われた通話を除きます。以下この①欄において同じとします。)及びその契約者回線を用いて行われたデータ通信。
タイプⅡ (通話料クラス)	その契約者回線から発信された通話
備考	契約移行があった場合は、契約移行のあった月において契約移行前の ctc モバイル(5G)契約者回線から発信された通話及びその ctc モバイル(5G)契約者回線を用いて行われたパケット通信を、それぞれこの①欄に定める通話及びデータ通信に含めて取り扱います。

②通知基準額

区別	通知基準額
通知コースに係るもの	5,000 円(5,500 円)、7,000 円(7,700 円)、10,000 円(11,000 円)又は 15,000 円(16,500 円)
限度額設定コースに係るもの	2,000 円(2,200 円)、3,000 円(3,300 円)、5,000 円(5,500 円)、7,000 円(7,700 円)、10,000 円(11,000 円)又は 15,000 円(16,500 円)

③限度額

このサービス(限度額設定コースに限ります。)の提供を受ける契約者回線の契約者は、あらかじめ下表に規定する限度額のうち、いずれかを選択していただきます

限度額
2,000 円(2,200 円)、3,000 円(3,300 円)、5,000 円(5,500 円)、7,000 円(7,700 円)、10,000 円(11,000 円)又は 15,000 円(16,500 円)

④利用防止措置の種類

種類	内容
段階防止措置 (段階停止)	利用防止措置(概算額が 15,000 円の限度額を超えたことにより行われたものを除きます。)をとりやめた後、その料金月内において、その契約者回線を用いて行われた通信(①の表に規定する種類から、あらかじめその契約者が選択したものによります。)に係る料金の概算額が、その利用防止措置が行われた限度額より大きい限度額を超えた場合に、再び利用防止措置を行うものをいいます。

イ 料金安心サービスについては、LTEサービス(第3種LTEデュアルを除きます。)の契約者回線に限り、提供します。

ただし、ナンバーシェア機能の提供を受けている契約者回線については、限度額設定コースを提供しません。

ウ アの請求があった場合、契約者の申出に応じて、その請求のあった日を含む料金月又は翌料金月から料金安心サービスを提供します。

エ 料金安心サービスの提供を受けている契約者回線の契約者は、アにより選択した料金安心サービスの種類、概算額の算定の対象となる通信の種類及び限度額を、当社が別に定める方法により変更することができます。

この場合において、それぞれの変更後の種類又は限度額については、その変更に係る申出のあった日を含む料金月の翌料金月から適用します。

オ 当社は、アに規定する概算額の算定の対象となる通信の種類としてタイプⅡを選択している契約者回線について、LTEシングルへの種類の変更があった場合であっても、概算額の算定の対象となる通信の種類については、その契約者から変更の申出がない限り変更しません。

カ 当社は、料金安心サービスの提供を受けている契約者回線の契約者から、その取扱いを廃止する申出があった場合、その申出のあった日を含む料金月の末日をもって、その取扱いを廃止します。

キ 当社は、カの規定によるほか、次に該当する場合には、その事由が生じた日をもって、その取扱いを廃止します。

(ア)LTE契約の解除があったとき。

(イ)LTEサービス利用権の譲渡があったとき。

(ウ)契約者の地位の承継があったことを当社が知ったとき。

(エ)LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

ク 当社は、概算額が限度額を超えたことを当社が確認した日(以下この(9)において「確認日」といいます。)における当社が別に定める時刻から、確認日を含む料金月の翌料金月の初日における当社が別に定める時刻までの間、利用防止措置を行います。

ただし、確認日の翌日が、確認日を含む料金月の翌料金月となる場合は、この限りではありません。

ケ 限度額設定コースの提供を受けている契約者回線の契約者は、この取扱いを開始した日から廃止した日までの期間、料金表第4表(付随サービスに関する料金等)に規定する料金の支払いを要します。

コ 限度額設定コースの提供を受けている契約者回線の契約者は、あらかじめ料金安心サービス暗証番号(このサービスを利用しようとする者を識別するための数字の組み合わせをいいます。以下この(9)において同じとします。)を登録していただきます。

この場合において、その契約者回線の契約者以外の者が、その登録を行ったときは、当社は、その契約者回線の契約者が登録を行ったものとみなします。

サ 限度額設定コースの提供を受けている契約者回線の契約者は、料金安心サービス暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

シ このサービスに関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

(11)削除

(12)協定事業者が提供する特定信書便サービスの利用等

- ア 契約者は、LTEサービスの契約者回線から、通常通話を行って、当社が別に定める協定事業者の契約約款等の規定に基づき特定信書便サービスを利用した場合(特定信書便サービスの利用に係る料金をクレジットカードにより支払うことを条件に利用した場合を除きます。)に生じた特定信書便サービスに係る債権(特定信書便サービスを利用するために行った相互接続通信の料金に係るものを含みます。)を、その協定事業者から譲り受け、その債権額を料金に合算して請求することを承認していただきます。
- イ アの場合において、当社及び協定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- ウ アの規定により協定事業者から譲り受けた債権については、第 65 条(割増金)、第 66 条(延滞利息)及び料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(13)削除

(14)削除

(15)緊急地震速報サービス

- ア 当社は、次により緊急地震速報サービスを提供します。

区別	内容
緊急地震速報サービス	当社(特定MNOを含みます。)が気象庁の提供する緊急地震速報(気象業務法施行令(昭和 27 年政令第 471 号)第 4 条に定める地震動警報をいいます。)を受けて作成する情報(以下「緊急地震速報情報」といいます。)を、気象庁が緊急地震速報の対象として指定する区域(通信を行うことができる区域に限り、以下「緊急地震速報配信区域」といいます。)に在圏する移動無線装置が接続された契約者回線に配信するサービス

- イ 当社が別に定める移動無線装置を利用している契約者回線に限り提供します。
- ウ 契約者は、以下の各号について承諾していただきます。
- (ア)緊急地震速報情報の配信は、地震の到達に間に合わない場合があります。
- (イ)緊急地震速報配信区域に移動無線装置が在圏する場合であっても、電波の伝播状況、端末設備の電源、設定等の状況等により、緊急地震速報情報を受信できない場合があります。
- (ウ)緊急地震速報配信区域以外の場所に移動無線装置が在圏する場合であっても、当社(特定MNOを含みます。)の設備状況又は電波の伝播状況等により、緊急地震速報情報が配信される場合があります。
- (エ)その他、当社又は特定MNOは、気象庁の緊急地震速報に基づき作成した情報の内容等に基づいて発生した損害については、責任を負いません。
- エ 当社は、第 13 条(LTEサービスの利用の一時中断)、第 25 条(その他の提供条件)又は第 42 条(利用停止)の規定にかかわらず、LTEサービスの利用の一時中断又は ctc モバイル(LTE)通信サービスの利用の停止があった契約者回線に対し緊急地震速報サービスを提供します。
- オ 緊急地震速報情報は、別表 1(オプション機能)14 欄に規定するブロードキャスト文字メッセージ受信機能により受信できます。
- カ 契約者は、緊急地震速報サービスに係る情報及びオプション機能の利用について、料金の支払いを要しません。
- キ 緊急地震速報情報の受信方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(16)津波警報サービス

- ア 当社は、次により津波警報サービスを提供します。

区別	内容
津波警報サービス	当社(特定MNOを含みます。)が気象庁の提供する津波警報(気象業務法施行令第 4 条に定める津波警報をいいます。)を受けて作成する情報(以下「津波警報情報」といいます。)を、気象庁が津波警報の対象として指定する区域(通信を行うことができる区域に限り、以下「津波警報配信区域」といいます。)に在圏する移動無線装置が接続された契約者回線に配信するサービス

- イ 当社が別に定める移動無線装置を利用している契約者回線に限り提供します。
- ウ 契約者は、以下の各号について承諾していただきます。
- (ア)津波警報情報の配信は、津波の到達に間に合わない場合があります。
- (イ)津波警報配信区域に移動無線装置が在圏する場合であっても、電波の伝播状況、端末設備の電源、設定等の状況等により、津波警報情報を受信できない場合があります。
- (ウ)津波警報配信区域以外の場所に移動無線装置が在圏する場合であっても、当社(特定MNOを含みます。)の設備状況又は電波の伝播状況等により、津波警報情報が配信される場合があります。
- (エ)その他、当社又は特定MNOは、気象庁の津波警報に基づき作成した情報の内容等に基づいて発生した損害について

ては、責任を負いません。

エ 当社は、第 13 条(LTEサービスの利用の一時中断)、第 25 条(その他の提供条件)又は第 42 条(利用停止)の規定にかかわらず、LTEサービスの利用の一時中断又は ctc モバイル(LTE)通信サービスの利用の停止があった契約者回線に対し津波警報サービスを提供します。

オ 津波警報情報は、ブロードキャスト文字メッセージ受信機能により受信できます。

カ 契約者は、津波警報サービスに係る情報及びオプション機能の利用について、料金の支払いを要しません。

キ 津波警報情報の受信方法その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

(17)災害用音声お届けサービス

ア 当社は、災害が発生した場合であって当社が必要と認めたときは、当社が定める期間において、次により災害用音声お届けサービスを提供します。

区別	内容
災害用音声お届けサービス	このサービスを提供するために当社(特定MNOを含みます。)が設置する電気通信設備を用いて、当社若しくは特定MNOの電気通信回線(当社が別に定める携帯電話サービスに係るもの)に限り、以下、この(17)において同じとします。)又は契約者回線から送信された音声ファイル(音声その他音響に係る情報をいいます。)を蓄積し、その蓄積にあたり指定された当社又は特定MNOの電気通信回線にその音声ファイルを配信するサービス

イ LTEサービスの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用するものに限り、)であって、LTE NET機能又はLTE NET for DATA機能を利用するものに限り提供します。

ただし、海外ローミング機能を利用して外国事業者の電気通信サービスによりこれらの機能を利用するときは、この限りではありません。

ウ このサービスに係る音声ファイルの送信は、当社が別に定める移動無線装置を利用する契約者回線(その移動無線装置に、このサービスを利用するために必要なアプリケーションを格納し、必要な登録を行ったものに限り、)に限り行うことができます。

エ このサービスに係る音声ファイルの受信は、当社が別に定める移動無線装置を利用する契約者回線に限り行うことができます。

オ このサービスに係る音声ファイルの送信及び受信は、データ通信により行われます。

カ 当社は、このサービスに係る音声ファイルが蓄積されたときは、当社が別に定める方法により、その蓄積にあたり指定された当社の電気通信回線へその旨を通知します。

ただし、その契約者回線が、海外ローミング機能の提供を受けているものであって、その移動無線装置が海外利用地域に在圏している場合は、この限りではありません。

キ このサービスにおいて蓄積できる音声ファイルの数及び情報量は当社が別に定めるところによります。

ク 蓄積された音声ファイルは、当社が別に定める時間経過後、消去します。

ケ 原因の如何によらず消去された音声ファイルは復元できません。

コ 当社又は特定MNOは、このサービスを利用した場合に生じた音声ファイルの破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。

サ このサービスに関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。(18)削除

(19)故障紛失サポート(LTE)

ア 当社は、契約者から申込みがあったときは、その契約者回線について、契約移行手数料及び ctc モバイルICカード再発行手数料について、次表に定める額の割引を行う取扱い(以下この(19))において「本取扱い」といいます。)を行います。

料金種別	単位	料金額
契約移行手数料(LTEサービスの種類の変更に係るものに限り、)	1 契約ごとに	1,000 円(1,100 円)
ctc モバイルカード再発行手数料(イの(イ)に定める端末サポートの適用に係るものに限り、)	1 請求ごとに	100 円(110 円)

イ 当社は、アに規定する申込みがあったときは、その申込みが次の各号のいずれも満たす場合に限り、これを承諾します。

(ア)その申込みが、当社が別に定めるサービス取扱所において、当社が別に定める端末設備(そのLTEサービスの契約者回線に接続して使用する端末設備として、当社所定の登録を行うものに限り、以下この(19)において「特定端末設備」といいます。)を購入すると同時に行われたものであるとき。

(イ)その申込みが、当社の「故障紛失サポート規定」に定める故障紛失サポートプラス(以下この(19)において「端末サポート」といいます。)の申込みと同時にされたものであるとき。

ウ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、その契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。

- (ア)LTE契約の解除があったとき。
- (イ)LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (ウ)その契約者が、当社が別に定めるサービス取扱所において、その契約者回線に関する他の特定端末設備を購入するとき。
- (エ)端末サポートの退会があったとき。
- エ アに規定する申込みをし、その承諾を受けた契約者は、本取扱いの適用を開始した日から廃止があった日の前日までの期間(開始した日と廃止があった日が同一の日である場合は、その日とします。)について、料金表第4表(付随サービスに関する料金等)に規定する故障紛失サポート(LTE)利用料の支払いを要します。
- オ 当社は、契約移行手数料及びauICカード再発行手数料に係る請求であって、本取扱いの適用を開始した日から適用があった日までの期間に行われたものに限り、本取扱いを行います。
- カ 本取扱いに関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

(20)情報保管サービス

- ア 当社は、LTEサービスの利用の一時休止(タイプⅡに限ります。)を行っている契約者回線について、そのLTEサービスの電話番号及びLTE NET電子メールを利用するためのメールアドレス(当社が別に定めるものを除きます。)を、そのLTEサービスの利用の一時休止によりLTEサービスを利用できないようにした日から一定期間、他に転用することなく保持する取扱い(以下「本取扱い」といいます。)を行います。
- イ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、次に該当するときは、その事由が生じた日をもって本取扱いの適用を廃止します。
 - (ア)LTE契約の解除があったとき。
 - (イ)そのLTE契約者から第14条第3項に定める再利用の請求があったとき。
 - (ウ)LTEサービスの利用の一時休止を行った日を含む料金月から起算して料金月が経過したとき。
- ウ 本取扱いの適用を受けている契約者回線の契約者は、本取扱いの適用を開始した日から廃止があった日の前日(イの(ウ)の規定により本取扱いを廃止した場合はその日とします。)までの期間(開始した日と廃止があった日が同一の日である場合はその日とします。)について、料金表第4表(付随サービスに関する料金等)に規定する情報保管サービス利用料の支払いを要します。
- エ 本取扱いに関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

(21)削除

(22)端末設備ロックサービス

- ア 当社(特定MNOを含みます。)は、契約者から請求があったときは、そのLTEサービスの契約者回線に接続されている端末設備(当社が別に定めるものに限ります。)の一部の機能を停止するための信号を契約者回線に送出します。
- イ アにより信号を送出した場合であっても、端末設備の状態、電波の伝播状況等によりその信号がその端末設備において受信されない等の理由により、端末設備の一部の機能が停止されないことがあります。
- ウ 当社(特定MNOを含みます。)は、アの取扱いにより、又は取扱いができないことにより生じる損害については、一切の責任を負わないものとします。
- エ この取扱いに関するその他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

3 自営電気通信設備の電話番号の登録等

自営電気通信設備(契約者に係る移動無線装置に限ります。)の電話番号の登録等は、次の場合に行います。

ただし、その自営電気通信設備が既に電話番号その他の情報が登録されている等により当社が電話番号の登録等を行うことができない場合は、電話番号の登録等を行いません。

- (1)自営電気通信設備の接続の請求を承諾したとき。
- (2)契約の解除があったとき。
- (3)自営電気通信設備を契約者回線から取りはずしたとき。
- (4)その他契約者から、契約者回線に接続されている自営電気通信設備について、電話番号の登録等を要する請求があったとき。

4 当社から契約者に行う通知等の方法及び契約者の氏名等の変更に係る届出の義務

- (1)当社は、この約款に基づき、契約者に通知その他の連絡(以下この別記4において「通知等」といいます。)を行う必要がある場合であって、書面によりその通知等を行うときは、契約者から届出のあった氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に係る情報(以下「契約者連絡先」といいます。)に基づいて行います。
- (2)契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、そのことを速やかに当社が別に定めるサービス取扱所に届け出ていただきます。

- (3)当社は、(2)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (4)契約者は、契約者が(2)の届出を怠ったことにより、当社が従前の契約者連絡先に宛てて送付した書面については、その書面が不到達の場合においても、通常その到達すべき時にその契約者に到達したものとして取り扱うことに同意していただきます。
- (5)契約者が事実と異なる届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて送付した書面についても、(4)と同様とします。
- (6)当社は、契約者連絡先に宛てて送付した書面が当社に返戻されるその他の理由により、届出のあった契約者連絡先が事実と異なるものであると判断した場合、以後、書面による通知等を行わないこととします。
- (7)(6)に該当する場合であって、当社が書面による通知等を行わないこととしたときは、当社は、その契約者回線への架電その他の当社が別に定める方法により通知等を行います。この場合において、その契約者回線に提供する留守番伝言機能又はその契約者回線に接続された端末設備に内蔵された留守番電話機能等に通知等を録音するその他の方法により、契約者がその通知等を受領しうる状態にしたときは、契約者がその通知等を実際に受領したか否かにかかわらず、その通知等は契約者に到達したものとして取り扱うことに同意していただきます。
- (8)当社は、当社がその契約者回線について第 42 条に基づく ctc モバイル(LTE)通信サービスの利用の停止又は第 17 条若しくは第 24 条に基づく契約の解除を行う場合であって、書面及び(7)のいずれの方法によっても通知等を行うことができないときは、これらの規定にかかわらず、通知を省略します。
- (9)契約者は、(2)の届出を怠った、又は当社に事実と異なる届出を行った場合、当社がその契約者連絡先に係る情報に基づいて通知等を行ったことに起因する損害について、当社が一切責任を負わないことに同意していただきます。

5 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類として当社が別に定めるもの及び当社が契約者の地位を承認した者の本人確認を行うための書類として当社が別に定めるものを添えて、速やかにその ctc モバイル(LTE)通信サービスの契約事務を行うサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- (4) 契約者は、(1)の届出を行わない場合、別記4の(4)から(9)の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

6 LTEサービス利用権の譲渡承認請求と差押等との関係

- (1) LTEサービス利用権の譲渡の承認は、受付順序に従って行います。
- (2) (1)のLTEサービス利用権の譲渡の承認を行ったときは、その譲渡の承認は、LTEサービス利用権に対する差押等との関係においては、そのLTEサービス利用権の譲渡の承認を請求する書類を受け取った時に行ったものとみなします。

7 端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) 当社(特定MNOを含みます。)の係員は、(1)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (3) 契約者は、(1)の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記7の規定に準じて取り扱います。

9 端末設備及び自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

種類	技術基準及び技術的条件
LTEデュアル	端末設備等規則
LTEシングル	同上

10 端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

- (1) 契約者は、契約者回線に接続されている端末設備(移動無線装置に限ります。以下この別記10において同じとします。)について、電波法(昭和25年法律第131号)の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則(昭和25年電波監理委員会規則第18号)に適合するよう修理等を行っていただきます。
- (2) 当社は、(1)の修理等が完了したときは、電波法の規定に基づく検査等を受けるものとし、契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。
- (3) 契約者は、(2)の検査等の結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

11 端末設備の電波法に基づく検査

別記10に規定する検査のほか、端末設備(移動無線装置に限ります。)の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記10の(2)及び(3)の規定に準ずるものとします。

12 自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取扱い

自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取扱いについては、別記10の規定に準ずるものとします。

13 自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。)の電波法に基づく検査を受ける場合の取扱いについては、別記 11 の規定に準ずるものとします。

14 削除

15 通話時間等の測定

(1)(2)以外の通話に係る通話時間は、以下のとおり測定します。

ア 通話時間は、双方の契約者回線等を接続して通話できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通話終了の信号を受けてその通話をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社(特定MNOを含みます。)の機器により測定します。

ただし、電話番号案内接続に係る通話に係る通話時間については、電話番号案内事業者の機器により測定します。

イ 次の時間は、アの通話時間には含みません。

(ア)回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話の途中に一時通話ができなかった時間

(イ)回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話を打ち切ったときは、その通話に適用される料金表第1表第2(通話料)に規定する秒数に満たない端数の通話時間

(2)SMS機能、番号変換文字メッセージ送受信機能又は番号変換文字メッセージ送受信機能(WEB)を利用したSMSの送信の回数は、当社の電気通信設備又は特定装置において、当社が別に定めるところにより発信者の契約者回線からSMS機能又は番号変換文字メッセージ送受信機能を利用したSMSの送信を示す情報を受信した回数とし、当社(特定MNOを含みます。)の機器により測定します。

16 課金対象データの情報量の測定

課金対象データの情報量は、当社(特定MNOを含みます。)の機器により測定します。この場合において、回線の故障等発信者又は着信者の責任によらない理由により、課金対象データが通信の相手先(その通信が相互接続点への通信であるときは、その相互接続点を通信の相手先とします。)に到達しなかった場合には、そのデータについては、情報量の測定から除きます。

17 当社の機器の故障等により通話料等を正しく算定できなかった場合の取扱い

(1)当社(特定MNOを含みます。)の機器の故障等により通話料を正しく算定できなかった場合は、次のとおり取り扱います。

ア イ以外の場合	把握可能な実績に基づいて当社(特定MNOを含みます。)が別に定める方法により算出した1日平均の通話料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
イ 過去1年間の実績を把握することができる場合	機器の故障等により正しく算定できなかった日の初日(初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があったと認められる日)を含む料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通話料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

(2)(1)の場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議して、その事情を参酌するものとします。

(3)(1)及び(2)の規定は、データ通信料を正しく算定できなかった場合について、準用します。

18 削除

19 LTE NET機能又はLTE NET for DATA機能の利用における禁止行為

(1)電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールを送信する行為

(2)(1)のほか、当社若しくは他社のインターネット関連設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又は与えるおそれがある行為

(3)無断で他人に広告、宣伝若しくは勧誘する行為又は他人に嫌悪感を抱かせ、若しくは嫌悪感を抱かせるおそれがある文章等を送信、記載若しくは転載する行為

(4)他人になりすまして各種サービスを利用する行為

(5)他人の著作権、肖像権、商標、特許権その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれがある行為

(6)他人の財産、プライバシー等を侵害する行為、又は侵害するおそれがある行為

(7)他人を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為

(8)猥褻、虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為

(9)無限連鎖講(ネズミ講)若しくはマルチまがい商法を開設し、又はこれを勧誘する行為

(10)連鎖販売取引(マルチ商法)に関して特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に違反する行為

(11)LTE NET機能又はLTE NET for DATA機能により利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為

(12)ウィルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信し、又は掲載する行為

- (13) 犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- (14) (1)から(13)のほか、法令又は慣習に違反する行為
- (15) 売春、暴力、残虐等、公序良俗に違反し、又は他人に不利益を与える行為
- (16) 当社(特定MNOを含みます。)サービスの運営を妨げる行為
- (17) 上記(16)までの禁止行為に該当するコンテンツへのアクセスを助長する行為

20 大量の電子メール送信が行われた場合の取扱い

- (1) 当社は、1 の契約者回線から1日あたり1,000通を超える電子メールの送信が行われたときは、別記19(1)又は(3)に該当する行為がなされたものとして取り扱います。
ただし、その契約者からその送信行為が当該条項に該当しない旨の申告があり、当社が当該条項には該当しないと認めた場合は、この限りでありません。
- (2) 契約移行があった場合は、契約移行のあった日において契約移行前の電気通信回線から行われた5G NET電子メールの送信(その電気通信回線の契約者が、当社が別に定める電気通信設備を利用して行うものを含みます。)の通数を、(1)に定めるLTE NET電子メールの送信の通数に含めるものとします。

21 端末設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、端末設備(移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるもの及び ctc モバイル(LTE)通信サービスの契約者回線に接続することができるものであって次のア及びイ表示(以下「技適マーク」といいます。)により当社等が無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認できるものに限り、以下この別記21において同じとします。)を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
 - ア 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和56年郵政省令第37号)様式第7号又は第14号の表示
 - イ 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成16年総務省令第15号)様式第7号又は第14号の表示
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続する端末設備が、無線設備規則に適合していないとき。
 - イ その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - ウ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除き、その接続に用いる端末設備が無線設備規則及び技術基準等に適合しているかどうかの検査を行います。
 - ア 技適マークにより無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認できるとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者が、その端末設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、その契約者回線への端末設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

22 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者(ローミング契約者を除きます。)以下この別記22において同じとします。)は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備(移動無線装置にあっては、当社が無線局の免許を受けることができるもの及び ctc モバイル(LTE)通信サービスの契約者回線に接続することができるものであって技適マークにより当社等が無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認できるものに限り、以下この別記22において同じとします。)を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続する端末設備が、無線設備規則に適合していないとき。
 - イ その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - ウ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、次の場合を除き、その接続が無線設備規則及び技術基準等に適合しているかどうかの検査を行います。
 - ア 技適マークにより無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認できるとき。
 - イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) 当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。

(6)契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

23 当社の維持責任

当社(特定MNO及び第2種特定MNOを含みます。)は、当社の設置した電気通信回線設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持します。

24 LTEサービス利用権等に関する事項の証明

(1)当社は、利害関係人から請求があったときは、LTEサービス利用権等(LTEサービス利用権をいいます。以下この別記24において同じとします。)に関する次の事項を当社の帳簿に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア ctc モバイル(LTE)通信サービスの種類

イ 契約の申込みの承諾年月日

ウ 電話番号

エ 契約者(契約者の地位の承継があった場合において、地位を承継した者が2人以上あるときは、その代表者)の住所又は居所及び氏名

オ LTEサービス利用権等の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号

カ LTEサービス利用権等の移転があったときは、その効力が発生した年月日

キ 差押(滞納処分(国税徴収法(昭和34年法律第147号)による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。))によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。)、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号

(2)利害関係人は、(1)の請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、当社が別に定めるサービス取扱所に提出していただきます。この場合、料金表第3表(証明手数料)に規定する手数料の支払いを要します。

25 検査等のための端末設備の持込み

契約者は、次の場合には、その端末設備(移動無線装置に限ります。以下この別記25において同じとします。)若しくは自営電気通信設備(移動無線装置に限ります。以下この別記25において同じとします。)又は自動車等を、当社が指定した期日に当社が指定するサービス取扱所又は当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

(1)電話番号の登録等を行うとき。

(2)別記7又は別記21の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。

(3)電波法に基づく端末設備又は自営電気通信設備の検査を受けるとき。

26 相互接続通信の料金の取扱い

相互接続通信の料金の取扱いは、MNO事業者のLTE約款等に定めるところによります。

この場合において、契約者は、特定MNOのLTE約款等に定める「LTE契約者」を「当社」に読み替え、特定MNOのLTE契約者に準じた取扱いが行われることについて承諾していただきます。

27 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

特定MNOのLTE約款に定めるサービス区域と同じとします。

28 削除

29 特定の電気通信サービス

特定MNOのLTE約款に定める特定の電気通信サービスと同じとします。

30 削除

31 電話番号案内事業者

特定MNOのLTE約款に定める電話番号案内事業者と同じとします。

32 契約者の氏名等を通知する中継事業者

特定MNOのLTE約款に定める契約者の氏名等を通知する中継事業者と同じとします。

33 削除

34 削除

35 削除

36 削除

37 契約者の氏名等を通知する電気通信事業者

特定MNOのLTE約款に定める契約者の氏名等を通知する電気通信事業者と同じとします。

38 契約者回線の情報等を通知する電気通信事業者

特定MNOのLTE約款に定める契約者回線の情報等を通知する電気通信事業者と同じとします。

39 削除

40 請求があったものとみなして取り扱うオプション機能

(1)LTEサービスに係るもの

種類	オプション機能
1 第1種LTEデュアルに係るもの	SMS機能、割込通話機能、海外ローミング機能、ブロードキャスト文字メッセージ受信機能、WiMAX利用機能(タイプⅠに限ります。)及びRCS機能
2 第2種LTEデュアルに係るもの	SMS機能、海外ローミング機能、ブロードキャスト文字メッセージ受信機能、WiMAX利用機能(タイプⅠに限ります。)及びRCS機能
3 第3種LTEデュアルに係るもの	LTE NET機能又はLTE NET for DATA機能
4 第1種LTEシングル又は第3種LTEシングルに係るもの	SMS機能、海外ローミング機能、ブロードキャスト文字メッセージ受信機能、WiMAX利用機能(タイプⅠに限ります。)及びRCS機能
5 第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルに係るもの	SMS機能、海外ローミング機能、ブロードキャスト文字メッセージ受信機能、WiMAX利用機能(タイプⅡに限ります。)及びRCS機能

備考

1 区分1又は区分2に該当する契約者回線であって、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ又は特定データ通信定額制Ⅴの適用を受けるもの(特定データ通信段階定額制Ⅱ(スマホミニプラン+4G又はスマホミニプラン4Gに限ります。))以外については、それぞれLTE NET for DATA機能の提供を受けていないものに限ります。)については、LTE NET機能を上欄の対象に含めます。

2 削除

3 区分3に該当する契約者回線については、上欄に定めるオプション機能のうち、その契約者回線に係るナンバーシェア主回線において提供を受けているものをその対象とします。

ただし、そのナンバーシェア主回線が ctc モバイル(5G)契約者回線である場合は、そのナンバーシェア主回線において5G NET機能の提供を受けているときはLTE NET機能を、5G NET for DATA機能の提供を受けているときはLTE NET for DATA機能をその対象とします。

4 区分1又は区分2に該当する契約者回線(基本使用料の料金種別がウォッチナンバープランのものに限ります。)については、海外ローミング機能を対象に含めません。

41 標準機能

種類	提供条件
1 自動着信転送機能(着信転送サービス)	その契約者回線に着信する通話を、あらかじめ指定された他の契約者回線等(当社が別に定めるものに限ります。)に、自動的に転送する機能をいいます。
備考	(1)LTEサービスの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。 (2)この機能により転送される通話の料金については、この機能を利用している契約者回線からの通話とみなし、その通話の料金及びその他の取扱いについては、この約款

		の規定を適用します。 (3)この機能を利用する場合において、転送が 2 回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通話品質を保証できないことがあります。 (4)この機能を利用している契約者回線への通話及びこの機能により転送される通話については、電波が伝わりにくい等のため契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域を交換設備で確認できなかったときは、その直前に確認できた地域に在圏する移動無線装置との通話とみなして取り扱います。 (5)削除 (6)この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
2 応答保留機能(応答保留サービス)	その契約者回線に着信した通話について、その端末設備の操作を行うことによりその通話を保留し、保留する旨を発信者に案内する機能をいいます。	
	備考	(1)LTEサービスの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。 (2)この機能により応答する通話に関する料金については、第 57 条(通話料及びパケット通信料の支払義務)及び第 67 条(相互接続通信の料金の取扱い)に規定する支払いを要する者が、支払っていただきます。 (3)この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
3 番要請機能(番号通知リクエストサービス)	その契約者回線に着信した通話であって、発信者番号が通知されない通話に対して、発信者番号を通知してかけ直してほしい旨を発信者に通知する機能をいいます。	
	備考	(1)LTEサービスの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。 (2)この機能により応答する通話に関する料金については第 57 条(通話料及びパケット通信料の支払義務)及び第 67 条(相互接続通信の料金の取扱い)に規定する支払いを要する者が、支払っていただきます。 (3)この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
4 削除	削除	

42 削除

43 削除

別表1 オプション機能

種類	提供条件
1 留守番伝言機能(お留守番サービスEX)	以下の機能をいいます。 (1)その契約者回線に着信した通話のメッセージの蓄積又は再生及びその契約者回線への着信に対してあらかじめ登録したメッセージの再生をする機能。 (2)この機能を提供するために当社が設置する電気通信設備を用いて、蓄積したメッセージを音声ファイル(音声その他音響に係る情報をいいます。)(以下「蓄積メッセージ送信機能」といいます。))に変換、蓄積し、データ通信によりその契約者回線に送信する機能(以下「蓄積メッセージ送信機能」といいます。))。 備考 (1)LTEデュアルの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているもの)に限ります。に限り提供します。 (2)蓄積メッセージ送信機能は、当社が別に定める移動無線装置を利用している契約者回線に限り提供します。 (3)この機能を利用している移動無線装置への通話については、その通話をその通話の発信元から留守番伝言機能を利用している移動無線装置への通話とみなして取り扱います。この場合、電波が伝わりにくい等のため、その移動無線装置が在圏する地域を確認できなかったときは、その直前に確認できた地域に在圏するものとみなして取り扱います。 (4)蓄積又は登録したメッセージ若しくは音声ファイルは、当社が別に定める時間経過後、消去します。 (5)当社又は特定MNOは、この機能を利用した場合に生じたメッセージ若しくは音声ファイルの破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 (6)蓄積又は登録できるメッセージ若しくは音声ファイルの数その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
2 ボイスメール機能(ボイスメール)	契約者回線等から送信されたメッセージの蓄積及び再生を行う機能をいいます。 備考 (1)LTEデュアルの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているもの)に限ります。であって、留守番伝言機能の提供を受けているもの)に限って提供します。 (2)蓄積したメッセージは、当社が別に定める時間経過後、消去します。 (3)当社又は特定MNOは、この機能を利用した場合に生じたメッセージの破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 (4)蓄積できるメッセージの数その他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
3 SMS機能(SMS)	LTEサービスの電話番号を使用して、文字メッセージの受信又は送信(当社が別に定める電気通信設備に蓄積する場合を含みます。))を行うことができる機能をいいます。 備考 (1)LTEサービスの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているもの)に限ります。に限り提供します。 (2)SMSの受信又は送信(当社が別に定める電気通信設備との間の受信又は送信に限ります。))については、データ通信により行います。 ただし、当社が別に定める場合は、この限りではありません。 (3)データ通信により行ったSMS送信については、データ通信料の支払いを要しません。 (4)その日においてSMS(番号変換文字メッセージ送受信機能に係るもの(13 欄に規定する受信メッセージを除きます。))を含みます。以下この(4)において同じとします。))の送信の回数が、200 回を超えたことを当社が確認した場合、それ以降その日においてその契約者回線からこの機能を利用したSMSの送信を行うことはできません。 (5)契約移行があった場合は、契約移行のあった日において契約移行前の電気通信回線から行った文字メッセージ((4)に定めるものに相当するものをいいます。))の送信の回数を、(4)に定めるSMSの送信の回数に含めるものとします。 (6)(4)に定める回数((5)の適用を受けるものを含みます。))を超えてSMSの送信が行われた場合であっても、契約者は、その料金の支払いを要します。 (7)国際SMS(外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との間の文字メッセージをいいます。以下同じとします。))については、ctc モバイルモバイル通信(LTE)サービスの契約者回線に限り行うことができます。 (8)他社相互接続点(当社が別に定める協定事業者との相互接続に係るもの)に限ります。

	以下この欄において同じとします。)との間で受信又は送信されるSMS又は国際SMS(外国の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との間の文字メッセージをいいます。以下同じとします。))については、その協定事業者が定めるところに従ってその形式を変換します。 (9)この機能を利用して受信又は送信されるSMSについては、そのSMS長又はその契約者回線に接続している移動無線装置の種類に応じて、分割して受信又は送信されることがあります。 (10)(9)に定める場合において、そのSMSの受信又は送信は、1 の受信又は送信として取り扱います。 ただし、当社が別に定める移動無線装置を利用したSMSの受信又は送信は、分割後のSMS数の受信又は送信として取り扱います。 (11)他社相互接続点へのSMS送信については、その協定事業者が定めるところにより行えない場合があります。 (12)国際SMS送信(国際SMSの送信をいいます。以下同じとします。)の取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。 (13)契約者は、当社が別に定める方法により、次のSMSの受信を行わないようにすることができます。 ア 電気通信番号(当社が別に定めるものに限ります。)又は URL が含まれるSMS イ 他社相互接続点からのSMS ウ 国際SMS (14)契約者は、その契約者回線の電話番号を通知しない場合、この機能を利用してSMSを送信することはできません。 (15)蓄積したSMSは、当社が別に定める時間経過後、消去します。 (16)当社は、この機能を利用する契約者(利用者登録が行われているときは、登録利用者として、以下、(19)までにおいて同じとします。)から、SMSの受信時に当社が必要とする範囲でそのSMSの送信元及び内容を確認し、フィッシング等の詐欺犯罪、マルウェア、ドラッグ、出会い系又はアダルトその他契約者に危険を及ぼす恐れがあると当社が判定したSMSの受信を行わないようにする取扱い(以下「迷惑SMSブロック」といいます。)を利用する意思表示があったものとみなして取り扱います。 (17)契約者は、当社が別に定める方法により、その契約者回線について、迷惑SMSブロックの利用を取りやめる意思表示又は利用を取りやめた迷惑SMSブロックについて再度の利用を行う意思表示をすることができます。 (18)当社は、迷惑SMSブロックの利用中にSMSを受信し又は受信しなかったことにより生じた結果及びこれに係る被害又は損害について、責任を負わないものとします。 (19)当社は、契約者に対して、迷惑SMSブロックの安全性、正確性、確実性、有用性のほか、契約者の利用目的や要求に対する適合性等について何ら保証するものではありません。 (20)前2号の規定は、当社の故意又は重大な過失によって生じた当社の責任に対しては適用されないものとします。 (21)この機能(迷惑SMSブロックに係るものを含みます)に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
4 三者通話機能(三者通話サービス)	通話中に端末設備の操作を行うことにより、その通話中の相手以外の契約者回線等との間で新たな通話を開始して、同時に三者間で通話ができるようにする機能をいいます。 備考 (1)LTEデュアルの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。 (2)削除 (3)割込通話機能(第1種LTEデュアルに係るものに限ります。)を利用しているときは、この機能を利用することができません。 (4)この機能を利用して行う新たな通話については、その契約者回線に接続されている移動無線装置が現に通話中の通話を開始した地域に在圏するものとみなして取り扱います。 (5)この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

5 割込通話機能(割込通話サービス)	通話中に他の契約者回線等から着信があることを知らせ、端末設備の操作を行うことにより、現に通話中の通話を保留し、その着信に応答して通話を行った後、再び保留中の通話を行うことができるようにする機能をいいます。 備考 (1)LTEデュアルの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。 (2)三者通話機能を利用しているときは、この機能を利用することができません。 (3)この機能を利用し、着信に応答して行う通話については、その契約者回線に接続されている移動無線装置が保留中の通話を開始した地域に在圏するものとみなして取り扱います。 (4)この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。																
6 迷惑電話拒否機能(迷惑電話撃退サービス)	その契約者回線に着信した通話(当社が別に定めるものに限ります。)について、その発信者の電気通信回線の電話番号(10 欄に規定する内線番号を含みます。以下この 6 欄において同じとします。)を当社が別に定める方法により登録し、その電話番号に係る以後の着信に対しておことわりする旨の案内により自動的に応答する機能をいいます。 備考 (1)LTEデュアルの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。 (2)当社は、現に登録中の電話番号からの着信に対しておことわりする旨の案内により自動的に応答する通話について着信した時刻から一定時間経過後、その通話を打ち切ります。 (3)この機能により応答する通話に関する料金については、第 57 条(通話料及びデータ通信料の支払義務)及び第 67 条(相互接続通信の料金の取扱い)に規定する支払いを要する者が、支払っていただきます。 (4)当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、現に登録中の電話番号を消去することがあります。 (5)当社又は特定MNOは、現に登録中の電話番号からの着信に対しておことわりする旨の案内を行うことに伴い発生する損害については、責任を負いません。 (6)契約者が登録できる電話番号の数は、10 以内とします。 (7)(6)に規定する数を超えて登録しようとするときは、現に登録中の電話番号のうち最初に登録されたものから順に消去して登録します。 (8)この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。																
7 削除	削除																
8 海外ローミング機能(ctc モバイル世界サービス)	(1)外国事業者(当社が別に定める者に限ります。)の電気通信設備から送信された契約者確認信号(外国事業者の電気通信設備において契約者の移動無線装置を確認した信号をいいます。以下同じとします。)を認識することにより、その外国事業者の電気通信サービスの提供を受けることができるようにする機能をいいます。 (2)この機能を利用して行う通信には、次の利用形態があります。 ア イ以外のもの <table border="1" data-bbox="435 1532 1461 1830"> <thead> <tr> <th>利用形態</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内通話利用</td><td>外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、国際通話利用以外のもの</td></tr> <tr> <td>国際通話利用</td><td>外国事業者の電気通信サービスにより当社が別に定める番号を付加して発信したもの</td></tr> <tr> <td>着信通話利用</td><td>外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの</td></tr> <tr> <td>海外SMS利用</td><td>外国事業者の電気通信サービスによりSMS機能を利用したもの</td></tr> </tbody> </table> イ データ通信に係るもの <table border="1" data-bbox="435 1865 1461 2047"> <thead> <tr> <th>利用形態</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海外LTE NET利用</td><td>外国事業者の電気通信サービスによりLTE NET機能を利用したもの</td></tr> <tr> <td>海外LTE NET for DATA利用</td><td>外国事業者の電気通信サービスによりLTE NET for DATA機能を利用したもの</td></tr> </tbody> </table>	利用形態	内容	国内通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、国際通話利用以外のもの	国際通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより当社が別に定める番号を付加して発信したもの	着信通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの	海外SMS利用	外国事業者の電気通信サービスによりSMS機能を利用したもの	利用形態	内容	海外LTE NET利用	外国事業者の電気通信サービスによりLTE NET機能を利用したもの	海外LTE NET for DATA利用	外国事業者の電気通信サービスによりLTE NET for DATA機能を利用したもの
利用形態	内容																
国内通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより発信したものであって、国際通話利用以外のもの																
国際通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより当社が別に定める番号を付加して発信したもの																
着信通話利用	外国事業者の電気通信サービスにより着信したもの																
海外SMS利用	外国事業者の電気通信サービスによりSMS機能を利用したもの																
利用形態	内容																
海外LTE NET利用	外国事業者の電気通信サービスによりLTE NET機能を利用したもの																
海外LTE NET for DATA利用	外国事業者の電気通信サービスによりLTE NET for DATA機能を利用したもの																

	備考 当社は、海外LTE NET利用又は海外LTE NET for DATA利用に係るオプション機能使用料の適用は、1 料金月の課金対象データの総情報量について、1,024 バイトまでごとに 1 の課金対象データとし、料金表第1表第1(基本使用料等)2(料金額)に規定する料金額を適用します。
	備考 (1)LTEサービスの契約者回線(当社が別に定める特定SIMカードを利用しているものを除きます)であって、当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り提供します。 (2)(1)の規定によるほか、この機能(海外LTE NET利用又は海外LTE NET for DATA利用に係るものを除きます。)は、その契約者回線が、KDDI株式会社の電話サービス等契約約款に規定する国際ローミング着信自動通話(以下この 8 欄において「着信自動通話」といいます。)を利用できるときに限り提供します。 (3)(1)及び(2)の規定によるほか、この機能(海外LTE NET利用又は海外LTE NET for DATA利用に係るものに限ります。)は、当社が別に定める場合を除き、その契約者回線について、在圏する海外利用地域に応じた所定の登録が完了した場合に限り、提供します。 (4)(1)から(3)の規定によるほか、ナンバーシェア副回線については、外国事業者のVoLTEのネットワークを利用することができる場合に限り、この機能を提供します。 (5)当社は、移動無線装置への通話があった場合において、契約者確認信号によりその移動無線装置が海外利用地域に在圏するものと認識したときは、着信自動通話を利用して、その通話を外国事業者の電気通信設備へ転送します。 (6)着信自動通話に関する料金については、この機能を利用している契約者回線の契約者が、支払っていただきます。 (7)当社は、移動無線装置へのSMS送信又は番号変換文字メッセージ送受信機能を利用して行われる文字メッセージの送信があった場合において、契約者確認信号によりその移動無線装置が海外利用地域に在圏するものと認識したときは、(5)の規定に準じて取り扱います。この場合、契約者は、(5)に準じて転送されたSMS送信又は文字メッセージの送信に係る着信自動通話に相当する通話については、その料金の支払いを要しません。 (8)ナンバーシェア副回線(ナンバーシェア主回線が海外ローミング機能定額制の適用を受けるものに限ります。)は、そのLTEサービスの提供開始日の翌日所定の時刻以降、海外ローミングに係るデータ通信を利用することができます。 (9)当社は、この機能に係るオプション機能使用料については、料金月によらず当社が定める期間に従い、外国事業者の電気通信サービスに係る利用時間、海外SMS利用に係る文字メッセージの送信回数、海外LTE NET利用若しくは海外LTE NET for DATA利用に係る情報量又は海外ローミング機能定額制の適用にあたり選択した利用時間区分及びその回数に基づき計算します。この場合、その利用時間、送信回数又は情報量は、次のとおり取り扱います。 ア 国内通話利用又は国際通話利用に係る利用時間は、外国事業者の機器により測定します。 イ 着信通話利用に係る利用時間は、当社の機器(特定MNOの機器を含みます。)により測定します。 ウ 海外SMS利用に係る文字メッセージの送信回数は、当社の機器(特定MNOの機器を含みます。)により測定します。 エ 海外LTE NET利用若しくは海外LTE NET for DATA利用に係る情報量は、当社の機器(特定MNOの機器を含みます。)により測定します。 オ 海外ローミング機能定額制の適用にあたり選択した利用時間区分及びその回数は、当社の機器により測定します。 (10)それぞれの海外利用地域において実際に通信を行うことができる場所、この機能を利用して提供を受けられる利用形態(その利用形態において利用する機能の一部の提供を受けられない場合を含みます。)その他外国事業者の電気通信サービスの内容については、その契約者回線に接続された移動無線装置又はその外国事業者が定める

	ところによります。 (11)この機能を利用して行う通信に係る料金その他の債務の請求又は通信明細書の発行については、外国事業者の事情により、利用のあった翌々料金月以降となる場合があります。 (12)当社は、(3)に定める所定の登録が必要な場合において、その登録が完了していないことによりこの機能の提供を受けられなかったことに伴い生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。 (13)その料金月におけるこの機能に係るオプション機能使用料の概算額が当社所定の額を超えた場合、その契約者回線について、この機能の利用を制限することがあります。 (14)当社は、(13)の取扱いにより生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。 (15)(12)及び(14)の規定によるほか、当社又は特定MNOは、この機能の利用に関して、当社の責めによらない理由により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。 (16)当社又は特定MNOは、国際ローミング協定その他外国の法令等により、この機能の利用を制限することがあります。 (17)この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。				
9 削除	削除				
10 番号変換機能(ctc ビジネスコールダイレクト)	その契約者回線からの通話の発信時に、内線番号(通常のダイヤル方法における接続先の電気通信番号に代わる短桁の番号(当社が別に定める基準に適合するものに限り。))であって、あらかじめ当社の電気通信設備に登録されているものをいいます。以下この欄、12 欄及び13 欄において同じとします。)のダイヤルがあった場合に当社(特定MNOを含みます。)の電気通信設備により通常の電気通信番号に変換し、その通常の電気通信番号に対応するユーザグループ構成回線(その契約者回線が所属するユーザグループ(内線番号により相互に音声通信の発信が可能なLTEサービスの契約者回線、当社の5G約款に定める番号変換機能を選択する ctc モバイル(5G)契約者回線、特定MNOのau約款に定める番号変換機能を選択する他網契約者回線又は次表の左欄に規定する特定固定サービスの電気通信回線(同表の右欄の付加機能を選択するものに限り。))により構成される回線群をいいます。以下この欄から 13 欄までにおいて同じとします。)により構成される電気通信回線をいいます。以下この欄から 13 欄までにおいて同じとします。)接続することができるようにする機能をいいます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>特定固定サービス</th><th>付加機能</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当社のctc光電話サービス契約約款で定めるctc光電話サービス又は当社のイントラネット光電話サービス契約約款で定めるイントラネット光電話サービスであって、サービスが現に提供されているもの</td><td>左欄の各契約約款(以下この10 欄から13 欄までにおいて「特定固定サービス契約約款」といいます。)に定める番号変換サービス(ユーザグループタイプ 2 に係るものに限り。)</td></tr> </tbody> </table> 備考 (1)LTEデュアルの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り。))に限り提供します。 (2)この機能の提供を請求する者は、1 のユーザグループ及び内線番号として登録する短桁の番号を指定して当社に申し出ていただきます。 この場合において、その申出が新たにユーザグループを構成する申出であるときは、登録する 1 のユーザグループについて 1 のユーザグループ代表回線(そのユーザグループを代表する 1 のユーザグループ構成回線をいいます。以下この欄において同じとします。)を指定して、当社に申し出ていただきます。 (3)前項の規定によるほか、この機能の提供を請求する者は、当社が別に定める書面によりこの機能の利用態様をあらかじめ当社に申告していただきます。 (4)当社は、(2)及び(3)に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 ア その契約者回線に係る契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。)でないとき。	特定固定サービス	付加機能	当社のctc光電話サービス契約約款で定めるctc光電話サービス又は当社のイントラネット光電話サービス契約約款で定めるイントラネット光電話サービスであって、サービスが現に提供されているもの	左欄の各契約約款(以下この10 欄から13 欄までにおいて「特定固定サービス契約約款」といいます。)に定める番号変換サービス(ユーザグループタイプ 2 に係るものに限り。)
特定固定サービス	付加機能				
当社のctc光電話サービス契約約款で定めるctc光電話サービス又は当社のイントラネット光電話サービス契約約款で定めるイントラネット光電話サービスであって、サービスが現に提供されているもの	左欄の各契約約款(以下この10 欄から13 欄までにおいて「特定固定サービス契約約款」といいます。)に定める番号変換サービス(ユーザグループタイプ 2 に係るものに限り。)				

	イ その契約者回線に係る契約者名義が、指定したユーザグループの他のユーザグループ構成回線に係る契約者名義と異なるとき(当社が別に定める基準に適合し、当社が別に定める手続きを行う場合を除きます。) ウ 指定したユーザグループを構成する契約者回線又は ctc モバイル(5G)契約者回線の数の合計が2以上でないとき。 エ 指定したユーザグループに係るユーザグループ代表者(当社とユーザグループ代表回線に係る契約を締結している者をいいます。以下この欄から13欄までにおいて同じとします。)から承諾が得られないとき。 オ その契約者回線の契約者が、この約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 カ ユーザグループ代表者が、そのユーザグループについて、この約款又はユーザグループ構成回線に係る他の契約約款の規定に基づき支払いを要することとされた料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 キ その契約者以外の者(その契約者と相互に業務上緊密な関係を有することについて当社が別に定める基準に適合する者を除きます。)の用に供され、それが業として行われるものと当社が認めるとき。 ク その申出の内容に不備があるとき。 ケ その契約者が(3)の規定により申告したこの機能の利用態様により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると当社が判断したとき。 コ その他当社又は特定MNOの業務の遂行上支障があるとき。 (5)当社は、この機能の提供を受けている契約者回線について、その契約者からこの機能の提供を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当することとなった場合には、この機能の提供を廃止します。 ア LTEサービス利用権の譲渡があったとき。 イ 契約者の地位の承継があったとき。 ウ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。 エ LTE契約の解除があったとき。 オ LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 カ (4)のいずれかに該当することとなったとき。 キ その他この欄の規定に反することとなるとき。 (6)当社は、この機能を利用して行われた通話が(3)の規定により契約者が申告したこの機能の利用態様から著しく乖離する態様で発生する等により、当社の電気通信設備の利用若しくは運営に支障が生じると判断した場合は、その契約者回線が属するユーザグループを構成する全て又は一部の契約者回線について、この機能の適用を廃止することがあります。 この場合において、当社はそのことをあらかじめ契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。 (7)この機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、当社が別に定める方法により所属するユーザグループ、内線番号(その契約者回線に係るものに限りです。)又はユーザグループ代表回線の変更の請求をすることができます。 この場合、当社は、その請求の承諾について、(4)の規定に準じて取扱います。 (8)ユーザグループ代表回線を変更しようとするとき又はユーザグループ代表回線についてこの機能(そのユーザグループ代表回線が当社の5G約款に定める5G契約者回線であるときは、その契約約款に定める番号変換機能、特定MNOのau約款に定める契約者回線であるときは、それぞれの契約約款に定める番号変換機能、特定固定サービスの電気通信回線であるときは特定固定サービス契約約款に定める番号変換サービスとします。)の廃止があったときは、そのユーザグループ構成回線のうちいずれか1のものをユーザグループ代表回線として指定していただきます。 (9)(7)又は(8)の場合において、変更後のユーザグループ、内線番号及びユーザグループ代表回線は、その請求を当社が承諾した日から適用します。 (10)この機能の提供を受けている契約者回線の契約者は、その料金月の末日又はユーザグループ廃止日においてユーザグループ代表者である場合、そのユーザグループについて、この約款又はユーザグループ構成回線に係る他の契約約款の規定に基づきユーザグループ代表者である場合に支払いを要することとされた料金その他の債務
--	--

		を支払っていただきます。 ただし、その料金月の末日又はこの機能の廃止日において、ユーザグループ代表回線が指定されていないときは、ユーザグループ構成回線に係る契約を締結している全ての者が連帯してその支払を要するものとします。 (11)技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、内線番号を変更していただくことがあります。 この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。 (12)削除 (13)この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
11 保留転送機能	契約者回線から発信し、又は契約者回線に着信した通話（au約款に定める番号変換機能又は特定固定サービス契約約款に定める番号変換サービス（オンネット機能に係るもの）に限ります。）を利用して行われたもの（au約款に定める番号変換文字メッセージ送受信機能若しくは番号変換文字メッセージ送受信機能（WEB）を利用して行われたものを除きます。）に限ります。以下この欄において「オンネット通話」といいます。）を、その通話中に、その契約者回線（以下この欄において「転送元回線」といいます。）に接続している端末設備の操作等により、第三回線（転送元回線が所属するユーザグループのユーザグループ構成回線であって、そのオンネット通話を現に行っていないもの）に限ります。以下この欄において同じとします。）に番号変換機能を利用して転送することができる機能。	備考 (1)番号変換機能の提供を受けているLTEサービスの契約者回線に限り提供します。 (2)この機能の提供を請求する者は、当社が別に定める書面により、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 (3)当社は、(2)に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 ア その契約者回線において、番号変換機能の提供を受けていないとき。 イ その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ代表者から承諾が得られないとき。 ウ その契約者回線の契約者が、この約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 エ ユーザグループ代表者が、そのユーザグループについて、この約款又はユーザグループ構成回線に係る他の契約約款の規定に基づき支払いを要することとされた料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 オ その申出の内容に不備があるとき。 カ その他当社又は特定MNOの業務の遂行上支障があるとき。 (4)当社は、この機能の提供を受けている契約者回線について、その契約者からこの機能の提供を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当することとなった場合には、この機能の提供を廃止します。 ア LTEサービス利用権の譲渡があったとき。 イ 契約者の地位の承継があったとき。 ウ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。 エ LTE契約の解除があったとき。 オ LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 カ (3)のいずれかに該当することとなったとき。 キ その他この欄の規定に反することとなるとき。 (5)この機能を利用した通話については、オンネット通話と、転送元回線から転送先の第三回線への通話（以下この欄において「転送通話」といいます。）の2の通話として取り扱います。 (6)転送元回線と転送先の第三回線との間で転送通話が利用できる状態とした時点から、オンネット通話の発信若しくは着信に係る契約者回線等（転送元回線を除きます。）と転送先の第三回線との間の通話が利用できる状態とした時点、転送通話が終了してオンネット通話の発信若しくは着信に係る契約者回線等と転送元回線との間の通話となる時点又はオンネット通話が終了して転送元回線と転送先の第三回線との間の通話となる時点まで、そのオンネット通話又は転送通話をこの機能を利用してさらに転送すること（以下この欄において「再転送」といいます。）はできません。

	換機能を選択する他網契約者回線に宛てて送信します。 イ 特定装置に係る内線番号の指定があった場合 当社は、SMSをその内線番号に係る特定装置に宛てて送信します。 (3) 当社は、任意の電気通信回線(インターネット等を介して接続されるものであって、当社以外の者が設置するものを含みます。)から、指定のあった内線番号に係るログインIDを利用して特定装置に接続したときは、その特定装置でそう受信したSMSを閲覧できるようにします。
備考	(1) 番号変換機能の提供を受けているLTEサービスの契約者回線に限り提供します。 (2) この機能の提供を請求する者は、当社が別に定める書面により、あらかじめ当社に申し出ていただきます。 (3) 当社は、(2)に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 ア その契約者回線において、番号変換機能の提供を受けていないとき。 イ その契約者回線が所属するユーザグループに係るユーザグループ代表者から承諾が得られないとき。 ウ その契約者回線の契約者が、この約款に定める料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 エ ユーザグループ代表者が、そのユーザグループについて、この約款又はユーザグループ構成回線に係る他の契約約款の規定に基づき支払いを要することとされた料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 オ その申出の内容に不備があるとき。 カ その他当社又は特定MNOの業務の遂行上支障があるとき。 (4) 当社は、この機能の提供を受けている契約者回線について、その契約者からこの機能の提供を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当することとなった場合には、この機能の提供を廃止します。 ア LTEサービス利用権の譲渡があったとき。 イ 契約者の地位の承継があったとき。 ウ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。 エ LTE契約の解除があったとき。 オ LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 カ (3)のいずれかに該当することとなったとき。 キ その他この欄の規定に反することとなるとき。 (5) 当社は、この機能の提供を請求する契約者回線に係る契約者又はこの機能の提供を受けている契約者回線に係る契約者からの申出に基づき、指定された 1 の内線番号ごとに 1 のログインID(当社が別に定めるところにより提供する WEB サイトからインターネットを介して特定装置に接続する際にその契約者を識別するための英字及び数字の組み合わせをいいます。以下同じとします。)及び 1 のログインパスワード(当社がログインIDと組み合わせてその契約者を認証するための英字及び数字の組み合わせをいいます。以下同じとします。)を付与し、当社(特定MNOを含みます。)の電気通信設備に登録します。 (6) 削除 (7) 削除 (8) SMSとして保存できる容量及び期間は、当社が別に定めるところによります。 (9) 当社は、SMSの送信について、この約款に特段の定めのある場合を除き、番号変換文字メッセージ送受信機能を利用して行われたSMS送信とみなして取り扱います。 (10) この機能の提供を受ける契約者は、ログインID及びパスワードについて、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、その不正使用が想定される事態を認識したときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。 (11) 当社は、この機能の廃止があったときのほか、次のいずれかに該当すると当社が認めた場合、事前の通知等を行うことなく、そのログインID及びログインパスワードを廃止できるものとします。この場合、当社は、廃止に係るログインIDに係るSMSを消去します。 ア ログインIDに係る内線番号の廃止があったとき。

		イ 削除 ウ ログインID若しくはログインパスワードの漏えいの疑いがあるとき。 (12)当社は、この機能を利用する契約者から、受信メッセージについて、SMS機能(SMS)の備考欄中(16)に準じた取扱いを利用する意思表示があったものとみなして取り扱います。 (13)前号の取扱いに関するその他の条件については、SMS機能(SMS)備考欄中(17)乃至(21)の規定に準ずるものとします。 (14)当社又は特定MNOは、この機能を利用した場合に生じたSMSの破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 (15)この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
14 ブロードキャスト文字メッセージ受信機能	端末設備の操作等により、当社がブロードキャスト文字メッセージ送信設備(この機能を提供するために当社(特定MNOを含みます。))が設置する電気通信設備であって、同時に複数の契約者回線に対し文字メッセージを送信するためのものをいいます。)を用いて送信する文字メッセージを受信することができる機能をいいます。	備考 (1)当社が別に定める移動無線装置を利用している契約者回線に限り提供します。 (2)契約者は、当社がこの機能に係る情報を送信する時間帯において、その移動無線装置が在圏する場所における電波の伝播条件、その端末設備の状態等により、その情報の受信が完了しないことがあることに同意していただきます。 (3)当社又は特定MNOは、この機能を利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。 (4)この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
15 LTE NET機能	移動無線装置の操作等により、専らインターネットとの間でデータ通信、MMS(LTEサービスの電話番号を使用して、当社が別に定める電気通信設備により文字及び画像等の受信又は送信を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)、+メッセージ(ctc モバイル(LTE)通信サービスの電話番号又は当社若しくは他の携帯電話事業者が提供する携帯電話サービス(当社所定のものに限りまします。))の電気通信番号を使用して、当社が別に定める電気通信設備により文字及び画像等の受信又は送信を行うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)及びLTE NET電子メール(電子メールのアドレスを使用して、当社が設置するメール蓄積装置により電子メールの受信又は送信等を行うことができるサービスをいい、MMSに係る電気通信設備を介して電子メールの受信又は送信等を行うものを含みます。以下同じとします。)の利用等並びに第1種LTEデュアルの契約者回線についてVoLTE通話(VoLTEを用いた通話をいいます。以下同じとします。)を行うことができる機能をいいます。	(1)LTEサービスの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限りまします。)に限り提供します。 ただし、第3種LTEデュアルの契約者回線については、MMS、+メッセージ及びLTE NET電子メールの提供を受けることはできません。 (2)削除 (3)その契約者回線において、当社が別に定める移動無線装置を利用しているときは、LTE NET電子メールを利用することができません。 (4)その契約者回線において、当社が別に定める移動無線装置を利用している場合に限り、MMS及びLTE NET電子メール(MMSに係る電気通信設備を介して電子メールの受信又は送信等を行うものに限りまします。)を利用することができます。 (5)その契約者回線について、当社の+メッセージ利用規約に定める+メッセージに係る利用契約(以下「+メッセージ契約」といいます。)を締結している者に限り、同利用規約に基づき+メッセージを利用することができます。 (6)その契約者回線に係るLTE契約の申込みがMNPを希望する旨の申出を伴うものであった場合(そのMNPIに係る携帯電話事業者から+メッセージと同等のサービスの提供を受けていた場合であって、そのMNPを希望する旨の申出に先立ち、当社の+メッセージ利用規約に定める利用者情報引継機能と同等の機能を利用したときに限りまします。)、その契約者回線について、LTE NET機能の提供の請求と同時に+メッセージ

	契約の申込みがあり、その請求の承諾と同時にその申込みを承諾したものとして取り扱います。 (7) 当社は、1 の電話番号ごとに当社が別に定めるところによりLTE NET電子メールを利用するためのメールアドレスを付与します。 (8) 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由がある場合並びに当社が別に定める場合に限りメールアドレスの変更を行います。この場合、既に蓄積されている情報を消去します。 (9) 電気通信設備に蓄積した情報は、当社が別に定める時間経過後、消去します。 (10) (14)又は(15)の規定により消去された情報は、復元できません。 (11) 当社は、LTE NET電子メールにおいて、当社が別に定める方法により契約者が指定した電子メールの蓄積を行わないようにする機能を提供します。 (12) その契約者回線から送信したLTE NET電子メール(その契約者回線の契約者が、当社が別に定める電気通信設備を利用して送信したものを含みます。)において、宛先として指定されたメールアドレスののべ数の合計が、その日の開始時から起算して 1000 に達した場合、以後、同日中においては、その契約者回線からのLTE NET電子メールの送信(その契約者回線の契約者が、当社が別に定める電気通信設備を利用して行うものを含みます。)を行うことはできません。この場合において、宛先として指定されたメールアドレスが存在しないものであった場合であっても 1 のメールアドレスとして数えます。 (13) 契約移行があった場合は、契約移行のあった日において契約移行前の電気通信回線から送信した電子メール(当社の5G約款に定める5G NET電子メールをいい、その電気通信回線の契約者が、当社が別に定める電気通信設備を利用して送信したものを含みます。)において、宛先として指定されたメールアドレスののべ数を、(18)に定めるメールアドレスののべ数に含めるものとします。 (14) 契約者(その契約者回線において、当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り)は、その移動無線装置に登録された電話番号及びメールアドレス等の当社が別に定める情報を、この機能に係る電気通信設備に保存することができます。 (15) 契約者は、その契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り)に係るLTE NET電子メールの受信に際し、特定の電気通信設備(インターネット等を介して接続されるものであって、当社以外の者が設置するものを含みます。)により、その受信に関する通知が行われることにあらかじめ同意していただきます。 (16) この機能を利用している契約者回線について、LTEサービス利用権の譲渡があったとき(当社が別に定める場合を除きます。)又は契約者の地位の承継があったときは、この機能を廃止します。 (17) この機能を利用している契約者回線(特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制Ⅴ、特定データ通信段階定額制Ⅱ、特定データ通信定額制Ⅳ又は特定データ通信定額制Ⅴ(以下この欄において「特定料金種別」といいます。))の適用を受けているものであって、LTE NET for DATA機能の提供を受けていない契約者回線に限り)について、この機能を廃止の申出を行う場合、その申出に先立ち、特定料金種別以外の特定データ通信定額の取扱い又は基本使用料の料金種別への変更を申し出ていただきます。 (18) この機能を利用している契約者回線に係る電話番号の変更があったときは、新たにこの機能の提供を開始した場合に準じて取り扱います。 ただし、当社が別に定める場合については、この限りではありません。 (19) 当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係る電気通信設備(当社が設置するものを除きます。)の通信の品質を保証しません。 (20) この機能の利用開始の方法、蓄積又は保存できる情報量、1のLTE NET電子メール、1のMMS及び1の+メッセージで受信又は送信を行うことができる情報量、情報の表示方法その他のこの機能に関する提供条件については、+メッセージ利用規約その他当社が別に定めるところによります。
16 LTE NET for DATA機能	(1) 当社が別に定める方法によりインターネットとの間でデータ通信及び+メッセージの利用等を行うことができる機能をいいます。 (2) LTE NET for DATA機能能には、次の種類があります。 ア タイプ I

	タイプⅡ以外のもの イ タイプⅡ インターネットとの間でデータ通信を行うためのIPアドレス(インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。以下同じとします。)として、グローバルIPアドレス(社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターその他IPアドレスを管理及び指定する事業者が割り当てるIPアドレスをいいます。以下同じとします。)を割り当てるもの(当社が別に定める移動無線装置を利用する契約者回線に提供するものを除きます。)
備考	(1) 特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている契約者回線については、この機能の提供を請求することはできません。 (2) タイプⅠについては、第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線、タイプⅡについては、LTEサービスの契約者回線であって、それぞれ当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り提供します。 ただし、第3種LTEデュアルの契約者回線については、+メッセージの提供を受けることはできません。 (3) その契約者回線について、+メッセージ契約を締結している者に限り、同利用規約に基づき+メッセージを利用することができます。 なお、特定MNOのLTE約款及び+メッセージ利用規約に定める事項において、「KDDI株式会社、沖縄セルラー株式会社」及び「契約者」とあるのは、それぞれ「KDDI株式会社、沖縄セルラー株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社」、「中部テレコミュニケーション株式会社の ctc モバイル(LTE)通信サービス契約に係る契約者」等に読み替え、特定MNOのLTE約款等に定める契約者に準じた取扱いが行われることについて承諾していただきます。 (4) 削除 (5) この機能の利用に係るデータ通信料については、そのデータ通信を行った契約者回線の契約者に支払っていただきます。 (6) 当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係る電気通信設備(特定事業者が設置するものを除きます。)の通信の品質を保証しません。 (7) 当社又は特定MNOは、この機能を利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、当社又は特定MNOの故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。 (8) この機能の利用開始の方法、1の+メッセージで受信又は送信を行うことができる情報量、情報の表示方法その他のこの機能に関する提供条件については、+メッセージ利用規約その他当社が別に定めるところによります。
17 テザリング利用機能	当社が別に定める方法により、移動無線装置を他の電気通信設備に接続して行うデータ通信であって、当社が移動無線装置内に指定した接続先との間のデータ通信を行うことができる機能をいいます
備考	(1) LTEサービスの契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。 (2) 当社は、この機能の利用に関して、インターネットに係る電気通信設備(特定MNOが設置するものを除きます。)の通信の品質を保証しません。 (3) 当社又は特定MNOは、この機能を利用した場合に生じた情報等の破損若しくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、当社又は特定MNOの故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。 (4) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
18 削除	削除
19 WiMAX利用機能	(1) 第2種特定MNOの電気通信回線設備(主としてデータ通信用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うためのものであって当社が別に定めるものに限ります。)を経由して、データ通信(LTE NET機能若しくはLTE NET for DATA機能に係るデータ通信又はその他当社が別に定めるデータ通信に限ります。以下この 19 欄において同じとします。)を行うことができる機能をいいます。 (2) WiMAX利用機能には、次の種類があります。 ア タイプⅠ タイプⅡ以外のもの

	イ タイプⅡ 次号に定める通信モードを選択可能なもの (3) WiMAX利用機能(タイプⅡに限ります。)には、利用可能なデータ通信の種類により、次の通信モードがあり、契約者はこれを選択することができます。 <table border="1" data-bbox="443 259 1469 591"> <thead> <tr> <th>通信モード</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ノーリミットモード</td><td>WiMAX通信(WiMAX基地局設備と移動無線装置との間に設定される電気通信回線により行われる通信をいいます。以下同じとします。)のみ利用可能なもの。</td></tr> <tr> <td>ハイスピードモード</td><td>WiMAX通信及びWiMAX2+通信(WiMAX2+基地局設備と移動無線装置との間に設定される電気通信回線により行われる通信をいいます。以下同じとします。)のみ利用可能なもの。</td></tr> <tr> <td>ハイスピードプラスエリアモード</td><td>データ通信(WiMAX通信を除きます。)のみ利用可能なもの</td></tr> </tbody> </table> 備考 (1)タイプⅠについては、LTEデュアル若しくは第1種LTEシングルの契約者回線(LTE NET機能又はLTE NET for DATA機能(タイプⅡに限ります。))の提供を受けているものに限ります。)又はタイプⅡについては、第2種LTEシングル又は第4種LTEシングルの契約者回線(LTE NET for DATA機能(タイプⅠに限ります。))の提供を受けているものに限ります。)であって、それぞれ当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限り提供します。 (2)(1)に定める契約者回線について、LTE NET機能又はLTE NET for DATA機能(タイプⅡに限ります。)の請求があった場合は、この機能(タイプⅠに限ります。)の請求があったものとみなして取り扱います。 (3)この機能(タイプⅠに限ります。)の提供を受けている契約者回線について、LTE NET機能及びLTE NET for DATA機能(タイプⅡに限ります。)の廃止があった場合は、この機能(タイプⅠに限ります。)の廃止の請求があったものとみなして取り扱います。 (4)第2種特定MNOの電気通信回線設備の状況等により、この機能を利用できない場合があります。	通信モード	内容	ノーリミットモード	WiMAX通信(WiMAX基地局設備と移動無線装置との間に設定される電気通信回線により行われる通信をいいます。以下同じとします。)のみ利用可能なもの。	ハイスピードモード	WiMAX通信及びWiMAX2+通信(WiMAX2+基地局設備と移動無線装置との間に設定される電気通信回線により行われる通信をいいます。以下同じとします。)のみ利用可能なもの。	ハイスピードプラスエリアモード	データ通信(WiMAX通信を除きます。)のみ利用可能なもの
通信モード	内容								
ノーリミットモード	WiMAX通信(WiMAX基地局設備と移動無線装置との間に設定される電気通信回線により行われる通信をいいます。以下同じとします。)のみ利用可能なもの。								
ハイスピードモード	WiMAX通信及びWiMAX2+通信(WiMAX2+基地局設備と移動無線装置との間に設定される電気通信回線により行われる通信をいいます。以下同じとします。)のみ利用可能なもの。								
ハイスピードプラスエリアモード	データ通信(WiMAX通信を除きます。)のみ利用可能なもの								
20 ナンバーシェア機能 (ナンバーシェア)	以下の機能をいいます。 (1) ナンバーシェア主回線(この機能の提供を受ける契約者回線をいいます。以下同じとします。)の電話番号を使用して、ナンバーシェア副回線(ナンバーシェア主回線の契約者が指定した第3種LTEデュアルの契約者回線をいいます。以下同じとします。)から通話(緊急通報通話を除きます。)を行うことができる機能。 (2) ナンバーシェア主回線及びナンバーシェア副回線への通話について、ナンバーシェア主回線及びナンバーシェア副回線に着信させ、先に応答した契約者回線において通話を行うことができる機能。 備考 (1) LTEデュアル(第3種LTEデュアルを除きます。)の契約者回線(当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。)に限り提供します。 (2) この機能を請求する契約者は、1のナンバーシェア主回線及び1のナンバーシェア副回線を指定して、当社に申し出てください。 (3) 当社は、前項に規定する申出があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。 ア その申出が、指定したナンバーシェア副回線に係るLTE契約の申込みと同時に行われたものでないとき。 イ ナンバーシェア主回線について、データ総量規制の一時解除の適用を受けていないとき。 ウ 指定したナンバーシェア副回線が、他の契約者回線に係るナンバーシェア副回線として指定されたものであるとき。 エ ナンバーシェア主回線に係るナンバーシェア副回線の数が増加したとき。 オ ナンバーシェア主回線に係る契約者名義が、指定したナンバーシェア副回線に係る契約者名義と異なるとき。 カ ナンバーシェア主回線に係る契約者の住所が、指定したナンバーシェア副回線に係る契約者の住所と異なるとき。 キ ナンバーシェア主回線について、料金安心サービス(限度額設定コースに限ります。)								

	の提供を受けているとき。 ク その他当社の業務の遂行上支障があるとき。 (4) 第2項に規定する申出が ctc モバイル(5G)契約(その ctc モバイル(5G)契約者回線について、当社の5G約款に定めるナンバーシェア機能の提供を受けているものに限ります。)からの契約移行と同時に行われたものである場合、前項のアを適用しません。 (5) 当社は、ナンバーシェア副回線からの通話(緊急通報通話を除きます。)について、その通話をナンバーシェア主回線からの通話とみなして、そのナンバーシェア主回線が適用を受けている基本使用料の料金種別、通話料の減額適用等、オプション機能及び付随サービス等に応じて、通話料の適用、オプション機能の提供及び付随サービスの提供等を行います。 (6) ナンバーシェア副回線は、ナンバーシェア主回線が外国事業者のVoLTE以外のネットワークに接続している場合その他当社が別に定める場合には、通話の着信及び着信通話利用の提供を受けることができません。 (7) 当社は、この機能の提供を受けているナンバーシェア主回線について、その契約者からこの機能の提供を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当することとなった場合には、この機能の提供を廃止します。 ア LTEサービス利用権の譲渡があったとき。 イ 契約者の地位の承継があったとき。 ウ LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 エ 共有回線群に係るデータ量共有適用の廃止があったとき。 オ そのLTE契約について、新たな利用者登録又は登録利用者の変更があったとき。 カ 電話番号の変更があったとき。 キ その他第3号のいずれかに該当することとなったとき。 (8) LTE契約者は、この機能の提供を開始した日に、その提供の廃止を申し出ることはできません。 (9) この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
21 RCS機能	特定MNOのRCS利用規約に定めるRCSをいいます。 備考 (1) 当社はこの機能を利用する契約者(利用者登録が行われているときは、登録利用者としてします。以下この欄において同じとします。)から、情報の第三者への提供に関する以下の内容について同意する意思表示があったものとみなして取り扱います。 ア 当社、特定MNO及び Jibe Mobile Inc.(米国)それぞれが以下の情報を取得、相互提供及び利用すること。なお、以下の情報は、この機能の提供、運営(迷惑及び不正行為の防止を含む)及び改善のための調査・分析を目的に、必要な期間内において、利用します。 ① 利用者情報(電話番号、IMSI(国際移動電話加入者識別番号)、ご利用中の携帯電話事業者等) ② 送受信情報(送受信日時、送受信先の電話番号/ネットワーク情報、送受信メッセージの内容(添付ファイルを含みます。以下この欄において同じとします。)、送受信結果、グループチャット識別子) ※送受信メッセージの内容は、この機能の提供以外の目的では利用しません。また、メッセージの内容は 確認しません。 イ 契約者がMNPを利用して他の携帯電話事業者に移転し、移転先でこの機能の情報を引き継ぐ場合、引き継ぎのために必要な範囲において、Jibe Mobile Inc.(米国)が当該事業者に対して上記の送受信情報のうち受信に係る情報(以下この欄において「受信情報」といいます。)のみを提供すること。同様に、他の携帯電話事業者の契約者がMNPを利用して当社に移転し、当社においてこの機能の情報を引き継ぐ場合、受信情報を Jibe Mobile Inc.(米国)が当社に対して提供すること。 ウ 特定MNOのLTE約款及びRCS利用規約に定める事項において、「KDDI株式会社、沖縄セルラー株式会社」及び「契約者」等とあるのは、それぞれ「KDDI株式会社、沖縄セルラー株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社」、「中部テレコミュニケーション株式会社の ctc モバイル(LTE)通信サービス契約に係る契約者」等に読み替え、特定MNOのLTE約款等に定める契約者に準じた取扱いが行われることについて

		て承諾していただきます。 (2) この機能に関する提供条件については、特定MNOのRCS利用規約その他当社が別に定めるところによります。
--	--	--

別表2 海外ローミング機能(海外LTE NET利用又は海外LTE NET for DATA利用に係るものに限ります。)の海外利用地域

特定MNOのLTE約款に定める海外ローミング機能の海外利用地域と同じとします。

別表3 海外ローミング機能(海外LTE NET利用又は海外LTE NET for DATA利用に係るものに限ります。)の海外利用地域

特定MNOのLTE約款に定める海外ローミング機能(海外ローミング機能2段階定額制を適用するものに限ります。)の海外利用地域と同じとます。

別表4 削除

別表5 ctc モバイル国際通話(ctc モバイル国際通話定額を適用するものに限ります。)の通話先地域

特定MNOのLTE約款に定める au 国際通話(au国際通話定額を適用するものに限ります。)の通話先地域と同じとます。

附則

(実施時期)

第1条 この約款は、平成 24 年 9 月 21 日から実施します。

第2条～第4条 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

第5条 この約款実施の日から平成 24 年 11 月 30 日までの間に、LTE契約(定期LTE契約に限ります。以下この条において同じとします。)の申込みがあり、そのLTEサービスの提供を開始した契約者回線の契約者から申出があったときは、当社は、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間(以下この附則第 5 条において「控除対象期間」といいます。)、その契約者回線に係る基本使用料等(この約款の規定により支払いを要することとされる au(LTE)通信サービスの料金(オプション機能使用料(着信短縮ダイヤル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ受信機能に係るものを除きます。)、通話料(au 国際通話及び国際 SMS送信に係るものを除きます。))及びデータ通信料(料金表第 1 表第 3(データ通信料)1(適用) (6)の 2 に定める購入データ量に係るものを除きます。))に限ります。)、付随サービスに関する料金等(料金安心サービスに関する料金、3LM セキュリティサービス利用料に限ります。))及び当社が別に定める料金をいいます。以下この附則において同じとします。)について、1 の料金月ごとに税抜額 934 円(基本使用料等の額がその額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。)を控除する取扱いを行います。

ただし、その料金月の末日において、その契約者回線に係るLTEサービスの利用の一時休止(タイプⅡに限ります。)を行っているときは、この限りではありません。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 25 年 2 月 4 日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

2 この約款実施の日から平成 25 年 5 月 31 日までの間に、契約者が、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合(基本使用料の料金種別として、LTE for Tab を選択している又は端末設備の購入と同時に選択するときに限ります。)、その購入のあった日(以下この附則第 5 項までにおいて「購入日」といいます。)を含む料金月(LTEフラット for DATAを選択している契約者回線について、LTE for Tab を選択することとなる新たな端末設備の購入があった場合は、購入日を含む料金月の翌料金月とします。)から起算して 24 料金月の間(以下この附則第 6 項までにおいて「控除対象期間」といいます。)、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1(基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる額(オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。)のうち、次表に定める控除額(この附則第 5 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。)を控除する取扱い(以下この附則第 6 項までにおいて「本減額適用」といいます。)を行います。

ただし、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用(当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月については、この限りではありません。

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 500 円
-----	-----------

3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1)LTE契約の解除があったとき。
- (2)LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3)LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4)LTE for Tab 以外の料金種別の適用の開始があったとき。
- (5)新たな端末設備の購入があったとき。

4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1)(2)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
(2)新たな端末設備の購入があったとき(前項の第 3 号又は第 4 号を伴う場合を除きます。))。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

5 第 2 項の規定により本減額適用を開始した場合又は第 3 項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第 2 項に規定する控除額の日割り

(通話料の支払いに関する経過措置)

8 この約款実施の日から平成 25 年 5 月 31 日までの間に、料金表第 1 表第 2(通話料)1(適用)の(11)に定める定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用 I (以下この附則第 13 項までにおいて「ctc モバイル通話定額 24」といいます。)の申出があり当社が承諾した場合、その適用を開始した日を含む料金月から起算して 2 料金月の間、この約款の規定にかかわらず、ctc モバイル通話定額 24 に係る定額料の支払いを要しません。

ただし、その契約者回線について、この取扱い(以下この附則第 9 項までにおいて「本取扱い」といいます。)を受けたことがある場合は、この限りでありません。

9 当社は、その契約者回線について、ctc モバイル通話定額 24 の廃止があった場合には、その廃止のあった日をもって、本取扱いを廃止します。

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

10 この約款実施の日から平成 25 年 5 月 31 日までの間に、留守番伝言機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、留守番伝言機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して 6 料金月の間(以下この附則第 2 条において「控除対象期間」といいます。)、この約款の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 1(基本使用料等)1(適用)(22)に定める特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。

ただし、その契約者回線について、この取扱い(以下この附則第 10 項において「本取扱い」といいます。)を受けたことがある場合は、この限りでありません。

(1)当社は、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

ア LTE契約の解除があったとき(ctc モバイル契約への契約移行に係るものであって、当社が別に定める場合に該当するものを除きます。)

イ LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

ウ 留守番伝言機能の廃止があったとき。

(2)前項の規定により、本取扱いを廃止した場合における本取扱いについては、その事由が生じた日の前日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

11 この約款実施の日から平成 25 年 5 月 31 日までの間に、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、その提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間(以下この附則第 14 項までにおいて「控除対象期間」といいます。)、この約款の規定にかかわらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りでありません。

(1)サービス取扱所において直近に購入した端末設備(テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。)が、当社が別に定めるものでないとき。

(2)この取扱い(以下この附則第 10 項までにおいて「本取扱い」といいます。)を受けたことがあるとき。

12 当社は、その契約者回線について、テザリング利用機能の廃止があった場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

13 前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、テザリング利用機能の廃止のあった日を含む料金月の末日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。

14 本取扱いを受けている間、その契約者回線について、料金表第 1 表第 3(データ通信料)1(適用)(5)のイに定める取扱いを適用しません。

附則

1 この改正規定は、平成 25 年 2 月 13 日から実施します。

(手続きに関する料金の経過措置)

2 この改正規定実施前に請求のあった手続きが、この改正規定実施の日において完了していない場合、その手続きに関する料金の支払いについては、改正後の規定によるものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務(前項に定めるものを除きます。)については、なお従前のとおりとします。

附則

1 この改正規定は、平成 25 年 9 月 1 日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から令和元年 12 月 12 日までの間に、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める端末設備を購入した場合(基本使用料の料金種別として、LTE for Tab 又はLTEフラット for Tab(L)を選択している又は端末設備の購入と同時に選択するときに限ります。)、その購入のあった日(以下この附則第 5 項までにおいて「購入日」といいます。))を含む料金月(LTEフラット for DATAを選択している契約者回線について、LTE for Tab を選択することとなる新たな端末設備の購入があった場合は、購入日を含む料金月の翌料金月とします。))から起算して 24 料金月の間(以下この附則第 6 項までにおいて「控除対象期間」といいます。)、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1(基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる額(オプション機能使用料に係るものを除き、特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用又は特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用を受ける場合は、それぞれ適用する前の額とします。))のうち、次表に定める控除額(この附則第 5 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。))を控除する取扱い(以下この附則第 6 項までにおいて「本減額適用」といいます。))を行います。

ただし、この約款の附則又は ctc モバイル約款の附則に定める基本使用料の減額適用(当社が別に定めるものに限りま

す。))を受ける料金月については、この限りではありません。

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 500 円
-----	-----------

- 3 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1)LTE契約の解除があったとき。
- (2)LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3)LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4)LTE for Tab 又はLTE for Tab(L)以外の料金種別の適用の開始があったとき。
- (5)新たな端末設備の購入があったとき。

- 4 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
(1)(2)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
(2)新たな端末設備の購入があったとき(前項の第 3 号又は第 4 号を伴う場合を除きます。))。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

- 5 第 2 項の規定により本減額適用を開始した場合又は第 3 項の規定により本減額適用を廃止した場合は、次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとに第 2 項に規定する控除額の日割りを

区分	起算日
適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、第 2 項の規定により本減額適用を開始した場合は、その料金月におけるLTE for Tab 又はLTEフラット for Tab(L)の基本使用料の適用開始日)
適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、第 3 項の規定により本減額適用を廃止した場合は、廃止日)

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

- 6 この改正規定実施の日から平成 29 年 5 月 31 日までの間、テザリング利用機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、テザリング利用機能の加入を条件とするオプション機能使用料の減免適用(テザリング利用機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月(以下この附則 15 項までにおいて「控除対象期間」といいます。))が経過するまでの各料金月(特定データ通信定額制Ⅱ(データ定額 20 又はデータ定額 30 に限ります。))、特定データ通信定額制Ⅱ(V)(データ定額 20(V)又はデータ定額 30(V)に限ります。))、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)、特定データ通信定額制Ⅲ又は特定データ通信段階定額制Ⅲ(V)の適用を受けている月を除きます。))、この約款の規定にかかわらず、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第 15 項までにおいて「本取扱い」といいます。))を行います。

ただし、その契約者回線について、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- (1)サービス取扱所において直近購入した端末設備(テザリング利用機能の提供の請求と同時に購入した場合は、その端末設備とします。))が、当社が別に定めるものでないとき。
 - (2)この約款又は ctc モバイル約款の附則に定めるテザリング利用機能の加入条件とするオプション機能使用料の減免適用を受けたことがあるとき。
- 7 当社は、本取扱いを受けている契約者回線について、テザリング利用機能の廃止があった場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。
- 8 前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、テザリング利用機能の廃止のあった日を含む料金月の末日までオブショ

ン機能使用料について、本取扱いの対象とします。

- 9 本取扱いを受けている間、その契約者回線について、料金表第 1 表第 3(データ通信料)1(適用)(5)のイに定める取扱いを適用しません。
- 10 この改正規定実施の日以降、留守番電話機能の提供の請求があり当社が承諾した場合、当社は、留守番電話機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用(留守番電話機能の提供を開始した日を含む料金月から起算して 3 料金月の間(以下この附則第 12 項までにおいて「控除対象期間」といいます。))、この約款の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 1(基本使用料等)1(適用)(22)に定める特定オプション機能に係るオプション機能使用料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第 12 項までにおいて「本取扱い」といいます。)を行います。
- ただし、その契約者回線について、この約款若しくは ctc モバイル約款の附則に定める留守番電話機能の加入を条件とする特定オプション機能使用料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りではありません。
- 11 当社は、本取扱いを受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。
- (1)LTE契約の解除があったとき(ctc モバイル契約への契約移行に係るものであって、当社が別に定める場合に該当するものを除きます。)
- (2)LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3)留守番電話機能の廃止があったとき。
- 12 前項の規定により、本取扱いを廃止した場合、その事由が生じた日の前日までのオプション機能使用料について、本取扱いの対象とします。
- (通話料の支払いに関する経過措置)
- 13 この改正規定実施の日から平成 29 年 5 月 31 日までの間、料金表第 1 表第 2(通話料)1(適用)(11)に定める定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用 I (以下この附則第 14 項までにおいて「ctc モバイル通話定額 24」といいます。)の申出があり当社が承諾した場合、当社は ctc モバイル通話定額 24 に係る定額料の減免適用(ctc モバイル通話定額 24 の適用を開始した日を含む料金月から起算して 2 料金月の間、この約款の規定にかかわらず、ctc モバイル通話定額 24 に係る定額料の支払いを免除する取扱いをいいます。以下この附則第 14 項までにおいて「本取扱い」といいます。)を行います。
- ただし、この約款の附則に定める ctc モバイル通話定額 24 に係る定額料の減免適用を受けたことがある場合は、この限りではありません。
- 14 当社は、その契約者回線について、ctc モバイル通話定額 24 の廃止があった場合には、その廃止のあった日をもって、本取扱いを廃止します。
- (料金等の支払いに関する経過措置)
- 15 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務(前項に定めるものを除きます。)については、なお従前のとおりとします。

附則

- 1 この改正規定は、平成 26 年 1 月 31 日から実施します。

附則

- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。
- (料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務(前項に定めるものを除きます。)については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 1 月 1 日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。
- (基本使用料等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成 27 年 2 月 28 日までの間、料金表第 1 表第 1(基本使用料等)1(適用)(27)に定める特定

のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用について、同(27)のアの(イ)の表を次表に読み替えて適用します。

1 契約ごとに月額

区分	税抜額
割引額	934 円

(データ通信総量速度規制に関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、第3種定期LTE契約に係る第2種LTEシングルの提供を受けている契約者回線(基本使用料の料金種別がWiMAX2+フラットforDATAであるものに限ります。)に係るデータ通信総量速度規制の適用除外の取扱いについては、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(5)の2の規定にかかわらず、なお従前のとおりとし、次表に定めるところによります。

- (1) 当社は、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引(この約款、当社のWIN約款又は特定事業者のLTE約款若しくはWIN約款に定めるものをいい、以下この附則第2項において「特定割引」といいます。)に係る判定用回線として指定された第2種LTEシングルの契約者回線との間のデータ通信(特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、ハイスピードモードを選択して行われるWiMAX2+通信に限ります。)に係る累計課金対象データ量について、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(5)の規定にかかわらず、データ通信総量速度規制に係る累計課金対象データ量の算定から除外する取扱い(以下この附則第2項において「本取扱い」といいます。)を行います。
- ただし、次の全てに該当する場合は、この限りではありません。
- (ア) その第2種LTEシングルの契約者回線に係るLTE契約が、第3種定期LTE契約であるとき。
- (イ) その特定割引の適用を受ける割引対象回線について、次の全てに該当するとき。
- ① 当社又は特定事業者のLTE約款又はWIN約款に定める特定データ通信定額制、特定データ通信定額制(V)若しくは特定パケット通信定額制の適用を受けていないとき。
 - ② 基本使用料の料金種別が、当社又は特定事業者のWIN約款に定めるプランF(IS)若しくはプランF(IS)シンプルでないとき。
- (2) 当社は、その第2種LTEシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又は特定事業者が承諾した日(当社が定める事由に該当する場合は、特定割引の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月とします。)からその特定割引の適用の廃止があった日を含む料金月までの間、本取扱いを適用します。
- (3) この改正規定実施の日から平成 27 年2月 28 日までの間、(1)の規定にかかわらず、(1)のただし書きの規定を適用しません。
- (4) この改正規定により本取扱いの適用を受ける契約者回線について、この改正規定実施の日以降に基本使用料の料金種別の変更があったときは、その変更があった日をもって本取扱いの適用を終了します。
- (5) 前号に定める基本使用料の料金種別の変更後に、新たにWiMAX2+フラットforDATAへの料金種別の変更があった場合、本取扱いを適用しません。

(総量速度規制データ量に関する経過措置)

4 この改正規定実施の日から平成 26 年 11 月 30 日までの間に、特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込みがあり当社が承諾した場合、その特定データ通信定額制Ⅱの適用を開始した日を含む料金月から平成 26 年 11 月までの間、その契約者回線(特定データ通信定額制Ⅱの適用を受けているものに限ります。)に係る総量速度規制データ量について、料金表第1表第3(データ通信量)1(適用)(5)のアの(ア)の②の表を次表に読み替えて適用します。

種類	総量速度規制データ量
データ定額 2	2,576,980,378 バイト (2.4 ギガバイト)
データ定額 3	3,865,470,566 バイト (3.6 ギガバイト)
データ定額 5	6,442,450,944 バイト (6 ギガバイト)
データ定額 8	10,307,921,510 バイト (9.6 ギガバイト)
データ定額 10	12,884,901,888 バイト (12 ギガバイト)
データ定額 13	16,750,372,454 バイト (15.6 ギガバイト)

5 当社は、次表に定める特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用を行います。

特定端末設備の購入を条	ア 当社は、この改正規定実施の日以降、特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込みがあり当社が承諾した場合(次表に定める適用条件のいずれかを満たす場合に限り)、当社は、次表に定める料
-------------	---

件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用

金月から起算して13 料金月の間(以下この附則第5 項において「増量対象期間」といいます。)、その契約者回線に係る前月からの繰越データ量(前項の適用を受ける場合は、適用後の値とします。)に次表に定める加算データ量を加算する取扱い(以下この附則第5 項において「本取扱い」といいます。)を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款若しくは特定事業者のLTE約款の附則に定める特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用若しくは特定端末設備の購入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱのデータ増量適用を受けたことがある場合又はこの約款に定める前月からの繰越データ量の増量適用(当社が別に定めるものに限ります。)を受ける場合は、この限りではありません。

適用条件	(ア) 特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込みがあった日における最終購入端末(その日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。)が特定端末設備(当社が別に定める端末設備であって、別に定めるサービス取扱所において購入されたものをいいます。以下この附則第5 項において同じとします。)であるとき。 (イ) 特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込みがあった日の翌日以降に、特定端末設備の購入があったとき。	
料金月	(ア) 適用条件(ア)を満たす場合	特定データ通信定額制Ⅱの適用を開始した日を含む料金月
	(イ) 適用条件(イ)を満たす場合	特定端末設備の購入があった日を含む料金月
データ量	1,073,741,824 バイト(1 ギガバイト)	

イ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、増量対象期間内であっても、本取扱いを廃止します。

(ア) LTE契約の解除があったとき。

(イ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(ウ) 特定データ通信定額制Ⅱの廃止があったとき。

(エ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(オ) 特定端末設備以外の新たな端末設備の購入があったとき。

区分	本取扱いの適用
(ア) (イ)以外により本取扱いを廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信について、本取扱いの対象とします。
(イ) イの(ウ)(特定データ通信定額制の適用の申込みによる場合に限り。)、 (エ)又は(オ)により本取扱いを廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本取扱いの対象とします。

ウ イの規定により、本取扱いを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

(ア) (イ)以外により本取扱いを廃止したとき。	その事由が生じた日までのデータ通信について、本取扱いの対象とします。
(イ) イの(ウ)(特定データ通信定額制の適用の申込みによる場合に限ります。)、(エ)又は(オ)により本取扱いを廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までのデータ通信について、本取扱いの対象とします。

ウ イの規定により、本取扱いを廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

(データ通信料の支払いに関する経過措置)

6 当社は、次表に定める特定データ通信定額制Ⅱの減額適用を行います。

高容量のデータ定額の加入を条件とする特定データ通信定額制Ⅱの減額適用	ア 当社は、この改正規定実施の日から平成26 年9 月30 日までの間に、次表の左欄に定める種類の特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込みがあり当社が承諾した場合、特定データ通信定額制Ⅱの適用を開始した日を含む料金月から起算して2 料金月の間(以下この附則第6 項において「控除対象期間」といいます。)、その契約者回線が適用を受けるデータ定額の種類に応じて、同表の右欄に定める控除額(ウの規定により控除額を日割りした場合は、その額とします。)を控除する取扱い(以下この附則第6 項において「本減額適用」といいます。)を行います。	
	適用を受ける特定データ通信定額制Ⅱの種類	控除額
	データ定額5	料金表第1 表第3(データ通信料)に定めるデータ定額5に係る定額料からデータ定額3に係る定額料を差し引いた額
	データ定額8	料金表第1 表第3(データ通信料)に定めるデータ定額8に係る定額料からデータ定額5に係る定額料を差し引いた額
	データ定額10	料金表第1 表第3(データ通信料)に定めるデータ定額10に係る定額料からデータ定額8に係る定額料を差し引いた額

データ定額 13	料金表第 1 表第 3(データ通信料)に定めるデータ定額 13 に係る定額料からデータ定額 10 に係る定額料を差し引いた額
イ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。 (ア) LTE契約の解除があったとき。 (イ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。 (ウ) 特定データ通信定額制Ⅱの廃止があったとき。 (エ) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 ウ この約款の規定により特定データ通信定額制Ⅱに係る定額料を日割りした場合は、その日割りした日数に応じて、アに定める控除額を日割りします。	

(LTEサービスに関する経過措置)

7 この改正規定実施の際現に、この約款の規定により次表の左欄のLTEサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表右欄のLTEサービスの提供を受けているものとみなします。

LTEデュアル	第1種LTEデュアル
---------	------------

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

8 平成 26 年 9 月 16 日から平成 26 年 11 月 30 日までの間に、LTE契約の申込みがあった場合(その申込みに際し、次表に定める適用条件の全てを満たす場合に限り、)、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月から起算して 24 料金月の間(以下この附則第 7 項までにおいて「控除対象期間」といいます。)、その契約者回線について、料金表第 1 表第 1(基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額(第 6 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。))を控除する取扱い(以下この附則第 7 項までにおいて「本減額適用」といいます。))を行います。

ただし、この約款の附則若しくは当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用(当社が別に定めるものに限ります。))を受ける料金月又はLTEプランの基本使用料の適用を受けない料金月については、この限りではありません。

(1) 適用条件

ア 別記 2(11)に定める携帯電話・PHS番号ポータビリティ(特定事業者又は株式会社オプテージからのものを除きます。))を希望する旨の申出があること。
イ 当社が別に定めるサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うこと。
ウ 基本使用料の料金種別としてLTEプランを選択すること。
エ 特定データ通信定額制の適用の申込みがあること。

(2) 控除額

1 契約ごとに月額

控除額	税抜額 934 円
-----	-----------

9 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。

- (1) LTE契約の解除があったとき。
- (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
- (3) LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
- (4) 特定データ通信定額制の適用を廃止したとき。
- (5) 新たな端末設備の購入があったとき。

10 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	本減額適用の適用
1 2 以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
2 新たな端末設備の購入があったとき(前項の第 3 号を伴う場合を除きます。))。	新たな端末設備の購入があった日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

11 第 3 項の規定により本減額適用を開始した場合、第 4 項の規定により本減額適用を廃止した場合又は基本使用料の料金種別の変更(LTEプランとそれ以外の料金種別の間のものに限ります。))があった場合は、その料金月におけるLTEプランの基本使用料の適用を受ける日数に応じて、第 3 項に規定する控除額の日割りを行います。

12 前項の規定により日割りした額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(基本使用料又はデータ通信料の支払いに関する経過措置)

13 当社は、次表に定める基本使用料又はデータ通信料の減額適用を行います。

特定の端末設備の購入	ア この改正規定実施の日以降、当社が別に定めるサービス取扱所において特定の端
------------	--

を条件とする基本使用料又はデータ通信料の減額適用

末設備を購入した場合(特定料金種別(LTEプラン、カケホをいいます。以下この附則第2項において同じとします。))を選択している又は端末設備の購入と同時に選択する場合に限ります。)、その購入のあった日を含む料金月から48料金月の間(以下この附則第2項において「控除対象期間」といい、その契約者回線について、特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制Ⅱの適用を受ける料金月に限ります。)、(ア)又は(イ)に定める取扱い(以下この附則第2項において「本減額適用」といいます。)を行います。

ただし、その契約者回線について、この約款又は当社のWIN約款に定める基本使用料の減額適用又はデータ通信料の減額適用(それぞれ当社が別に定めるものに限ります。)を受ける料金月は、この限りではありません。

(ア) 特定データ通信定額制の適用を受ける場合料金表第1表第3(データ通信料)に定める特定データ通信定額制に係る定額料のうち、次表に定める控除額Ⅰ(エの規定により控除額Ⅰを日割りした場合は、その額とします。)を控除すること。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
控除額	税抜額 1,000 円

(イ) 特定データ通信定額制Ⅱの適用を受ける場合料金表第1表第1(基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる基本使用料(カケホに係るものに限ります。)の額のうち、次表に定める控除額Ⅱ(エの規定により控除額Ⅱを日割りした場合は、その額とします。)を控除すること。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
控除額Ⅱ	税抜額 1,000 円

イ 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合には、控除対象期間であっても、本減額適用を廃止します。

(ア) LTE契約の解除があったとき。

(イ) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。

(ウ) 第2種LTEデュアル又はLTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。

(エ) 特定料金種別以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。

(オ) 新たな端末設備の購入があったとき。

ウ イの規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

(ア) アの(ア)の取扱い

区分	本減額適用の適用
① ②又は③以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの特定データ通信定額制に係る定額料について、本減額適用の対象とします。
① イの(ア)又は(イ)により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日までの特定データ通信定額制に係る定額料について、本減額適用の対象とします。
③ イの(オ)((ウ)又は(エ)に定める基本使用料の料金種別の変更に係る請求を伴うときを除きます。)の規定により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの特定データ通信定額制に係る定額料について、本減額適用の対象とします。

(イ) アの(イ)の取扱い

区分	本減額適用の適用
① ②以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
② イの(オ)((ウ)又は(エ)に定める基本使用料の料金種別の変更に係る請求を伴うときを除きます。)の規定により本	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

	減額適用を廃止したとき。	
	エ アの規定により本減額適用を開始した場合又はウの規定により本減額適用を廃止した場合は、次のとおり、アに定める控除額Ⅰ及び控除額Ⅱの日割りを行います。 (ア) 控除額Ⅰの場合 その料金月における特定データ通信定額制に係る定額料の支払いを要する日数に応じて、控除額Ⅰの日割りを行います。 (イ) 控除額Ⅱの場合 その料金月における電話カケ放題プランの基本使用料の支払いを要する日数に応じて、控除額Ⅱの日割りを行います。 オ エの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。	

(料金等の支払いに関する経過措置)

14 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

15 平成24年9月21日から実施の附則第5項中「及びデータ通信料に限ります。）」を「及びデータ通信料(料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(6)の2に定める購入データ量に係るものを除きます。）」に限ります。に改めます。

16 平成25年1月22日から実施の附則第2項(1)のアの適用条件の(イ)及び同項(2)のアの適用条件の(イ)並びに平成26年1月16日から実施の附則第2項(1)のアの適用条件の(イ)及び同項(2)のアの適用条件の(イ)中、「基本使用料の料金種別がLTEプランであること。」を「基本使用料の料金種別がLTEプラン、電話カケ放題プランであること。」にそれぞれ改めます。

17 平成25年9月20日から実施の附則第2項のクの(ウ)の②及び平成26年5月23日から実施の附則第2項のクの(ウ)の②中「特定データ通信定額制の適用を廃止したとき」を「特定データ通信定額制の適用の廃止(特定データ通信定額制Ⅱの適用の申込みによるものを除きます。)」があったとき」にそれぞれ改め、②の次に、それぞれ次のように③を加えます。

③ 特定データ通信定額制Ⅱの適用の廃止(特定データ通信定額制の適用の申込みによるものを除きます。))があったとき。

18 平成26年5月23日から実施の附則第2項のエの(ア)及び(イ)中「特定データ通信定額制の適用」を「特定データ通信定額制又は特定データ通信定額制Ⅱの適用」にそれぞれ改めます。

19 平成25年11月12日から実施の附則第3項について、「削除」に改めます。

20 平成26年9月1日から実施の附則第2項及び平成26年9月19日から実施の附則第3項中「携帯電話番号ポータビリティ」を「携帯電話・PHS番号ポータビリティ」にそれぞれ改めます。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年6月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年6月2日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年6月2日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成27年7月17日から実施します。

(料金等の支払いに対する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 平成25年6月1日から実施の附則第5項、第6項第4号及び第8項中「LTE for Tab」を「LTE for Tab又はLTEフラッ

ト for Tab(L)」にそれぞれ改めます。

- 4 平成 25 年 9 月 20 日から実施の附則第 2 項のア並びに平成 26 年 5 月 23 日から実施の附則第 2 項のア及びイ中「基本使用料の料金種別がLTEフラット for Tab又はLTEフラット for DATA(m)のもの」を「基本使用料の料金種別がLTEフラット for Tab、LTEフラット for DATA(m)又はLTEフラット for Tab(L)のもの」にそれぞれ改めます。
- 5 平成 25 年 9 月 20 日から実施の附則第 2 項のクの(イ)の②中「LTEダブル定額への基本使用料の料金種別の変更」を「LTEダブル定額 for Tab 又はLTEフラット for Tab(L)への基本使用料の料金種別の変更」に改めます。
- 6 平成 25 年 9 月 20 日から実施の附則第2項のケ中「クの(イ)の④の規定」を「クの(イ)の②(LTEフラット for Tab(L)への変更に限ります。)及び④の規定」に改めます。
- 7 平成 27 年 7 月 10 日から実施の附則第 1 項中「次表に定める基本使用料の料金種別及びデータ通信料の定額適用に関する改定規定は、当社が別に定める日から実施」を「次表に定める基本使用料の料金種別及びデータ通信料の定額適用に関する改定規定は、平成 27 年 7 月 17 日から実施」に改めます。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 27 年 8 月 1 日から実施します。

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際限に、複数LTE回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用を受けている場合、その契約者回線について、この改正規定実施の日において、それぞれ次表の左欄に定める料金種別から同表の右欄に定める料金種別への変更があったものとみなして取り扱います。

LTEフラット for Tab	LTEフラット for Tabds
LTEフラット for DATA(m)	LTEフラット for DATA(m)ds
LTEフラット for DATA(m)	LTEフラット for Tabds(L)

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際限に、複数LTE回線の利用を条件とするLTEシングルに係る基本使用料の減額適用(平成 25 年 9 月 20 日から実施の附則第 2 項のアの(イ)及び平成 26 年 5 月 23 日から実施の附則第 2 項のアの(イ)に定めるもの)に限ります。以下この附則第 4 項までにおいて「シェアスタート割」といいます。)を受けている場合、その契約者回線について、この改正規定実施の日から、シェアスタート割に係る控除対象期間からシェアスタート割の適用を受けた月数の間、料金表第 1 表第 1(基本使用料等)の規定により支払を要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額を控除します。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
控除額	税抜額 1,850 円

- 4 前項の取扱いに関するその他の提供条件については、シェアスタート割の規定に準ずるものとします。
- 5 この改正規定実施の日から令和元年 12 月 12 日までの間に、LTE契約の申込み(契約変更及び ctc モバイル契約からの契約移行に係るものを除きます。)があった場合(その申込みに際し、基本使用料の料金種別として、LTEフラット for DATA(m)dsを選択する場合に限ります。)、そのLTEサービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月の間(以下この附則第 9 項までにおいて「控除対象期間」といいます。)、その契約者回線について、料金表第 1 表、料金表第 1 表第 1(基本使用料等)の規定により支払いを要することとされる基本使用料の額のうち、次表に定める控除額(第 8 項の規定により控除額を日割りした場合はその額とします。)を控除する取扱い(以下この附則第 9 項までにおいて「本減額適用」といいます。)を行います。

ただし、この約款の附則又は当社のWIN約款の附則に定める基本使用料の減額適用(当社が別に定めるもの)に限ります。)を受ける料金月については、この限りではありません。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
控除額	税抜額 1,850 円

- 6 当社は、本減額適用を受けている契約者回線について、次のいずれかに該当する場合は、控除対象期間内であっても、本減額適用を廃止します。
 - (1) LTE契約の解除があったとき。
 - (2) LTEサービスの利用の一時休止があったとき。
 - (3) LTEデュアル又は第2種LTEシングルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。
 - (4) LTEフラット for DATA(m)への基本使用料の料金種別の変更があったとき。
 - (5) 基本使用料の料金種別として、LTEフラット for DATA(m)ds以外のものを選択することとなったとき
 - (6) 新たな端末設備の購入があったとき。

7 前項の規定により、本減額適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。

区分	料金額
(1)(2)以外により本減額適用を廃止したとき。	その事由が生じた日の前日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。
(2)前項第6号により本減額適用を廃止したとき(同項第4号又は第5号を伴うときを除きます。)	その事由が生じた日を含む料金月の末日までの基本使用料について、本減額適用の対象とします。

8 第5項に定める控除額は、LTEフラット for DATA(m)dsの適用を受ける日数に応じて日割りします。

9 前項の規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。

(料金等の支払に関する経過措置)

10 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

11 平成25年9月20日から実施の附則第2項のクの(イ)の②及び平成26年5月23日から実施の附則第2項のクの(イ)の②の中、「LTEダブル定額 for Tab への基本使用料の料金種別の変更」を「LTEダブル定額 for Tab、LTEフラット for Tabds又はLTEフラット for DATA(m)dsへの基本使用料の料金種別の変更」にそれぞれ改めます。

附則

(実施時期)

1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、平成27年8月24日から実施します。

ただし、この改正規定中、次表に定めるもの以外に関する改正規定については、平成27年9月1日から実施します。

LTEサービスの利用の一時中断の取扱い、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(8)に定める契約者を単位とする基本使用料割引Ⅰ、第2(通話料)1(適用)(19)に定める特定電話番号への通話料の月極割引、(20)に定める特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱ、(22)に定める特定加入電話からの通話に係る通話料の割引及び(23)に定める契約者を単位とする通話料の月極割引
--

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、次表に定める基本使用料の料金種別を選択している場合の料金その他の提供条件については、この約款の規定によるほか、附則別紙1のとおりとします。

基本使用料の料金種別	電話カケ放題プラン(CP)、LTEダブル定額 for Tab
------------	--------------------------------

(料金安心サービスに関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により次表の左欄に定める料金安心サービス(限度額設定コースに限ります。)に係る利用防止措置の種類を選択している者は、この改正規定実施の日において、同表右欄に定める利用防止措置の種類を選択したものとみなして取り扱います。

通常防止措置(一回停止)	段階停止措置(段階停止)
--------------	--------------

附則

(実施時期)

1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、平成28年3月11日から実施します。

(料金等の支払に関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、平成28年6月1日から実施します。

(第2種定期LTE契約(タイプⅡ)への契約変更又は契約移行に係る基本使用料の適用に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(5)に定める第2種定期LTE契約に係る基本使用料の取扱いについて、同(5)のエ中、次表の左欄の部分を同表の右欄に読み替えて適用します。

契約変更又は契約移行を行う前のLTE契約又は ctc モバイル契約の契約種別に応じて、そのLTE契約又は ctc モバイル契約に係る基本使用料の料金種別の料金額を適用します。	契約変更又は契約移行を行う前のLTE契約又は ctc モバイル契約の契約種別を第2種定期LTE契約(タイプⅠ)に限り、又は第2種定期 ctc 契約(タイプⅠに限り、)として、そのLTE契約又は ctc モバイル契約に係る基本使用料の料金種別の料金額を適用します。
---	---

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 28 年 7 月 1 日から実施します。

2 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 28 年 11 月 1 日から実施します。

(附則の改正)

2 平成 28 年 7 月 1 日から実施の附則第 2 項について、「削除」に改めます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、平成 28 年 12 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(20)に関する改正規定については、平成 29 年5月 1日から実施します。

(基本使用料の料金種別等に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、この約款の規定により次表の左欄の基本使用料の料金種別又は特定データ通信定額の取扱い若しくは特定データ通信2段階定額の取扱いの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表右欄の基本使用料の料金種別又は特定データ通信定額の取扱い若しくは特定データ通信2段階定額の取扱いの提供を受けているものとみなします。

電話カケ放題プラン	カケホ
電話カケ放題プランS	スーパーカケホ
電話カケ放題プラン(V)	カケホ(V)
電話カケ放題プランS(V)	スーパーカケホ(V)
電話カケ放題プラン(VK)	カケホ(ケータイ/V)
電話カケ放題プラン(CP)	カケホ(CP)
特定データ通信定額制Ⅱ(VK)	特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V)
データ定額2(VK)	データ定額2(ケータイ/V)
データ定額3(VK)	データ定額3(ケータイ/V)
データ定額5(VK)	データ定額5(ケータイ/V)
データ定額8(VK)	データ定額8(ケータイ/V)
データ定額10(VK)	データ定額10(ケータイ/V)
データ定額13(VK)	データ定額13(ケータイ/V)
特定データ通信2段階定額制(VK)	特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V)

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施の日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、テザリング利用機能に係るオプション機能使用料(料金表第1表第1(基本使用料等)2(料金額)に定める区分Iに係るものに限ります。)について、税抜額 1,000 円を0円に読み替えて適用します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(プラスエリアモード加算額の支払免除に関する経過措置)

5 この改正規定実施の日から平成 29 年6月 30 日までの間、プラスエリアモード加算額の支払いを免除する取扱いについ

て、料金表第1表第1(基本使用料)1(適用)(22)のウの規定に代えて、次表に定める規定を適用します。

第2種LTEシングルの契約者回線の契約者は、その料金月の全ての日において、第3種定期LTE契約に係る基本使用料の適用を受けている場合、料金表第1表第1(基本使用料)1(適用)(22)のアの規定にかかわらず、その料金月におけるプラスエリアモード加算額の支払いを要しません。

(特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V)に関する経過措置)

6 この改正規定実施の際現に、基本使用料の料金種別が電話カケ放題プラン(VK)の契約者回線(特定データ通信定額制Ⅱ(VK)又は特定データ通信2段階定額制(VK)の適用を受けているものを除きます。)については、この約款の規定にかかわらず、平成29年4月20日までの間、特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V)を選択することができます。

ただし、この改正規定実施の日以降、カケホ(ケータイ/V)以外への基本使用料の料金種別の変更があった場合は、この限りではありません。

(その他)

7 平成25年9月1日から実施の附則第6項中「24 料金月の間(以下この附則第9項までにおいて「控除対象期間」といいます。)」を「24 料金月(以下この附則第22項までにおいて「控除対象期間」といいます。)」が経過するまでの各料金月(特定データ通信定額制Ⅱ(データ定額20又はデータ定額30に限りします。))又は特定データ通信定額制Ⅱ(V)(データ定額20(V)又はデータ定額30(V)に限りします。))の適用を受けている月を除きます。に改めます。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成28年12月24日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成29年1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった ctc モバイル(LTE)通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、平成29年3月21日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった ctc モバイル(LTE)通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成29年5月18日から実施します。

2 この改正規定実施の際現に、この約款の規定により次表の左欄に定める特定データ通信定額の取扱い又は特定データ通信2段階定額の取扱いの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表右欄に定める特定データ通信定額の取扱い又は特定データ通信2段階定額の取扱いの提供を受けているものとみなします。

特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V)	特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)
特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V)	特定データ通信2段階定額制(ケータイ/V-ii)
特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V)	特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 平成28年12月1日から実施の附則第3項中「平成29年4月30日までの間」を「平成30年3月31日までの間」に改めます。

5 平成28年12月1日から実施の附則第6項中「当社が別に定める日までの間」を「平成29年4月20日までの間」に改めます。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 29 年 5 月 26 日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 29 年 6 月 1 日から実施します。

(付随サービスの提供に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日以降、改正前の規定により提供していた位置情報検索サービスについては、特定MNOの「位置検索サポートご利用規約」に定めるところにより特定MNOから提供するものとします。

3 契約者は、位置情報検索サービスの利用をするために、特定MNOの「位置検索サポートご利用規約」及び特定MNOが別に定める事項を承諾していただきます。

なお、特定MNOのLTE約款「位置検索サポートご利用規約」及び特定MNOが別に定める事項において、「KDDI株式会社、沖縄セルラー株式会社」、「auサービス」、「au契約」及び「au契約者」とあるのは、それぞれ「KDDI株式会社、沖縄セルラー株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社」、「中部テレコミュニケーション株式会社の ctc モバイル(LTE)通信サービス」、「中部テレコミュニケーション株式会社の ctc モバイル(LTE)通信サービスに係る契約」、中部テレコミュニケーション株式会社の ctc モバイル(LTE)通信サービス契約約款に定める契約者等に読み替え、特定MNOの「位置検索サポートご利用規約」等に定める契約者及びお客様に準じた取扱いが行われることについて承諾していただきます。

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

5 平成 25 年 9 月 1 日から実施の附則第6項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日以降から平成 29 年 5 月 31 日までの間」に改めます。

6 平成 25 年 9 月 1 日から実施の附則第 13 項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日以降から平成 29 年 5 月 31 日までの間」に改めます。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった ctc モバイル(LTE)通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、平成 29 年 11 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(カテゴリ種別の選択等に関する経過措置)

3 この改正規定実施の日から平成 30 年1月 31 日までの間、LTEサービスの基本使用料のカテゴリ種別の変更(その変更の際、スーパーカケホ(V・a)を選択する場合を除きます。)について、この約款の規定にかかわらず、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(4)のオ及びカの規定を適用しません。

4 削除

(基本使用料等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、第 56 条(基本使用料等の支払義務)第1項第3号に該当する場合の基本使用料及びオプション機能使用料の支払いを要する期間については、この約款の規定にかかわらず、改正前の同条第1項の規定を適用します。

6 この改正規定実施の日から平成 29 年7月 31 日までの間、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)の(24)に定める特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等の割引又は(27)に定める特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引について、この約款の規定にかかわらず、同(24)のアの⑤又は(27)のアの(エ)に定める割引額を、それぞれ次表の割引額に読み替えて適用します。

1 契約ごとに月額

区分	割引額
----	-----

	税抜額
その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別がシンプル又はシンプル(V)の場合	0 円
その料金月の末日において適用を受けている基本使用料の料金種別がカケホ、スーパーカケホ、カケホ(V)又はスーパーカケホ(V)の場合	500 円

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

- 7 この改正規定実施の日から平成 30 年3月 31 日までの間、LTE契約者は、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている場合、この約款の規定にかかわらず、その料金月のテザリング利用機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。

区分	基本使用料の料金種別
カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ、シンプル(V)、カケホ(V)、スーパーカケホ(V)

(データ通信料の支払いに関する経過措置)

- 8 この改正規定実施の日から平成 29 年7月 31 日までの間、特定データ通信段階定額制又は特定データ通信段階定額制(V)の定額料及び総量速度規制データ量については、この約款の規定にかかわらず、次表のとおりとします。

(1) 定額料

1 契約ごとに月額

区分	料金額
定額料	税抜額 1,700 円

(2) 総量速度規制データ量

総量速度規制データ量
21,474,836,480 バイト(20 ギガバイト)

(データ通信総量速度規制の適用に関する経過措置)

- 9 料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(5)のエに定める総量速度規制データ量の増減の判定に際し、当社の提供条件書に定めるU18 データ定額 20 及びU18 データ定額 20(V)の総量速度規制データ量については、3,221,225,472 バイト(3ギガバイト)とします。

(その他)

- 10 平成 25 年9月1日から実施の附則第6項中「特定データ通信定額制Ⅱ(データ定額 20 又はデータ定額 30 に限ります。)又は特定データ通信定額制Ⅱ(V)(データ定額 20(V)又はデータ定額 30(V)に限ります。)の適用を受けている月を除きます」を「特定データ通信定額制Ⅱ(データ定額 20 又はデータ定額 30 に限ります。)、特定データ通信定額制Ⅱ(V)(データ定額 20(V)又はデータ定額 30(V)に限ります。)、特定データ通信段階定額制、特定データ通信段階定額制(V)、特定データ通信定額制Ⅲ又は特定データ通信段階定額制Ⅲ(V)の適用を受けている月を除きます。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成 29 年 12 月 1 日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、平成 30 年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成 30 年 2 月 1 日から実施します。

(データ通信総量速度規制に関する経過措置Ⅱ)

- 2 この改正規定実施の際現に、平成 27 年4月1日実施の附則第3項に基づきデータ通信総量速度規制に関する経過措置の適用を受けている契約者回線について、WiMAX2+フラットforDATA(L)への基本使用料の料金種別の変更があったときは、その契約者回線に係るデータ通信総量速度規制の適用除外の取扱いについて、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(5)の2の規定にかかわらず、次表に定めるところによります。

- (1) 当社は、特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引(この約款、当社のWIN約款又は特定事業者のLTE約款若しくはWIN約款に定めるものをいい、以下この附則第2項において「特定割引」といいます。)に係る判定用回線として指定された第4種LTEシングルの契約者回線との間のデータ通信(特定事業者が提供するローミングに係るものを含み、ハイスピードモードを選択して行われるWiMAX2+通信に限ります。)に係る累計課金

対象データ量について、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(5)の規定にかかわらず、データ通信総量速度規制に係る累計課金対象データ量の算定から除外する取扱い(以下この附則第2項において「本取扱い」といいます。)を行います。

ただし、次の全てに該当する場合は、この限りではありません。

(ア) その第4種LTEシングルの契約者回線に係るLTE契約が、第3種定期LTE契約であるとき。

(イ) その特定割引の適用を受ける割引対象回線について、次の全てに該当するとき。

① 当社又は特定事業者のLTE約款又はWIN約款に定める特定データ通信定額制、特定データ通信定額制(V)若しくは特定パケット通信定額制の適用を受けていないとき。

② 基本使用料の料金種別が、当社又は特定事業者のWIN約款に定めるプランF(IS)若しくはプランF(IS)シンプルでないとき。

(2) 当社は、その第4種LTEシングルの契約者回線を判定用回線として指定した特定割引の申出を当社又は特定事業者が承諾した日(当社が定める事由に該当する場合は、特定割引の適用を開始した日を含む料金月の翌料金月とします。)からその特定割引の適用の廃止があった日を含む料金月までの間、本取扱いを適用します。

(3) 本取扱いの適用を受ける契約者回線について、この改正規定実施の日以降に基本使用料の料金種別の変更があったときは、その変更があった日をもって本取扱いの適用を終了します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 平成27年4月1日から実施の附則第3項表中第1号(イ)を、次のように改めます。

(イ) その特定割引の適用を受ける割引対象回線について、次の全てに該当するとき。

① 当社又は特定事業者のLTE約款又はWIN約款に定める特定データ通信定額制、特定データ通信定額制(V)若しくは特定パケット通信定額制の適用を受けていないとき。

② 基本使用料の料金種別が、当社又は特定事業者のWIN約款に定めるプランF(IS)若しくはプランF(IS)シンプルでないとき。

5 平成27年4月1日から実施の附則第3項表中第3号の次に、次のように加えます。

(4) この改正規定により本取扱いの適用を受ける契約者回線について、この改正規定実施の日以降に基本使用料の料金種別の変更があったときは、その変更があった日をもって本取扱いの適用を終了します。

(5) 前号に定める基本使用料の料金種別の変更後に、新たにWiMAX2+フラットforDATAへの料金種別の変更があった場合、本取扱いを適用しません。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成30年5月9日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、平成30年8月20日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成30年11月5日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(WiMAX利用機能の提供の終了)

3 当社は、平成32年3月31日をもって、WiMAX利用機能(WiMAX通信に係るものに限り)の提供を終了します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 31 年 1 月 14 日から実施します。

(手続きに関する料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から2022年3月 31 日までの間に、LTE契約(次表に規定するLTEサービスに係るものに限ります。)の申込みをし、その承諾を受けた場合(そのLTE契約が、ctc モバイル契約からの契約移行により締結されたものに限ります。)、この約款の規定にかかわらず、そのLTE契約に係る契約移行手数料又は契約事務手数料の支払いを要しません。

LTEサービスの種類	
第1種LTEデュアル(タイプⅡであって、その申込みに際し、当社所定のサービス取扱所において別に定める端末設備の購入を伴うものに限ります。)、第2種LTEデュアル若しくは第3種LTEデュアル又はLTEシングル	

3 この改正規定実施の日から2022年3月 31 日までの間に、第1種LTEデュアルからのLTEサービスの種類の変更(前項の表に規定するLTEサービスへの変更に限ります。)の請求をし、その承諾を受けた場合、この約款の規定にかかわらず、その変更に係る契約移行手数料又は番号登録手数料の支払いを要しません。

ただし、この取扱いは、その変更の請求があった日における最終購入端末(その請求日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。)が、当社所定のサービス取扱所において購入したVoLTEに対応していないデュアル端末である場合に限り、適用します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成 31 年 3 月 14 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和元年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった ctc モバイル(LTE)通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定中、特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている契約者回線に係るデータ通信総量速度規制に関する改正規定(次表の部分に限ります。)は、当社が別に定める日から実施します。

料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(5)のA中、右欄の部分	(特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている場合、当社所定のサービスの利用に係るものを除きます。以下この欄、(6)、(6)の2及び(6)の3において同じとしますにおいて同じとします。)
	(特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている場合は最高 300kbit/s とします。)
附則別紙1第3(データ通信料)1(適用)(3)のA中、右欄の部分	(特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている場合、当社所定のサービスの利用に係るものを除きます。以下この欄、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(6)、(6)の2及び(6)の3において同じとしますにおいて同じとします。)
	(特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている場合は最高 300kbit/s とします。)

(通話料の適用に関する経過措置)

4 料金表第1表第2(通話料)1(適用)(10)の2のイに関する改定規定は、この改正規定実施の日以降、同欄のAに定める基本使用料の料金種別の選択又は同料金種別への変更の請求を行った契約者回線について適用します。ただし、この改正規定実施前に同料金種別(カテゴリーⅡのものに限ります。)の適用を受けている又は過去に受けていた契約者回線に係る同(10)の2のイの(A)の取扱いについては、なお従前とのとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、令和元年 8 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、令和元年9月1日から実施します。

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線については、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(4)の規定にかかわらず、次表のそれぞれのグループ内での基本使用料の料金種別の変更を請求することができます。

グループ	区分	基本使用料の料金種別
1	カテゴリー I	カケホ、スーパーカケホ
2	カテゴリー I	カケホ(V)、スーパーカケホ(V)

(特定データ通信定額の取扱いに関する経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、次表に定める種類の特定データ通信定額の取扱いの適用を受けている契約者回線については、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の3及び(3)の4の規定にかかわらず、次表のそれぞれの特定データ通信定額の取扱い内での種類の変更を請求することができます。

特定データ通信定額の取扱い	種類
特定データ通信定額制 II	データ定額1、データ定額2、データ定額3、データ定額5、データ定額 20、データ定額 30
特定データ通信定額制 II (V)	データ定額1(V)、データ定額2(V)、データ定額3(V)、データ定額5(V)、データ定額 20(V)、データ定額 30(V)

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

5 平成 29 年 11 月 1 日から実施の附則第4項について、「削除」に改めます。

附則

(実施時期)

1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、令和元年 10 月 1 日から実施します。

(特定回線群に係る基本使用料等の割引の適用に関する経過措置)

(定期LTE契約の満了に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から当社が令和 2 年 6 月 8 日までの間に、次表の左欄に定める定期LTE契約が、それぞれ同表の右欄に定める定期LTE契約又は定期 ctc モバイル契約からの契約変更又は契約移行により締結された場合、この約款の規定にかかわらず、左欄の定期LTE契約は、それぞれ右欄に定める定期LTE契約又は定期 ctc モバイル契約に係るLTEサービス又は ctc モバイルサービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月(その契約が更新されたものであるときは、その更新があった日を含む料金月とします。)から起算して、24 料金月が経過することとなる料金月の末日をもって満了となります。

第2種定期LTE契約(タイプ I)	第7種定期LTE契約
第7種定期LTE契約	第2種定期LTE契約(タイプ I)
	第2種定期 ctc モバイル契約(タイプ I)

(第7種定期LTE契約の契約変更又は契約移行に係る基本使用料の適用に関する経過措置)

3 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(5)の6に定める第7種定期LTE契約に係る基本使用料の取扱いについて、同(5)の6のE中、次表の左欄の部分を同表の右欄に読み替えて適用します。

契約変更又は契約移行を行う前のLTE契約又はau契約の契約種別に応じて、そのLTE契約又は ctc モバイル契約に係る基本使用料の料金種別の料金額を適用します。	約変更又は契約移行を行う前のLTE契約又はau契約の契約種別を第2種定期LTE契約(タイプ I に限ります。)又は第2種定期 ctc モバイル契約(タイプ I に限ります。)として、そのLTE契約又は ctc モバイル契約に係る基本使用料の料金種別の料金額を適用します。
--	---

(通話料の割引の適用に関する経過措置)

4 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、料金表第1表第2(通話料)1(適用)(17)のAの(イ)の①に該当する契約者回線(第7種定期LTE契約に係るもの又は料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(6)の適用を受けている

ものを除きます。)からの通話に係る同(17)に定める割引の適用については、当社所定の方法により、その料金月の翌料金月以降の ctc モバイル(LTE)通信サービスの料金から減ずるものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、令和元年11月14日が終了する時刻から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、次表に定める日から実施します。

下欄以外の改正規定	令和元年12月12日が終了する時刻
新たな基本使用料の料金種別又は特定データ通信定額の取扱いに係る改正規定	令和元年12月13日

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線については、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(4)の規定にかかわらず、次表のそれぞれのグループ内での基本使用料の料金種別の変更を請求することができます。

グループ	区分	基本使用料の料金種別
1	カテゴリーⅡ	シンプル、カケホ、スーパーカケホ
2	カテゴリーⅡ	シンプル(V)、カケホ(V)、スーパーカケホ(V)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 4 次表の左欄に定める附則の規定中、中央欄に定める規定をそれぞれ右欄の規定に改めます。

平成25年9月1日から実施の附則第2項	この改正規定実施の日以降	この改正規定実施の日から令和元年12月12日までの間
平成27年8月1日から実施の附則第5項	この改正規定実施の日以降	この改正規定実施の日から令和元年12月12日までの間に
令和元年9月1日から実施の附則第2項	第1(基本使用料等)1(適用)(4)のス	第1(基本使用料等)1(適用)(4)
令和元年9月1日から実施の附則第3項	第3(データ通信料)1(適用)(3)の3のス及び(3)の4のス	第3(データ通信料)1(適用)(3)の3及び(3)の4

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和2年1月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった ctc モバイル(LTE)通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、令和2年1月14日から実施します。

(基本使用料の料金種別に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の際、現に次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線(グループ3については、特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)(データ定額1(ケータイ/V)、データ定額2(ケータイ/V)、データ定額3(ケータイ/V)又はデータ定額5(ケータイ/V)に限り、)又は特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)の適用を受けているものに限り、)については、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(4)の規定にかか

ならず、次表のそれぞれのグループ内での基本使用料の料金種別の変更を請求することができます。

グループ	区分	基本使用料の料金種別
1	第1種LTEデュアル	カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)
2	第1種LTEデュアル	VKプランM、VKプランS、VKプラン
3	第2種LTEデュアル	カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)
4	第2種LTEデュアル	VKプランM、VKプランS、VKプラン

(特定データ通信定額の取扱いに関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際、現に次表に定める種類の特定データ通信定額の取扱いの適用を受けている契約者回線については、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の5、(3)の6、(3)の10及び(3)の11の規定にかかわらず、同表のそれぞれの特定データ通信定額の取扱い内での種類の変更を請求することができます。

特定データ通信定額の取扱い	種類
特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)	データ定額1(ケータイ/V)、データ定額2(ケータイ/V)、データ定額3(ケータイ/V)、データ定額5(ケータイ/V)
特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)	データ定額1(ケータイ/V)、データ定額2(ケータイ/V)、データ定額3(ケータイ/V)、データ定額5(ケータイ/V)

- 4 この改正規定実施の際、現に次表の左欄に定める特定データ通信定額の取扱い又は特定データ通信2段階定額の取扱いの適用を受けている契約者回線については、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の5、(3)の6、(3)の10及び(3)の11の規定にかかわらず、それぞれ同表の右欄に定める特定データ通信定額の取扱い又は特定データ通信2段階定額の取扱いの適用を申し込むことができます。

特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)	特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-i)
特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-i)	特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)
特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)(データ定額1(ケータイ/V)、データ定額2(ケータイ/V)、データ定額3(ケータイ/V)又はデータ定額5(ケータイ/V)に限ります。)	特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)
特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)	特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)(データ定額1(ケータイ/V)、データ定額2(ケータイ/V)、データ定額3(ケータイ/V)又はデータ定額5(ケータイ/V)に限ります。)

(契約解除料の支払いに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、別記18(契約解除料の支払義務の免除)第1項第2号に定める契約解除料の支払いの免除の適用(第4種定期LTE契約から第7種定期LTE契約への契約変更に係るものに限ります。)

については、当社所定の方法により、その契約変更があった日を含む料金月の翌料金月以降の ctc モバイル(LTE)通信サービスの料金から減ずるものとします。

(付随サービスの提供に関する経過措置)

- 6 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 7 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和2年2月14日午前0時00分(海外ローミング機能定額制の利用開始の予約登録に関する改正規定については、同日午前2時00分とします。)から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、令和2年6月8日から実施します。

(オプション機能使用料の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(23)の2に定める国内通話定額2の適用を受ける契約者回線に係るオプション機能使用料の適用(同欄のイに係るものに限ります。)

については、その料金月の翌料金月以降の ctc(LTE)通信サービスの料金から減算することにより行います。

(通話料の定額適用に関する経過措置)

- 3 この改正規定実施の際、現に国内通話定額1の適用を受けている契約者回線(その適用の申出を当社が承諾している

ものを含みます。)であって、次表に定める基本使用料の料金種別又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものについては、この改正規定実施の日以降、基本使用料の料金種別の変更又は特定データ通信定額の取扱いの適用の開始若しくはその種類の変更(それぞれ国内通話定額2を選択することができるものへの変更等に限り、)を請求する場合、同時に、国内通話定額1の廃止又は国内通話定額2への種類の変更を請求していただきます。

基本使用料の料金種別	ケータイシンプルプラン
特定データ通信定額の取扱い	特定データ通信段階定額制Ⅱ(ピタットプラン4GLTEに限り、)

(データMAX定額に係る料金等の支払いに関する経過措置)

4 この約款実施の日から令和2年8月17日までの間、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の20に定める小容量利用割引については、その料金月の翌料金月以降の ctc (LTE) 通信サービスの料金から減算することにより行います。

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

6 令和元年10月1日から実施の附則第2項中「この改正規定実施の日から当社が別に定める日までの間に」を「この改正規定実施の日から令和2年6月8日までの間に」に改めます。

附則

(実施時期)

1 この約款は、令和2年8月18日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

3 令和2年6月8日から実施の附則第2項中「この約款実施の日から当社が別に定める日までの間」を「この約款実施の日から令和2年8月17日までの間に」に改めます。

附則

(実施時期)

1 この改定規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、2020年(令和2年)11月26日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施の日から2020年(令和2年)11月30日までの間、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の23に定める特定データ通信定額の取扱いに係る特定サービスを条件とする割引の適用(データMAX 4G LTE テレビパックに係るものに限り、)について、データMAX 4G LTE テレビパックの適用を開始した日を含む料金月は、同(3)の23のエの規定を適用しません。

(料金等の支払)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、2021年(令和3年)1月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった ctc モバイル(LTE)通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、2021年2月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、2021年3月26日から実施します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

2 削除

- 3 この改正規定実施の日から2021年9月1日までの間、標準プラン2の適用を受けている契約者回線(その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認める者を含みます。))であるものに限ります。)の第7種定期LTE契約に係る基本使用料については、一般LTE契約に係る基本使用料と同額を適用し、その翌料金月以降の ctc モバイル(LTE)通信サービスの料金から次表に定める額を減算します。

減算する額
標準プラン2の一般LTE契約と第7種定期LTE契約に係る基本使用料の差額(料金表通則の規定により基本使用料を日割りした場合は、日割した額の差額とします。)

(データ通信料の支払いに関する経過措置)

- 4 料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の24に定める取扱いについては、令和2年12月11日から起算して2年間提供します。それ以降の取扱い及び割引の適用(その終了、継続又は変更に係るものも含みます。))については、当社が別に定めるところによります。

(契約解除料の支払いに関する経過措置)

- 5 この改正規定実施の日以降、契約変更又は契約移行による一般LTE契約(その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認める者を含みます。))であるものを除きます。)の申込みがあった場合であって、その申込みと同時にデータMAX定額2の適用の申出があり当社が承諾したときは、LTE契約者は、その契約変更又は契約移行に係る定期LTE契約、定期5G契約若しくは定期 ctc モバイル契約の契約解除料(それぞれこの約款又は当社のWIN約款に定めるものをいいます。)の支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 6 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、2021年6月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、2021年7月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、それぞれ次表の右欄に定める日から実施します。

(1) (2)以外の改正規定	2021年9月2日
(2) 海外ローミング機能の海外利用地域(海外5G NET利用又は海外5G NET for DATA利用に係るものであって、海外ローミング機能2段階定額制又は海外ローミング機能定額制を適用するものを除きます。)	2022年2月1日

- 2 2021年9月2日から2022年1月31日までの間、海外ローミング機能(海外5G NET利用又は海外5G NET for DATA利用に係るものに限ります。)の海外利用地域については、別表3の規定にかかわらず、次表のとおりとします。

海外利用地域の区分	海外利用地域
-----------	--------

アジア	中華人民共和国(香港及びマカオを含みます)、台湾、シンガポール共和国、フィリピン共和国、タイ王国、マレーシア、インドネシア共和国、東ティモール、ブータン王国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、ラオス人民共和国、カンボジア王国、モンゴル国、インド、バングラデシュ人民共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、スリランカ民主社会主義共和国、モルディヴ共和国、クウェート国、アフガニスタン・イスラム国、アラブ首長国連邦、イエメン共和国、イラン・イスラム共和国、サウジアラビア王国、バーレーン国、カタール国、オマーン国、ヨルダン・ハシェミット王国、レバノン共和国、イスラエル国、パレスチナ自治政府、イラク共和国、キプロス共和国、大韓民国、ミャンマー連邦共和国
オセアニア	オーストラリア、ニュージーランド、フィジー諸島共和国、フランス領ポリネシア、ナウル共和国、キリバス共和国、サモア独立国、ハワイ、グアム、サイパン、ニュー・カレドニア、トンガ王国、パプアニューギニア独立国、バヌアツ共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ミクロネシア連邦
アメリカ	アメリカ合衆国(ハワイを除きます)、カナダ、メキシコ合衆国、キューバ共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領セントマーチン、キュラソー島、グレナダ、ケイマン諸島、サバ島及びシント・ユースタティウス島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス諸島・カイコス諸島、ドミニカ国、ドミニカ共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、バルバドス、プエルトリコ、ボナイル島、ホンジュラス共和国、アメリカ領ヴァージン諸島、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グアドループ、フランス領ギアナ、マルティニク、エルサルバドル共和国、ベリーズ、ニカラグア共和国、トリニダード・トバゴ共和国、アルゼンチン共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、パラグアイ共和国、ブラジル連邦共和国、ボリビア共和国、ガイアナ協同共和国、ベネズエラ・ボリバル共和国、ペルー共和国、ウルグアイ東方共和国、コスタリカ共和国、エクアドル共和国、グアテマラ共和国、モンセラット
ヨーロッパ	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、オランダ王国、スイス連邦、フランス共和国、ベルギー王国、モナコ公国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルグ大公国、ドイツ連邦共和国、アイスランド共和国、オーストリア共和国、ギリシャ共和国、グリーンランド、スウェーデン王国、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、スペイン、カナリア諸島、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、ハンガリー共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、サンマリノ共和国、スロベニア共和国、チェコ共和国、バチカン市国、ブルガリア共和国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、モルドバ共和国、ラトビア共和国、コソボ共和国、アンドラ公国、ジブラルタル、モンテネグロ共和国、マケドニア、アルバニア共和国、エストニア共和国、クロアチア共和国、セルビア共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マルタ共和国、リトアニア共和国、アゼルバイジャン共和国、カザフスタン共和国、タジキスタン共和国、ベラルーシ共和国、ロシア連邦、ルーマニア、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、アルメニア共和国
アフリカ	アルジェリア民主人民共和国、エジプト・アラブ共和国、セネガル共和国、トーゴ共和国、ナミビア共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、モロッコ王国、ルワンダ共和国、レユニオン、ガーナ共和国、チュニジア共和国、ナイジェリア連邦共和国、南アフリカ共和国、レソト王国、エチオピア連邦民主共和国、ケニア共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、ジブチ共和国、セーシェル共和国、タンザニア連合共和国、ウガンダ共和国、カーボベルデ共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、コートジボワール共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、シエラレオネ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、ニジェール共和国、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、中央アフリカ共和国、赤道ギニア共和国、リビア、ガボン共和国、ブルキナファソ、アンゴラ共和国、ギニア共和国、リベリア共和国、ギニアビサウ共和国、チャド共和国、コモロ連合
船舶	Maritime Communications Partner AS、On-Waves SIMMIN、Monaco Telecom、Telecom Italia 又は Wireless Maritime Service (AT&T)の船舶内携帯通話システムにより電気通信サービスが提供される地域

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(付随サービスの終了)

3 当社は、2022年3月31日をもって、災害用音声お届けサービスの提供を終了します。

(その他)

4 2021年3月26日から実施の附則第2項中「この改正規定実施後の当社が別に定める日以降に」を「2021年9月2日以降に」に、第3項中「当社が別に定める日までの間」を「2021年9月1日までの間」に、それぞれ改めます。

附則

(実施時期)

1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、2022年1月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、この附則の第4項から第5項に関する改正規定については、2022年4月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、次表に右欄に該当する場合のケータイシンプルプランの総量速度規制データ量に関する改正規定については、それぞれ同表の右欄に定める日から実施します。

この改正規定実施の際、現にケータイシンプルプランの適用を受けている場合	2021年11月1日
データ通信総量速度規制の一時解除を選択していない場合であって、この改正規定実施の日から2021年10月31日までの間にケータイシンプルプランの適用を開始したとき	2021年11月1日(2021年10月31日までにデータ通信総量速度規制の一時解除の選択があった場合は、その日とします。)

(付随サービスの提供に関する経過措置)

2 この改正規定実施の日以降、VKプランS(N)又はVKプランM(N)の適用を受けている契約者回線について、2020年1月14日から実施の附則第6項について、その取扱いを行いません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(LTEサービスの一部の提供終了及び経過措置)

4 当社は、2022年3月31日をもって、第1種LTEデュアル(タイプⅠに限ります。)の提供を終了します。

5 前項に定める提供終了の際に締結していた第1種LTEデュアル(タイプⅠに限ります。)に係るLTE契約の契約者回線について、2022年4月1日において、LTEサービスの利用の一時休止(タイプⅡに限ります。)の請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、この取扱いは、2022年4月1日における最終購入端末(その日以前に購入した端末設備であって、最後の購入に係るものをいいます。)が、当社所定のサービス取扱所において購入したVoLTEに対応していないデュアル端末である場合に限り、適用します。

6 前項に定める一時休止(以下この附則において「特定一時休止」といいます。)の取扱いは、この約款の規定にかかわらず、次のとおりとします。

(1) 特定一時休止の取扱いは、2022年4月1日から2022年6月30日の間(以下この附則において「特定一時休止期間」といいます。)に限り、行います。

(2) 特定一時休止期間中にLTE契約者から再利用の請求又はLTE契約の解除の通知がない場合、2022年7月1日において、LTE契約を解除します。

(3) 特定一時休止を行った契約者回線については、次表に定める料金の支払いを要しません。

支払いを要しない料金
ア 締結していた第1種LTEデュアルに係る定期LTE契約の契約解除料
イ 特定一時休止に係る手続きに関する料金
ウ 特定一時休止期間中に行われた再利用の請求に係る手続きに関する料金
エ ウの再利用の請求と同時に行われたLTEサービスの種類の変更に係る手続きに関する料金
オ ウの再利用の請求と同時に行われた当社の5G約款に定める5G契約の申込みに係る契約移行手数料
カ 特定一時休止期間中の情報保管サービス料、ユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料

6 特定一時休止期間内に再利用の請求があった場合の取扱い(前項に定めるものを除きます。)は、この約款に定めるとおりとします。

(その他)

7 2019年1月14日から実施の附則第2項及び第3項中「この改正規定実施の日以降」を「この改正規定実施の日から2022年3月31日までの間に」にそれぞれ改めます。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、2022年3月25日から実施します。

(webフィルタリングの提供終了)

2 当社は、2022年3月31日をもって、webフィルタリングの提供を終了します。

(基本使用料の支払いに関する経過措置)

3 2022年3月25日以降に、第2種定期LTE契約又は第7種定期LTE契約の適用を受けているLTEサービスの契約者回線について、料金月の起算日以外の日の基本使用料の料金種別の変更又は特定データ通信定額の取扱いの適用の開始若しくは種類の変更があった場合、その料金月の基本使用料(新たに適用された料金種別又は特定データ通信定額の取扱いに係るものに限り、)については、一般LTE契約に係る基本使用料を適用します。

(契約解除料の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施の日以降、契約変更又は契約移行による一般LTE契約(その契約者名義が法人(法人に相当するものと当社が認める者を含みます。))であるものに限り、)の申込みがあった場合であって、その申込みと同時に使い放題MAX 4G DAZNパックの適用の申出があり当社が承諾したときは、LTE契約者は、その契約変更又は契約移行に係る定期LTE契約、定期5G契約若しくは定期 ctc モバイル契約の契約解除料(それぞれこの約款又は当社の5G約款若しくはWIN約款に定めるものをいいます。))の支払いを要しません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

5 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

6 2021年3月26日から実施の附則第2項中、「料金月の起算日以外の日基本使用料の料金種別の変更又は契約移行により標準プラン2の適用の開始若しくは廃止があった場合であって」を「料金月の起算日以外の日基本使用料の料金種別の変更又は契約移行によりデータMAX定額2(使い放題MAX 4G DAZNパックを除きます。))の適用の開始若しくは廃止があった場合であって」に改めます。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、2022年4月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。))は、2022年7月8日から実施します。

ただし、この改正規定中、契約解除料に関する改正規定については、次表のとおりとします。

LTE契約の解除に係る契約解除料の改正規定	(1) 第2種定期LTE契約者又は第7種定期LTE契約者からの申出によるもの(MNPを利用したものを除きます。)	令和4年7月8日以後にLTE契約の解除の申出があったものから実施します。
	(2) (1)以外のもの	令和4年7月8日以後にLTE契約の解除があったものから実施します。
LTEサービスの利用の一時休止に係る契約解除料の改正規定	(1) 第2種定期LTE契約又は第7種定期LTE契約に係るもの	令和4年7月8日以後に一時休止の申出があったものから実施します。
	(2) (1)以外のもの	令和4年7月8日以後に一時休止があったものから実施します。
LTEサービスの再利用に係る契約解除料の改正規定		令和4年7月8日以後に再利用の申出があったものから実施します。

(LTEサービスの種類に関する経過措置)

- 2 この改正規定実施の歳、現に改正前の規定により次表の左欄のLTEサービスの提供を受けている者は、この改正規定実施の日において、同表右欄のLTEサービスの提供を受けているものとみなします。

第1種LTEデュアル(タイプⅡ)	第1種LTEデュアル
------------------	------------

(基本使用料等の支払いに関する経過措置)

3 削除

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

- 5 2020年(令和2年)1月14日から実施の附則第6項について、「削除」に改めます。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、(附則別紙1に係るものを含みます。)2023年2月28日から実施します。

ただし、この改正規定中、ワイドスターⅡの電気通信回線への通話料に関する改正規定については、2023年3月1日午前0時00分00秒以降に終了した通話について実施します。

(通話料の支払いに関する取扱い)

- 2 前項のただし書きに定める改正規定実施までの間のワイドスターⅡの電気通信回線への通話料は、料金表第1表第2(通話料)2(料金額)の規定にかかわらず、次表のとおりとします。

(1) (2)又は(3)以外のもの

ア イ以外のもの

区分	定額料
通話料	30秒までごとに20円(22円)

イ ワイドスターⅡ(船舶)(ワイドスターⅡであって、株式会社NTTドコモが主として船舶その他海上を移動するものに対して提供するものをいいます。)の電気通信回線への通話に係るもの

区分	定額料
通話料	30秒までごとに50円(55円)

(2) 基本使用料の料金種別がLTEプラン、LTEプランS、LTEプラン(V)、VKプランM、VKプランS、VKプランのもの

区分	定額料
通話料	30秒までごとに20円(22円)

(3) 基本使用料の料金種別がオフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、オフィスケータイプラン(V)又はオフィスケータイプラン(VK)のもの

区分	定額料
通話料	1分までごとに50円(55円)

- 3 第1項のただし書きに定める改正規定実施までの間、料金表第1表第2(通話料)1(適用)(12)に定める定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用Ⅱについて、ワイドスターⅡの電気通信回線への通話料に係る適用額は、同(12)のアの表の規定にかかわらず、次表のとおりとします。

区分	定額料
通話料	30秒までごとに10円(11円)

- 4 料金表第1表第2(通話料)1(適用)(12)に定める定額料の支払いによるLTEプラン又はLTEプラン(V)の契約者回線に係る通話料の適用Ⅱの適用を受けている契約者回線からワイドスターⅢの電気通信回線への通話(2023年2月28日午後11時59分59秒以前に終了したものに限り)については、次表に定める料金額に基づき計算した通話料を一旦請求し、その請求した通話料と同(12)に定めるワイドスターサービスの電気通信回線への通話に係る料金額に基づき計算した通話料の差額を、翌料金月以降に当社所定の方法により減算等する取扱いを行います。

区分	定額料
通話料	30秒までごとに161円(177.1円)

(データ通信料の支払いに関する経過措置)

5 削除

(共有回線群に係るデータ量共有適用に関する経過措置)

- 6 料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用について、この約款の規定にかかわらず、次表の左欄に定める規定をそれぞれ同表の右欄に定める間、適用しません。

料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(14)のエの表	この改正規定実施の日から2023年12月24日までの間
-------------------------------	-----------------------------

料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(14)のコの(キ)	この改正規定実施の日当社が別に定める日までの間
---------------------------------	-------------------------

(データ通信総量速度規制に関する経過措置)

- 7 特定データ通信段階定額制 II(スマホミニプラン4Gに限ります。)の適用を受けている契約者回線に係るデータ通信総量速度規制については、順次料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(5)に定める伝送速度を適用し、その適用までの間の伝送速度は最高 128kbit/s とします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、2023 年 4 月 20 日以降に行われた ctc モバイル(LTE)通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求から実施します。

(手続きに関する料金の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に申込み又は請求があり、この改正規定実施の日以降に完了した手続きについては、改正後の規定に基づく料金額を一旦請求し、その請求した料金と改正前の規定に基づく料金額の差額を、手続きが完了した日を含む料金月の翌料金月以降に当社所定の方法により減算等する取扱いを行う場合があります。
- 3 料金表第1表 第6(手続きに関する料金) 1(適用) (3)番号登録手数料の適用のウに定める場合の番号登録手数料については、番号移行のあった日を含む料金月の翌料金月以降のau(LTE)通信サービスの料金とあわせて請求する場合があります。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、2023 年 7 月 1 日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、2023 年 8 月 25 日から実施します。
- (料金等の支払いに関する経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- (その他)
- 3 2021 年 3 月 26 日から実施の附則第2項について、「削除」に改めます。
- 4 2022 年 3 月 25 日から実施の附則第3項について、次のように改めます。
- 5 2022 年 3 月 25 日以降に、第2種定期LTE契約又は第7種定期LTE契約の適用を受けているLTEサービスの契約者回線について、料金月の起算日以外の日基本使用料の料金種別の変更又は特定データ通信定額の取扱いの適用の開始若しくは種類の変更があった場合、その料金月の基本使用料(新たに適用された料金種別又は特定データ通信定額の取扱いに係るものに限り)については、一般LTE契約に係る基本使用料を適用します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、2023 年 9 月 25 日から実施します。
- ただし、この改正規定中、データMAX定額の定額料に関する改正規定は 2023 年 10 月1日から実施します。
- (データ通信料の支払いに関する取扱い)
- 2 2023 年9月 25 日から 2023 年9月 30 日までの間、次次表の左欄に定める種類の特定データ通信定額制Vの定額料は、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の 20 の規定にかかわらず、次表の右欄に定める額とします。

1 契約ごとに月額

種類	定額料
	税抜額(税込額)
使い放題MAX 4G Netfixパック (P)	6,200 円(6,820 円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

4 2023年2月28日から実施の附則第5項について、「削除」に改めます。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、2023年10月25日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、2023年12月25日から実施します。

(その他)

2 2022年7月8日から実施の附則第3項について、「削除」に改めます。

3 2023年2月28日から実施の附則第2項について、次のとおり改めます。

6 料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(14)に定める共有回線群に係るデータ量共有適用について、この約款の規定にかかわらず、次表の左欄に定める規定をそれぞれ同表の右欄に定める間、適用しません。

料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(14)のエの表	この改正規定実施の日から2023年12月24日までの間
料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(14)のコの(キ)	この改正規定実施の日当社が別に定める日までの間

附則

(実施時期)1

1 この改正規定は、2024年3月15日の当社所定の時刻から実施します。

(海外ローミング機能定額制の取扱い)

2 この改正規定実施前に、料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(13)に定める利用開始登録若しくは利用開始の予約登録を行った場合(この改正規定実施以降、新たな利用開始登録又は利用開始の予約登録を行った場合を除きます。)又は当社が別に定める手続きを完了していない場合、海外ローミング機能定額制の定額料及び特定海外利用地域の対象は、料金表第1表第1(基本利用料)1(適用)(13)のアの規定にかかわらず、次表のとおりとします。

1 契約者回線ごとに選択した利用日数1日につき

区分		定額料
(ア)(イ)以外の場合		980円
(イ) 利用開始の予約登録を行った場合	A B以外の場合	690円
	B 利用開始時と利用終了時の地域として特定海外利用地域を指定した場合	490円

備考

(イ)のBの特定海外利用地域とは、次表に定めるものをいいます。今後この対象地域は変更となる場合があります。

アメリカ合衆国(アラスカ及びハワイを含みます。)、カナダ、大韓民国、台湾、香港、マカオ、タイ王国、プエルトリコ、アメリカ領ヴァージン諸島

3 前項に該当する場合、その海外ローミング機能定額制の利用に係る海外定額対象利用については、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の12に定める特定海外対象利用に含むものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

1 この改定規定は、2024年6月1日から実施します。

ただし、ctc モバイル国際通話に係る通話料の改定規定は、2024年6月1日午前0時00分00秒以降に終了した通話について実施します。

(国際通話定額に関する取扱い)

2 2024年5月1日から2024年5月31日までの間、料金表第1表第2(通話料)1(適用)(4)に定める ctc モバイル国際通話定額の適用額は、同欄のAの(ウ) 中「60 回以内」を「50 回以内」、「61 回以上」を「51 回以上」にそれぞれ読み替えて適用します。

(通話料の支払いに関する取扱い)

3 2024年5月1日から2024年5月31日までの間、ctc モバイル国際通話(特定衛星携帯電話等に係るものを除きます。)に係る通話先区分及び通話料は、料金表第1表第2(通話料)2(料金額)2-1-2の(1)及び(3)の表の規定に関わらず、次表に定めるとおとしします。

区分	通話先区分	料金額
		30 秒までごと に次の料金額
通話料	アメリカ合衆国(アラスカ及びハワイを除きます。)、アラスカ、オーストラリア、カナダ、グアム、サイパン、ニュージーランド、ハワイ	20 円
	マカオ、香港、台湾、大韓民国、中華人民共和国(香港及びマカオを除きます。)、朝鮮民主主義人民共和国	55 円
	アイスランド共和国、アイルランド、アゼルバイジャン共和国、アゾールス諸島、アフガニスタン・イスラム共和国、アラブ首長国連邦、アルバニア共和国、アルメニア共和国、アンドラ公国、イエメン共和国、イスラエル国、イタリア共和国、イラク共和国、イラン・イスラム共和国、インド、インドネシア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、オーストリア共和国、オマーン国、オランダ王国、カザフスタン共和国、カタール国、カナリア諸島、カンボジア王国、キプロス共和国、ギリシャ共和国、キリバス共和国、キルギス共和国、クウェート国、クック諸島、グリーンランド、クリスマス島、ジョージア、グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、クロアチア共和国、ココス・キーリング諸島、コソボ共和国、サウジアラビア王国、サモア独立国、サンマリノ共和国、ジブラルタル、シリア・アラブ共和国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スリランカ民主社会主義共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、ソロモン諸島、タイ王国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ツバル、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、トケラウ諸島、トルクメニスタン、トルコ共和国、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、ネパール王国、ノーフォーク島、ノルウェー王国、バーレーン国、パキスタン・イスラム共和国、バチカン市国、バヌアツ共和国、パプアニューギニア共和国、パラオ共和国、ハンガリー共和国、バングラデシュ人民共和国、フィジー共和国、フィリピン共和国、フィンランド共和国、ブータン王国、フェロー諸島、フランス共和国、フランス領ポリネシア、ブルガリア共和国、ブルネイ・ダルサラーム国、ベトナム社会主義共和国、ベルギー王国、ベルラーシ共和国、ポーランド共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル共和国、マーシャル諸島共和国、マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国、マディラ諸島、マルタ共和国、マレーシア、ミクロネシア連邦、ミャンマー連邦共和国、モナコ公国、モルディブ共和国、モルドバ共和国、モンゴル国、モンテネグロ共和国、ヨルダン・ハシェミット王国、ラオス人民民主共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、リヒテンシュタイン公国、ルーマニア、ルクセンブルク大公国、レバノン共和国、ロシア連邦、東ティモール、米領サモア	65 円
	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・アラブ共和国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ギニア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブチ共和国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、エスワティニ王国、セーシェル共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、チュニジア共和国、ディエ	85 円

	ゴ・ガルシア、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ペナン共和国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マダガスカル共和国、マラウイ共和国、マリ共和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リビア、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト国、レユニオン、赤道ギニア共和国、中央アフリカ共和国、南アフリカ共和国、南スーダン共和国	
	アメリカ領ヴァージン諸島、アルゼンチン共和国、アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、ガイアナ共和国、キューバ共和国、グアテマラ共和国、グアデルーベ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、サンピエール島・ミクロン島、ジャマイカ、スリナム共和国、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス・カイコス諸島、チリ共和国、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダード・トバゴ共和国、ニカラグア共和国、ハイチ共和国、パナマ共和国、バハマ国、バミューダ諸島、パラグアイ共和国、バルバドス、プエルトリコ、フォークランド諸島、ブラジル連邦共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ペルー共和国、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国、マルティニク、メキシコ合衆国、モンセラット	95 円
	国際ネットワーク1	65 円

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、2024 年 10 月 11 日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、2024 年 12 月 20 日から実施します。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、2025 年 2 月 10 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施時期)

- 1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、2025 年 5 月 9 日から実施します。

(Qua stationプラン dsに係るLTE契約に関する取扱い)

- 2 当社は、この改正規定実施の際現に締結していたQua stationプラン dsに係るLTE契約を、2025 年 5 月 9 日以降に解除します。
- 3 LTE契約の解除日が 2025 年 5 月 10 日以降となった場合、LTE契約者は、2025 年 5 月 9 日からその契約解除日までの間のQua stationプラン dsの基本使用料の支払いを要しません。
- 4 前項の場合において、その契約解除日に基づき計算した基本使用料を一旦請求し、2025 年 5 月 9 日を契約解除日として計算した基本使用料との差額について、その翌料金月以降に当社所定の方法により減算等を行うことがあります。
- 5 第2項に定めるLTE契約の解除までの間、LTEサービスの利用の一時休止及びLTEサービス利用権の譲渡等Qua stationプラン dsに係るLTE契約の取扱い(第3項に定めるものを除きます。)は、なお従前のとおりとします。

(特定データ通信定額制Ⅲに関する取扱い)

- 6 この改正規定実施の際、現に改正前の規定により次表の左欄の取扱いの適用を受けている契約者回線については、こ

の改正規定実施の日において、同表右欄の種類の特定データ通信定額制Ⅲの適用を受けているものとみなします。

Net f l i xパック	a uフラットプラン25 Net f l i xパック
Net f l i xパック (V)	a uフラットプラン25 Net f l i xパック (V)

(RCS機能の取扱い)

7 この改正規定実施の日から当面の間、別表1の 21 及び別記 40 の規定に関わらず、RCS機能を利用するためには、当社が別に定める手続きを行う必要があります。

(料金等の支払いに関する経過措置)

8 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、2025年6月1日から実施します。

(契約約款等の名称変更)

2 この改正規定の実施日にこの約款の名称を「CTCモバイル(LTE)通信サービス契約約款」から「ctc モバイル(5G)通信サービス契約約款」へ変更します。

3 この改正規定実施の日以降、この約款において次表の左欄の用語が規定されている場合、それぞれ同様の右欄の用語に読み替えるものとします。

CTCモバイル(LTE)通信サービス	ctc モバイル(LTE)通信サービス
CTCモバイル国際通話	ctc モバイル国際通話
CTCモバイル国際通話利用限度額	ctc モバイル国際通話利用限度額
CTCモバイル国際通話利用規制	ctc モバイル国際通話利用規制
CTCモバイル国際通話定額地域	ctc モバイル国際通話定額地域
CTCモバイル国際通話等合算回数	ctc モバイル国際通話等合算回数
CTCまるごとビジネス割引	ctc まるごとビジネス割引
CTCモバイルスマートフォン連携割引mine	ctc モバイルスマートフォン連携割引mine
CTCスマートビジネス連携割引	ctc スマートビジネス連携割引
CTCモバイル世界サービス	ctc モバイル世界サービス
CTCビジネスコールダイレクト	ctc ビジネスコールダイレクト
CTCビジネスコールダイレクト内線SMS	ctc ビジネスコールダイレクト内線SMS
CTCビジネスコールダイレクト内線SMS(WEB)	ctc ビジネスコールダイレクト内線SMS(WEB)
CTCモバイル通話定額	ctc モバイル通話定額
CTCモバイル通話定額24	ctc モバイル通話定額24
CTCモバイル利用料金	ctc モバイル利用料金

3 この改正規定実施の日以降、当社が別に定める契約約款等において次表の左欄の用語が規定されている場合、それぞれ同様の右欄の用語に読み替えるものとします。

CTCモバイル(LTE)通信サービス契約約款	ctc モバイル(LTE)通信サービス契約約款
CTCモバイル(LTE)通信サービス	ctc モバイル(LTE)通信サービス

附則

(実施時期)

1 この改正規定(附則別紙1に係るものを含みます。)は、2025年8月1日から実施します。

ただし、この改正規定中、基本使用料の料金種別の名称に関する改正規定については、2025年7月1日から実施します。

(基本使用料の料金種別の名称に関する取扱い)

2 改正前の規定により次表の左欄の基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線については、2025年7月1日において、同表右欄の基本使用料の料金種別の適用を受けているものとみなします。

改正前	改正後
標準プラン(新a uピタットプラン又はa uフラットプラン7プラスの適用を受けているものに限ります。)	標準プラン
標準プラン(a uデータMAXプランの適用を受けているものに限ります。)	標準プラン(データMAX)
基本プラン(ピタットプラン 4G LTE又はa uフラットプラン7プラスN)	基本プラン

の適用を受けているものに限りします。)	
基本プラン (スマホミニプラン 4Gの適用を受けているものに限りします。)	基本プラン (スマホミニ)
基本プラン (データMAX、auデータMAXプランPro又はauデータMAXプラン Netfixパックの適用を受けているものに限りします。)	基本プラン (データMAX)
基本プラン2 (使い放題MAXの適用を受けているものに限りします。)	基本プラン (使い放題MAX)
基本プラン3 (スマホミニプラン+ 4Gの適用を受けているものに限りします。)	基本プラン (スマホミニ+)
基本プラン3 (使い放題MAX+の適用を受けているものに限りします。)	基本プラン (使い放題MAX+)

(基本使用料に関する取扱い)

3 2025年7月1日から2025年7月31日までの間、次表に定める料金種別の基本使用料の料金額は、従前のとおり次表に定める額とします。

(1) 一般LTE契約に係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
第1種LTEデュアル及び 第2種LTEデュアル	カテゴリー II	標準プラン	2,480 円(2,728 円)
		標準プラン(データMAX)	2,480 円(2,728 円)
		基本プラン	1,150 円(1,265 円)
		基本プラン(データMAX)	1,150 円(1,265 円)
		基本プラン(使い放題MAX)	1,080 円(1,180 円)
		基本プラン(スマホミニ+)	1,180 円(1,298 円)
		基本プラン(使い放題MAX+)	1,180 円(1,298 円)
		シンプルN	1,150 円(1,265 円)
		カケホN	2,650 円(2,915 円)
		スーパーカケホN	1,650 円(1,815 円)
		ケータイプラン	1,150 円(1,265 円)
		ケータイシンプルプラン	1,370 円(1,507 円)
		ケータイカケホプラン	3,150 円(3,465 円)
		VKプランS(N)	1,168 円(1,284 円)
		VKプランM(N)	1,790 円(1,969 円)
		VKプランE(N)	1,150 円(1,265 円)
第1種LTEデュアル	カテゴリー I	LTEプランS	1,996 円(2,195 円)
		カケホ	4,200 円(4,620 円)
		スーパーカケホ	3,200 円(3,520 円)
		カケホ(ケータイ/V)	3,700 円(4,070 円)
		スーパーカケホ(ケータイ/V)	2,700 円(2,970 円)
		VKプランM	3,240 円(3,564 円)
		VKプランS	1,996 円(2,195 円)
		VKプラン	1,996 円(2,195 円)
	カテゴリー II	シンプル	2,480 円(2,728 円)
		カケホ	3,980 円(4,378 円)
		スーパーカケホ	2,980 円(3,278 円)
		カケホ(V)	4,200 円(4,620 円)
		スーパーカケホ(V)	3,200 円(3,520 円)
		スーパーカケホ(V・a)	3,890 円(4,279 円)
		カケホ(ケータイ/V)	3,700 円(4,070 円)
		スーパーカケホ(ケータイ/V)	2,700 円(2,970 円)
		VKプランM	3,240 円(3,564 円)
		VKプランS	1,996 円(2,195 円)
		VKプラン	1,996 円(2,195 円)
	カテゴリー II	シンプル(V)	2,480 円(2,728 円)
		カケホ(V)	3,980 円(4,378 円)
		スーパーカケホ(V)	2,980 円(3,278 円)

第2種LTEシングル及び 第4種LTEシングル	カテゴリー II	モバイルルータープラン	4,462 円(4,908.2 円)
		ホームルータープラン	4,462 円(4,908.2 円)
第1種LTEシングル	カテゴリー I	LTEフラット for DATA	6,700 円(7,370 円)
第2種LTEシングル及び 第4種LTEシングル	カテゴリー I	WiMAX2+フラット forDATA	5,196 円(5,715.6 円)
		WiMAX2+フラット forDATA EX	5,880 円(6,468 円)
		WiMAX2+フラット forHOME	5,880 円(6,468 円)
第4種LTEシングル	カテゴリー I	WiMAX2+フラット forDATA(L)	5,196 円(5,715.6 円)
		WiMAX2+フラット forDATA EX(L)	5,880 円(6,468 円)
		WiMAX2+フラット forHOME(L)	5,880 円(6,468 円)

(2) 定期LTE契約に係るもの

ア 第2種定期LTE契約に係るもの

(ア) タイプIに係るもの

(イ) 1契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
第1種LTEデュアル及び 第2種LTEデュアル	カテゴリー II	標準プラン	980 円(1,078 円)
		標準プラン(データMAX)	980 円(1,078 円)
第1種LTEデュアル	カテゴリー I	LTEプランS	998 円(1,097 円)
		カケホ	2,700 円(2,970 円)
		スーパーカケホ	1,700 円(1,870 円)
		カケホ(ケータイ/V)	2,200 円(2,420 円)
		スーパーカケホ(ケータイ/V)	1,200 円(1,320 円)
		VKプランM	1,620 円(1,782 円)
		VKプランS	998 円(1,097 円)
		VKプラン	998 円(1,097 円)
	カテゴリー II	シンプル	980 円(1,078 円)
		カケホ	2,480 円(2,728 円)
		スーパーカケホ	1,480 円(1,628 円)
		カケホ(V)	2,700 円(2,970 円)
		スーパーカケホ(V)	1,700 円(1,870 円)
		スーパーカケホ(V・a)	2,390 円(2,629 円)
		カケホ(ケータイ/V)	2,200 円(2,420 円)
		スーパーカケホ(ケータイ/V)	1,200 円(1,320 円)
		VKプランM	1,620 円(1,782 円)
		VKプランS	998 円(1,097 円)
		VKプラン	998 円(1,097 円)
	カテゴリー II	シンプル(V)	980 円(1,078 円)
		カケホ(V)	2,480 円(2,728 円)
		スーパーカケホ(V)	1,480 円(1,628 円)
第1種LTEシングル	カテゴリー I	LTEフラット for DATA	5,700 円(6,270 円)
第2種LTEシングル及び 第4種LTEシングル	カテゴリー I	WiMAX2+フラット forDATA	4,196 円(4,615.6 円)
		WiMAX2+フラット forDATA EX	4,880 円(5,368 円)
		WiMAX2+フラット forHOME	4,880 円(5,368 円)
第4種LTEシングル	カテゴリー I	WiMAX2+フラット forDATA(L)	4,196 円(4,615.6 円)
		WiMAX2+フラット forDATA EX(L)	4,880 円(5,368 円)
		WiMAX2+フラット forHOME(L)	4,880 円(5,368 円)

(ウ) タイプIIに係るもの

1契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
第1種LTEデュアル	カテゴリー I	カケホ	3,000 円(3,300 円)
		スーパーカケホ	2,000 円(2,200 円)
		カケホ(ケータイ/V)	2,500 円(2,750 円)
		スーパーカケホ(ケータイ/V)	1,500 円(1,650 円)

第2種LTEデュアル	カテゴリーⅡ	シンプル	1,280 円(1,408 円)
		カケホ	2,780 円(3,058 円)
		スーパーカケホ	1,780 円(1,958 円)
	カテゴリーⅠ	カケホ(V)	3,000 円(3,300 円)
		スーパーカケホ(V)	2,000 円(2,200 円)
		スーパーカケホ(V・a)	2,690 円(2,959 円)
		カケホ(ケータイ/V)	2,500 円(2,750 円)
		スーパーカケホ(ケータイ/V)	1,500 円(1,650 円)
	カテゴリーⅡ	シンプル(V)	1,280 円(1,408 円)
		カケホ(V)	2,780 円(3,058 円)
		スーパーカケホ(V)	1,780 円(1,958 円)

イ 第3種定期LTE契約に係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
第2種LTEシングル	カテゴリーⅠ	WiMAX2+フラット for DATA	4,196 円(4,615 円)
		WiMAX2+フラット for DATA EX	4,880 円(5,368 円)
第4種LTEシングル	カテゴリーⅠ	WiMAX2+フラット for DATA(L)	4,196 円(4,615 円)
		WiMAX2+フラット for DATA EX(L)	4,880 円(5,368 円)

ウ 第7種定期LTE契約に係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
第1種LTEデュアル及び 第2種LTEデュアル	カテゴリーⅡ	基本プラン	980 円(1,078 円)
		基本プラン(データMAX)	980 円(1,078 円)
		基本プラン(使い放題MAX)	980 円(1,078 円)
		シンプルN	980 円(1,078 円)
		カケホN	2,480 円(2,728 円)
		スーパーカケホN	1,480 円(1,628 円)
		ケータイシンプルプラン	1,200 円(1,320 円)
		ケータイカケホプラン	2,980 円(3,278 円)
		VKプランS(N)	998 円(1,097 円)
		VKプランM(N)	1,620 円(1,782 円)
		VKプランE(N)	980 円(1,078 円)
第2種LTEシングル及び 第4種LTEデュアル	カテゴリーⅡ	モバイルルータープラン	4,292 円(4,721 円)
		ホームルータープラン	4,292 円(4,721 円)

4 2025年7月1日から2025年7月31日までの間、料金表第1表第1（基本使用料等）1（適用）(10)に定める契約者を単位とする金額指定割引の適用に係る基本使用料の割引の適用を受けている場合の、次表に定める料金種別の基本使用料の割引率は、従前のとおり以下を適用します。

基本使用料の料金種別		割引率
下欄以外の料金種別		50%
名称に「基本プラン」を含むもの	下欄以外の場合	14.78%
	通話定額ライトの適用を受けている場合	9.18%
	通話定額の適用を受けている場合	5.96%
名称に「標準プラン」を含むもの	下欄以外の場合	60.48%
	通話定額ライトの適用を受けている場合	47.16%
	通話定額の適用を受けている場合	35.88%
シンプルN		14.78%
カケホN		6.41%
スーパーカケホN		10.3%
カテゴリーⅠのカケホ又はカケホ(V)		35.7%
カテゴリーⅠのスーパーカケホ又はスーパーカケホ(V)		46.87%
スーパーカケホ(V・a)		38.56%
カケホ(ケータイ/V)		40.54%
スーパーカケホ(ケータイ/V)		55.55%
シンプル又はシンプル(V)		60.48%

カテゴリーⅡのカケホ又はカケホ(V)	37.68%
カテゴリーⅡのスーパーカケホ又はスーパーカケホ(V)	50.33%

(データ定額料に関する取扱い)

- 10 2025年7月1日から2025年7月31日までの間、特定データ通信定額制及び特定データ通信定額制(V)の定額料は、従前のとおり次表に定める額とします。

1 契約ごとに月額

区分	料金額
定額料	税抜額 5,700 円(税込額 6,270 円)

(料金等の支払いに関する経過措置)

- 11 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第1 基本使用料等

1 適用

基本使用料等の適用			
(1)削除	削除		
(2)基本使用料等の支払義務	第56条(基本使用料等の支払義務)第1項の規定について、同項第2号のイを下欄のAに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。		
	読み替える規定	ア 次表に定める料金種別の基本使用料	
		基本使用料の料金種別	削除
			削除
		起算開始日	その契約に基づいて当社が契約者回線の提供を開始した日
		起算終了日	契約の解除があった日を含む料金月の末日
(3)LTEサービスの基本使用料の料金種別の選択等	料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(4)の規定について、A並びにケの柱書及び(A)をそれぞれ下欄のA及びイの柱書及び(A)に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。		
	読み替える規定	ア LTEサービスの基本使用料には、次のカテゴリー種別ごとに、次の料金種別があります。	
		(ア) 削除	
		(イ) 第1種LTEシングルに係るもの	
		区分	基本使用料の料金種別
		カテゴリー I	LTEダブル定額 for Tab ds
		カテゴリー I	LTEフラット for Tab ds
		(ウ) 第3種LTEシングルに係るもの	
		区分	基本使用料の料金種別
		カテゴリー I	LTEフラット for Tab ds(L)
		イ 基本使用料の料金種別の変更の請求があった場合における取扱いについては、次表のとおりとします。	
		(ア)LTEデュアルに係るもの	
		区分	変更後の基本使用料の適用
		①②以外の場合	その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。 ただし、その請求が、端末設備の変更に係る請求と同時に行使されたものである場合は、その請求があった日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。
		②LTEプラン、オフィスケータイプラン及びカケホ(CP)の間の変更、LTEプラン(V)及びオフィスケータイプラン(V)の間の変更並びにカケホ(ケータイ/V)からオフィスケータイプラン(VK)への変更(特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)又は特定データ通信2段階定額制Z(ケータイ/V-ii)の適用の開始又は廃止を伴わないもの)に限ります。)の場合	その請求があった日から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。 ただし、契約者から要請があり、当社の業務の遂行上支障がない場合は、その請求があった日を含む料金月の翌料金月から変更後の料金種別による基本使用料を適用します。

(4) 第2種定期LTE契約に係る基本使用料の取扱い(2年契約、2年契約(自動更新なし))	読み替える規定	料金第1表第1(基本使用料等)1(適用)(5)の規定について、ア及びエの表を下欄のア及びイに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。			
		ア 第2種定期LTE契約に係る基本使用料については、その料金種別に応じて、2-1-1の(3)に規定する料金額を適用します。			
		イ			
		区分			基本使用料の料金種別
		LTE契約に係るもの	第1種LTEデュアル	カテゴリー I	カケホ、スーパーカケホ、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)
				カテゴリー II	シンプル、カケホ、スーパーカケホ
			第2種LTEデュアル	カテゴリー I	カケホ(V)、スーパーカケホ(V)、スーパーカケホ(V・a)、カケホ(ケータイ/V)、スーパーカケホ(ケータイ/V)
				カテゴリー II	シンプル(V)、カケホ(V)、スーパーカケホ(V)
(5) 削除	削除				
(6) 削除	削除				
(7) 削除	削除				
(8) 契約者を単位とする金額指定割引の適用(ctc まるごとビジネス割引)	読み替える規定	料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(10)の規定について、アの(エ)の②を下欄のアに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。			
		ア 割引率			
		② 基本使用料の料金種別がカケホ又はカケホ(V)の場合			
		基本使用料の料金種別		割引率	
		カテゴリー I のカケホ、カケホ(V)		34.09%	
		カケホ(CP)		35.7%	
		イ 本割引は、LTEデュアル(第3種LTEデュアルを除きます。)の契約者回線であって、次に該当しないものに限り、選択することができます。 (イ) 基本使用料の料金種別がタブレットプランライト 4G、ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)のもの			
(9) LTE NET機能又はLTE NET for DATA機能に係るオプション機能使用料の適用	読み替える規定	料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(19)の規定について、同規定をアとし、その次に下欄の規定を加えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。			
		イ LTEシングルの契約者回線(料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(24)又は(29)の適用を受けるものであって、基本使用料の料金種別がLTEダブル定額 for Tab のものに限り、)の契約者は、その契約者回線に係るデータ通信(海外LTE NET利用及び海外LTE NET for DATA利用に係るもの並びに特定事業者が適用するローミングに係るものを含まず。)に係る累計課金対象データ量が 512,000 バイト(500 キロバイトといいます。)未満の場合、その料金月のLTE NET機能に係るオプション機能使用料の支払いを要しません。			
(10) 削除	削除				
(11) 削除	削除				
(12) 特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引の適用(ctc モバイルスマートフォン連携割引)	読み替える規定	料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(27)の規定について、ア((ア)から(オ)の部分を除きます。)を下欄のアに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。			
		ア 特定のLTEシングルに係る契約を条件とする基本使用料等の割引(以下この欄において「本割引」といいます。)とは、LTEデュアルの契約者回線の契約者が、判定用回線(イに定めるものをいいます。以下この欄において同じとします。))について判定用サービス(当社が別に定める電気通信サービスをいいます。以下この欄において同じとします。)の提供を受けている場合に、そのLTEデュアルの契約者回線に係る基本使用料等(この約款の規定により支払いを要することとされるau(LTE)通信サービスの料金(基本使用料(LTEプラン又はLTEプラン(Vのもの)を除きます。)、オプション機能使用料(着信短縮ダイヤ			

引Imine)		ル機能、海外ローミング機能、番号変換機能、保留転送機能及び番号変換文字メッセージ送受信機能(WEB)に係るものを除きます。)、通話料(ctc モバイル国際通話及び国際SMS送信に係るものを除きます。))及びデータ通信料(料金表第3(データ通信料)1(適用)第3(データ通信料)1(適用)(6)の3に定める購入データ量に係るものを除きます。))に限り。)、付随サービスに関する料金等(料金安心サービスに関する料金に限り。))及び当社が別に定める料金をいいます。以下この欄において同じとします。))について、次表に定める額(基本使用料等の額が次表に定める額に満たない場合は、基本使用料等の額とします。))の割引を行うことをいいます。												
(13)特定サービスに係る契約を条件とする基本使用料等合計額の割引の適用(ctc スマートビジネス連携割引)	読み替える規定	料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(28)の規定について、アの(エ)の①を下欄のアに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。 ア 基本使用料(料金種別がLTEプラン、又はLTEプラン(V)のものを除きます。))												
(14)特定のLTEシングルの契約者回線に係るLTEデュアル等との回線群の構成等(スマホセット割)	読み替える規定	料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(29)の規定について、アの(イ)の表及びイの表の区分1をそれぞれ下欄のア及びイに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。 ア 1 契約ごとに <table><tr><th>基本使用料の料金種別</th><th>割引額</th></tr><tr><td>LTEダブル定額 for Tab</td><td>1,000 円</td></tr><tr><td>LTEフラット for Tab ds</td><td>2,850 円</td></tr><tr><td>LTEフラット for Tab ds(L)</td><td>2,850 円</td></tr></table> イ <table><tr><th>区分</th><th>電気通信回線</th></tr><tr><td>区分1</td><td>この約款又は特定MNOのLTE約款に定めるLTEデュアルの契約者回線(基本使用料の料金種別がケータイプラン、ケータイシンプルプラン若しくはケータイカケホプランのもの又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものに限り。))</td></tr></table>	基本使用料の料金種別	割引額	LTEダブル定額 for Tab	1,000 円	LTEフラット for Tab ds	2,850 円	LTEフラット for Tab ds(L)	2,850 円	区分	電気通信回線	区分1	この約款又は特定MNOのLTE約款に定めるLTEデュアルの契約者回線(基本使用料の料金種別がケータイプラン、ケータイシンプルプラン若しくはケータイカケホプランのもの又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものに限り。))
基本使用料の料金種別	割引額													
LTEダブル定額 for Tab	1,000 円													
LTEフラット for Tab ds	2,850 円													
LTEフラット for Tab ds(L)	2,850 円													
区分	電気通信回線													
区分1	この約款又は特定MNOのLTE約款に定めるLTEデュアルの契約者回線(基本使用料の料金種別がケータイプラン、ケータイシンプルプラン若しくはケータイカケホプランのもの又は特定データ通信定額の取扱いの適用を受けているものに限り。))													
(15)特定のLTEデュアルの契約者回線との回線群の構成	読み替える規定	料金表第1表第1(基本使用料等)1(適用)(30)の規定について、ウを下欄のアに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。 ア 本取扱いに係る判定用回線とは、次表に定める電気通信回線をいいます。 <table><tr><th>区分</th><th>電気通信回線</th></tr><tr><td>区分1</td><td>この約款又は特定MNOのLTE約款に定めるLTEデュアルの契約者回線(基本使用料の料金種別が特定データ通信定額の取扱い(特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)を除きます。))の適用を受けているものに限り。))</td></tr><tr><td>区分2</td><td>当社又は特定MNOの5G約款に定める5Gデュアルの契約者回線</td></tr></table>	区分	電気通信回線	区分1	この約款又は特定MNOのLTE約款に定めるLTEデュアルの契約者回線(基本使用料の料金種別が特定データ通信定額の取扱い(特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)を除きます。))の適用を受けているものに限り。))	区分2	当社又は特定MNOの5G約款に定める5Gデュアルの契約者回線						
区分	電気通信回線													
区分1	この約款又は特定MNOのLTE約款に定めるLTEデュアルの契約者回線(基本使用料の料金種別が特定データ通信定額の取扱い(特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-i)又は特定データ通信定額制Ⅱ(ケータイ/V-ii)を除きます。))の適用を受けているものに限り。))													
区分2	当社又は特定MNOの5G約款に定める5Gデュアルの契約者回線													

2 料金額

2-1-1 削除

2-1-2 LTEシングルに係るもの

(1) 一般LTE契約に係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
第1種LTEシングル	カテゴリー I	LTEダブル定額 for Tab	2,500 円(2,750 円)
		LTEフラット for Tab ds	6,700 円(7,370 円)
第3種LTEシングル	カテゴリー I	LTEフラット for Tab ds(L)	6,700 円(7,370 円)

(2) 第2種定期LTE契約に係るもの

ア タイプ I に係るもの

1 契約ごとに月額

区分		基本使用料の料金種別	料金額
第1種LTEシングル	カテゴリー I	LTEダブル定額 for Tab	1,500 円(1,650 円)
		LTEフラット for Tab ds	5,700 円(6,270 円)
第3種LTEシングル	カテゴリー I	LTEフラット for Tab ds(L)	5,700 円(6,270 円)

第2 通話料

1 適用

通話料の適用については、第57条(通話料及びデータ通信料の支払義務)及び第94条(電話番号案内接続に係る通話料の支払い義務等)並びに料金表第1表第2(通話料)の規定によるほか、次のとおりとします。

通話料の適用							
(1)SMS機能を利用した通信に係る通話料の適用	料金表第1表第2(通話料)1(適用)(6)の規定について、ア及びイ((ア)から(ウ)の部分を除きます。)をそれぞれ下欄のア及びイに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。 <table border="1"> <tr> <td>読み替える規定</td><td> ア SMS送信に関する料金については、SMS送信を通話とみなして2-1-1-3又は料金表第1表第2(通話料)2(料金額)2-2-1に規定する料金額を適用します。 イ アの規定にかかわらず、次のいずれかのSMS送信については、2-1-1-3に規定する料金額の支払を要しません。 (ウ)次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から当社又は特定MNOが提供する携帯電話サービス若しくはSORACOM Air for セルラー通信サービスの電気通信回線へのSMS送信 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">基本使用料の料金種別</th></tr> <tr> <td colspan="2">LTEプラン、LTEプランS、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、LTEプラン(V)、オフィスケータイプラン(V)、VKプラン、オフィスケータイプラン(VK)</td></tr> </table> </td></tr> </table>	読み替える規定	ア SMS送信に関する料金については、SMS送信を通話とみなして2-1-1-3又は料金表第1表第2(通話料)2(料金額)2-2-1に規定する料金額を適用します。 イ アの規定にかかわらず、次のいずれかのSMS送信については、2-1-1-3に規定する料金額の支払を要しません。 (ウ)次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から当社又は特定MNOが提供する携帯電話サービス若しくはSORACOM Air for セルラー通信サービスの電気通信回線へのSMS送信 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">基本使用料の料金種別</th></tr> <tr> <td colspan="2">LTEプラン、LTEプランS、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、LTEプラン(V)、オフィスケータイプラン(V)、VKプラン、オフィスケータイプラン(VK)</td></tr> </table>	基本使用料の料金種別		LTEプラン、LTEプランS、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、LTEプラン(V)、オフィスケータイプラン(V)、VKプラン、オフィスケータイプラン(VK)	
読み替える規定	ア SMS送信に関する料金については、SMS送信を通話とみなして2-1-1-3又は料金表第1表第2(通話料)2(料金額)2-2-1に規定する料金額を適用します。 イ アの規定にかかわらず、次のいずれかのSMS送信については、2-1-1-3に規定する料金額の支払を要しません。 (ウ)次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から当社又は特定MNOが提供する携帯電話サービス若しくはSORACOM Air for セルラー通信サービスの電気通信回線へのSMS送信 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">基本使用料の料金種別</th></tr> <tr> <td colspan="2">LTEプラン、LTEプランS、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、LTEプラン(V)、オフィスケータイプラン(V)、VKプラン、オフィスケータイプラン(VK)</td></tr> </table>	基本使用料の料金種別		LTEプラン、LTEプランS、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、LTEプラン(V)、オフィスケータイプラン(V)、VKプラン、オフィスケータイプラン(VK)			
基本使用料の料金種別							
LTEプラン、LTEプランS、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、LTEプラン(V)、オフィスケータイプラン(V)、VKプラン、オフィスケータイプラン(VK)							
(2)削除	削除						
(3)カケホ等の契約者回線に係る通話料の適用	料金表第1表第2(通話料)1(適用)(10)の2の規定について、アを下欄のアに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。 <table border="1"> <tr> <td>読み替える規定</td><td> ア 次表の左欄に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線の契約者は、2(料金額)の規定にかかわらず、その契約者回線からの通話(料金表第1表第2(通話料)1(適用)(17)の適用を受けた通話(同欄のアの(イ)に定めるもの)に限ります。)、同(21)の適用を受けた通話(同欄のアの表の(ウ)及び(エ)に定めるもの)に限ります。)、同(27)若しくは(28)のアの(ア)の適用を受けた通話、SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、au国際通話、ワイドスターサービス(ワイドスターⅢ及びワイドスターⅡ(それぞれ株式会社NTTドコモがワイドスターⅢ、ワイドスターⅡの名称で提供する衛星電話サービスをいいます。以下同じとします。))をいいます。以下同じとします。))の電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。以下このア及び料金表第1表第2(通話料)1(適用)(10)の3のアにおいて「定額対象通話」といいます。))に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。以下このアにおいて同じとします。))の次表の右欄に定める部分について、その支払いを要しません。 <table border="1"> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th><th>支払いを要しない料金</th></tr> <tr> <td>カケホ(CP)</td><td>その契約者回線からの定額対象通話に関する料金</td></tr> </table> </td></tr> </table>	読み替える規定	ア 次表の左欄に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線の契約者は、2(料金額)の規定にかかわらず、その契約者回線からの通話(料金表第1表第2(通話料)1(適用)(17)の適用を受けた通話(同欄のアの(イ)に定めるもの)に限ります。)、同(21)の適用を受けた通話(同欄のアの表の(ウ)及び(エ)に定めるもの)に限ります。)、同(27)若しくは(28)のアの(ア)の適用を受けた通話、SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、au国際通話、ワイドスターサービス(ワイドスターⅢ及びワイドスターⅡ(それぞれ株式会社NTTドコモがワイドスターⅢ、ワイドスターⅡの名称で提供する衛星電話サービスをいいます。以下同じとします。))をいいます。以下同じとします。))の電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。以下このア及び料金表第1表第2(通話料)1(適用)(10)の3のアにおいて「定額対象通話」といいます。))に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。以下このアにおいて同じとします。))の次表の右欄に定める部分について、その支払いを要しません。 <table border="1"> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th><th>支払いを要しない料金</th></tr> <tr> <td>カケホ(CP)</td><td>その契約者回線からの定額対象通話に関する料金</td></tr> </table>	基本使用料の料金種別	支払いを要しない料金	カケホ(CP)	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金
読み替える規定	ア 次表の左欄に定める基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線の契約者は、2(料金額)の規定にかかわらず、その契約者回線からの通話(料金表第1表第2(通話料)1(適用)(17)の適用を受けた通話(同欄のアの(イ)に定めるもの)に限ります。)、同(21)の適用を受けた通話(同欄のアの表の(ウ)及び(エ)に定めるもの)に限ります。)、同(27)若しくは(28)のアの(ア)の適用を受けた通話、SMS送信、番号変換機能を利用して行われた通話、au国際通話、ワイドスターサービス(ワイドスターⅢ及びワイドスターⅡ(それぞれ株式会社NTTドコモがワイドスターⅢ、ワイドスターⅡの名称で提供する衛星電話サービスをいいます。以下同じとします。))をいいます。以下同じとします。))の電気通信回線への通話及びその他当社が別に定めるものを除きます。以下このア及び料金表第1表第2(通話料)1(適用)(10)の3のアにおいて「定額対象通話」といいます。))に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。以下このアにおいて同じとします。))の次表の右欄に定める部分について、その支払いを要しません。 <table border="1"> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th><th>支払いを要しない料金</th></tr> <tr> <td>カケホ(CP)</td><td>その契約者回線からの定額対象通話に関する料金</td></tr> </table>	基本使用料の料金種別	支払いを要しない料金	カケホ(CP)	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金		
基本使用料の料金種別	支払いを要しない料金						
カケホ(CP)	その契約者回線からの定額対象通話に関する料金						
(4)削除	削除						
(5)特定電話番号への通話料の月極割引の適用(指定割)	料金表第1表第2(通話料)1(適用)(19)の規定について、キの柱書及び(カ)をそれぞれ下欄のアの柱書及び(カ)に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。 <table border="1"> <tr> <td>読み替える規定</td><td> ア 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。 (カ) 次表に定めるもの以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">基本使用料の料金種別</th></tr> <tr> <td colspan="2">VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、LTEプラン、LTEプランS、VKプランM、VKプランS、VKプラン、LTEプラン(V)</td></tr> </table> </td></tr> </table>	読み替える規定	ア 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。 (カ) 次表に定めるもの以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">基本使用料の料金種別</th></tr> <tr> <td colspan="2">VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、LTEプラン、LTEプランS、VKプランM、VKプランS、VKプラン、LTEプラン(V)</td></tr> </table>	基本使用料の料金種別		VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、LTEプラン、LTEプランS、VKプランM、VKプランS、VKプラン、LTEプラン(V)	
読み替える規定	ア 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。 (カ) 次表に定めるもの以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">基本使用料の料金種別</th></tr> <tr> <td colspan="2">VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、LTEプラン、LTEプランS、VKプランM、VKプランS、VKプラン、LTEプラン(V)</td></tr> </table>	基本使用料の料金種別		VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、LTEプラン、LTEプランS、VKプランM、VKプランS、VKプラン、LTEプラン(V)			
基本使用料の料金種別							
VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、LTEプラン、LTEプランS、VKプランM、VKプランS、VKプラン、LTEプラン(V)							
	料金表第1表第2(通話料)1(適用)(20)の規定について、キの(カ)を下欄のアに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。						

(6)特定電話番号への通話料の月極割引Ⅱの適用(指定通話定額)	読み替える規定	ア 当社は、本割引の適用を受けている契約者回線について、契約者から本割引の適用を廃止する申出があった場合のほか、次に該当する場合には、本割引の適用を廃止します。 (カ)次表に定めるもの以外への基本使用料の料金種別の変更があったとき。	
		基本使用料の料金種別	
		VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、LTEプラン、LTEプランS、VKプランM、VKプランS、VKプラン、LTEプラン(V)、	
(7)削除	削除		
(8)特定の契約者回線等への通話に対する定額料の適用(ビジネス通話定額)	読み替える規定	料金表第1表第2(通話料)1(適用)(27)の規定について、アの(ア)並びにイの柱書及び(ア)をそれぞれ下欄のA並びにイの柱書及び(ア)に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。	
		ア 定額料及び割引額	
		1契約ごとに月額	
		定額料	割引額
		300 円 (330 円)	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金(別記 15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から 90 分以内の部分(カケホN、ケータイカケホプラン、カケホ、カケホ(CP)、カケホ(V)若しくはカケホ(ケータイ/V)又は名称に「標準プラン」若しくは「基本プラン」を含むもの、ケータイプラン若しくはケータイシンプルプラン(それぞれ国内通話定額のうち通話定額又は通話定額2の適用を受けるものに限り。))に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から 90 分を超える部分を含みます。)に係るものに限り。以下この(27)において「定額対象部分」とします。)の月間累計額
		備考 その料金月の末日(その契約者回線に係るLTE契約の解除(契約変更又は契約移行に係るものを除きます。))があったときは、その解除のあった日)における基本使用料の料金種別がカケホN、ケータイカケホプラン、カケホ、オフィスケータイプラン、オフィスケータイプランVK(ケータイ)、カケホ(CP)、カケホ(V)、オフィスケータイプラン(V)、カケホ(ケータイ/V)若しくはオフィスケータイプラン(VK)又は名称に「標準プラン」若しくは「基本プラン」を含むもの、ケータイプラン若しくはケータイシンプルプラン(それぞれ国内通話定額のうち通話定額又は通話定額2の適用を受けるものに限り。))である場合の定額料の額は、0円とし、VKプランS(N)、VKプランM(N)、VKプランE(N)、LTEプランS、VKプランM、VKプランM若しくはVKプランS又は名称に「標準プラン」若しくは「基本プラン」を含むもの、ケータイプラン若しくはケータイシンプルプラン(それぞれ国内通話定額の適用を受けるものを除きます。)である場合の定額料の額は、900 円)とします。	
		イ 本定額適用は、LTEデュアル(第3種LTEデュアルを除きます。)の契約者回線である場合に限り選択することができます。	
(9)第2種定期LTE契約に係る通話料の割引の適用(法人通話・パケット割)	読み替える規定	料金表第1表第2(通話料)1(適用)(28)の規定について、アの(ア)の定額料及び割引額の表並びにイの柱書及び(ア)をそれぞれ下欄のAの表並びにイの柱書及び(ア)に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。	
		ア	
		1契約ごとに月額	
		定額料	割引額
		900 円 (990 円)	定額対象電話番号に係る電気通信回線への通話に関する料金(別記 15の規定により測定した通話時間がその通話を開始した時点から 90 分以内の部分(カケホ、カケホ(CP)、カケホ(V)、カケホ(ケータイ/V)又は名称に「標準プラン」を含むもの(通話定額の適用を受けるものに限り。))に係る基本使用料の料金種別の適用を受けている契約者回線から行った通話については、その通話を開始した時点から 90 分を超える部分を含みます。)に係るものに限り。以下この(28)及び(29)において「定額対象部分」とします。)の月間累計額
		イ 本割引は、LTEデュアル(第3種LTEデュアルを除きます。)の契約者回線である場合に限り選択することができます。	

2 料金額

2-1 LTEサービスに係るもの

2-1-1 通常通話に係るもの

2-1-1-1 2-1-1-2 から 2-1-1-3 以外のもの

(1) (2)以外のもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに 20 円(22 円)

(2) ワイドスターサービスの電気通信回線への通話に係るもの

区分	料金額
通話料	30 秒までごとに 161 円(177 円)

2-1-1-2 電話番号案内接続に係るもの

区分	料金額
電話番号案内料	1 の電話番号の案内ごとに 200 円(220 円)
通話料	2-1-1-1 に規定する各料金種別の料金額と同額

2-1-1-3 SMS機能に係るもの

料金表第 1 表第 2(通話料)2(料金額)2-1-1-3(SMS機能に係るもの)のとおりとします。

第3 データ通信料

1 適用

データ通信料の適用			
(1)特定のデータ通信への定額制の適用(LTEフラット)	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(3)の規定について、イ、オの表の区分4、カの(エ)及びキの表の区分3をそれぞれ下欄のア、イ、ウ及びエに読み替えるものし、その他については同項の規定のとおりとします。		
	読み替える規定		
	ア 特定データ通信定額制は、第1種LTEデュアルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるもの(以下この欄において「対象プラン」といいます。)に限り、選択することができます。 <table><tr><td>基本使用料の料金種別</td></tr><tr><td>LTEプラン、カケホ(CP)、オフィスケータイプラン</td></tr></table>	基本使用料の料金種別	LTEプラン、カケホ(CP)、オフィスケータイプラン
基本使用料の料金種別			
LTEプラン、カケホ(CP)、オフィスケータイプラン			
(2)LTEデュアルの契約者回線に係るデータ通信料の定額適用	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(4)の規定について、アの(ア)を下欄のアに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。		
	読み替える規定		
	ア 基本使用料の料金種別 <table><tr><td>基本使用料の料金種別</td></tr><tr><td>ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン</td></tr></table>	基本使用料の料金種別	ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン
基本使用料の料金種別			
ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン			
(3)LTEサービスの契約者回線に係るデータ通信利用の制限	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(5)の2の規定について、アの(ア)を下欄のアに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。		
	読み替える規定		
	ア 当社は、LTEサービス又はLTEモジュールの契約者回線との間のデータ通信(特定データ通信定額制Ⅳの適用を受けている場合は、当社所定のサービスの利用に係るものを除き、特定データ通信定額制Ⅴの適用を受けている場合は、海外定額対象回線に係る海外定額対象利用及びテザリング機能を利用したものに定めるものに限り)ます。ただし、その契約者回線について、特定データ通信定額制Ⅳ又は特定データ通信定額制Ⅴに対応した端末設備(所定の技術的条件に合致するものに限り)ます。)と異なる端末設備その他の電気通信設備が接続された場合、この限りではありません。以下この欄、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(6)、(6)の2及び(6)の3において同じとします。に)に係る累計課金対象データ量が次表に定める総量速度規制データ量を超えたことを当社が確認した場合、その確認した日を含む料金月の末日までの間、その契約者回線との間のデータ通信の伝送速度を最高 128kbit/s(特定データ通信定額制Ⅳ、スマホミニプラン+4G又はスマホミニプラン4Gの適用を受けている場合、特定海外定額対象利用以外のデータ通信については最高 300kbit/s とします。)に制限する取扱い(以下「データ通信総量速度規制」といいます。)を行います。		
	ただし、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(6)に定めるデータ通信総量速度規制の廃止する申出があった場合、(6)の2に定める総量速度規制データ量の繰越適用若しくは(6)の3に定めるデータ通信総量速度規制の一時解除を受けている場合は、この限りではありません。		
	(ア) (イ)以外のもの <table><tr><td>総量速度規制データ量</td></tr><tr><td>7,516,192,768 バイト(7ギガバイト)</td></tr></table>	総量速度規制データ量	7,516,192,768 バイト(7ギガバイト)
	総量速度規制データ量		
7,516,192,768 バイト(7ギガバイト)			
(イ) 基本使用料の料金種別がLTEフラットforTabds又はLTEフラットforTabds(L)のもの <table><tr><td>総量速度規制データ量</td></tr><tr><td>2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)</td></tr></table>	総量速度規制データ量	2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)	
総量速度規制データ量			
2,147,483,648 バイト(2ギガバイト)			
(4)データ通信利用の制限の廃止に係る	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(6)の規定について、ウの(イ)を下欄のアに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。		

取扱い(エクストラオプション)	読み替える規定	ア データ通信総量速度規制の廃止(以下この欄において「本取扱い」といいます。)は、それぞれ次のいずれかに該当するLTEサービスの契約者回線であって、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(6)の3の適用を受けていないものに限り、選択することができます。 (イ)基本使用料の料金種別がVKプランE(N)、LTEフラット for DATA、LTEダブル定額 for Tab 又はWiMAX2+フラットプランのもの。 イ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、契約者から本取扱いの適用を廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。 (カ)ケータイプラン、タブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン 50 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットデータシェアプラン、タブレットデータシェアプランds、タブレットプランds(L)への基本使用料の変更又は選択があったとき。				
(5)総量速度規制データ量の繰越適用(データくりこし)	読み替える規定	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(6)の2の規定について、イの(イ)及びオをそれぞれ下欄のア及びイに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。 ア 第1種LTEデュアル、第2種LTEデュアル又はLTEシングルの契約者回線については、料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(6)の2のイの(イ)の表に定める種類の特定データ通信定額の取扱いの適用又は次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けていること、又は第3種LTEデュアルの契約者回線であること。 <table border="1"><thead><tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr></thead><tbody><tr><td>タブレットシェアプラン 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット for Tab、LTEフラット for DATA(m)、タブレットプランds、LTEフラット for DATA(m)ds、LTEフラット for Tabds、LTEフラット for Tab(L)、タブレットプランds(L)又はLTEフラット for Tabds(L)</td></tr></tbody></table> イ その契約者回線について、別表1(オプション機能)に定めるテザリング利用機能の提供を受けている場合、アに定める前月からの繰越データ量に 524,288,000 バイト(500 メガバイト)を合算します。 ただし、その料金月において、次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けていない場合は、この限りではありません。 <table border="1"><thead><tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr></thead><tbody><tr><td>LTEプラン、LTEプラン(V)、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット for Tab、LTEフラット for DATA(m)、タブレットプランds、LTEフラット for DATA(m)ds、LTEダブル定額forTab、LTEフラット for Tabds、LTEフラット for Tab(L)、タブレットプランds(L)又はLTEフラット for Tabds(L)</td></tr></tbody></table>	基本使用料の料金種別	タブレットシェアプラン 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット for Tab、LTEフラット for DATA(m)、タブレットプランds、LTEフラット for DATA(m)ds、LTEフラット for Tabds、LTEフラット for Tab(L)、タブレットプランds(L)又はLTEフラット for Tabds(L)	基本使用料の料金種別	LTEプラン、LTEプラン(V)、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット for Tab、LTEフラット for DATA(m)、タブレットプランds、LTEフラット for DATA(m)ds、LTEダブル定額forTab、LTEフラット for Tabds、LTEフラット for Tab(L)、タブレットプランds(L)又はLTEフラット for Tabds(L)
基本使用料の料金種別						
タブレットシェアプラン 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット for Tab、LTEフラット for DATA(m)、タブレットプランds、LTEフラット for DATA(m)ds、LTEフラット for Tabds、LTEフラット for Tab(L)、タブレットプランds(L)又はLTEフラット for Tabds(L)						
基本使用料の料金種別						
LTEプラン、LTEプラン(V)、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット for Tab、LTEフラット for DATA(m)、タブレットプランds、LTEフラット for DATA(m)ds、LTEダブル定額forTab、LTEフラット for Tabds、LTEフラット for Tab(L)、タブレットプランds(L)又はLTEフラット for Tabds(L)						
(6)データ通信利用の制限の一時解除に係る取扱い(データチャージオプション)	読み替える規定	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(6)の3の規定について、ウの(ア)を下欄のアに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。 ア 特定データ通信定額の取扱いの適用又は次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けているもの <table border="1"><thead><tr><th>基本使用料の料金種別</th></tr></thead><tbody><tr><td>ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、タブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン 50 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット for Tab、LTEフラット for DATA(m)、タブレットプランds、LTEフラットforDATA(m)ds、LTEフラット for Tabds、LTEフラット for Tab(L)、タブレットプランds(L)又はLTEフラット for Tabds(L)、LTEフラットforDATA(m/L)</td></tr></tbody></table>	基本使用料の料金種別	ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、タブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン 50 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット for Tab、LTEフラット for DATA(m)、タブレットプランds、LTEフラットforDATA(m)ds、LTEフラット for Tabds、LTEフラット for Tab(L)、タブレットプランds(L)又はLTEフラット for Tabds(L)、LTEフラットforDATA(m/L)		
基本使用料の料金種別						
ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン、タブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン 50 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット for Tab、LTEフラット for DATA(m)、タブレットプランds、LTEフラットforDATA(m)ds、LTEフラット for Tabds、LTEフラット for Tab(L)、タブレットプランds(L)又はLTEフラット for Tabds(L)、LTEフラットforDATA(m/L)						
		料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(8)の規定について、下欄に読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。				

(7)LTEサービスの契約者回線に係るデータ通信料の適用	読み替える規定 LTEデュアルの契約者回線(基本使用料の料金種別が次表に定めるものに限ります。) 又はLTEシングルの契約者回線(基本使用料の料金種別LTEダブル定額 for Tab のものを除きます。)の契約者は、2(料金額)の規定にかかわらず、その契約者回線との間のデータ通信に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。)の支払いを要しません。 <table border="1" data-bbox="478 295 1465 369"> <tr> <th colspan="2">基本使用料の料金種別</th></tr> <tr> <td colspan="2">ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン</td></tr> </table>	基本使用料の料金種別		ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン							
基本使用料の料金種別											
ケータイプラン、ケータイシンプルプラン、ケータイカケホプラン											
(8)LTEシングルに係る基本使用料の料金種別によるデータ通信料の減額適用	ア 次表の左欄に定める基本使用料の料金種別を選択しているLTE契約者は、その契約者回線に係るデータ通信に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額のうち、同表の右欄に定める料金額の支払を要しません。 1 契約ごとに月額 <table border="1" data-bbox="419 564 1465 638"> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th><th>支払いを要しない額</th></tr> <tr> <td>LTEダブル定額 for Tab</td><td>0 円から 200 円までの部分</td></tr> </table> イ データ通信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。 ウ 当社は、基本使用料の料金種別ごとに、その料金月におけるアに定める基本使用料の支払いを要する日数が1の料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、アに定める支払いを要しない額を日割りします。 エ ウの規定により日割りした額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げます。	基本使用料の料金種別	支払いを要しない額	LTEダブル定額 for Tab	0 円から 200 円までの部分						
基本使用料の料金種別	支払いを要しない額										
LTEダブル定額 for Tab	0 円から 200 円までの部分										
(9)LTEダブル定額 for Tab の契約者回線に係るデータ通信料の適用	ア LTEシングルの契約者回線(基本使用料の料金種別が次表の左欄に定めるものに限ります。)に係るデータ通信に関する料金(特定事業者が提供するローミングに係るものを含みます。以下この欄において同じとします。)の月間累計額((5)の適用による場合は、適用した後の額とします。)が、同表の右欄に定める上限定額料(カの規定により上限定額料を日割りした場合はその額とします。以下この欄において同じとします。)を超える場合、2(料金額)の規定にかかわらず、上限定額料を適用する取扱い(以下この欄において「本取扱い」といいます。)を行います。 1 契約ごとに月額 <table border="1" data-bbox="419 1182 1465 1256"> <tr> <th>基本使用料の料金種別</th><th>上限定額料</th></tr> <tr> <td>LTEダブル定額 for Tab</td><td>4,743 円(5,217 円)</td></tr> </table> イ データ通信に関する料金の月間累計は、基本使用料の料金種別ごとに料金月単位で行います。 ウ 本取扱いの適用の開始は、その契約者回線においてLTEダブル定額 for Tab の適用を開始した日からとします。 エ 当社は、本取扱いの適用を受けている契約者回線について、次に該当する場合には、本取扱いの適用を廃止します。 (ア)LTEサービスの利用の一時休止があったとき。 (イ)LTE契約の解除があったとき。 (ウ)LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更があったとき。 (エ)LTEダブル定額 for Tab 以外への料金種別の変更又は選択があったとき。 オ エの規定により、本取扱いの適用を廃止する場合における取扱いについては、次表のとおりとします。 <table border="1" data-bbox="419 1695 1465 1984"> <tr> <th>区分</th><th>本取扱いの適用</th></tr> <tr> <td>1 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。</td><td>その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。</td></tr> <tr> <td>2 LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更又はLTEダブル定額 for Tab 以外への料金種別の変更若しくは選択があったとき。</td><td>そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日若しくは選択日の前日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。</td></tr> </table>	基本使用料の料金種別	上限定額料	LTEダブル定額 for Tab	4,743 円(5,217 円)	区分	本取扱いの適用	1 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。	2 LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更又はLTEダブル定額 for Tab 以外への料金種別の変更若しくは選択があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日若しくは選択日の前日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。
基本使用料の料金種別	上限定額料										
LTEダブル定額 for Tab	4,743 円(5,217 円)										
区分	本取扱いの適用										
1 LTEサービスの利用の一時休止又はLTE契約の解除があったとき。	その一時休止日又は契約解除日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。										
2 LTEデュアルへのLTEサービスの種類の変更又はLTEダブル定額 for Tab 以外への料金種別の変更若しくは選択があったとき。	そのLTEサービスの種類の変更日の前日又は料金種別の変更日の前日若しくは選択日の前日までのデータ通信料について、本取扱いの適用の対象とします。										

	カ ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合又はエのいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は次表の適用開始日から適用終了日までの期間に係る日数に応じて、基本使用料の料金種別ごとにアに規定する上限定額料の日割りを行います。	
	区分	起算日
	適用開始日	その料金月の初日(その料金月において、ウの規定により本取扱いの適用を開始した場合は、その事由が生じた日の前日)
	適用終了日	その料金月の末日(その料金月において、エのいずれかの規定により本取扱いの適用を廃止した場合は、その事由が生じた日の前日)
(10)総量速度規制データ量の増減適用に係る取扱い(データギフト)	料金表第1表第3(データ通信料)1(適用)(13)の規定について、イの(ウ)を下欄のアに読み替えるものとし、その他については同項の規定のとおりとします。	
	読み替える規定	ア LTEシングルの契約者回線であって、基本使用料の料金種別が次表に定めるものであるとき。
		基本使用料の料金種別 タブレットシェアプラン 4G、タブレットプラン3 4G、タブレットプラン 50 4G、タブレットプランライト 4G、タブレットプラン 20、タブレットデータシェアプラン、LTEフラット for Tab、LTEダブル定額 for Tab 又はWiMAX2+フラットプラン

2 料金額

2-1 LTEデュアルに係るもの

(1) (2)以外のもの

1 課金対象データごとに

区分	料金額
データ通信料	0.6 円(0.66 円)

(2) 基本使用料の料金種別がカケホ(CP)のもの

1 課金対象データごとに

区分	料金額
データ通信料	0.1 円(0.11 円)

2-2 LTEシングルに係るもの

1 課金対象データごとに

区分	料金額
データ通信料	0.6 円(0.66 円)

第4 オプション機能

1 適用

オプション機能の適用		
(1)LTE NET機能	別表1(オプション機能)15 欄に規定するLTE NET機能について、同欄の備考(6)の(エ)を下欄の <i>ア</i> に読み替えるものとし、その他については同欄の規定のとおりとします。	
	読み替える規定	ア次表に定める基本使用料の料金種別の適用を受けているもの
		イ 特定データ通信定額制の適用の開始は、その申込みを当社が承諾した日を含む料金月の翌料金月からとします。
		ただし、次表の左欄に規定する場合は、で追う表の右欄に規定する日からとします。
		基本使用料の料金種別
	LTEフラット for Tab、LTEフラット for DATA(m)、タブレットプランds、LTEフラット for DATA(m)ds、LTEフラット for Tab(L) 又はタブレットプランds(L)	